神 奈 川 県 地 域 防 災 計 画 ~地震災害対策計画~

平成24年4月神奈川県防災会議

目 次

| 計画の修正 | 1_め7こつ (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) |
|--------|--|
| 第1章 地 | 震災害対策の計画的な推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・2 |
| 第 1節 | 計画の目的、位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・2 |
| 第 2節 | 神奈川県の自然的、社会的条件・・・・・・・・・・・・・・・4 |
| 第 3節 | 地震被害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1 |
| 第 4節 | 神奈川県地震防災戦略・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22 |
| 第 5節 | 地震に関する観測・調査研究の推進・・・・・・・・・・・・・・24 |
| 第 6節 | 地震災害対策計画の推進主体とその役割・・・・・・・・・・・・・・・26 |
| 第2章 都 | 市の安全性の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 5 |
| 第 1節 | 計画的な土地利用と市街地整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 6 |
| 第 2節 | 防災空間の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 9 |
| 第 3節 | 道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策・・・・・・・・・・・・4 1 |
| 第 4節 | 津波対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43 |
| 第 5節 | がけ崩れ対策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 |
| 第 6節 | ライフラインの安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 C |
| 第 7節 | 液状化対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2 |
| 第 8節 | 危険物等施設の安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・53 |
| 第 9節 | 建築物等の安全確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55 |
| 第3章 災 | 害時応急活動事前対策の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 8 |
| 第 1節 | 災害時情報の収集・提供体制の拡充・・・・・・・・・・・・・ 5 9 |
| 第 2節 | 災害対策本部等組織体制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・62 |
| 第 3節 | 救助・救急、消火活動体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 4 |
| 第 4節 | 警備・救助対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67 |
| 第 5節 | 避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 9 |
| 第 6節 | 帰宅困難者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2 |
| 第 7節 | 災害時要援護者等に対する対策・・・・・・・・・・・・・・・ 74 |
| 第 8節 | 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策・・・・・・・・・・・フラ |
| 第 9節 | 医療・救護・防疫対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 S 文教対策・・・・・・・・・・・・・・・ 8 3 |
| 第10節 | 文教対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 3 |
| 第11節 | 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策・・・・・・・・・・・・85 |
| 第12節 | 建築物等対策(危険度判定、応急修理)・・・・・・・・・・・・・88 |
| 第13節 | ライフラインの応急復旧対策・・・・・・・・・・・・・・・90 |
| 第14節 | 災害廃棄物等の処理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93 |
| 第 15 節 | 広域応援体制等の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 第16節 | 県民の自主防災活動の拡充強化・・・・・・・・・・・・・・・98 |
| 第 17 節 | 災害救援ボランティア活動の充実強化・・・・・・・・・・・・100 |
| 第 18 節 | 防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 O 2 防災訓練の実施・・・・・・・・ 1 O 6 |
| 第19節 | 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・106 |

| 第4章 災 | (害時の応急活動対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 C | 9 |
|--------|---|---|
| 第 1節 | 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・ 1 1 | 0 |
| 第 2節 | 救助・救急、消火及び医療救護活動・・・・・・・・・・・・・12 | 4 |
| 第 3節 | 避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 | 0 |
| 第 4節 | 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動・・・・・・・・・・・13 | 6 |
| 第 5節 | 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動・・・・・・・・・・13 | 9 |
| 第 6節 | 文教対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 | 3 |
| 第 7節 | 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動・・・・・・・・・・・ 1 4 | |
| 第 8節 | 警備・救助対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 | |
| 第 9節 | ライフラインの応急復旧活動・・・・・・・・・・・・・・・15 | |
| 第 10 節 | 災害廃棄物等の処理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・15 | 8 |
| 第11節 | 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動・・・・・・・・ 15 | |
| 第 12 節 | 広域的応援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 | |
| 第 13 節 | 災害救援ボランティアの支援活動・・・・・・・・・・・・・・1 6 | |
| 第 14 節 | 災害救助法関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6 | |
| 第 15 節 | 二次災害の防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 | 2 |
| 第16節 | 津波対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 | 3 |
| | | |
| 第5章 復 | 夏旧・復興対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7 復興体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7 | 5 |
| 第 1節 | 復興体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7 | 6 |
| 第 2節 | 復興対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17 | 7 |
| | | |
| 第6章 東 | 「海地震に関する事前対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 1 |
| 第 1節 | 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 | 1 |
| 第 2節 | 予防対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9 | 3 |
| 第 3節 | 警戒宣言発令時等対策・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9 | 4 |

計画の修正にあたって

1 計画の修正について

神奈川県では、これまで、神奈川県地域防災計画の地震災害対策計画に基づき様々な地震災害対策 を実施してきましたが、甚大かつ広範にわたる被害をもたらした東日本大震災の経験や教訓を活かし て、全面的に計画の見直しを行うこととしました。

そこで、有識者等による検討の場を設けるとともに、県民の皆様からの御意見も踏まえ、県内市町村と協力して、現行の対策の検証や新たに必要となる対策の検討を行ってきました。また、国においても対策の検討が行われ、防災基本計画が平成23年12月に修正されました。

今回、これらの成果を反映させて、地震災害対策計画の修正を行い、本県の地震災害対策の充実・ 強化を図ります。

さらに、国においては、引き続き、地震災害対策について様々な検討が行われており、今後、それらの検討結果を踏まえた修正を行います。

2 基本的な考え方

東日本大震災では、本県でも死傷者や家屋の損壊などの被害が発生しました。また、液状化現象や 帰宅困難者の発生に加え、交通機関の乱れや物流の停滞等によって県民生活に大きな影響が及びまし た。こうしたことから、①人的被害の軽減(「いのちを守る」)や②県民等の生活・社会活動の安定(「生 活を守る」)のため、さらなる減災に向けた取組を進めていくことが重要です。

そこで、計画の修正にあたって、東日本大震災の教訓や経験を踏まえ、次の5つの視点から計画を 修正しました。

【5つの視点】

① 「自助」・「共助」による取組の強化(注)

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に県民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、県民、企業、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化します。

② 正確かつ迅速な情報の収集・提供体制の強化

災害発生時の迅速かつ適切な避難、支援等を支えるため、情報の収集・提供体制等を整備・強化します。

③ 市町村や企業、団体等との連携強化

県域全体の災害対応力の向上を図るため、市町村をはじめ他都道府県、国との連携や、企業、団体等との連携を一層強化します。

④ 地域の実情に応じた対策の実施

震災発生時に被害を最小限に抑えるためには、自然的、社会的条件など地域の実情に応じた災害 に強いまちづくりや避難対策が必要です。県は、役割分担を踏まえた中で、市町村の取組を支援し ます。

⑤ 柔軟な災害対応の実施

どのような地震災害であったとしても、人的被害を軽減し、県民等の生活・社会活動への影響を 最低限に抑えられるよう、柔軟な対応を可能とする対策・体制づくりを進めます。

⁽注) 「自助」とは、自分の身を自分の努力によって守ること、「共助」とは、地域や近隣の人などが互いに協力し合うこと、「公助」とは、国や県、市町村等の行政、消防機関による救助・救援等のことです。

第1章 地震災害対策の計画的な推進

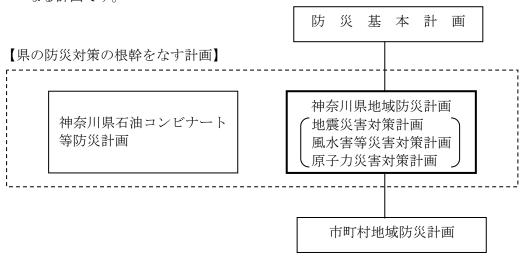
第1節 計画の目的、位置づけ

1 計画の目的

地震災害対策計画は、県内(石油コンビナート等特別防災区域を除く。)の風水害等の災害及び原子力災害を除く、地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を推進して、災害に強い安全な県土づくりを進めるとともに、地震災害が発生した際の応急対策を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的とするものです。

2 計画の構成及び性格

- (1) 地震災害対策計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき作成する神奈川県地域防災計画の うち、地震災害対策に関する計画として神奈川県防災会議が定めたものです。
 - また、国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針になるものです。
- (2) 地震災害対策計画は、別に定める風水害等災害対策計画、原子力災害対策計画とともに、神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに、本県の防災対策の根幹をなすものです。
- (3) 地震災害対策計画中の東海地震に関する事前対策計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画として定めたものです。
- (4) 地震災害対策計画は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の、基礎となる計画です。



3 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、各防災機関が多くの事業を実施する必要があるため、長期間にわたり膨大な投資が求められます。そこで地域社会の実情、各種対策の水準等を点検しながら、「減災」の考え方を基本方針として、緊急度の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

また、国の財政措置を活用することはもとより、防災対策の第一線機関としての市町村の防災力の一層の向上を図るため、県は財政的支援を行います。

4 計画の修正

この地震災害対策計画は、地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映 させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。 計画の修正にあたっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います。

資 料

- 1-1-(1) 神奈川県防災会議
- 1-1-(2) 神奈川県防災会議条例
- 1-1-(3) 神奈川県防災会議運営要綱
- 1-1-(4) 神奈川県防災会議委員名簿
- 1-1-(5) 神奈川県防災会議幹事名簿

第2節 神奈川県の自然的、社会的条件

1 自然的条件

神奈川県は、太平洋プレート、フィリピン海プレート、北米プレートが錯綜する地域に位置するため、東海地震、南関東地域直下の地震、その一つとしての神奈川県西部地震等の発生の切迫性が指摘されるとともに、長期的には南関東地震の発生も指摘されています。

また、県内には、約30本の活断層が確認されており、そのうち活動度が高いとされるA級活断層(注 1)及び主要起震断層(注 2)が11本あります。

(1) 位置及び面積

本県は、関東平野の南西部に位置し、北側は東京、山梨両都県に、東側は一級河川多摩川をはさんで東京都に、西側は静岡、山梨両県にそれぞれ接しており、南側は相模湾に面しています。

| 方 位 | 地名 | 経緯度(世界測地系による) |
|---------|----------------|--------------------|
| 最東端 (E) | 川崎市川崎区浮島町 | 東経 139 度 47 分 46 秒 |
| 最西端 (W) | 足柄上郡山北町(三国山) | 〃 138度54分57秒 |
| 最南端 (S) | 三浦市城ヶ島安房崎 | 北緯 35 度 07 分 44 秒 |
| 最北端 (N) | 相模原市緑区佐野川(生藤山) | 〃 35度40分22秒 |

面積は24万1,586ha(平成22年10月1日現在)で、全国総面積の0.64%を占めるに過ぎず、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次ぐ狭い県域となっています。

(2) 地形

本県の地形は、①丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる起伏の激しい山がちの西部地域、②多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域、③相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と低地からなる中央地域の三地域に大きく分けられます。

ア 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳(1,673m)を始め1,300m前後の山々が連なる丹沢山地とがあります。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いています。南西には三重式火山で有名な箱根火山があり、酒匂川、狩川によってつくられた足柄平野がそのすそ野に広がっています。

イ 東部の丘陵、台地の地域

北には海抜70~90mの多摩丘陵、海抜40~50mの下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いています。南には多摩丘陵より古い丘陵地性の三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにおぼれ谷(リアス式海岸)が発達しています。

ウ 平坦な中央地域

本県の中央部を占めているこの地域は、北から海抜 50~150mの相模原台地、扇状地性の愛甲台地と続き、相模低地、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいます。

このように変化に富んだ地形は、短時間に出来上がったものではなく、数千万年にわたるさまざまな変遷を経てつくりだされたものです。

(3) 地盤

本県の地盤は、丹沢山地や箱根火山地では岩盤が地表近くまで出ており、県の中央部から東部にかけての台地や丘陵地では、関東ローム層の下に砂礫や粘土層が見られ、その下が岩盤となっています。酒匂川、相模川、鶴見川、多摩川をはじめとする河川の流域や海岸に沿って広がる沖積地では、比較的新しい年代に海や川の作用で堆積した粘土や砂、さらには湿地に堆積した軟らかい腐植土層が地表付近に見られます。

⁽注1) A級活断層とは、1,000年あたり平均 $1m\sim10m$ の変位速度のある活断層のことです。

⁽注2) 主要起震断層とは、想定される地震の規模がマグニチュード7.0 (長さが20km) 以上及び活動度B級(A級の10分の1)以上の活断層のことです。

岩盤より上にある地層は特に地震の揺れと関係が深く、中でも沖積地に堆積した地層や関東ローム層は比較的軟らかく地震の揺れに大きく影響するものとみられます。

また、沖積層の地盤の中には、砂層の分布も見られるため、地盤の液状化を起こす可能性があります。

(4) 活断層

断層とは、ある面を境にして両側の地層にずれの見られる地質の構造のことで、そのうち、過去 数十万年の間繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

全国には、陸域において約2,000本の活断層が確認されており、平成7年1月に発生した阪神・ 淡路大震災は、野島断層によって引き起こされたものです。

この阪神・淡路大震災を契機に、文部科学省は、全国の活断層を早期に調査するため、地震関係 基礎調査交付金を地方公共団体に交付することにより、活断層調査を推進してきました。

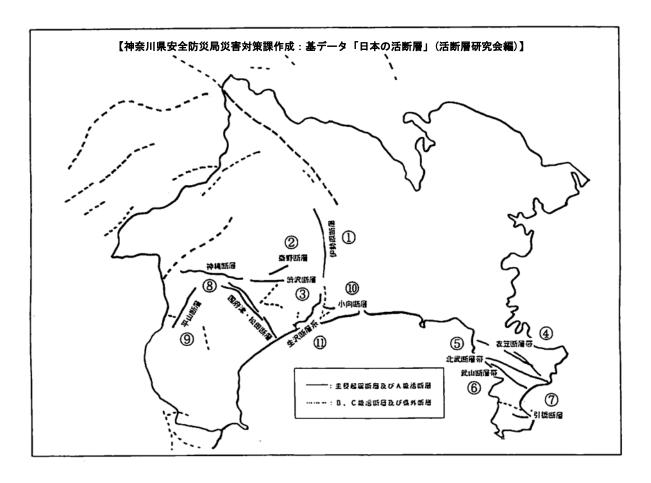
県内で確認されているA級活断層及び主要起震断層の 11 本については、国、県、市町村がそれぞれ役割分担を行いながら調査を行っています。

県内の主な活断層と調査実施状況

| 調査状況 | 言 | 周 査 | 実 | 施 | 状 況 |
|--------------------------|----------------------|---|--------------------------|----------------------|---|
| 断層名 | | 長さ | 最新活動時期 | 再来間隔 | 調査結果 |
| ①伊勢原断層 | 平成7~ 8年度 県調査 | 約13km | 約300~ 2,050年前 | 約3,300~ 5,000年 | 最大マグニチュード7程度の地震を起こす可能性があるが、次の活動までには千数百年以上の時間があると推定される。 |
| ②秦 野 断 層 | 平成9~ 10年度 県調査 | 秦 野 断 層 2. 8km 下 宿 断 層 2. 3km 八 幡 断 層 1. 4km 戸 川 断 層 0. 7km | 約1.7万年前またはそれ以降 | 不明 | 少なくとも約1.7万年前または それ以降に活動している。ただ し、神縄・国府津一松田断層帯 の活動に付随して活動する可 能性がある。 |
| ③渋 沢 断 層 | 平成9~ 10年度 県調査 | 渋 沢 東 断 層 5.4km 渋 沢 西 断 層 1.7km | 1万年以降に 活動した可能 性が高い | 不明 | 活動時期は明らかではないが、 神縄・国府津-松田断層帯の活 動に付随して活動する可能性 がある。 |
| 三 浦 半 島北 断 層 群 | 平成11~ 12年度 県調査 | 20km ④衣笠断層 13km ⑤北武断層 12.5km ⑥武山断層 9km | 約1,000~ 1,500年前 | 約1,000~ 1,600年 | 衣笠断層は次の活動までに数 千年以上の時間があると推定 されるが北武断層と武山断層 は近い将来に活動する可能性 がある。 なお、3つの断層が収斂してい る場合、さらに短い間隔で活動 する可能性がある。 |
| 三 浦 半 島南 断 層 群 | 平成11~ 12年度 県調査 | 7km+海域 南 下 浦 断 層 3.7km ⑦引 橋 断 層 1.9km | 2万年~ 2.2万年前 | 不明 (6,100年 以上) | 次の活動は不明だが、北側に比べて近い将来に活動する可能性は低いと考えられる。 なお、相模トラフと連動して活動した可能性もある。 |
| ⑧神縄・国府津 一松田断層帯 (注) | | 約16km | 約650~900年 前 | 約 1,000 ~ 1,100年 | 現在を含む今後数百年以内に活動する可能性がある。 |
| ⑨平 山 断 層 | 平成13~ 15年度 県調査 | 約3.5km~8km | 約2,600年前以前 | 不明 | 神縄・国府津一松田断層帯の活動に付随し、現在を含む今後数百年以内に活動する可能性がある。 |
| ⑩小 向 断 層 | 平成13~ 15年度 県調査 | 約3km | 12~13万年前 以降 | 不明 | 次の活動は不明だが、地形的には明瞭な活断層である。 |
| ⑪生沢断層系 | 平成13~ 15年度 県調査 | 約5km | 不明 | 不明 | 次の活動は不明。 |

⁽注) 神縄断層、国府津-松田断層を総称して、「神縄・国府津-松田断層帯」と呼びます。

県内の主な活断層の分布状況



神奈川県に被害を及ぼした主な地震

| 西暦(和暦) | 地 域 (名称) | 規模 (マグニチュード) | 主な被害(注) |
|-------------------------|---------------------------------|-----------------|---|
| 818 (弘仁 9) | 関東諸国 | 7.5以上 | (相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野など での被害。圧死者多数。) |
| 878.11.1 (元慶 2) | 関東諸国 | 7. 4 | (相模、武蔵を中心に被害。圧死者多数。) |
| 1257. 10. 9 (正嘉 1) | 関東南部 | 7.0~7.5 | 鎌倉で山崩れ、社寺・家屋倒壊などの被害 |
| 1293. 5. 27 (永仁 1) | 鎌倉 | 7. 0 | 鎌倉で社寺・家屋倒壊、焼失などの被害。死 者数数千から23,000人余の諸説あり。 |
| 1498. 9. 20 (明応 7) | (明応地震) | 8.2~8.4 | 鎌倉で津波により溺死者 200 人。 |
| 1605. 2. 3 (慶長 9) | (慶長地震) | 7. 9 | 小田原で人馬数百死 |
| 1633.3.1 (寛永 10) | 相模、駿河、伊豆 | 7. 0 | 小田原で最も被害が大きく、小田原市内で死者 150人、家屋全壊多数。箱根でも死者あり。 |
| 1648. 6. 13 (慶安 1) | 相模、江戸 | 7. 0 | 小田原領内で家屋全壊多数。箱根で死者1人。 |
| 1649. 9. 1 (慶安 2) | 川崎、江戸 | 6. 4 | 川崎で民家 140~150 軒などが倒壊。付近の村 でも家屋倒壊あり。 死傷者多数。 |
| 1697. 11. 25 (元禄 10) | 相模、武蔵 | 6. 5 | 鎌倉で家屋全壊あり。 |
| 1703. 12. 31 (元禄 16) | (元禄地震) | 7.9~8.2 | 沿岸部を中心に甚大な被害。小田原領内で死者 2,291 人、家屋全壊 8,007 棟。津波による被害もあり。 |
| 1782. 8. 23 (天明 2) | 相模、武蔵、甲斐 | 7. 0 | 箱根、小田原で被害が大きく、住家約 800 棟 破損。 |
| 1812. 12. 7 (文化 9) | 武蔵、相模 | $6^{1/4}$ | 横浜で家屋全壊 22 棟。付近でも死者、家屋全 壊あり。 |
| 1853. 3. 11 (嘉永 6) | 小田原付近 | 6. 7 | 小田原を中心に被害。死者 24 人、負傷者 13 人、家屋全壊 1,088 棟。 |
| 1855.11.11 (安政 2) | ((安政)江戸地震) | 6. 9 | 県東部を中心に被害。死者 37 人、負傷者 75 人、家屋全壊 64 棟。 |
| 1894. 6. 20 (明治 27) | 東京湾北部 ((明治) 東京地震とも呼ばれ る。) | 7. 0 | 横浜市、橘樹郡を中心に被害。死者 7 人、負 傷者 40 人、家屋全半壊 40 棟。 |
| 1923. 9. 1 (大正 12) | (大正関東地震) | 7. 9 | 死者・行方不明者 33,067 人、負傷者 56,269 人、住家全壊 62,887 棟、住家焼失 68,569 棟、 住家流出 136 棟。 |
| 1924. 1. 15 (大正 13) | 丹沢山塊 (丹沢地震 とも呼ばれる。) | 7. 3 | 関東地震の余震。死者 13 人、負傷者 466 人、 住家全壊 561 棟。 |
| 1930. 11. 26 (昭和 5) | (北伊豆地震) | 7. 3 | 死者 13 人、負傷者 6 人、住家全壊 88 棟。 |
| 1983. 8. 8 (昭和 58) | 神奈川・山梨県境 | 6. 0 | 死者1人、負傷者23人。 |
| 2005. 2. 16 (平成 16) | 茨城県南部 | 5. 3 | 負傷者1人。 |
| 2005. 2. 16 (平成 17) | 千葉県北西部 | 6. 0 | 負傷者9人。 |
| 2011. 3. 11 (平成 23) | (東北地方太平洋沖 地震) | 9. 0 | 死者 4 人、負傷者 131 人。 |

⁽注) 主な被害は県内の被害です。県内の被害が特定できない場合は () 内に全体の被害を記載しています。 【「日本の地震活動」地震調査研究推進本部地震調査委員会編等より作成】

2 社会的条件

本県は、首都圏の一角を占め、わが国の産業経済活動のリーディングゾーンを形成してきたため、狭隘な県土に900万人を越える県民が居住し、多くの生産施設や業務施設が立地し、災害に対する脆弱性が指摘されてきました。

(1) 人口

ア人口

平成22年10月1日現在の本県の人口は、904万8,331人(男454万4,545人、女450万3,786人)と、東京都に次いで全国第2位となっています。

平成 22 年 10 月の国勢調査では、65 歳以上の老齢人口は、1,819,503 人(20.1%) となっています。

イ 人口密度及び分布状況

人口密度は、1km²あたり3,745人で、東京都、大阪府に次いで全国第3位です。

地域別の人口分布状況は、横浜地域 368 万 8,773 人 (40.8%)、県央地域 155 万 6,008 人 (17.2%)、 川崎地域 142 万 5,512 人 (15.8%)、湘南地域 128 万 6,928 人 (14.2%)、横須賀・三浦地域 73 万 2,059 人 (8.1%)、西湘地域 24 万 7,240 人 (2.7%)、足柄上地域 11 万 1,811 人 (1.2%) と なっています。

(2) 土地利用

ア 土地利用概況

平成22年10月1日現在の本県の面積は、24万1,586haと全国総面積の0.64%を占めています。このうち、森林面積は9万4,902haで県面積の39.3%(平成20年4月1日現在)、耕地面積は2万500ha(平成21年)で、県面積の8.6%となっています。

イ 市街化区域及び市街化調整区域

平成22年4月1日現在で、県内33市町村のうち都市計画区域が指定されている市町は、19市13町(31都市計画区域)、面積では19万9,684haで、全県域の83%を占めています(都市計画区域が指定されていないのは、清川村全域と松田町、山北町及び相模原市(旧津久井町及び旧藤野町)の一部です)。

無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、この都市計画区域のうち、首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯内の19市9町について市街化区域及び市街化調整区域との区分(線引き)が、昭和45年6月10日に行われ、平成22年4月1日現在17万2,771ha、(全県域の72%)で区域区分が行われています。平成22年4月1日現在の市街化区域面積は9万3,326ha、市街化調整区域面積は7万9,445haとなっています。

(3) 交通

ア 道路交通

県内の道路延長は、国道・県道・市町村道をあわせて、平成22年4月1日現在で2万5,291km となっています。このうち自動車専用道路については、東名高速道路などが整備され、県が管理する一般幹線道路についても約1,078kmの交通ネットワークの整備を進めてきましたが、増大する交通需要には追いつかず、県内の道路混雑は県民生活や産業経済に深刻な影響を与えています。県内の自動車保有車両数は、平成22年3月31日現在で約377万台となっています。また、県内で最も交通量の多い地点は、平成22年度の交通量調査によると、国道16号(保土ケ谷バイパス)の横浜市保土ケ谷区今井町であり、約10万5千台/12時間(平日7時から19時まで)となっています。

イ 鉄道交通

県内の一部路線では通勤通学時の混雑状況は、依然として厳しいものとなっていますが、鉄道網の計画的な整備と輸送力の増強が進められ、混雑率は徐々に低下する傾向にあります。

県内の鉄道は、平成 22 年 3 月 31 日現在で、JRが 13 路線、延長 311.1km、110 駅、民鉄が 23 路線、300.6km、235 駅、横浜市営地下鉄が延長 53.4km、40 駅であり、平成 20 年度の 1 日平均県

内各駅合計の乗車人員は約736万人となっています。

(4) 都市構造

ア 都市化

高度成長期に、横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したことに伴い住宅地の開発が行われ、県の総面積に占める市街化区域の比率は38%に達するとともに、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行しています。

イ 産業活動

古くから発達してきた東京湾臨海部の京浜工業地帯をはじめ、内陸部では研究開発機能等を生かした試験研究機関や先端技術産業の立地、都市部を中心に業務施設の立地が進むなど、活発な産業経済活動が展開されています。

ウ 危険物等の集積

石油コンビナート等特別防災区域としての京浜臨海地区、根岸臨海地区及び久里浜地区をはじめとする東京湾沿いには、石油化学・電力・製鉄及び各種製造業等の高度に発達した工業施設が立地し、各種の石油類・高圧ガス等の危険物が大量に貯蔵されています。

平成22年度末現在の県内における危険物施設数は、18,749施設となっています。

本県における社会環境の推移

| | 区 | 分 | 平成 2 年 (1990) | 平成 12 年 (2000) | 平成 22 年 (2010) | 備考 |
|-----------------|-------------------|----------|-----------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| | (65 歳以 | 口(上) | 7, 980, 391 人 (704, 596) | 8, 489, 974 人 (※1, 117, 742) | 9,048,331 人 (1,819,503) | 10月1日現在 (10月1日現在) (※1月1日現在) |
| 世 | 帯 | 数 | 2,847,812 世帯 | 3,341,233 世帯 | 3,844,525 世帯 | 10月1日現在 |
| | 街 化 | 区 域 | 91, 773ha | 92, 829ha | 93, 326ha ※ | 3月31日現在 ※4月1日現在 |
| 宅 | | 面積 | 523. 84k m² | 561. 72k m² | 582. 43k m² | 1月1日現在 |
| 危 | 険 物 旅 | 函設 数 | 28,942 箇所 | 23,680 箇所 | 18,749 箇所 | 3月31日現在 |
| 石 | 持 定 事 | 業 | 112 事業所 | 96 事業所 | 85 事業所 | |
| 油 | 石 | 油 | 18,662 千 kl | 17,631 千 kl | 14,448 千 kl | |
| ロンビナート 貯蔵取扱量 | ま 高 | | 1, 282, 475 千 N ㎡ | 1, 503, 322 千 N ㎡ | 1, 830, 231 千 N ㎡ | 4月1日現在 |
| | 自動車(車 両 | 保有 数 | 3,062,181 台 | 3,821,624 台 | 3,770,559台 | 3月31日現在 |
| 水普 | 道給水 <i>/</i> 及 | 人口と 率 | 7,876,427 人 (99.7%) | 8, 423, 697 人 (99. 8%) | 8, 994, 638 人 (99. 8%) | 3月31日現在 |

資 料

1-2 神奈川県内の活断層

第3節 地震被害の想定

神奈川県では、これまでに地震被害想定調査を実施してきましたが、東日本大震災では、国内観測 史上最大のマグニチュード9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な 被害が発生しました。このため、今後の地震災害対策にあたっては、科学的知見を踏まえてあらゆる 可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する必要があ ります。

そこで、平成 23 年度に津波浸水予測図を再検討しましたが、今後、新たな津波浸水予測図に基づく被害想定調査を実施するとともに、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適時、新たな被害想定調査を実施します。

1 津波浸水予測

東日本大震災を受け、県では、新たに学識者、国、県等による「津波浸水想定検討部会」を平成23年5月に設置し、技術的見地から現在想定している津波の規模、浸水範囲等について再検証を行い、 津波浸水予測図の見直しを行いました。

(1) 新たな津波浸水予測図の地震・津波の考え方

津波対策を構築するにあたり、次の二つのレベルの津波を想定しました。

ア 避難体制の整備にあたっての最大クラスの津波

概ね数百年から千年に一回程度発生する最大クラスの津波に対して、減災を目的に避難することを最優先とし、避難体制の整備を進めます。

イ 津波の侵入を防ぐ海岸保全施設などの整備にあたっての津波

概ね数十年から百数十年に一回程度発生する規模の津波に対して、海岸保全施設等の整備を進めます。

(2) 検証結果等

ア 検証結果

これまでに県が被害想定調査を実施していた津波を含めた 12 の津波を検討した結果、本県における最大クラスの津波は、「明応型地震」「慶長型地震」「元禄型関東地震と神縄・国府津-松田断層帯地震の連動地震」「神奈川県西部地震」のうち、各沿岸市町にとって浸水区域が最大となる地震・津波としました。

イ 浸水想定の見直し

今回、県が検証対象とした地震モデルについて、国の中央防災会議等で新たなモデルが示された場合には、必要に応じて見直します。

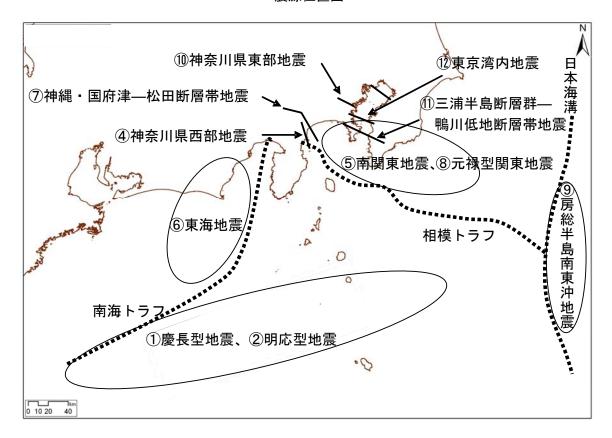
検討対象地震一覧

| NO | 検討対象地震 | 説明 | 最大津波高等 |
|------------|------------------|---|---------------------------------|
| 1 | 慶長型地震 | 1605 年の慶長地震は、地震の揺れはあまり大きくな | 【最大クラスの津波】 |
| | | くても津波が大きい地震(津波地震)として知られて | ・最大津波高 |
| | | おり、痕跡等の史料は乏しいが、本県に対し最大規模 | 14.5m |
| | | の津波を生じる可能性があるため対象としました。 | • 最大津波到達時間 |
| | | 明応型地震よりも沖合の相田(1981)の断層モデル | 80 分 |
| | | をもとに、高角正断層として房総沖まで延長し、本県 | |
| | | に対し最大クラスの津波を生じる地震を新たに想定し | |
| | | ました。 | |
| 2 | 明応型地震 | 1498 年の明応地震は地震の揺れも津波も大きく、痕 | 【最大クラスの津波】 |
| | | 跡等の史料は乏しいが、鎌倉付近で過去最大規模の津 | ・最大津波高 |
| | | 波が生じていることから対象としました。東海道沖の | 12.9m |
| | | 相田 (1981) の断層モデルをもとに、プレート内地震 | • 最大津波到達時間 |
| | | として反転した高角正断層として、本県に対し最大ク | 4分 |
| | - 13 min - 1 i = | ラスの津波を生じる地震を新たに想定しました。 | I □ Labera a L LL |
| 3 | 元禄型関東地震 | 可能性がある連動ケースとして、⑦と⑧の連動を新 | 【最大クラスの津波】 |
| | と神縄・国府津一 | たに想定しました。元禄型関東地震(⑧)発生の3分 | •最大津波高 |
| | 松田断層帯の連 | 後に、神縄・国府津一松田断層帯の地震(⑦)が発生 | 10.6m |
| | 動地震 | するシナリオを想定しました。 | • 最大津波到達時間 |
| <u>(4)</u> | 神奈川県西部地 | 従来と同じ断層モデルをもとに地形条件を変更して | 41 分 【最大クラスの津波】 |
| 4 | 神宗川泉四部地 震 | 仮来と向し例暦セナルをもとに地形采件を変更して 再検証を行いました。 | ・最大津波高 |
| | 反 | 竹幌皿で行いよした。 切迫性が指摘され、津波被害についても想定される | 8.2m |
| | | 地震であり、これまでの海岸保全における津波防護目 | 最大津波到達時間 |
| | | 標です。過去に発生した地震から次のように評価され | 66分 |
| | | でいます。 過去に完全した地震が り次のように計画されて | 00), |
| | | ・発生間隔:70年 | |
| (5) | 南関東地震 | 従来と同じ断層モデルをもとに地形条件を変更して | |
| | 11174714 2724 | 再検証を行いました。 | • 最大津波高 |
| | | これまでの海岸保全における津波防護目標であり、 | 9.8m |
| | | 地震調査研究推進本部(平成 23 年 1 月の長期評価)に | • 最大津波到達時間 |
| | | よれば、次のように評価されています。 | 23 分 |
| | | ・発生間隔:200~400 年 | |
| | | ・今後 50 年間の発生確率:0~7% | |
| 6 | 東海地震 | 従来と同じ断層モデルをもとに地形条件を変更して | |
| | | 再検証を行いました。 | ・最大津波高 |
| | | 中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」で想 | 3.9m |
| | | 定されている地震で、駿河トラフを震源域とし、切迫 | • 最大津波到達時間 |
| | | 性の高い地震です。地震調査研究推進本部(平成23年 | 67 分 |
| | | 1月の長期評価)によれば、次のように評価されてい | |
| | | ます。 | |
| | | ・発生間隔:119年(参考値:一部活動含む) | |
| | | ・今後30年間の発生確率:87%(参考値:「全国地震 | |
| | | 動予測値図」報告書で用いた方法による想定東海地 | |
| | | 震の確率) | |

| NO | 検討対象地震 | 説明 | 最大津波高等 |
|------|--------------|--|------------------------------|
| 7 | 神縄・国府津-松 | 従来と同じ断層モデルをもとに地形条件を変更して | |
| | 田断層帯地震 | 再検証を行いました。 | • 最大津波高 |
| | | 中央防災会議によって同断層の津波想定もされてお | 8.4m |
| | | り、津波被害が想定されるため対象としました。地震調 | • 最大津波到達時間 |
| | | 査研究推進本部 (平成23年1月の長期評価) によれば、 | 5分 |
| | | 次のように評価されています。 | |
| | | ・発生間隔:800~1300 年 | |
| | | ・今後 50 年間の発生確率: 0.4~30% | |
| 8 | 元禄型関東地震 | 過去、実際に発生した地震であり、大きな津波被害を | |
| | | 起こすことが予想されることから、新たに検討対象とし | ・最大津波高 |
| | | ました。房総半島南端部の隆起パターンについての最新 | 9. 2m |
| | | の知見を取り入れた宍倉(2003)の震源モデルを用いま | • 最大津波到達時間 |
| | | した。 | 51分 |
| | | 地震調査研究推進本部(平成23年1月の長期評価) | |
| | | によれば、次のように評価されています。 | |
| | | ・発生間隔: 2300 年 | |
| | 三级 火 点 去 去 法 | ・今後 50 年間の発生確率: 0.0% | |
| 9 | 房総半島南東沖 | 過去に発生した事例はないが、今後、日本海溝付近で | 目上沙地、地士 |
| | 地震 | 起きる可能性がある地震として房総半島南東沖の三重 | ・最大津波高 |
| | | 会合点(注)付近で生じる地震(規模は明治三陸地震程 | 6.9m |
| | | 度)を新たに想定しました。震源が比較的遠いため、地震の採ればなまれた。 | • 最大津波到達時間 |
| | | 震の揺れはあまり大きくなくても津波は比較的大きい 地震として対象としました。 | 122 分 |
| (10) | 神奈川県東部地 | | |
| 100 | 震 | 一般来と同じめ層でブルをもとに地形来件を変更して 再検証を行いました。 | · 最大津波高 |
| | 反 | 中央防災会議の「南関東地域直下の地震対策に関する大 | 2.0m |
| | | 綱」で検討されたフィリピン海プレート境界面で発生す | 最大津波到達時間 |
| | | る地震の検討結果を踏まえ、県庁直下を震源とした断層 | 0分 |
| | | モデルとして、危機管理的に設定しました。 | 0 /3 |
| (11) | 三浦半島断層群 | 従来は、中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」 | |
| | 一鴨川低地断層 | の想定に準じたモデルを用いていましたが、津波の観点 | • 最大津波高 |
| | 帯地震 | から東京湾内部への影響を考え、東京湾湾口部で生じる | 7. 7m |
| | | 可能性がある地震として、三浦半島断層群から鴨川低地 | • 最大津波到達時間 |
| | | 断層へと向かう海域を含めた断層を新たに想定しまし | 5分 |
| | | た。 | |
| 12 | 東京湾内地震 | 首都圏減災プロジェクトで新たに見つけられた本牧 | |
| | | から君津付近の断層を震源とする地震であり、活断層か | • 最大津波高 |
| | | どうかはまだ明らかではないが、東京湾内部への影響が | 3. 3m |
| | | 大きい地震の1つとして新たに想定しました。 | • 最大津波到達時間 |
| L | | | 19分 |
| | | | |

⁽注) 三重会合点とは、三つのプレート境界が交わる点のことです。

震源位置図



2 地震被害想定調査

県では、今後、新たな津波浸水予測図に基づく被害想定調査を実施することとしていますが、平成 19年度及び平成20年度に実施した調査結果では、次のとおり被害を想定しています。

なお、国における新たな地震モデル、想定手法といった被害の想定に関する動向を踏まえ、適時、 新たな被害想定調査を実施します。

(1) 特徴

- ア 阪神・淡路大震災の経験を反映し、最新の知見・技術を用いた調査
- イ 「神奈川県地震防災戦略」策定の前提となる調査
- ウ 危機管理という視点に立った調査
- エ 国等により調査・研究が進められている地震の想定 など

(2) 想定条件

ア 季節:冬 イ 日:平日 ウ 発生時刻:18時

エ 風速・風向:近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均 本計画で示す被害の想定条件は上記のとおりです。なお、今回実施した調査では、このほか冬 の5時、夏の12時についても想定していますが、ここでは、概ね全ての項目で被害が最大とな る想定条件での結果を示します。

(3) 想定地震

今回の被害想定調査では、次の観点で8つ(津波では9つ)の地震を想定し、調査を実施しました。

- ・地震発生の切迫性が高いとされている地震
- ・危機管理的視点から対応を検討しておく必要が高い地震
- ・切迫性は高くないが、発生すれば甚大な被害が県全域に及ぶ可能性があり、長期的なまちづく りによる対応が求められる地震

(4) 想定結果

①東海地震

ア震度

全県において震度5弱以上のゆれが想定され、特に静岡県との県境付近や東海地震に係る地震防災対策強化地域では、震度6弱以上のゆれが想定されます。

イ 津波

相模湾岸の津波の高さは、大部分で2m以下であると予測されますが、鎌倉市付近で最大で4m程度の津波が生じます。(注1)

ウ被害

被害は全県に及ぶと想定されますが、特に地震防災対策強化地域内での被害が大きいものと 想定されます。建物の被害は、全県で全壊棟数が 12,720 棟、半壊棟数が 10 万棟以上と想定さ れます。火災については、全県で 60 件程度の出火が想定され、焼失棟数は 4,270 棟と想定され ます。

全県での人的被害は、死者 130 人、重傷者 940 人と想定され、経済的な被害額は、建物・構造物の損傷による直接被害が約 4.7 兆円、経済活動の停止による間接被害が約 1.5 兆円ないしそれ以上と想定されます。

②南関東地震

ア震度

全県において震度6弱以上のゆれが想定され、広い範囲で震度6強以上のゆれが想定されます。特にアスペリティ(注2)の直上に位置する県西部から中央部にかけてと三浦半島地域では、 震度7のゆれが想定されます。

イ 津波

相模湾岸の広い範囲で2mから3m以上の津波が予測されます。特に真鶴町付近では最大で8m弱、藤沢市付近では最大で6m以上の津波が生じます。

ウ被害

被害は全県に及ぶと想定されますが、特に震源のアスペリティに近い三浦半島、県の中央部から西部の地域、海岸や河川沿いの沖積低地で被害が大きくなると想定されます。建物の被害は、全県で全壊棟数が 410,620 棟、半壊棟数が 403,120 棟と想定されます。火災については、全県で1,420 件と想定され、焼失棟数は 161,750 棟に達すると想定されます。

全県での人的被害は、死者 8,460 人、重傷者 57,990 人と想定され、経済的な被害額は、直接被害が約 47.8 兆円、間接被害が約 14.9 兆円ないしそれ以上と想定されます。

③神縄・国府津-松田断層帯の地震

ア震度

県東部を除くかなり広い範囲で震度6弱以上のゆれが想定されます。県中央部では、震度7のゆれが想定される箇所もあります。

イ 津波

相模湾岸の広い範囲で2mから3m以上の津波が予測されます。特に真鶴町付近では局所的に最大で9m以上、藤沢市付近では最大で5m程度の津波が生じます。

ウ被害

被害は震源断層に近い県の中央部で被害が大きくなると想定されます。建物の被害は、全県

⁽注1) 潮位条件として、相模湾: TP(東京湾平均海面高)0.85m、東京湾: TP0.9mを与えているため、鎌倉市での津波のみの高さは、4mから 0.85mを引いた約3mの高さになります。(以下、各地震とも同様)

⁽注2) アスペリティとは、通常は強く固着していて、地震時には急激にずれて特に強い地震動を発生させる領域のことです。

で全壊棟数が 117,600 棟、半壊棟数が 220,180 棟と想定されます。火災については、全県で 340 件の出火が想定され、焼失棟数は 39,810 棟と想定されます。

全県での人的被害は、死者 1,500 人、重傷者 9,770 人と想定され、経済的な被害額は、直接 被害が約 14.1 兆円、間接被害が約 4.4 兆円ないしそれ以上と想定されます。

④ (参考) 南関東地震と神縄・国府津-松田断層帯の連動地震

ア震度

全県において震度6弱以上となり、広い範囲で震度6強以上のゆれが想定されます。特にアスペリティ直上に位置する県西部から中央部にかけてと三浦半島地域では、震度7のゆれが想定されます。

イ 津波

相模湾岸の広い範囲で2mから3m以上の津波が予測されます。特に真鶴町付近では最大で10m程度、藤沢市付近では最大で8m以上の津波が生じます。

ウ被害

被害は全県に及ぶと想定されます。特に震源のアスペリティに近い三浦半島、県の中央部から西部の地域、海岸や河川沿いの沖積低地で被害が大きくなると想定されます。建物の被害は、全県で全壊棟数が 472,660 棟、半壊棟数が 433,660 棟と想定されます。火災については、全県で1,790 件の出火が想定され、焼失棟数は 207,040 棟と想定されます。

全県での人的被害は、死者 11,380 人、重傷者 71,740 人と想定され、経済的な被害額は、直接被害が約 55.8 兆円、経済活動の停止による間接被害が約 17.4 兆円ないしそれ以上と想定されます。

⑤三浦半島断層群の地震

ア震度

県の東部から中央部にかけて、震度6弱以上のゆれが想定されます。断層近傍のゆれは、震度6強以上(一部で震度7)に達します。

イ 津波

津波の高さは、最大でも 1.5m程度です。

ウー被害

震源断層近傍の三浦半島から県東部地域で被害が大きくなると想定されます。建物の被害は、全県で全壊棟数が 250,040 棟、半壊棟数が 273,500 棟と想定されます。火災については、全県で 480 件の出火が想定され、焼失棟数は 77,030 棟と想定されます。

全県での人的被害は、死者 4,350 人、重傷者 35,800 人と想定され、経済的な被害額は、直接 被害が約 30.8 兆円、間接被害が約 9.6 兆円ないしそれ以上と想定されます。

⑥東京湾北部地震

ア震度

川崎市、横浜市を中心にした県の東部と県の中央部で震度6弱のゆれが想定されます。

イ 津波

津波の高さは、最大でも1.2m程度です。

ウ被害

県の東部から県の中央部にかけて被害が大きくなると想定されます。建物の被害は、全県で全壊棟数が33,660棟、半壊棟数が150,230棟と想定されます。火災については、全県で130件の出火が想定され、焼失棟数は13,130棟と想定されます。

全県での人的被害は、死者 440 人、重傷者 3,630 人と想定され、経済的な被害額は、直接被害が約 8.1 兆円、間接被害が約 2.5 兆円ないしそれ以上と想定されます。

⑦神奈川県西部地震

ア震度

県の西部地域で、震度6弱以上のゆれが想定されます。震源断層の近傍のゆれは、震度6強以上(一部で震度7)に達します。

イ 津波

相模湾岸の広い範囲で2mから3m以上の津波が予測されます。特に真鶴町付近では、局所的に最大で8m以上、藤沢市付近でも最大で6m程度の津波が予測されます。

ウ被害

震源断層に近い県の西部、特に小田原市付近で被害が大きくなると想定されます。建物の被害は、全県で全壊棟数が22,200棟、半壊棟数が36,400棟と想定されます。火災については、全県で60件の出火が想定され、焼失棟数は3,490棟と想定されます。

全県での人的被害は、死者 430 人、重傷者 1,930 人と想定され、経済的な被害額は、直接被害が約 1.9 兆円、間接被害が約 0.6 兆円ないしそれ以上と想定されます。

⑧神奈川県東部地震

ア 震度

川崎市、横浜市を中心にした県の東部で震度6弱のゆれが想定されます。

イ 津波

津波の高さは、最大でも1.5m程度です。

ウ被害

川崎市、横浜市を中心にした県の東部で被害が大きくなると想定されます。建物の被害は、全県で全壊棟数が 16,870 棟、半壊棟数が 81,810 棟と想定されます。火災については、全県で100 件の出火が想定され、焼失棟数は 10,440 棟と想定されます。

全県での人的被害は、死者 390 人、重傷者 3,250 人と想定され、経済的な被害額は、直接被害が約 5.1 兆円、間接被害が約 1.6 兆円ないしそれ以上と想定されます。

⑨ (参考) 元禄型関東地震

到達時間は、相模湾岸の全域で5分以内、東京湾岸でも10分以内と想定されます。地震発生後直ちに避難することが必要です。相模湾の広い範囲で3m以上の津波が想定され、真鶴町付近、藤沢市付近、三浦市付近では、最大で6mないしそれ以上の津波となります。東京湾岸でも3mに近い津波が生じる箇所もあると想定されます。

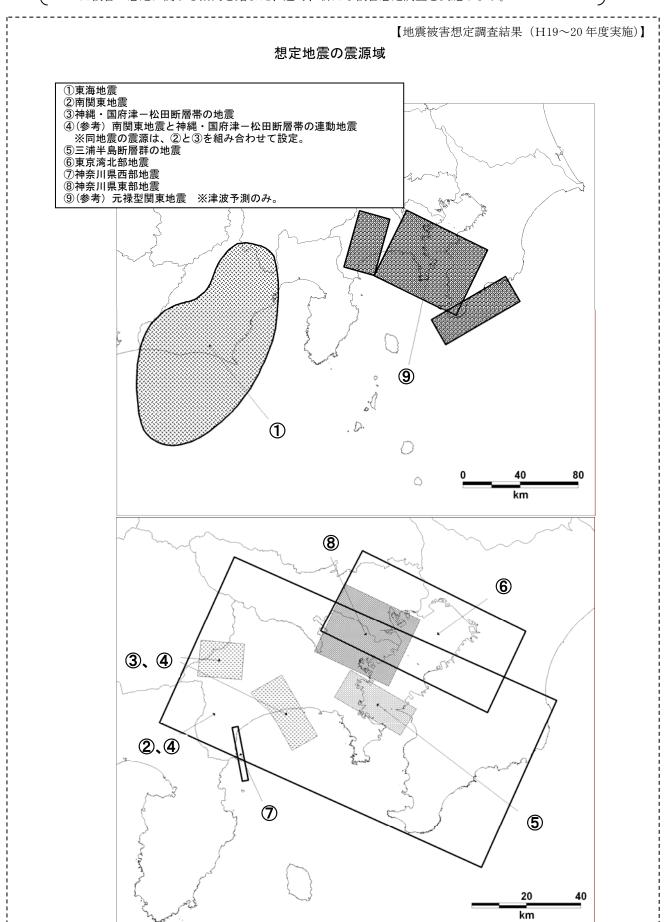
津波による建物の被害は、全県で木造全壊が700棟であり、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、三浦市の4市で全県の76%を占めると想定されます。

【地震被害想定調査結果 (H19~20年度実施)】

想定地震の一覧

| 想定地震 | 説明 |
|-------------|--|
| ①東海地震 | 駿河トラフを震源域とするマグニチュード8クラスの地震で、国の地震防 |
| | 災戦略の対象とされている地震です。大規模地震対策特別措置法で地震発生 |
| | の予知が可能とされている地震であり、その切迫性が指摘されています。 |
| ②南関東地震(大正 | 相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 の地震です。1923 年の大正 |
| 関東地震の再来 | 関東地震の再来型で、今後 100 年から 200 年先には地震発生の可能性が高い |
| 型) | とされており、地震に強い中・長期的なまちづくりの目標とすべき地震です。 |
| ③神縄・国府津-松 | 同断層帯とその海域延長部を震源域とするマグニチュード 7.5 クラスの地 |
| 田断層帯の地震 | 震です。同断層帯は、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価 |
| | では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高 |
| | いグループに属するとされています。 |
| ④ (参考) 南関東地 | 国の調査等において、国府津ー松田断層がプレート境界の巨大衝上断層か |
| 震と神縄・国府津 | らの分岐断層である可能性が指摘されたことを踏まえ、両者が連動して活動 |
| ー松田断層帯の | するマグニチュード7.9クラスの地震を想定しました。 |
| 連動地震(注) | |
| ⑤三浦半島断層群 | 同断層群を震源域とするマグニチュード7.2の地震です(中央防災会議に |
| の地震 | よる算出)。国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価では、同断 |
| | 層群のうち、衣笠・北武断層帯並びに武山断層帯については、国内の主な活 |
| | 断層の中で、今後30年以内に地震が発生する可能性が高いグループに属する |
| | とされています。 |
| ⑥東京湾北部地震 | 国の地震防災戦略の対象とされている、首都圏付近のフィリピン海プレー |
| | トと北米プレート境界のマグニチュード 7.3 クラスの地震で、中央防災会議 |
| | の「首都直下地震対策専門調査会」では、近い将来に発生の可能性が高い地 |
| | 震として想定しています。 |
| ⑦神奈川県西部地 | 神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震です。固有の |
| 震 | 地震活動かどうか明確ではありませんが、歴史的に繰り返し発生しているこ |
| | とが知られているため、地震発生の切迫性が指摘されている地震です。 |
| ⑧神奈川県東部地 | 県庁直下を震源域とするマグニチュード7クラスの地震です。地震発生の |
| 震 | 可能性が学術的に想定されている地震ではありませんが、危機管理的視点か |
| | ら南関東地域で発生するマグニチュード7クラスの地震の1タイプとして想 |
| | 定した地震です。 |
| ⑨(参考)元禄型関 | 相模トラフ沿いのプレート境界で発生し、房総半島南沖から南東沖にまで |
| 東地震(注) | 震源断層が広がっているマグニチュード 8.1 クラスの地震です。「首都直下 |
| | 地震対策専門調査会」では、平均発生間隔は、2300年程度であり、今後 100 |
| | 年以内に発生する確率はほとんどないとして被害想定調査の検討や対策の対 |
| | 象外としていますが、歴史記録にある既往の最大津波を発生させた地震として相字しました。 |
| | て想定しました。 |

⁽注) 「南関東地震と神縄・国府津-松田断層帯の連動地震」及び「元禄型関東地震」については、参考地震として想定した地震であり、本計画においては、その調査結果を参考情報として記載しています。



被害想定結果一覧表

【地震被害想定調査結果(H19~20年度実施)】

| | | | | | | | | (参考) | |
|--------|------------|--------|-------------|-------|----------|-------------|------------------------------|---|--------------------|
| | 項 | 目 | 想定地 | 震 | 東海地震 | 南関東 地 震 | 神 縄・ 国府津一 松田断層 帯の地震 | 南 地神 国 経 門 田 田 田 の 地 護 観 書 半 門 間 地 連 ・ 地 連 ・ も も も も も も も も も も も も も も も も も も | 三浦半島 断層郡の 地震 |
| マ | グニチュー | - F | | | 8. 0 | 7. 9 | 7. 5 | 7. 9 | 7. 2 |
| | 建物 | 全壊棟数 | | (棟) | 12, 720 | 410, 620 | 117, 600 | 472,660 | 250, 040 |
| | 被害 (注2) | 半壊棟数 | | (棟) | 100, 630 | 403, 120 | 220, 180 | 433, 660 | 273, 500 |
| | 火災 | 出火件数 | | (件) | 60 | 1, 420 | 340 | 1,790 | 480 |
| | 被害 | 焼失棟数 | | (棟) | 4, 270 | 161, 750 | 39, 810 | 207, 040 | 77, 030 |
| | 自力脱出 | 困難者数 | | (人) | 2, 120 | 91, 340 | 23, 090 | 112, 210 | 63, 370 |
| | | 震度 6 | 高齢者世帯数 | (世帯) | 9,870 | 423, 740 | 167, 640 | 437, 450 | 236, 720 |
| | | 弱以上 | 要介護3以上 | (人) | 2, 120 | 91, 150 | 35, 430 | 93, 790 | 51, 640 |
| | 災害時 | 震度 5 | 高齢者世帯数 | (世帯) | 375, 100 | 455, 480 | 455, 480 | 455, 480 | 450, 600 |
| 444 | 要援護者 | 弱以上 | 要介護3以上 | (人) | 80, 330 | 97, 380 | 97, 380 | 97, 380 | 96, 200 |
| 被害 | | 避難者 | 高齢者世帯数 | (世帯) | 31, 920 | 214, 290 | 74, 690 | 242, 810 | 149, 830 |
| 想 | | 数 | 要介護3以上 | (人) | 6, 950 | 47, 110 | 15, 810 | 52, 560 | 33, 150 |
| 定 | | 死者数 | | (人) | 130 | 8, 460 | 1,500 | 11, 380 | 4, 350 |
| 結果 | 人的 | | 津波 (夏 12 時) | (人) | 0 | 6, 310 | 1,820 | 8,640 | わずか |
| (注1) | 被害 | 負傷者数 | | (人) | 9, 450 | 259, 430 | 57, 120 | 316, 740 | 151, 180 |
| (1117) | | | うち重傷者数 | (人) | 940 | 57, 990 | 9,770 | 71, 740 | 35, 800 |
| | エレベー | ター停止台数 | 数 | (台) | 16, 090 | 30, 920 | 21, 680 | 32, 080 | 28, 110 |
| | | 電力 | 停電軒数 | (軒) | 68, 550 | 2, 207, 930 | 676, 500 | 2, 614, 420 | 1, 335, 850 |
| | | 都市ガス | 供給停止件数 | (件) | 0 | 1, 443, 420 | 185, 920 | 1, 555, 840 | 219, 850 |
| | ライフ | LPガス | ボンベ被害数 | (本) | 810 | 23, 650 | 10,880 | 26, 060 | 8,000 |
| | ライン | 上水道 | 断水世帯数 (直後) | (世帯) | 283, 590 | 1, 692, 110 | 642, 860 | 1, 918, 460 | 1, 219, 510 |
| | | 下水道 | 機能支障世帯数 | (世帯) | 18, 740 | 182, 850 | 77, 080 | 218, 820 | 82, 390 |
| | | 通信 | 不通回線数 | (回線) | 53, 640 | 2, 488, 470 | 620, 050 | 3, 148, 760 | 1, 362, 440 |
| | 避難 | 1日後 | | (人) | 572, 130 | 3, 959, 540 | 1, 460, 500 | 4, 564, 970 | 2, 603, 970 |
| | 者数 (注3) | 1ヵ月後 | | (人) | 224, 970 | 2, 542, 410 | 862, 410 | 3, 014, 760 | 1, 705, 250 |
| | 帰宅困 | 直後 | | (人) | 774, 350 | 774, 350 | 774, 350 | 774, 350 | 774, 350 |
| | 難者数 | 2日後 | | (人) | 0 | 238, 330 | 4, 340 | 326, 800 | 0 |
| | 震災廃棄 | 物 | | (万トン) | 836 | 10, 129 | 3, 186 | 11, 754 | 6, 500 |
| | 経済 | 直接被害 | | (兆円) | 4.7 | 47.8 | 14. 1 | 55.8 | 30.8 |
| | 被害 | 間接被害 | | (兆円) | 1. 5 | 14. 9 | 4.4 | 17. 4 | 9.6 |

⁽注1) 概ね被害が最大となる冬18時を想定した結果を示します。このほか冬5時、夏12時についても想定しています。

⁽注2) 建物被害の全壊・半壊棟数は、焼失棟数とのダブルカウントを処理した値です。

⁽注3) 避難者数は、建物被害(建物が無被害であっても不安などにより避難する避難者を含む)、断水、エレベーター停止の3つを避難の要因として想定しています。

被害想定結果一覧表

【地震被害想定調査結果 (H19~20 年度実施)】

| | | | | T | I | T | г | |
|--------|-----------|-------|-------------|-------|-------------|----------|----------|------------------------------|
| | 項 | 目 | 想定地 | 震 | 東京湾 北部地震 | 神奈川県西部地震 | 神奈川県東部地震 | (参考) 元 禄 型 関東地震 (注) |
| マ | グニチュー | - F | | | 7. 3 | 7. 0 | 7. 0 | 8. 1 |
| | 建物 | 全壊棟数 | | (棟) | 33, 660 | 22, 200 | 16, 870 | (700) |
| | 被害 | 半壊棟数 | | (棟) | 150, 230 | 36, 400 | 81, 810 | (1, 770) |
| | 火災 | 出火件数 | | (件) | 130 | 60 | 100 | - |
| | 被害 | 焼失棟数 | | (棟) | 13, 130 | 3, 490 | 10, 440 | - |
| | 自力脱出 | 困難者数 | | (人) | 6, 230 | 3, 350 | 2, 830 | - |
| | | 震度 6 | 高齢者世帯数 | (世帯) | 166, 020 | 23, 420 | 114, 290 | - |
| | | 弱以上 | 要介護3以上 | (人) | 34, 880 | 5, 590 | 24, 180 | - |
| | 災害時 要援護 者 | 震度 5 | 高齢者世帯数 | (世帯) | 455, 320 | 229, 230 | 439, 900 | - |
| | | | 要介護3以上 | (人) | 97, 340 | 49, 100 | 93, 600 | - |
| 被害 | | 避難者 | 高齢者世帯数 | (世帯) | 57, 490 | 13, 290 | 38, 970 | _ |
| 害想 | | 数 | 要介護3以上 | (人) | 12, 360 | 2, 980 | 8, 370 | _ |
| 定 | | 死者数 | | (人) | 440 | 430 | 390 | _ |
| 結 果 | 人的 | | 津波 (夏 12 時) | (人) | 0 | 2, 460 | 0 | - |
| 木 | 被害 | 負傷者数 | | (人) | 22, 950 | 9, 290 | 17,020 | - |
| | | | うち重傷者数 | (人) | 3, 630 | 1,930 | 3, 250 | - |
| | エレベー | ター停止台 | 数 | (台) | 23, 080 | 13, 100 | 21, 960 | - |
| | | 電力 | 停電軒数 | (軒) | 317, 190 | 90, 540 | 197, 180 | - |
| | | 都市ガス | 供給停止件数 | (件) | 0 | 46, 150 | 0 | - |
| | ライフ | LPガス | ボンベ被害数 | (本) | 5, 120 | 2, 220 | 2,610 | - |
| | ライン | 上水道 | 断水世帯数 (直後) | (世帯) | 496, 340 | 69, 180 | 348, 470 | - |
| | | 下水道 | 機能支障世帯数 | (世帯) | 64, 040 | 16, 790 | 52, 690 | _ |
| | | 通信 | 不通回線数 | (回線) | 236, 530 | 74, 430 | 148, 710 | _ |
| | 避難 | 1日後 | | (人) | 1, 040, 800 | 246, 130 | 691, 990 | _ |
| | 者数 | 1ヵ月後 | | (人) | 413, 470 | 111,050 | 241, 140 | _ |
| | 帰宅困 | 直後 | | (人) | 774, 350 | 729, 260 | 774, 350 | _ |
| | 難者数 2日後 | | | (人) | 0 | 18,060 | 0 | _ |
| | 震災廃棄 | 物 | | (万トン) | 1,651 | 502 | 934 | |
| | 経済 | 直接被害 | | (兆円) | 8.1 | 1.9 | 5. 1 | _ |
| | 被害 | 間接被害 | | (兆円) | 2.5 | 0.6 | 1.6 | - |

⁽注) 元禄型関東地震については、津波による建物被害のみを示します。地震動による被害を求めていないため、人的被害は算出して いません。

第4節 神奈川県地震防災戦略

神奈川県では、地震災害による人的被害や経済被害の軽減を目指した「減災目標」を定め、市町村、県民、事業者等と協力して、被害の軽減を図るための対策に取り組んでいます。

なお、減災目標は、地震防災対策特別措置法に基づく地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標として平成22年3月に、平成22年度から平成27年度までを期間として定めた神奈川県地震防災戦略において示していますが、今後、減災目標を達成するための対策の進捗状況の点検や減災効果の検証を行い、必要に応じて地震防災戦略の見直しを行います。

<減災目標>

1 三浦半島断層群の地震による死者数を半減以上、経済被害額を4割減以上(冬18時)

死者数:4,350人→2,020人

経済被害額:40.4 兆円→23.6 兆円

2 神奈川県西部地震の津波による死者数を半減以上(夏12時)

死者数: 2,460 人→1,200 人

〇 減災目標を達成するための対策…[]内は、地震災害対策計画内の主な関連箇所

「人的被害の軽減〕

| 1 | 建 | 建物の倒壊による圧死者等の軽減 | | | | | | |
|---|------|-----------------|------|------------------|-----------|--|--|--|
| | (1) | 住宅・建築物 | 対策1 | 住宅の耐震化 | [第2章 第9節] | | | |
| | の耐震化 | | 対策 2 | 防災拠点となる公共施設等の耐震化 | [第2章 第9節] | | | |
| | | | 対策3 | 特定建築物等の耐震化 | [第2章 第9節] | | | |

| 2 | 地震火災による焼死者等の軽減 | | | | | | | |
|---|----------------|-------|------|--------------|------------|--|--|--|
| | (1) 住宅・建築物の耐震化 | | | | | | | |
| | (2) | 火災に強い | 対策 4 | 延焼火災を防ぐまちづくり | [第2章 第2節] | | | |
| | | まちづくり | | | | | | |
| | (3) 地域消防力 対策 5 | | | 自主防災組織の育成 | [第3章 第16節] | | | |
| | の向上 対策 6 | | | 消防団の機能強化 | [第3章 第16節] | | | |
| | (4) 市町村消防 対策7 | | 対策 7 | 消防水利の確保 | [第3章 第3節] | | | |
| | 力の充実・強 対策8 | | | 市町村消防力の充実 | [第3章 第3節] | | | |
| | | 化 | | | | | | |

| 3 | 3 各種対策による死者数の軽減 | | | | |
|---|-----------------|------|-----------------|---------------|--|
| (| 1) 住宅・建築物 | 対策 9 | 屋内収容物の安全対策 | [第3章 第18節] | |
| | の防災性の向 | 対策10 | 家庭内における火災対策 | [第3章 第18節] | |
| | 上 | 対策11 | 緊急地震速報の活用 | [第3章 第18節] | |
| | | 対策12 | 事業所建物の安全対策 | [第2章 第9節] | |
| | | 対策13 | ブロック塀等の安全対策 | [第2章 第9節] | |
| | (2) 土砂災害の | 対策14 | 崖崩れ対策の推進 | [第2章 第5節] | |
| | 防止 | | | | |
| | (3) 迅速な応急 | 対策15 | 実践的な防災訓練の実施 | [第3章 第19節] | |
| | 対策の実施 | 対策16 | 災害対策本部機能の充実強化 | [第3章 第2節] | |
| | | 対策17 | 救急救助・医療体制の充実 | [第3章 第9節] | |
| | | 対策18 | 負傷者の広域搬送手段の確保 | [第3章 第3節・第9節] | |
| | | 対策19 | 災害医療を支える人材育成 | [第3章 第9節] | |
| | | 対策20 | 医療用医薬品等の供給体制の整備 | [第3章 第9節] | |

| 4 | 津波 | による死者数の | の軽減 | | |
|---|-----|---------|------|-----------|--------------------|
| | (1) | 津波避難体 | 対策21 | 津波避難計画の策定 | [第2章 第4節] |
| | | 制の充実 | 対策22 | 津波避難意識の向上 | [第2章 第4節・第3章 第18節] |

| Ī | 5 | 県民等への防災意識の向上 | | | | | | |
|---|---|--------------|------|-------------------|------------|--|--|--|
| | | (1) 県民等への | 対策23 | 地震に関する意識啓発 | [第3章 第18節] | | | |
| | | 意識啓発 | 対策24 | 総合防災センターにおける普及・啓発 | [第3章 第18節] | | | |

[経済被害額の軽減]

| 1 | 建物被宝に | Ի | ス | 経済被害額の軽減 |
|---|-------|---------------|-------------|----------------------------|
| | | \rightarrow | ' ~) | が七 (月 1)X 一 (1貝 V / 千七 1)以 |

- (1) 住宅・建築物の耐震化
- (2) 火災に強いまちづくり
- (3) 地域消防力の向上
- (4) 市町村消防力の充実・強化

| - | 二十一二十八万钟中却是1771中华钟中,1777中中中中,1777年 | | | | | | | |
|---|------------------------------------|-------|------|----------------------|------------|--|--|--|
| 2 | ライフラインの被害軽減及び事業継続による経済被害額の軽減 | | | | | | | |
| | (1) | ライフライ | 対策25 | 上下水道施設の耐震化等の促進 | [第2章 第6節] | | | |
| | ンの被害軽 対策26 | | | ガス供給施設の耐震化の促進 | [第2章 第6節] | | | |
| | 減対策 対策2 | | | 電線地中化の促進 | [第2章 第6節] | | | |
| | 対策28 | | | 緊急輸送道路の耐震化 | [第3章 第11節] | | | |
| | (2) 事業継続に 対 | | 対策29 | 電気・電話・ガス供給施設の復旧対策 | [第3章 第13節] | | | |
| | | よる経済被 | 対策30 | 上下水道施設の復旧用資機材の備蓄等の推進 | [第3章 第13節] | | | |
| | | 害額の軽減 | 対策31 | 事業継続のための事前対策の促進 | [第3章 第16節] | | | |

第5節 地震に関する観測・調査研究の推進

1 観測・調査研究の現状

(1) 神奈川県は、駿河湾を震源とする東海地震、県西部を震源とする神奈川県西部地震、南関東地域の直下を震源とする地震など多くの地震の発生が指摘されています。

地震防災対策を効率的、合理的に推進するためには、現在の科学技術の知見の集積を行うとともに、地震に関する調査研究が重要であることから、県では、各種の調査・研究を積極的に進めてきました。

神奈川県西部地震を含む首都圏直下におけるマグニチュード7クラスの地震については切迫性が高いと考えられていますが、その全体像は明らかではありません。また、三浦半島断層群の地震については、東北地方太平洋沖地震とそれ以後の地殻変動により、地震発生を促進する力を受け、既に公表している発生確率よりも地震発生確率が高くなっている可能性があると国が公表するなど、東北地方太平洋沖地震の影響による誘発的な発生も懸念されるところです。

- (2) 神奈川県西部地域の地震・地殻活動や箱根火山の活動を監視するため、箱根火山を含む県西部地域に、光波測量装置2箇所、GPS 観測施設8箇所、地震・傾斜計7箇所、強震計14箇所、微小地震計7箇所、潮位・水位計2箇所、地下水位計6箇所、火山ガス・地温観測施設3箇所、重力測定装置1箇所の合計50箇所に地震・火山観測施設を整備し、神奈川県西部地震や箱根火山活動の発生メカニズムの解明やそれらの予測に向けた調査研究を進めています。
- (3) 長期的な地震防災対策の基礎調査として、活動度、確実度が高いとされているA級活断層及び主要起震断層について調査を実施しました。(平成7年度~15年度)

また、強震動予測のための基礎資料として、地表から地下の地震基盤までの3次元的形状を把握する地下構造調査を実施し、県全体の3次元地下構造モデルを作成しました。(平成11年度~14年度)

さらに、文部科学省の「首都直下地震防災・減災プロジェクト」に参加し、県内の地震波速度構造を明らかにする(平成 18 年度~23 年度)とともに、「神縄・国府津ー松田断層帯における重点的な調査観測」に参加し、同断層帯の活動による地震の長期的な発生時期及び規模の予測や強震動予測の高度化に向けて、その三次元的形状、活動履歴、平均変位速度等の解明を進めてきました。(平成 21 年度~23 年度)

2 観測・調査研究活動の強化

- (1) 地震による被害を軽減するため、地震に関する観測・調査を充実し、地震予知を目指して研究を 進めることが必要です。国では、地震調査研究推進本部をはじめとする関係行政機関、調査観測研 究機関及び大学等と協力、連携して、地震に関する観測、調査及び研究に取り組んでいます。本県 では、温泉地学研究所において、国と連携して次の事項を推進しています。
 - ・ 地震観測及び調査研究体制の充実
 - ・県西部地震に関する研究
 - ・南関東地域直下の地震に対する観測体制の整備

また、地震防災対策における事前対策や発災直後の応急対策を効果的に実施するため、温泉地学研究所の地震に関する観測、調査及び研究に関する機能を活用して、観測データ、調査研究成果及び地震に関する地学的解説を加えて、情報の提供を行っています。

(2) 東北地方太平洋沖地震による津波は、過去の地震に基づく想定を大きく超えるものでした。しかし、その一方で、同規模の津波が過去にも発生していたことを示唆する地質学的研究成果が一部の研究者によって発表されていたことも事実です。本県における津波対策をより実効性のあるものとするためには、過去に発生した津波に関する調査研究の推進と科学的知見の蓄積が必要です。

3 今後の取組

(1) 平成 19 年度から平成 20 年度にかけて実施した県地震被害想定調査によれば、県西部地震では、建物の全壊棟数 22,200 棟、死者数 430 人、負傷者数 9,290 人におよぶという甚大な被害が想定されています。また、東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、今後長期にわたって各地での誘発地震の発生が懸念されており、本県においても箱根火山とその周辺において顕著な誘発地震が観測されました。

このため、地震予知を目指した研究水準の向上及び地震防災対策に寄与できるよう、引き続き地震観測・調査研究体制を充実・強化していきます。

また、現観測地点及び観測手法についても、再配置等も視野に入れながら見直しを検討していきます。

(2) 地震防災対策の基礎資料として、国の地震調査研究推進本部が公表する活断層や海溝型地震に関する長期評価・強震動評価や、全国を概観する地震動予測地図、あるいは中央防災会議の各種専門調査会で公表される地震被害想定調査の結果等、国の動向も踏まえながら、本県に影響を与える地震についての被害想定調査の実施等、調査・研究を進めていきます。

また、東北地方太平洋沖地震による、神奈川県西部地震を含む首都圏直下におけるマグニチュード7クラスの地震への影響も考えられることから、今後も国の動向などを注視し、地震被害を軽減するための国のプロジェクト等に積極的に参画します。

資 料

- 1-5-(1) 温泉地学研究所の観測施設
- 1-5-(2) 温泉地学研究所地震・地殻変動などによる緊急時措置要領

第6節 地震災害対策計画の推進主体とその役割

~県民等の責務と防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱~

1 計画の進め方

(1) 防災力の向上に向けた取組及び連携

- 地域の防災力を向上させるためには、県民、企業、県、市町村、その他防災関係機関が自らの 責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進めることが基本です。
 - また、国の支援も重要です。
- 地震災害対策計画は、長期的には災害に強い安全な県土づくりを進めながら都市の防災性の向上を図ること、災害の発生に備えた事前準備を進めること、想定される被害の様相に対応した応急活動対策を定め、その実効性を確保するための訓練等に努めること、さらに復旧・復興対策の検討等との調和を保ちながら総合的に展開することが求められます。
- これらの諸対策の推進にあたっては、県民、企業等の主体的な取組と地域住民に最も密着した 市町村の役割が大きくなりますが、広域的な自治体としての県は、これらの取組が円滑に進むよ う支援・連絡・調整に努めるとともに、国や他都道府県との広域応援体制の実践的な確立や所掌 する施設等の防災性の向上に努めます。
- 特に、発災時には、県民、地域の主体的な取組と市町村の防災力が一体となった対応を図ることが、被害を軽減、減少させることになります。
 - そのため、県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」ことが大切であるとの認識を持ち、平常時から食糧、飲料水等の備蓄や防災訓練への参加など事前の準備を行うとともに、発災時には自らの安全を守る行動、初期消火活動、近隣の負傷者、災害時要援護者(注)等の救助、避難所における自発的行動など、地域の自主防災組織、災害救援ボランティア、消防団、市町村等と連携した防災活動を実施することが重要です。
- また、市町村は、地域防災計画に沿って消防力等を最大限に発揮するとともに、被害状況と応急対策活動の状況を把握し、応援体制を活用する等、防災活動を機動的に推進することが重要です。県は、市町村の状況を速やかに把握し、必要な支援対策を講じるとともに、大規模災害の場合は全国の自治体や国の支援を求めます。
- このように、地震災害対策計画は、いずれの場面であっても関係者の主体的な取組と連携が大切です。そこで平常時においては、神奈川県防災会議において、各種対策の実施状況を把握し、計画の進捗の調整を図ります。また、災害発生時には、県、市町村等の防災関係機関の災害対策本部において応急対策活動の調整を行います。

(2) 県民運動の展開

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政の「公助」による活動には限界があることから、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家族、地域、企業、ボランティア団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動とその実践を促進する県民運動を展開する必要があります。

(3) 男女共同参画等の推進

地震災害対策計画は、多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、 男女双方の視点等の多様な視点に配慮して進めることが重要です。県、市町村等の防災関係機関は、 被災時における男女のニーズの違い等に十分配慮し、避難所において被災者の良好な生活環境が保 たれるよう努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡 大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を意識した計画の推進に努めます。

2 防災関係機関の実施責任

災害応急活動を実施するにあたって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は次のとおりです。(注)

(1) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(2) 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体の協力を得て防災活動を実施します。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定 行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村 の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から地震災害予防体制の整備を図るととも に、地震災害時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

3 県民等の責務

(1) 県民

- ア 「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から、3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくりなど、県民自らが防災対策を行います。
- イ 「皆のまちは、皆で守る。」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画に努めます。
- ウ 防災訓練、防災に関する研修等に積極的に参加し、習得した地震防災に関する知識、技能等を 地震発生時に発揮できるよう努めます。
- エ 地震が発生した場合には、地域において相互に協力し、情報の入手、出火の防止、初期消火、 救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するにあたっては冷静かつ積極的に行動するよう に努めます。

(2) 企業

- ア 日ごろから、その管理する施設及び設備の耐震性の確保や食糧、飲料水等の備蓄や消火、救出 救助等のための資機材を整備するとともに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な 実施に努めます。
- イ 地震対策の責任者を定め、地震が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民 及び自主防災組織と連携して、地域における地震防災活動に参加するための体制を整備するとと

⁽注) 県及び市町村立の施設については、指定管理者制度やPFI等により民間事業者等が管理している場合もあるため、県及び市町村は、施設管理者が対応可能な範囲について留意しつつ、これらの施設における平常時や災害時の施設管理者の対応をあらかじめ明確にしておく必要があります。

もに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。

ウ 地震が発生した場合には、従業員等の安全確保や従業員等が帰宅困難者にならないような措置 を講じるとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救 助、応急手当、避難誘導等を積極的に行うよう努めます。

4 災害救援ボランティア

- ア 日頃から、地域・行政・関係機関が開催する防災に関する研修会や訓練等に協力・参加し、関係者との連携を深めるよう努めます。
- イ 災害時の活動の際には、食糧、水、寝具、衣料品等を携行し、ごみは持ち帰るなど自己完結型 の活動に努めるとともに、被災地の状況を把握し、被災者の心情を勘案して活動します。また、 ボランティア団体相互の連絡を取り合い、効果的な活動に努めます。
- ウ なお、県、市町村及び関係機関は、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、研修会 や養成講座の開催、活動拠点の確保等、環境整備に努めます。

5 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- ク 緊急輸送の確保
- ケ 交通規制、その他社会秩序の維持
- コ 保健衛生
- サ 文教対策
- シ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- ス 災害救助法に基づく被災者の救助
- セ 被災施設の復旧
- ソ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(2) 市町村

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災施設の整備
- オ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- カ 消防活動その他の応急措置
- キ 避難対策
- ク 地震に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 被災者に対する救助及び救護の実施
- コ 保健衛生
- サ 文教対策
- シ 被災施設の復旧
- ス その他の災害応急対策

セ その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

- ア 関東管区警察局
 - (ア) 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
 - (イ) 管区内各県警察の相互援助の調整
 - (ウ) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
 - (エ) 警察通信の確保及び通信統制
 - (オ) 津波警報の伝達
- イ 関東財務局 (横浜財務事務所)
 - (ア) 横浜第2合同庁舎を帰宅困難者用一時滞在施設及び津波避難施設として開設
 - (イ) 応急措置に活用可能な未利用地及び庁舎等の国有財産情報の提供
 - (ウ) 災害が発生した場合における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
 - (エ) 民間金融機関による非常金融措置の実施要請等
 - (オ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付
 - (カ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

ウ 関東農政局

- (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な農地保全施設の点検指導等の実施又はその指導
- (イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設整備
- (ウ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- (エ) 災害時における生鮮食料品等の供給
- (オ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除
- (カ) 土地改良機械及び技術者の把握並びに緊急動員
- (キ) 被災農林漁業者等に対する資金の融通
- エ 関東農政局(横浜地域センター)

災害時における応急用食糧の調達・供給に関する連絡調整

- 才 関東森林管理局
 - (ア) 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成
 - (イ) 災害復旧用材(国有林材)の供給
- カ 関東経済産業局
 - (ア) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
 - (イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - (ウ) 被災中小企業の振興
- キ 関東東北産業保安監督部
 - (ア) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保安確保
 - (イ) 鉱山における災害時の応急対策と保安確保

ク 関東運輸局

- (ア) 災害時における応急海上輸送対策
- (イ) 代替輸送の輸送機関への指導調整
- (ウ) 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- ケ 関東運輸局(神奈川運輸支局)

災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

- コ 東京航空局 (東京空港事務所)
 - (ア) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
 - (イ) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
 - (ウ) 特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底

サ 第三管区海上保安本部

- (ア) 大規模地震災害対策訓練等の実施
- (4) 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発
- (ウ) 港湾の状況等の調査研究
- (エ) 船艇、航空機等による警報等の伝達
- (オ) 船艇、航空機等を活用した情報収集
- (カ) 活動体制の確立
- (キ) 船艇、航空機等による海難救助等
- (ク) 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救援物資等の緊急輸送
- (ケ) 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
- (コ) 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援
- (サ) 排出油等の防除等
- (シ) 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- (ス) 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- (ヤ) 海上における治安の維持
- (ソ) 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に 関する措置
- (タ) 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- (チ) 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

シ 東京管区気象台(横浜地方気象台)

- (ア) 津波警報・注意報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への通報
- (イ) 東海地震に関連する情報の通報並びに周知
- (ウ) 地震、津波に係わる防災情報伝達体制の整備
- (エ) 地震、潮位及び地殻ひずみに係わる観測施設の整備及び運用
- (オ) 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供
- (カ) 地震、津波防災に係わる広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言
- (キ) 地震、津波に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
- (ク) 二次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣
- (ケ) 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説

ス 関東総合通信局

- (ア) 電波の監理並びに有線電気通信の監理
- (4) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- (ウ) 災害時における非常通信の確保並びに非常通信の運用監督
- (エ) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- (オ) 非常通信協議会の育成、指導

セ 神奈川労働局

工場事業場における労働災害の防止

ソ 関東地方整備局

- (ア) 防災上必要な教育及び訓練
- (イ) 水防に関する施設及び設備の整備
- (ウ) 災害危険区域の選定
- (エ) 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- (オ) 災害に関する情報の収集及び広報
- (カ) 水防活動の助言
- (キ) 災害時における交通確保

- (ク) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- (ケ) 災害復旧工事の施工
- (コ) 再度災害防止工事の施工
- (サ) 港湾施設及び海岸保全施設等の整備
- (シ) 港湾施設、海岸保全施設等に関わる応急対策及び復旧対策の指導、協力
- (ス) 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策

(4) 指定公共機関

ア 電信電話機関(東日本電信電話㈱神奈川支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、 ㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店)

- (ア) 電気通信施設の整備及び点検
- (イ) 電気通信の特別取扱
- (ウ) 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- イ 日本銀行(横浜支店)

災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営に 関すること

- ウ 日本赤十字社(神奈川県支部)
 - (ア) 医療救護
 - (イ) 救援物資の備蓄及び配分
 - (ウ) 災害時の血液製剤の供給
 - (エ) 義援金の受付及び配分
 - (オ) その他災害救護に必要な業務
- 工 日本放送協会(横浜放送局)
 - (ア) 気象予報、警報等の放送周知
 - (4) 緊急地震速報の迅速な伝達
 - (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (エ) 放送施設の保安
- 才 中日本高速道路㈱ (東京支社)、東日本高速道路㈱ (関東支社)
 - (ア) 道路の耐震整備
 - (イ) 道路の保全
 - (ウ) 道路の災害復旧
 - (エ) 災害時における緊急交通路の確保
- カ 首都高速道路㈱
 - (ア) 首都高速道路の耐震整備
 - (イ) 首都高速道路の保全
 - (ウ) 首都高速道路の災害復旧
 - (エ) 災害時における緊急交通路の確保
- キ KDDI㈱
 - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
 - (イ) 災害時における電気通信の疎通
- ク 鉄道機関(東日本旅客鉄道㈱、東海旅客鉄道㈱、日本貨物鉄道㈱)
 - (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - (ウ) 災害時の応急輸送対策
 - (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- ケ 東京ガス㈱ (神奈川導管事業部)
 - (ア) ガス供給施設の耐震設備

- (イ) 被災地に対する燃料供給の確保
- (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- コ 日本通運㈱ (横浜支店)
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- サ 東京電力㈱ (神奈川支店)
 - (ア) 電力供給施設の整備及び点検
 - (イ) 災害時における電力供給の確保
 - (ウ) 被災施設の調査及び復旧
- シ 国立病院機構
 - (ア) 医療班の編成及び派遣
 - (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入
- ス 郵便事業㈱ (横浜支店)、郵便局㈱ (南関東支社)
 - (ア) 災害時における郵便物の送達の確保
 - (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除
 - (オ) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱
 - (カ) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

(5) 指定地方公共機関等

- ア 鉄道機関(東京急行電鉄㈱、京浜急行電鉄㈱、小田急電鉄㈱、相模鉄道㈱、箱根登山鉄道㈱、 伊豆箱根鉄道㈱、江ノ島電鉄㈱、湘南モノレール㈱、横浜新都市交通㈱)
 - (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - (ウ) 災害時の応急輸送対策
 - (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- イ バス機関(東急バス㈱、京浜急行バス㈱、小田急バス㈱、相模鉄道㈱、箱根登山バス㈱、伊豆箱根鉄道㈱、江ノ島電鉄㈱、川崎鶴見臨港バス㈱、神奈川中央交通㈱、富士急湘南バス㈱)
 - (ア) 被災地の人員輸送の確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- ウ 社団法人神奈川県医師会、社団法人神奈川県歯科医師会、社団法人神奈川県薬剤師会、社団法 人神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構
 - (ア) 医療助産等救護活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
- エ 放送機関(㈱アール・エフ・ラジオ日本、㈱テレビ神奈川、横浜エフエム放送㈱)
 - (ア) 気象予報、警報等の放送の周知
 - (イ) 緊急地震速報の迅速な伝達
 - (ウ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (エ) 放送施設の保安
- 才 新聞社 (㈱神奈川新聞社)
 - 災害状況及び災害対策に関する報道
- カ 神奈川県住宅供給公社
 - 災害時における住宅の緊急貸付
- キ 土地改良区(神奈川県中津川左岸土地改良区、神奈川県相模川左岸土地改良区、神奈川県相模 川西部土地改良区、小沢頭首工土地改良区連合、酒匂川左岸土地改良区、酒匂川右岸土地改良区)
 - (ア) 土地改良施設の整備

- (イ) 農地湛水の防排除活動
- (ウ) 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- ク ガス供給機関(厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱、湯河原瓦斯㈱)
 - (ア) ガス供給施設の耐震整備
 - (イ) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- ケ 社団法人神奈川県トラック協会
 - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
- (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア農業協同組合
 - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (イ) 農作物災害応急対策の指導
 - (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっ旋
 - (エ) 被災農家に対する融資あっ旋

イ 森林組合

- (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
- (イ) 被災組合員に対するあっ旋
- ウ 漁業協同組合
 - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - (イ) 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋
 - (ウ) 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- 工 商工会議所、商工会等商工業関係団体
 - (ア) 市町村が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - (イ) 救助用物資、復旧資財の確保についての協力
- オ 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者
 - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - (イ) 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備
- カ 金融機関

被災事業者等に対する資金融資

- キ 病院等医療施設の管理者
 - (ア) 避難施設(注)の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における入院患者等の保護及び誘導
 - (ウ) 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- ク 社会福祉施設の管理者
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導
- ケ 学校法人
 - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練
 - (イ) 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- コ 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - (ア) 安全管理の徹底
 - (イ) 防護施設の整備

⁽注) 利用者等が安全に避難するための廊下、階段、出入口等

(7) 自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第2章 都市の安全性の向上

- 神奈川県は、その自然的条件、社会的条件から、災害に対する脆弱性が指摘されています。このため、これまでも災害に強い安全な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的な土地利用を基本に都市づくりを進めてきました。また、県土の整備にあたっては、安全性に留意をしてきました。例えば、南関東地震の津波に対応できるよう相模湾における海岸の整備を進めたり、土砂災害を防止するための対策工事に重点的に取り組んできました。
- 「安全な県土づくり」は、県民社会を支える基礎的な条件です。地震発生の危険性がいろいろと指摘されている神奈川県としては、県政の運営全般にわたって、常に「安全な県土づくり」という視点に立って、積極的に取り組んでいます。
- 阪神・淡路大震災における被害原因を究明する中で、都市構造そのものの安全性の向上に、より積極的に取り組む必要性が明らかになりました。計画的な土地利用と市街地整備のより一層の推進、公園・緑地・道路・河川による火災の延焼防止や避難地・避難路等として有効に機能する防災空間の確保の推進などです。

また、道路などの構造物の耐震設計基準も見直され、その対応も必要となっています。

さらに、昭和 56 年の新耐震基準以前に建築されたもののうち、耐震性に問題がある建築物について、その耐震性の向上が被災時の被害を最小限に食い止める上で、重要であることも明らかになっています。

- 都市の安全性の向上を図るために、建築物、土木構造物、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性の確保を進めます。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的によって異なりますが、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方」に沿って進めます。
- 県は、防災上重要な建築物(注)については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の基準及び「三 訂・神奈川県防災上重要建築物等耐震診断基準及び耐震性判定指標値」に基づき、より基準を強化し た取組を進めるとともに、施設の耐震性に係るリストを作成し、公表するよう努めます。
- 県立施設のうち、医療救護活動拠点、応急活動拠点や避難収容拠点となる防災上重要な建築物の耐 震補強工事などにも県有施設耐震化事業計画に基づき、計画的に取り組んでいます。
- 東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、広域にわたる大規模な被害が発生し、自然災害を完全に予想し防ぐことは困難であるため、持てる資源を最大限に活用して、被害を可能な限り減らしていこうとする「減災」の考えに基づく都市づくりに、より積極的に取り組む必要性が明らかになりました。特に津波対策については、従前の想定をはるかに超える規模の津波が発生し、甚大な被害を引き起こしたことから、これまでの想定の考え方を根本的に改め、対策を再構築する必要性があります。
- 津波対策の推進にあたっては、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらす「最大クラスの 津波」と最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす「津 波高は低いものの発生頻度が高い津波」の二つのレベルの津波を想定し、対策を進めることで、「津 波に強いかながわ」を目指し、減災のまちづくりが進むように取り組みます。

(注) 防災上重要な建築物の定義

- ・災害対策本部、現地災害対策本部となる庁舎
- ・医療救護活動の拠点となる保健福祉事務所、病院、診療所
- ・応急活動の拠点となる警察署、土木事務所、浄水場、学校等
- ・避難収容の拠点となる学校等
- ・要介護施設となる社会福祉施設
- 不特定多数の者の利用施設

第1節 計画的な土地利用と市街地整備の推進

【現状】

- 神奈川県では、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、安全で、住み良く、暮らしやすい生活・生産環境の確保を図るため、自然災害に対して被害を最小化する「減災」の考えも踏まえ、総合的、計画的な土地利用を進めています。
- 例えば、安全性に配慮した土地利用を図るため、過去の自然災害の発生履歴や風水害による斜面崩壊、地すべり、土石流あるいは地震によるがけ崩れ、液状化、津波浸水などの発生が予測される区域などを地図上に示し、自然災害を回避した土地利用を図る「自然災害回避(アボイド)行政」を推進しています。
- また、地震災害が発生した場合の被害を防止・軽減する災害に強いまちづくりを促進するため、 土地利用の規制・誘導、避難地・避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に展開する「都 市防災基本計画」の推進に取り組んでいます。

安全なまちづくりの一つとして、建築物の不燃化により火災の延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を行っており、平成23年4月1日現在の防火・準防火地域の指定割合は、対用途地域指定面積比で53.8%となっています。

○ 「神奈川県都市防災基本計画」は、市町村が策定する「都市防災基本計画」を支援する計画として平成3年度に策定し、平成10年度の改定では、市町村が幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした区域を「防災生活圏」として設定することとし、老朽木造密集市街地の建て替えの促進や、地震災害発生時の市街地延焼を防ぐ都市防火区域を整備することとしました。また、平成22年度にも必要な改定を行っています。

さらに、災害時の広域防災活動拠点施設が集積する市街地においては、防災性の高い生活圏を「特別防災生活圏」として設定し、災害発生時の応急活動の機能を確保するための基盤整備を行うなど、県と市が共同して整備していくこととしています。

- また、整備にあたっては、土地区画整理事業や市街地再開発事業などによるほか、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、今後、「防災再開発促進地区」を県が指定し、防災街区整備事業等により、老朽木造密集市街地の防災上危険な市街地の整備を促進することとしています。
- 民間が行う宅地開発に伴う災害の防止については、都市計画法の技術基準により、宅地造成工事 規制区域の指定区域内においては、宅地造成等規制法の技術基準により、排水や擁壁についての審 査及び指導を行っています。
- こうした技術基準に基づいて設置された擁壁等は平成7年の阪神・淡路大震災に対しても抵抗力があり、大きな災害発生を防ぐうえで効果があることが明らかになりました。国もこの経験を踏まえ、宅地造成工事規制区域の指定拡大について、指定要領や宅地防災マニュアル、宅地擁壁復旧技術マニュアルを策定するなどの取組を行っています。

【課題】

- 人々が安心して生活し、社会・経済活動を行うためには、都市の安全性が基本となります。広域にわたり市街地が連担している神奈川の都市の安全性を高めるためには、自然環境との共生を重視し、都市の質の向上を図ることが大切です。こうした観点から、計画的な土地利用をより一層進めるとともに、既成市街地の再整備を計画的に進めることが、防災都市づくりの基本的課題となっています。
- 市町村が都市防災基本計画を策定し、防災まちづくりを推進するためには、コミュニティを単位 とした「防災生活圏」の設定や、また、災害時の活動拠点の機能を確保するための防災基盤施設を

整備するため、広域的な災害活動拠点の施設が集積する地域を「特別防災生活圏」として設定していく必要があります。

- 全国各地における昨今の被災実態を踏まえ、現行の宅地防災行政を強化する必要があります。また、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する地籍調査を着実に推進する必要があります。
- 活断層が活動した場合の建築物・構造物の被害を避けるために、活断層の位置等の情報を踏まえ、 安全な土地利用を推進する必要があります。

【取組の方向】

○ 自然災害による被害発生の危険性を回避した土地利用を進めるため、「自然災害回避(アボイド) 行政」を今後も継続して推進するとともに、都市防災基本計画における土地利用の規制・誘導、避 難地、避難路、延焼遮断帯などの防災基盤施設整備、市街地の面的整備について都市計画との連携 によりその実効性を高めていきます。

また、防火地域、準防火地域の指定についても、延焼遮断帯、避難地、避難路、緊急輸送路、防 災拠点などとの連携を図り、防火地域の質的、量的な拡大を図ります。

さらに、都市防災基本計画における幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした区域を「防災生活圏」と定め、防災まちづくりを推進していくとともに、広域的な災害活動拠点の施設が集積する地域を「特別防災生活圏」と定め、災害時の活動拠点の機能を確保するための防災基盤施設の整備を推進していきます。

○ 県は、宅地の安全確保のために宅地造成工事規制区域の見直し・拡大を市町村に働きかけるとと もに、開発事業者に対し、宅地防災マニュアル等を活用し、工事施工に伴う適正な監理体制の強化 の指導を行い、併せて許可権者として検査体制を強化していきます。

【主な事業】

1 計画的な土地利用の推進

○ 県は、県土の安全性を高めるため、神奈川県国土利用計画等に基づき、防災に配慮した、総合 的かつ計画的な土地利用を推進します。 「政策局、県土整備局」

2 災害に強いまちづくりの促進

- 県は、安全なまちづくりの総合的、計画的かつ効果的な展開を図るため、都市防災基本計画の 充実・強化を行うとともに、市町村における都市防災基本計画の策定を促進するため、「市町村 計画策定マニュアル」(注1)や「防災生活圏整備マニュアル」(注2)による技術的な支援を行い、 市町村における土地利用の計画性の向上や安全なまちづくりに向けた取組を支援していきます。 「県土整備局」
- 市町村は、「神奈川県都市防災基本計画」に基づき、「市町村計画策定マニュアル」や「防災生活圏整備マニュアル」を活用し、「市町村都市防災基本計画」を策定します。
- 市町村は、「市町村都市防災基本計画」に基づき、幹線道路、河川、緑地帯などに囲まれたコミュニティを単位とした「防災生活圏」を設定し、延焼遮断帯、避難地、避難路、防災緑地、木造密集市街地、防災活動拠点などの整備を推進します。
- 県は、「神奈川県都市防災基本計画」に位置づけた「特別防災生活圏」について、広域災害活動拠点施設となる防災上重要な施設が集積する地域を対象に、市町村と共同で「特別防災生活圏 整備計画」を作成し、整備を推進します。 [県土整備局]
- 県は、市町村が実施する地籍調査の取組を支援し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進します。 [県土整備局]

⁽注1) 「市町村計画策定マニュアル」とは、市町村における都市防災基本計画を策定する手順を定めたもの

⁽注2) 「防災生活圏整備マニュアル」とは、都市防災基本計画に位置づけのある防災生活圏について、策定手順等を定めたもの

3 都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定

○ 市町は、防火地域・準防火地域の指定にあたって、延焼遮断帯、避難地、避難路、緊急輸送路、 防災拠点などを考慮し、その拡大を図ります。

4 宅地造成等規制法による造成地の災害防止

○ 県は、宅地造成地に発生する災害の防止のため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制 区域の指定促進を図るとともに、指定制度の周知等、県民への啓発活動を進めていきます。

[県土整備局]

5 危険を回避した土地利用

○ 県は、災害履歴や危険区域箇所などを地図化した自然災害回避(アボイド)情報を県民に提供し、周知を図るとともに、法に基づく規制制度などを活用して、自然災害による被害発生の危険を回避した土地利用を促進します。 [安全防災局、環境農政局、県土整備局]

6 市街地の整備

○ 県は、土地の健全な高度利用と都市機能の更新、都市の防災性の強化を目的とする市街地再開 発事業をより一層促進していきます。

また、市街地の環境の整備と防災性の向上に資するため、優良建築物等整備事業等の諸制度を 活用し、安全で快適なまちづくりを促進します。 [県土整備局]

- 県は、木造密集市街地などにおける都市機能の更新や、居住環境の改善を目的として、防災再開発促進地区の指定や住環境整備事業の促進により防災性の向上を図ります。 [県土整備局]
- 県は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的に土地 区画整理事業を進めていますが、さらに都市の安全性を高めるために、駅周辺地区や中心市街地 の木造家屋密集地域等について面的な整備を進め、広幅員道路、駅前広場、公園緑地の確保や電 線類の地中化により、一層の防災性の向上を図ります。 [県土整備局]

7 開発許可に係わる安全性の配慮

○ 県は、都市計画法に基づく開発の許可にあたっては、安全性に配慮した指導を進めます。

[県土整備局]

資 料

- 2-1-(1) 自然災害回避(アボイド)行政の概要
- 2-1-(2) 都市防災基本計画の概要
- 2-1-(3) 市町村別防火地域、準防火地域指定状況一覧表
- 2-1-(4) 宅地造成工事規制区域図
- 2-1-(5) 市街地再開発事業の概要
- 2-1-(6) 優良建築物等整備事業の概要
- 2-1-(7) 土地区画整理事業計画基準

第2節 防災空間の確保

【現状】

○ 神奈川県では、大規模災害の発生時に、延焼防止や避難地として防災上重要な役割を持っている 市街地及びその周辺の良好な都市公園、緑地などの防災空間の確保に取り組んできています。都市 公園については、県立都市公園 25 箇所 624ha を始め 4,519ha を整備(平成 22 年 3 月 31 日現在)し、 緑地についても特別緑地保全地区 450.3ha、近郊緑地保全区域 4,800ha、歴史的風土保存区域 989ha を指定(平成 23 年 3 月 31 日現在)しています。

また、相模原市つるま自然の森など7箇所23.25haの買入れによる保全を始め、秦野市葛葉緑地など6箇所26.65haの緑地保存契約の締結など、かながわのナショナル・トラスト運動により約937.83haの緑地保全を行っています。

【課題】

- 都市の過密化が進む本県においては、公園、緑地、道路、河川などが、火災延焼の遮断効果とと もに避難地等としても有効に機能することから、市街地内及びその周辺に公園や緑地の確保を一層 進めるとともに、公共空間としての道路、河川機能の確保を図ることが必要となっています。
- また、都市公園においては、防災上必要な整備を進めるとともに、いざというときに実効性のある対応が円滑に行われるよう、関係機関や関係者との連携に取り組む必要があります。

【取組の方向】

○ 市街地内及びその周辺に、広域避難地はもとより、身近な避難地や応急仮設住宅建設候補地、延 焼遮断帯となる都市公園や緑地の確保を積極的に推進するとともに、防災拠点となる都市公園につ いては、防災機能を向上させるため、市町村、防災関係機関などとの連携を図った整備を進めます。

【主な事業】

1 都市公園の整備

○ 県は、県立都市公園の新規整備及び既存公園の拡充を推進するとともに、防災拠点となる都市 公園については、市町村との役割分担を踏まえて施設整備(入口部等への太陽光発電の照明設備、 非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、備蓄倉庫、災害時の諸活動の拠点 となるパークセンター等)を進めるとともに、バリアフリー化の取組を進めます。

「県土整備局]

○ 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。 「県土整備局」

2 緑地の保全

○ 県は、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域などの緑地の保全については、必要に応じて指 定拡大を進めるとともに、県有地の適正な管理を実施します。 [環境農政局]

3 道路、河川等の整備

○ 県は、道路、河川等の整備で、幅の広い道路、電線類の地中化、ゆとりある河川の高水敷の整備等を実施し、防災空間の確保を進めます。 [県土整備局]

4 農地等の整備

○ 県は、農地の整備を行うことで、災害時に避難地等としても活用可能な防災に資する空間を確保します。また、延焼防止や水確保の機能を果たす農道、水路等の基盤整備を進めます。

「環境農政局」

5 港湾の整備

○ 県は、地域防災計画に位置づけられた物資受入れ港である県管理港湾において、耐震岸壁など の港湾施設と一体的な、防災空間としても活用できる緑地の整備を進めます。 [県土整備局]

資 料

2-2 県立都市公園等一覧

第3節 道路、橋りょう、港湾、鉄道等の安全対策

【現状】

- 神奈川県では、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動の迅速、円滑な実施を図る道路ネットワークを整備するため、「かながわのみちづくり計画」に基づき、幹線道路の体系的整備を進めるとともに、土木構造物の安全確保のため既存施設の耐震性の強化を進めています。
- 耐震性の強化にあたっては、防災基本計画の「構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的 な考え方」に沿って耐震基準の見直しを行い、耐震改修を進めています。
- 道路整備事業による防災空間の確保や、電線類の地中化を促進するなど、防災性を重視した都市 基盤の整備に取り組んでいます。
- 自然災害に対する安全度を高めるため、県が管理する橋りょうの耐震補強や、道路法面の防災工事を実施しています。
- 港湾施設については、災害時における海上輸送路の確保を図ることにも留意しながら整備を進めています。なお、県が管理している葉山港、湘南港、大磯港、真鶴港では、既に、耐震岸壁の整備や臨港道路の橋りょうの耐震化が完了しています。
- 県が管理する漁港施設についても、災害時における海上輸送路の確保を図ることにも留意しながら整備を進めています。なお、三崎漁港、小田原漁港では、既に耐震強化岸壁の整備が完了しており、臨港道路の橋りょうの耐震化も進めています。

【課題】

- 道路利用者を災害から守るためには、橋りょうの耐震補強や道路法面の防災工事などのハード対策とともに、気象や災害発生などの情報を提供し、注意を促すソフト対策が必要です。
- 特に、道路利用者等に対して、災害時の情報をいち早く提供できるよう努める必要があります。
- 道路、橋りょう、港湾、鉄道の被災、さらには電柱類の倒壊などは、発災時の住民の避難、救助・ 救急、消火活動や医療活動等の初動体制の確保、各種の応急対策活動を著しく阻害します。
- 港湾や鉄道の被災は、都市の機能を不全にし、応急活動はもとより、迅速な復旧・復興対策の隘 路となります。
- そこで、防災都市づくりの骨格として、都市の構造物の安全性の一層の向上を図るとともに、多 重性を高めることが大きな課題となっています。

【取組の方向】

- 道路、橋りょう、港湾等の整備や補強・補修にあたっては、国等が定める耐震基準等に基づき、 地形、地質等に留意し、安全性の向上に一層努めます。
- 主要な鉄道、道路、港湾等の基幹的な交通施設等の整備にあたっては、それぞれの実施主体が、 各施設等の耐震設計やミッシングリンク(注)の解消等によるネットワークの充実、施設・機能の代 替性の確保、各交通施設の間の連携の強化などにより、災害対応力の一層の充実を図ります。
- 災害から道路利用者の命を守るため、災害発生時に一刻も早く安全な場所に避難を促すための情報発信を行います。
- 鉄道事業者は、施設の安全性の向上に配慮していきます。

【主な事業】

1 道路の整備

○ 県は、災害時の緊急物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速かつ円滑に実施す

⁽注) 主要都市間等を連絡する幹線道路等のうち、未整備の部分

るため、交通拠点へのアクセス道路等を多重性のある道路ネットワークとして整備するとともに、 都市内のどの地域にも複数の経路でアクセスできるよう計画的な整備を進めます。[県土整備局]

- 県は、緊急輸送道路となる防災上重要な広域的幹線道路の多車線化を進めることや、避難路となる道路は歩道の広幅員化を進めるなど、防災の視点を重視して施設の整備拡充を図ります。
 - また、災害情報が発表された際に、道路利用者にいち早く情報を提供できる道路情報板の設置 を進めます。 [県土整備局]
- 県は、道路の整備にあたっては電線類の地中化を進め、安全性のより一層の向上を図ります。 [県土整備局]
- 県は、トンネルや横断歩道橋の安全点検を実施し、必要な補強工事を実施します。

[県土整備局]

○ 県は、集落の孤立化を防ぐため、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めます。

[環境農政局、県土整備局]

2 橋りょうの整備

- 県は、道路橋について、国等が定める耐震基準等に基づき、新設、架替、既存道路橋の耐震補 強工事を行います。 [県土整備局]
- 国土交通省、中日本高速道路㈱、東日本高速道路㈱等は、巨大地震の地震動に対し、道路橋が 落橋、倒壊しないことを目的に、神奈川地域の道路橋の耐震補強工事を進めます。
- 首都高速道路㈱は、落橋防止構造の一層の強化を進めています。

3 港湾の整備

- 港湾施設については、緊急物資や避難者の輸送のための岸壁等の耐震性の強化を、横浜港、川崎港、横須賀港において進めるとともに、緊急輸送道路とのアクセスのための整備を進めていきます。
- また、市は、震災後においても広域的な物流活動を確保し、背後地域の一定の経済活動を支えるため、横浜港、川崎港において外貿コンテナや内貿ユニットロード対応の岸壁について、耐震岸壁等の整備を進めます。
- 県の管理する葉山港、湘南港、大磯港及び真鶴港の港湾施設については、緊急物資、避難者の 輸送のための岸壁等の耐震化工事の完了に伴い、さらに機能の充実を進めます。 [県土整備局]

4 漁港の整備

○ 県は、漁港について、緊急時の海上輸送拠点として機能できるよう、三崎漁港、小田原漁港の耐震強化岸壁の整備に加え、水産物の流通機能を確保するため、主要な水揚岸壁等の耐震化を進めます。 [環境農政局]

5 市町村の管理する道路、橋りょう

○ 県は、市町村の管理する道路、橋りょうについても、耐震性の強化等の技術的支援を進めます。 「県土整備局」

6 鉄道施設の整備

○ 鉄道事業者は、鉄道施設の耐震化等を進め、防災性のより一層の向上を図ります。

資 料

- 2-3-(1) 中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱の神奈川県内における所管道路
- 2-3-(2) 首都高速道路供用区間現況

第4節 津波対策

【現状】

- 神奈川県の海岸線は、総延長で約430kmあり、沿岸部では市街化が進んでいます。海水浴シーズンには、500万人を超える人が集まる大小27の海水浴場を抱え、さらに、マリンスポーツの拠点として、季節を問わず大勢の人が利用しています。(平成23年時点)
- これまで、県では南関東地震等の被害を想定して最大水位を検討し、具体的な海岸保全施設等の 施設整備は、各地域の最大水位をもとに、背後地盤が低く、災害の危険性が高い地域から整備を進 めてきました。

現在、堤防等の整備により対策済の海岸は、整備が必要な海岸延長の80%となっています。(平成24年3月現在)

- また、津波避難対策のため、階段護岸や津波情報看板等の整備を進めるとともに、迅速な情報伝達のため、防災行政通信網や津波警報を沿岸地域の㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)の携帯電話に、自動的に一斉メール配信するシステムを整備しています。今後、NTTドコモ以外の携帯電話にも配信できるシステムづくりを進めます。
- さらに、平成 21 年 3 月までに作成した津波浸水予測図により、沿岸の市町と連携して地域の実情に応じた津波対策を検討し、住民に対して周知を図ってきました。
- しかし、東日本大震災では、これまでの想定を超える巨大な津波により大きな被害が発生したことから、国では、津波対策を推進するために「津波対策の推進に関する法律」や「津波防災地域づくりに関する法律」を制定するとともに、これまでの津波対策を抜本的に見直し、「防災基本計画」を修正しました。
- 県でも、津波対策の推進にあたって、科学的知見を踏まえてこれまでの津波浸水予測図を見直すこととし、住民避難を柱とする総合的防災対策を構築するうえで設定する「最大クラスの津波」と防潮堤などの海岸保全施設等の整備を行ううえで設定する「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」を想定し、平成24年3月に新たな津波浸水予測図を作成しました。また、新たな津波浸水予測図を踏まえて、沿岸の市町がハザードマップを作成する際の参考となるように「津波ハザードマップ作成の手引き」を改訂しました。

【課題】

- 津波による被害の発生を海岸保全施設だけで防ぐことは現実的でないことから、「減災」の視点に立って、「最大クラスの津波」と「津波高は低いものの発生頻度が高い津波」に分けて、それぞれの対策を強化していく必要があります。
- 津波からの避難の視点等を踏まえて、まちづくりを進めていく必要があります。
- 津波が発生した場合には、津波警報の伝達や避難誘導等の「公助」は間に合わない場合もあることから、県民の「自助」「共助」による迅速な避難行動が重要となります。
- 新たな津波浸水予測図や気象庁が発表する津波警報等に対応し、住民等への津波警報等の伝達を 充実する必要があります。
- 県民等の津波防災意識の向上を図り、津波発生時の避難行動に結びつける必要があります。
- 今後の津波対策を進めるため、過去に本県を襲った津波の痕跡等の調査を進める必要があります。 また、津波災害から迅速な復旧・復興を行うため、地籍調査の推進により土地の基礎的な情報を整備しておく必要があります。

【取組の方向】

○ 最大クラスの津波に対しては、県、沿岸市町がそれぞれ連携して住民や海浜・港湾利用者等が迅速かつ適切な避難ができるよう、避難体制を整備します。

- 津波高は低いものの発生頻度が高い津波に対しては、液状化にも留意しながら、海岸保全施設等の整備、改修を進めます。なお、河川遡上対策として、海岸保全施設と一体となって河川管理施設の整備を進めます。
- 津波災害のおそれがある地域については、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指します。
- 住民等の迅速かつ適切な避難行動を支えるために、津波情報の伝達体制の整備、伝達手段の多重 化、津波避難施設の整備・指定等を進めるとともに、継続的な普及啓発活動や津波避難訓練により 沿岸住民、海浜利用客等への津波防災知識の普及を図ります。
- 過去に本県に被害をもたらした津波の実態把握を図ります。また、大規模地震発生時に津波災害が想定される相模湾沿岸部において、重点的に地籍調査の推進を図ります。

【主な事業】

1 津波に強いまちづくり

○ 県及び沿岸市町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局が緊密に連携した計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めます。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めます。

[安全防災局、県土整備局]

- 県及び沿岸市町は、連携して「津波防災地域づくりに関する法律」の適切な運用に努めます。 [安全防災局、県土整備局]
- 県及び市町村は、行政関連施設や災害時要援護者施設について、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、行政関連施設をやむを得ず設置する場合は、施設の耐浪化、非常電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図ります。 [関係局]

2 海岸保全施設等の整備

- 県及び施設管理者は、海岸堤防・防潮堤、防潮門扉等の海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図ります。また、津波の減衰効果や漂流物の捕捉効果などが期待できる海岸砂防林の保護・育成を図ります。 「環境農政局、県土整備局」
- 県及び施設管理者は、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行う ことができるよう、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分に発揮できるよう適切な維持管 理に努めます。 [環境農政局、県土整備局]
- 県及び沿岸市町は、津波発生時に的確な応急対策を図るため、津波からの防災性にも優れた交通基盤を整備するほか、孤立化防止のためのヘリポート整備を進めます。

また、船の座礁防止策や漁業関係被害の軽減策について検討します。

[環境農政局ほか関係局]

3 伝達体制等の整備

- 沿岸市町は、地域の住民や海浜利用者への確実な情報伝達のため、全国瞬時警報システム(J A L E R T)や防災行政無線の整備を進めます。県は、沿岸市町の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [安全防災局]
- 県は、津波警報が発表されたときに、該当する津波予報区沿岸地域の携帯電話に、津波警報を 一斉メール配信するシステムづくりを進めます。 [安全防災局]
- 県は、住民の迅速かつ適切な避難を促すため、新たな津波浸水予測図を踏まえた津波情報看板 等の整備を進めるとともに、沿岸部の道路利用者に対して津波警報等をいち早く提供できる道路

情報板や道路面の海抜を確認できるようにするための海抜表示看板の設置を進めます。

[県土整備局]

- 沿岸市町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波来襲状況を把握する津波監視システム等の整備に努めます。県は、沿岸域に監視カメラを設置し、遠隔地から津波の状況を把握するシステムの整備を図ります。 [県土整備局]
- 県は、沿岸市町への確実な災害情報伝達のため、防災行政通信網のバックアップ体制を整えます。 [安全防災局]
- 県及び沿岸市町は、民間団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる人たちにも津波警報が伝わるように、オレンジフラッグのように視覚に訴える情報伝達を行うとともに、伝達方法の統一的な運用を図ります。 [安全防災局、県土整備局]

4 避難施設の整備等

- 県及び沿岸市町は、津波から徒歩による迅速な避難を確保するため、津波避難路、津波避難階段等の避難関連施設の整備を進めるとともに、その安全性の点検に努めます。また、県は、後背地が急な斜面で避難路が確保できない場合は、地域の実情を踏まえて、急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせて津波避難階段を整備します。 [県土整備局]
- 県は、沿岸市町が整備する際のモデルとなるよう、湘南海岸公園内に津波避難タワーを整備します。また、県が管理する港湾においても、市町が策定する津波避難計画と連携して津波避難施設を整備します。 [県土整備局]
- 県は、津波浸水予測区域内の県営住宅や県立学校等の県所管施設について、沿岸市町と調整し、可能な限り津波避難施設として活用、提供するほか、必要に応じて屋上へ避難できる階段や手すりを整備します。 [県土整備局、教育局ほか関係局]
- 沿岸市町は、身近な場所に避難できる高台等がない場合は、避難施設を確保するため、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て、津波避難ビルを指定、確保するとともに、そうした資源がない地域にあっては、地元の自治会と協議しながら津波避難タワーの整備を検討します。
- 県は、沿岸市町が行う津波避難施設の整備等を支援します。 [安全防災局]

5 避難対策

○ 沿岸市町は、津波発生時における適切な避難対策を実施するため、新たな津波浸水予測図を踏まえて津波避難計画を早期に策定し、避難場所、避難路の確保や誘導標識の整備を進めるとともに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や地域の実情を踏まえて、避難指示等の発令基準や具体的な運用などを定めます。また、県は沿岸市町の避難指示等発令基準の策定などを支援します。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努めます。 [安全防災局]

- 沿岸市町は、新たな津波浸水予測図や地域の実情を踏まえ、できるだけ津波による浸水の危険 性が低い場所に避難場所を設けるよう、避難所等の指定の見直しを行います。
- 沿岸市町は、消防職団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避 するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールの作成や周知に努めます。

6 災害時要援護者対策

○ 県及び沿岸市町は、やむを得ず浸水のおそれがある場所に災害時要援護者施設を設置する場合は、施設に安全なスペースの整備等に努めます。 [保健福祉局]

- 沿岸市町は、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有等の避難誘導体制の整備 や避難後の支援方策の検討に努めます。
- 沿岸部に位置する社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえ、施設等における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、沿岸市町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。 県は、必要な情報提供を行います。

7 津波に関する知識の普及

○ 県及び沿岸市町は、新たな津波浸水予測図を踏まえた津波情報看板の設置に努めます。

[県土整備局]

- 沿岸市町は、新たな津波浸水予測図及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等への周知を図ります。県は、沿岸市町による津波ハザードマップの作成を支援します。 [安全防災局、県土整備局]
- 沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討します。また、県及び沿岸市町は、土地取引における活用等を通じて、津波浸水予測図や津波ハザードマップの内容を理解してもらうよう努めます。 [県土整備局]
- 県及び沿岸市町等は、津波による人的被害を軽減する方策は住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報、避難指示、津波浸水予測の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。

[安全防災局ほか関係局]

○ 県は、高圧ガス事業者に対して、最新の津波浸水予測図や津波に対する有効な対策等の情報を 提供します。 [安全防災局]

8 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。
 [教育局]
- 公立学校は、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し、防災教育を進めます。 「教育局」
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の 充実を促進します。 [県民局]

9 津波訓練の実施

- 県及び市町村は、警察、海上保安庁や民間の救護組織と連携して、津波情報伝達訓練、避難訓練等を実施します。[安全防災局]
- 県及び沿岸市町は、最大クラスの津波やその到達時間、夜間等の様々な条件に配慮し、具体的かつ実践的な訓練を継続的に実施します。また、居住地、職場、学校等における避難訓練の実施の必要性等の周知に努めます。 [安全防災局ほか関係局]

10 津波に関する調査等の実施

○ 県は、過去の歴史地震による津波の発生、規模を想定するため、古文書等の資料の分析、津波 堆積物調査などの科学的知見に基づく調査を実施します。 「安全防災局」

- 県は、地籍調査の実施にあたり相模湾沿岸部を緊急重点地域と位置づけ、沿岸市町が実施する 地籍調査を支援します。 [県土整備局]
- 県は、新たな津波浸水予測に基づく津波による本県の被害を想定するため、「地震被害想定調査」の再検証を早急に行い、その結果を速やかに公表するとともに、必要に応じて地震防災戦略の見直しを行います。 [安全防災局]

資 料

- 2-4-(1) 防潮門扉等設置箇所一覧
- 2-4-(2) 津波情報盤等設置箇所一覧

第5節 がけ崩れ対策等の推進

【現状】

- 神奈川県東部の三浦半島や横浜、川崎地域には、多くの丘陵地があるため、豪雨や地震による崩壊の危険のあるがけが数多くあります。
- また、県西部の箱根、丹沢の山地には、多くの土石流危険渓流や地すべり防止区域、山地災害危険地区があり、これらの場所に多くの人が暮らしています。
- そこで、県では、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業の土砂災害対策や治山事業に積極的に取り組んでいます。
- さらに、「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 22 年 7 月 27 日付け厚生労働省、国土交通省通知)により、土砂災害のおそれのある箇所に立地する 災害時要援護者関連施設に関する基本的な情報を民生部局と砂防部局で共有し、災害時要援護者施 設に係る土砂災害対策を推進することとしています。

【課題】

○ 県は、豪雨や地震によるがけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害に備えるため、土砂災害危険 箇所の整備と土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査、指定を推進するとともに、市町 村は、これらの土砂災害警戒区域や避難場所等の周知徹底と、災害発生時における警戒避難体制の 確立など防災体制を整備していく必要があります。

【取組の方向】

○ 県は、自然災害回避(アボイド)情報の周知により、自然災害を回避した土地利用を促進するとともに、危険箇所の防災工事を計画的に推進します。さらに、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。また、市町村は、警戒避難体制の整備を図ります。

【主な事業】

1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

2 砂防設備の耐震補強

○ 県は、地震に対する技術基準が未整備であった昭和 40 年以前の砂防設備の中で、大規模地震により住居等に直接被害が及ぶと予想される設備について、耐震補強工事を進めます。

[県土整備局]

3 災害時要援護者関連施設の土砂災害防止対策

○ 県は、高齢者、障害者等の災害時要援護者関連施設を土砂災害から守るため、災害防止工事を 積極的に推進します。市町村は、施設の管理者等に対して情報を提供するとともに、防災体制の 整備に努めます。 [県土整備局]

4 指定区域の周知、管理、防災措置の勧告等

5 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

○ 県は、土砂災害のおそれのある区域を把握し、関係市町村長の意見を聞いて、土砂災害警戒区域を指定します。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可制の導入や既存住宅の移転促進等の対策を行います。 「県土整備局」

6 市町村の対策

- 市町村は、土砂災害警戒区域あるいは、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、土石流危 険渓流における警戒・避難対策として、土砂災害警戒情報等を用いた避難勧告等の発令基準及び 発令対象区域を設定するとともに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。 また、危険な箇所に居住する地域住民や観光旅館、災害時要援護者関連施設の関係者等に対する 計画内容の周知を徹底します。
- 市町村は、土砂災害警戒区域が指定されたときは、当該警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、ハザードマップを作成します。
- 市町村は、土砂災害のおそれがある箇所の把握に努め、必要に応じて点検・パトロール等を行います。

7 山地の災害防止

○ 県は、保安林のうち、危険性の高いところから計画的に治山事業を進めます。 [環境農政局]

資 料

- 2-5-(1) 急傾斜地崩壊危険筒所指定区域(年度別達成率表)
- 2-5-(2) 市町村別急傾斜地崩壊危険区域一覧表
- 2-5-(3) 市町村別急傾斜地崩壊危険箇所・指定区域一覧表
- 2-5-(4) 市町村別急傾斜地崩壊危険区域指定箇所及び面積
- 2-5-(5) 急傾斜地崩壊危険箇所等(市町村別)
- 2-5-(6) 地すべり危険箇所・指定区域(年度別達成率表)
- 2-5-(7) 市町村別地すべり危険箇所一覧表
- 2-5-(8) 市町村別地すべり防止区域指定一覧表
- 2-5-(9) 市町村別土石流危険渓流一覧表
- 2-5-(10) 市町村別砂防指定地(土石流危険渓流)一覧表
- 2-5-(11) 土石流危険渓流等(市町村別)
- 2-5-(12) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表
- 2-5-(13) 市町村別土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域箇所数一覧表

第6節 ライフラインの安全対策

【現状】

○ 神奈川県においては、上水道について、主要水道施設の耐震化、石綿セメント管の耐震管への布設替え等を進めてきました。現在、水道管の石綿セメント管の布設残は、平成22年3月31日現在で約1万m(0.05%)です。また、水道管等が地震により損傷した場合の緊急代替施設として、災害用指定配水池の指定と緊急遮断弁の設置、耐震性貯水槽、鋼板プール、防火水槽等の整備などを進めてきました。

県営水道では、災害用指定配水池を 39 箇所指定し、地震災害時における飲料水の確保に努めています。さらに、安定供給とライフラインの確保の観点から、浄水場では、長時間の停電に備え、受電施設の複数系統化や自家発電装置の整備を進め、単独庁舎の営業所に非常用発電機を設置しました。また、現在は、災害に強い水道をめざし、水道事業間の相互融通管の布設等施設のネットワーク化を図るため、整備を進めています。

- 下水道については、相模川、酒匂川両流域下水道の処理場内の重要施設やポンプ場の耐震性を考慮した施設づくりなどを進めてきました。また、平成6年度から耐震診断調査に着手し、その結果に基づき補強工事を実施しています。
- 電気については、東京電力㈱が災害に強い電力設備づくりとして、送電系統の二重三重のネット ワーク化や設備の耐震対策等を進めています。
- 都市ガスについては、東京ガス㈱が、製造施設及び供給施設(ガス導管を含む)の耐震性向上、 感震遮断機能を有するガスメーター及び緊急遮断装置の設置、遠隔監視及び操作のための通信設備 の整備などの対策を進めています。そのほかの県内ガス事業者においても、ガス事業法等に基づき 施設の耐震性の向上や緊急遮断装置の設置などの対策を進めています。

また、液化石油ガスについても、容器の転倒防止を徹底するとともに、ガス放出防止器及びS型メータ等地震防災機器の設置推進などの安全対策を進めています。

○ 電話・通信については、東日本電信電話㈱(以下「NTT東日本」という。)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱(以下「NTTコミュニケーションズ」という。)及びNTTドコモにおいて、建物や無線鉄塔等の耐震化、中継ケーブルの複数ルート分散、災害対策機器類の配備等を行っています。

また、輻輳(電話が繋がりにくい状況)対策として、NTT東日本は災害用伝言ダイヤル「171」 等を運用し、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板を提供します。なお、提供条件等 は、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。

【課題】

- 阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設に甚大な被害が発生し、特に阪神・淡路大震災では、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生などの問題が生じたため、ライフラインの安全性のより一層の向上が必要となっています。
- 新潟県中越地震では、山間地の孤立化や余震が繰り返し発生したことに伴い、ライフライン施設 の復旧に時間を要しました。

【取組の方向】

- 電気、ガス、水道、電話・通信施設等のライフラインは、県民生活に欠かすことのできない施設 であることから、災害時にもライフライン機能を確保できるよう、施設の安全性のより一層の向上 を図るとともに、施設の多重化や代替設備の整備などを進めます。
- (参考) 三保ダム、城山ダム、相模ダム及び宮ヶ瀬ダムの建設にあたっては、地質調査を十分行うとともに、安全性を十分見込んだ設計施工を行っています。

- 大規模な地震・津波が発生した場合、広域かつ長期にわたり、被災者の生活だけでなく社会、経済活動に甚大な被害をもたらすおそれがあるため、各事業者は、液状化等にも配慮した施設の耐震化・耐浪化を図るとともに、共同溝等の整備や応急復旧資機材の確保等に努めます。
- 都市ガスについては、東京ガス㈱が、現状の安全対策の推進に加え、製造所・整圧所設備における防消火設備、保安用電力などの強化を行い、二次災害防止に努めます。
- その他の電気、液化石油ガス、電話・通信施設については、それぞれの事業者において耐震化等 の安全強化対策をさらに推進していきます。

また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能とするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被災状況等の的確な把握に努めます。

【主な事業】

1 上水道施設

○ 県営水道は、上水道施設の安全性向上のため、主要水道施設の耐震化や、水道管路の耐震化を 進めています。

また、災害時に異なる水源間の相互融通を可能とするための施設整備を進めるとともに、関係 事業者間の連携、応援協力体制の整備などを進めます。 [企業庁]

○ 県営水道は、市町村等の水道事業者と管路を接続し、相互支援が可能になる施設の整備を進めます。 [企業庁]

2 下水道施設

- 県は、下水道施設について、国の「下水道地震対策技術調査検討委員会」による提言等を受け、 下水道施設の耐震診断調査及び補強工事を実施するとともに、流域下水道の処理場や幹線管渠の ネットワーク等のバックアップ体制の整備を進めます。 [県土整備局]
- 県は、県管理下水処理場の放流水吐き口からの津波の侵入防止策等について検討を進めます。 [県土整備局]

3 電線類の地中化

○ 道路管理者は、災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急交通車両の通行障害を防ぐため、 電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、電線類を地中化 することにより、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図ります。

[県土整備局]

4 電気、ガス、電話・通信

- 電気、ガス、電話・通信事業者は、各施設について、液状化等にも配慮した耐震化の推進を図るとともに、共同溝の整備等、一層の防災性の向上に取り組みます。また、被害を最小限にとどめ、早期復旧を可能にするため、施設の多元化・分散化、管路の多重化等を進めるとともに、被害状況の把握、復旧システムの充実強化、応急復旧資機材の整備等を進めます。
- 九都県市は、災害用伝言ダイヤル「171」及び携帯電話事業者が運用する災害用伝言板の利用 方法を記載する帰宅困難者対策リーフレットを作成し、その活用について周知します。

[安全防災局]

第7節 液状化対策

【現状】

○ 地震による被害は、地盤の特性に大きく影響されます。神奈川県内では、多摩川、相模川、酒匂川流域及び東京湾臨海部等の主に砂質地盤がある地域において、地震発生時に地盤の液状化の発生が懸念されており、構造物に対する対策が必要とされています。

県では、昭和 60 年に「建築物の液状化対策マニュアル」を策定し、その普及を図ることにより 液状化対策を推進してきました。また、土木構造物についても液状化を考慮して設計しています。

- 県では、平成19年度から20年度に実施した地震被害想定調査の中で、各地震による液状化の可能性を想定し、地震被害想定調査結果として広く県民に情報を提供しています。また、(財)神奈川都市整備技術センターでは、県内の公共事業で行われた地質調査結果を電子的に一元管理し、その情報を更新するとともに、公開しています。
- 東日本大震災においては、地震被害想定調査で液状化の危険性がないと考えられていた場所においても、液状化が発生したことから、今後の対策に資するために、ボーリング調査等を実施しました。
- 国においても、「小規模建築物等のための液状化マップと対策工法」のマニュアルの普及を図っています。

【課題】

- 東日本大震災では、関東地方でも液状化が確認されました。本県においても引き続き、液状化対策を進める必要があります。
- 大規模構造物であっても、基礎の地盤が液状化現象により横方向に流れるように動く測方流動が 発生している事例が報告されていることから、今後の液状化対策の見直しが迫られています。
- 事前の対策としては、住民や事業者自らが、地盤改良の実施等の対策を講じることが重要です。

【取組の方向】

- 県は、県民や事業者の「自助」による取組を推進するために、液状化の可能性がある地域や対策 工法の啓発に努めます。
- 県は、県管理の建築物、構造物に対して、液状化対策を実施していきます。

【主な事業】

- 県は、地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用した普及啓発を行います。 [安全防災局]
- 県は、独自に作成した「建築物の液状化対策マニュアル」により液状化対策の普及を図るととも に、今後国等の新たな対策を踏まえ、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。

「県土整備局」

- 県は、県管理の建築物、構造物に対しては、液状化対策等を実施するとともに、既存施設等で液 状化の被害のおそれのあるものは、補強対策を実施します。 「関係局」
- 県は、(財)神奈川都市整備技術センターによる地質調査結果の情報提供に協力します。

「環境農政局、県土整備局、企業庁」

第8節 危険物等施設の安全対策

【現状】

- 神奈川県においては、都市化が進展していることから、市街地に、ガソリンスタンドに代表される危険物施設と高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物などを取扱う工場や各種研究機関といったその他の危険物施設(これら2種類の施設を合わせて、「危険物等施設」という。)が混在しています。
- これら危険物等施設は、個別法令ごとの耐震性を含めた技術基準に基づき設置されていますが、 県、市町村、関係団体が協調してその安全対策に取り組んでいます。
- また、法令の規制に属さない先端産業等で使用される未規制化学物質に対しても、同様の安全対 策に取り組んでいます。

[関係法令]

危険物・・・・消防法

高圧ガス・・・高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

都市ガス・・・ガス事業法 火薬類・・・・火薬類取締法

毒・劇物・・・毒物及び劇物取締法

【課題】

- 危険物等施設は、取り扱う物質の性質上、地震時において火災等が発生した場合、周囲に及ぼす 影響が非常に大きく、多大な被害を生じる可能性がありますので、その安全性の強化、充実が必要 です。
- 先端技術の発展により、未規制の化学物質の使用が増大しており、その安全管理対策の拡充が求められています。
- 東日本大震災では、津波に起因する火災が発生したと考えられており、危険物等施設における津 波対策を進める必要があります。

【取組の方向】

- 県は、技術や産業の高度化により、危険物等は種類が増大し、その使用が多様化する傾向にある ため、その安全対策の確立を国に要請します。
- 県は、市町村や関係団体とともに、国の施策や施設の耐震化の促進、事業所の事故責任、自主保 安体制の充実などをはじめとする安全確保対策を強化します。

【主な事業】

1 事業者に対する指導

- 県及び市町村は、危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練の実施など、必要な対策を講じるよう指導します。また、先端技術の発展に伴う化学物質の安全対策を促進します。 [安全防災局、環境農政局]
- 県は、その他の危険物施設の事業者に対し、施設・設備の耐震化を促進するとともに、保安体制の充実、防災教育、防災訓練等の実施など、必要な安全対策を講じるよう指導します。

[安全防災局、環境農政局、保健福祉局]

○ 県は、高圧ガス事業者に対して、最新の津波浸水予測図や津波に対する有効な対策等の情報を 提供します。 [安全防災局]

2 各事業所の措置

○ 各事業所は、危険物等施設からの火災、爆発等による被害の発生、拡大を防止するため、施設等の耐震化、緊急保安体制の確立、防災訓練の実施、防災資機材の整備など必要な措置を行います。また、県が作成する津波浸水予測図等を踏まえ、二次災害の発生防止等に向けた必要な措置を講じるよう努めます。

3 研修等の支援

○ 県は、危険物等施設の従事者に対する安全対策についての研修を、関係団体と共同して実施します。 [安全防災局、環境農政局、保健福祉局]

資 料

- 2-8-(1) 化学物質の適正な管理に関する指針
- 2-8-(2) 県内危険物施設一覧表
- 2-8-(3) 液化石油ガス事業所及び消費者数(地区別)
- 2-8-(4) 高圧ガス事業所数(市町村別)
- 2-8-(5) 銃砲火薬類事業所数(市町村別)

第9節 建築物等の安全確保対策

【現状】

- 新築する建築物に適用される建築基準法の耐震基準は、我が国が経験した新潟地震(1964年)、十 勝沖地震(1968年)、宮城県沖地震(1978年)などを教訓に順次強化され、現在は昭和56年6月に施行されたいわゆる「新耐震基準」に依っています。
- 阪神・淡路大震災以降、平成7年10月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が公布され、建築物の所有者に対する指導、誘導等総合的な措置を講じることにより、建築物の耐震性の向上を図ることとされました。
- 新潟県中越地震では、大規模盛土造成地の盛土地盤の滑動崩落が発生したことから、平成 18 年 に宅地造成等規制法が改正され、滑動崩落のおそれのある既存の造成宅地について、「造成宅地防 災区域」の指定を行って、宅地の改善命令を行う制度が創設されました。
- 神奈川県では、既存建築物の耐震化を図り、地震に対する安全性の向上を計画的に促進するため、 平成 19 年 3 月に「神奈川県耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断技術者の養成や耐震セミナー の開催などによる耐震診断、耐震改修の普及・啓発及び落下物やブロック塀の倒壊防止対策等に取 り組んでいます。
- 大都市の中心市街地等における地下空間では、都市機能の増進を図るため有効活用が進められて おり、住宅及びビルの地下施設や地下街等、さまざまに利用されています。

【課題】

- 都市の安全性の向上を図るためには、建築物の耐震性の向上を促進することが大変重要な課題になります。阪神・淡路大震災においては、「新耐震基準」施行以前の建築物が大きな被害を受けていることから、現行の建築基準法に規定される耐震性能を確認するため、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を図っていく必要があります。
- また、建築物の耐震化に併せて、宅地の耐震化を図る必要がありますが、その重要性の認識は薄く、宅地の耐震化が進んでいない状況です。そこで、盛土地盤の滑動崩落の危険性の周知を行い、既存の造成宅地の耐震化への取組を推進する必要があります。
- 東日本大震災では、震源から遠く離れた大阪府においても長周期地震動が発生したとみられ、エレベーターへの長時間の閉じ込めや高層ビルの破損等の被害が生じました。高層建築物の防災対策についても取組を推進する必要があります。

【取組の方向】

- 大部分の建築物は、その社会的、物理的寿命から耐震性に配慮した建替えが順次進んでいますが、 本県における地震の切迫性に鑑み、計画的、重点的に既存建築物の耐震性の向上に取り組むととも に、落下物等の防止対策について取り組みます。
- 住宅の耐震化を進めるため、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意 識啓発を図るとともに、耐震改修工事や建て替え等の促進に努めます。
- また、造成宅地の耐震化の推進にあたっては、盛土地盤の滑動崩落の危険性の周知と、造成宅地の盛土地盤の調査と結果の公表を行って、造成宅地に係る耐震化に関する意識啓発に努めます。
- 東日本大震災の状況等を踏まえ、耐震化の一層の普及、啓発を図るため、耐震セミナーの充実に 向けた取組を進めます。
- 高層マンションをはじめとした高層建築物の防災対策について、住民等への意識啓発に取り組みます。

【主な事業】

1 法や計画等に基づく耐震化の促進

- 県は、既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、多数の者が利用する建築物の所有者等に対する耐震診断、耐震改修の指導・助言や普及・ 啓発を実施するとともに、「神奈川県耐震改修促進計画」に基づき、市町村と協働して耐震化を推 進します。
- 県は、市町村が行う、民間木造住宅(建築確認が昭和 56 年以前)の耐震改修工事、一部屋耐震 化、耐震診断の促進に関する取組を支援します。 [安全防災局]

2 建築技術者の講習

○ 県は、耐震診断、耐震改修を行う建築技術者の技術力を一層向上させるため、(社)神奈川県建築士会や(社)神奈川県建築士事務所協会等の建築関係団体と連携して、実務に重点を置いた講習会を開催し、県民のニーズに対応できるよう体制の整備を図ります。 [県土整備局]

3 耐震相談等

○ 県は、県民の耐震相談に的確に対応できるよう市町村や建築関係団体との連携を図りながら、 県土木事務所等に設けている耐震相談コーナーを充実、強化します。また、耐震診断、耐震改修 の普及・啓発を図るため、東日本大震災の状況等を踏まえ、地域特性も考慮した内容の耐震セミ ナーを開催します。 「県土整備局」

4 普及·啓発

- 県は、建築物の安全性を向上させるため、新築あるいは改修工事等における工事監理の重要性を認識させることにより、建築物そのものの耐震・耐火性能の確保を図っています。敷地の規模や隣接建築物との間隔などに留意することにより、延焼などに対してもより一層の安全性が確保できるよう、地区計画制度の活用などを通じて総合的な取組が進むよう各種の普及・啓発に努めます。
- 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、長周期地震動やエレベーター停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や、非常食・飲料水の備蓄などの防災対策について、普及啓発を行います。 [安全防災局]

5 技術的支援

○ 県は、県民が実施する耐震診断について、市町村との役割分担を踏まえ、技術的支援等を進めます。また、効果的な耐震補強策の普及等、住宅の補強や建替等を促進する対策を進めます。

[県十整備局]

6 防災上重要建築物等の耐震性向上のための取組

- 県は、県立施設の耐震性の向上を図るため、県が設置した昭和 56 年の新耐震設計基準以前の各種施設については、施設設置責任者としてその耐震性の向上に取り組みます。特に、防災対策上の拠点となる防災上重要建築物について、県有施設耐震化事業計画に基づき、耐震補強工事を進めます。
 [関係局]
- 県は、県営住宅の計画的な建替えを進めながら、耐震診断を実施し、必要な耐震化を進めます。 [県土整備局]
- 県教育委員会は、県立学校等の学校施設・設備の安全点検を実施し、計画的に耐震補強工事を 進めます。 [教育局]
- 県及び市町村は、施設の耐震性に係るリストを作成し、公表するよう努めます。 [関係局]

7 市町村及び公共的施設管理者の耐震性向上のための取組

○ 市町村及び公共的施設管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工 事を進めます。

8 民間施設の耐震化のための支援

○ 県は、民間施設の耐震性の向上を図るため、民間施設の耐震診断に技術的支援を進めるととも にその促進方策について研究を深め、国に対し所要の制度づくりを働きかけます。

特に、学校、社会福祉施設、病院などの耐震化に対して、財政的支援を行います。

また、不特定多数が利用する民間建築物についても、可能な限り耐震性に係るリストを作成し、 公表するよう促します。 [県民局、保健福祉局、県土整備局]

9 造成宅地の耐震化の推進

○ 県は、大規模盛土造成地の地震時の安全性の向上のために、造成宅地防災区域の指定又は宅地造成工事規制区域内における勧告を行うにあたり、大規模盛土造成地の変動予測調査を行って、その結果の概要を大規模盛土造成地マップにまとめ、公表するよう努めます。 [県土整備局]

10 その他安全対策

- 県は、市町村と共同して、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を進めるための安全基準の普及・啓発や、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、屋上給水塔、屋上広告、看板、窓ガラス等の落下物の安全対策を進めます。特に、県有施設については、早期に安全対策を進めます。
 [総務局、県土整備局]
- 県及び市町村は、避難地、避難路等の周辺建物の耐震化促進策について検討します。

「県土整備局]

○ 県、市町村及び施設管理者は、地下街等の不特定多数の者が利用する施設について、耐震性の 向上等、安全性の確保に配慮します。 「関係局」

資 料

2-9 神奈川県耐震改修促進計画の概要について

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

- 大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、災害発生の兆候が把握できた場合あるいは地震災害が発生した場合を想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。
- 特に、本県では、災害が予測された場合あるいは災害が発生した場合の各種対策を速やかに決定し、 迅速な応急活動を実施するため「県災害対策本部室」や、各種支援対策の拠点施設として「総合防災 センター」を設置するなどの準備を進めてきました。
- しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と具体的で実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練を実施する必要があります。
- また、応急活動の実施にあたっては、県民にもっとも身近で基礎的な自治体としての市町村の役割が重要になりますので、市町村の事前準備について、県は積極的な支援を行うとともに、広域的対応の必要な緊急輸送路の確保、さらには国との連携などを強化・充実します。東日本大震災では、本県も市町村と協力して被災地への人的・物的支援を実施しましたが、本県が地震災害に見舞われた場合も、様々な機関からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要があることから、広域応援体制のさらなる充実を図ります。
- 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生しましたが、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となります。そのため、大きな地震が発生した場合、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、住民等の防災意識の向上に努めます。
- また、帰宅困難者対策、災害廃棄物等の処理対策、災害救援ボランティア活動の充実強化を図ります。

第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

【現状】

- 大規模地震等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速、的確な災害応急対策活動を行 うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。
- そこで神奈川県では、情報収集、伝達手段として、県機関、市町村及び防災関係機関を結ぶ「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」を整備したほか、市町村との情報収集・伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強固にするため、県から被災市町村に連絡員を派遣することとしており、この連絡員用の通信手段として衛星携帯電話を導入しました。
- また、県内外の大規模災害発生時に、迅速に被災地に赴き、被害情報を収集して県の災害対策本 部等に報告する広域災害時情報収集先遣隊を編成しています。
- 横浜市及び川崎市と覚書を締結し、県警察や横浜、川崎両市消防局のヘリコプターテレビ、両市 の高所監視カメラ、県警察の衛星通信用映像送信装置からの映像を相互に送受信できる伝送システ ム等を整備し、災害発生直後の被害情報等がほとんど入手できない状況においても、対策を検討で きる体制を整えています。なお、県警へリコプターについては、県全域において、ヘリコプターを 効果的に運用できる体制を整備するため、県警察ヘリポートのほか海上自衛隊厚木航空基地内に分 散基地を確保しています。
- 内閣総理大臣官邸、国の非常(緊急)災害対策本部等と直接の情報通信が可能となる「中央防災無線システム」や、国や他都道府県との情報連絡を行う「消防防災無線システム」を整備しています。
- さらに、地震発生時に迅速・的確な初動体制がとれるよう、県内各地に配置する地震計を結ぶ「震度情報ネットワークシステム」を整備し、震度情報をリアルタイムで収集するとともに、災害対策本部員に対し携帯電話を利用して参集情報のメール配信を行います。
- 市町村においては、地震、津波等の緊急情報を全国に一斉配信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線システムを連動させるなど、県民に対する災害情報の伝達体制の充実に努めており、特に津波警報に関しては、市町村からの伝達に加え、県も沿岸地域のNTTドコモの携帯電話に、自動的に一斉メール配信するシステムを構築しました。
- また、県は、民間気象会社と共同で、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト「かながわ減災プロジェクト」(注)を開設し、県民自らが災害を回避し、被害を軽減する取組を進めています。

【課題】

- 災害対策に関する各種システムが県庁舎等の施設の被災、停電等により十分機能しないと、迅速 な初動体制や復旧活動に支障を生ずるため、システムの安全性の強化と多重化が課題となっていま す。
- 日頃の災害対応では、確定被害情報を中心に情報収集を進めていますが、大規模地震発生時には、 迅速な初動体制確保や被災者の支援のための被害状況や応急対策需要量の推計など現行のシステムでは収集できない情報を的確に把握する必要があります。
- 市町村の災害対策本部と避難所や病院、診療所など救護活動拠点との情報伝達体制のさらなる拡 充が求められています。
- 災害時に情報の収集・提供を円滑に行うためには、システムや体制の整備だけでなく、常にそれらを適切に運用できるようにしておく必要があります。

⁽注) 県と民間気象会社が共同で開設した、誰でも自由にパソコンや携帯電話を利用して、災害時の被害情報を投稿し、閲覧できるウェブサイト

【取組の方向】

- 県及び市町村は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などにより、企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集・提供体制の整備に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、不特定多数の人が 情報を得やすいインターネット等の活用を図ります。
- 県は、市町村が行う災害情報受伝達システムの構築と多重化を支援します。

【主な事業】

1 災害情報受伝達体制の充実

- 市町村は、住民への確実な情報伝達のため、防災行政無線や全国瞬時警報システム(J A L E R T) の整備を進めます。県は、市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 「安全防災局〕
- 県は、市町村等との確実な災害情報受伝達のため、防災行政通信網のバックアップ体制を整えます。 [安全防災局]
- 県は、災害時の情報収集、伝達体制を充実するため、現状システムの課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。

[総務局、安全防災局]

2 被災者支援に関する情報システムの構築等

- 市町村は、り災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めます。
- 県及び市町村は、県民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等にあたり、インターネット等 各種通信手段の活用を図ります。 [安全防災局、保健福祉局]

3 報道機関との協力体制の確立

○ 県及び市町村は、報道機関(テレビ、ラジオ、新聞、コミュニティFMなど)の協力のもと発 災時における災害報道の拡充を図ることで、被災者に対して必要な情報を提供できるような体制 の確立を図ります。 [安全防災局、県民局]

4 災害時の情報受伝達に関する協力体制の確保

○ 県及び市町村は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に 関する協力体制を確保します。 「安全防災局」

5 地震観測情報の収集、伝達体制の確保

○ 国及び温泉地学研究所の日常的な地震観測情報や発災時の余震情報など、地震観測情報の収集、 伝達体制を確保します。 [安全防災局]

6 システムの適切な管理及び操作の習熟

○ 県及び市町村は、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]

資 料

- 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- 3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図

- 3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
- 3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書
- 3-1-(5) かながわ減災プロジェクトの開設に関する協定書

第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

【現状】

- 神奈川県は、平成 11 年 6 月に、知事直轄の組織として防災局を新設し、災害時の応急活動に関する専門スタッフを配置するなど、防災対策全般の中枢機能、総合調整機能を強化しました。その後、平成 17 年 4 月には、県民の安全・安心を総合的に確保するため、防災局と県民部の安全安心まちづくり部門を統合し、「安全防災局」を設置しました。
- 県では、震度情報ネットワークシステムや気象庁からの地震情報を入手した場合、直ちに初動体制がとれるよう、24 時間の情報受伝達体制をとっています。
- また、休日等も含めた勤務時間外の災害発生に備え、知事等幹部職員の携帯電話等による連絡体制、ヘリコプター等による登庁体制を整えており、併せて安全防災局幹部職員は交代で県庁近傍に 待機するとともに、安全防災局職員、災害対策本部員等、各地域県政総合センター防災担当職員等 は即時参集体制をとっています。
- 県は、県内で震度4を観測した場合、警戒体制をとります。また、県内で震度5弱又は5強を観測した場合は、安全防災局が被害状況を把握した上で必要に応じて、また、震度6弱以上を観測した場合は、直ちに知事を本部長とする「県災害対策本部」を設置し、本部体制をとることとしています。

さらに、各地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県政総合センターに「県現地災害対策本部」を設置します。

これらの対策を適切に行うため、構造上耐震性を強化し、各種情報機能を装備した「災害対策本部室」を活用します。

- 災害対策本部は、災害応急対策上重要な指示または総合調整を行う県組織全体の統制機関であり、 国、市町村及び防災関係機関と相互に協力して災害応急対策を実施することとしています。
 - また、現地災害対策本部では、現地において適切な応急対策をとることとしています。
- 県では、災害等が発生した際に、災害応急業務に全力で取り組むとともに、県民の生活に重大な 影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備する ため、神奈川県業務継続計画を策定しています。

【課題】

- 東日本大震災では、庁舎が地震・津波等により大きな被災を受け、また、防災業務に従事していた職員等が被災するなど、初動期の災害応急対策に支障が生じた市町村が発生しました。こうした状況を踏まえると、大規模な地震災害の場合、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部室そのものが被災することを想定した体制の整備や業務継続性の確保が必要です。
- 刻々変化する被災者のニーズに即応できる災害対策本部機能、市町村との連携、国や他都道府県 との連絡体制の拡充が求められています。
- 発災時に災害対策本部機能が十分発揮できるよう、日常的に訓練を行っておくことが必要です。

【取組の方向】

- 県は、災害対策本部機能を確保するため、適切な職員の配備体制を整えるとともに、災害や職員の参集状況に応じた組織体制をとります。また、発災時における迅速・的確な災害対策本部活動を 実施するため、各種業務マニュアルを整備するとともに、様々な場面を想定したより実践的な訓練 を実施します。
- 県は、災害対策本部室等が被災した場合に備えて、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。
- 県は、国や市町村及び防災関係機関との連絡体制を拡充します。

○ 県、市町村及び防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図ります。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な人員や資機材の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改定などを行います。

【主な事業】

1 県災害対策本部の組織体制の充実等

○ 県は、発災時における災害対策本部要員の参集を確保するため、県庁近傍の待機宿舎や情報伝 達手段を確保するとともに、非常時に備え、職員の配置等にも留意します。

[総務局、安全防災局]

- 県は、災害対策本部組織や業務マニュアル等を検証し、必要に応じて見直すとともに、被害の 実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できる組織体制をあらかじめ想定しておきま す。 [安全防災局]
- 県は、市町村、防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。

[安全防災局]

○ 県は、国の現地対策本部や各種防災関係機関との連携をより一層高めるため、災害対策本部の機能を強化します。 [安全防災局]

2 県現地災害対策本部の機能強化

○ 県は、地域における災害応急対策を円滑に実施し、市町村等と効果的に連携を図るため、県現地災害対策本部機能の充実を図ります。 「安全防災局、地域県政総合センター」

3 災害対策本部室の代替機能の整備等

○ 県は、災害対策本部室が被災した場合を想定して、県総合防災センターの通信機器の整備、バックアップ機能の確保、交通手段の確保など、災害対策本部の代替機能の充実を図ります。

[安全防災局]

○ 県警察は、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。 [警察本部]

4 市町村、防災関係機関の組織体制の充実

○ 市町村及び防災関係機関は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

5 業務継続体制の確保

- 県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及 び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発 電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備 などの非常用通信手段の確保に努めます。
- 県は、市町村と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進します。 [環境農政局]
- 県は、防災訓練や業務継続体制の点検を行い、必要に応じて神奈川県業務継続計画の見直しを 行います。また、市町村における業務継続計画の策定を促進します。 [安全防災局]

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

【現状】

- 救助・救急、消火活動は、市町村長の指揮のもとに、消防機関が中核となり、被災の状況によっては、消防、警察の広域応援や自衛隊、海上保安庁の協力を得ながら実施することとなっています。
- 市町村では、こうした活動の中核として機能が発揮できるよう消防力を確保するため、救助工作 車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の拡充に努めています。
- 市町村は、消防力の強化に向けて、県内5つの地域で消防の広域化の検討を進めています。
- 市町村の消防水利は、平成 22 年 4 月 1 日現在、消火栓、防火水槽など合わせて 121,023 基を整備しています。
- 県は、都市や産業構造の変化に対応した救助・救急、消火活動能力の向上を図るため、神奈川県 消防学校で消防職員、消防団員、自衛消防隊員等に教育訓練を実施しています。

また、県総合防災センターにおいては市町村消防や応援部隊の活動を支援するためのファイバースコープ、地中音響探知機、油圧カッター等多様な救助用資機材を備蓄するとともに、広域防災活動拠点においても、油圧式救助器具や担架等の救助用資機材を備蓄しています。

さらに、大規模災害により三浦半島や県西部地域に孤立化地域が発生した場合に備え、県西部地域や県内外の陸上自衛隊の基地内に発電機、投光器、チェーンソー等の備蓄資機材を備えた防災倉庫を設置しています。

○ 県は、産学公の連携により、がれき等に生き埋めとなっている被災者を発見、救出する機器の開発を行い、その成果は参画企業による商品化に活かされています。

【課題】

- 大規模災害への対応力強化等の観点から、消防本部の規模を大きくし、消防力の強化を図る「消防の広域化」を推進する必要があります。
- 大規模な被災に対応できる消防力を強化するため、施設・設備の整備の充実と資機材・食糧・燃料等の確保、消防職員及び消防団員の教育、訓練の充実、消防水利の耐震性の向上、消防水利が被災した場合の代替機能の確保が課題となっています。
- 大規模災害により孤立地域が発生した場合に備えて、市町村と連携して孤立化対策に取り組む必要があります。
- 大規模災害発生時には、広域応援体制により、他の地方公共団体からの支援が速やかに行われる 仕組みが必要となっています。

【取組の方向】

- 市町村は、県消防広域化推進計画に基づく消防の広域化など、消防力の強化のための取組を推進 します。
- 県は、消防の広域化など市町村における消防力の充実を図るための取組を支援するとともに、消防職員及び消防団員の能力向上を図るため、県消防学校の教育内容の充実を図ります。
- 市町村は、災害時に十分な応急活動が行えるよう、資機材・食糧・燃料等の確保を進めます。
- 市町村は、救助・救急、消火活動などにおいて、相互に広域的、機動的活動を支援するため、応援部隊の受入施設の整備、応援のための訓練、情報交換などを推進します。
- 県は、市町村が実施する救助・救急、消火活動などにおける広域応援部隊の地域の活動体制を支援するため、救助用資機材などの整備を推進します。
- 市町村は、地震時における火災防止に係る知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者 や防火管理者等へ消火、防火教育を行います。
- 県は、市町村の要請により自主防災組織の指導者や自衛消防隊に対して、消火、防火教育を支援 するとともに、県民に対して広く防災知識の普及を図ります。

- 県及び市町村は、消防広域応援基本計画を必要に応じて見直すとともに、緊急消防援助隊との連携を図るなど、広域応援体制を強化します。
- 県及び市町村は、県警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との連携等の強化を進めます。

【主な事業】

1 ヘリコプターの活用

○ 県は、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等に県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプターを活用して、応急対策における機動性を高めます。 [安全防災局]

2 救助用重機の確保

○ 県及び市町村は、大都市における地震災害においては、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努めます。 [安全防災局]

3 救急救命体制の強化

- 県は、救急医療情報システムを医師会など関係機関と協同して運営します。また、救命指導医 及び救急救命士の資質向上のための研修を実施します。 「安全防災局、保健福祉局」
- 県は、救急隊員の早期確保を図るため、消防学校の救急科教育を効率的かつ効果的に実施する ための資機材等の充実を図ります。 [安全防災局]

4 消防職員の資質向上

○ 県は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、専科教育、幹部教育、特別救助隊員研修など特別教育を充実します。 [安全防災局]

5 市町村消防の強化

- 県は、消防の広域化や将来の消防の広域化に向けた消防指令センターの共同運用などの市町村 の消防力強化に向けた取組を支援します。 [安全防災局]
- 県は、市町村の消防力強化に有効な耐震性貯水槽等の整備を支援します。 「安全防災局」
- 市町村は、地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を 図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について事前計画を策定します。
- 市町村は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。
- 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推 進に努めます。

6 孤立化対策の推進

- 県及び市町村は、連携して、孤立化する可能性のある地域の状況を検証し、対策を検討します。 また、県は、アクセス道路となる県管理道路の防災工事を重点的に行うとともに、緊急避難路や 迂回路にもなる農道・林道の安全確保に努めます。 [安全防災局、環境農政局、県土整備局]
- 市町村は、孤立化対策の検討結果等を踏まえ、対策の推進に努めます。県は、市町村の取組を 支援します。 [安全防災局]
- 県は、大規模災害により孤立地域が発生した場合に備え、県西部地域や自衛隊の駐屯地に設置 している防災倉庫の資機材の点検・整備を行います。 「安全防災局」

7 広域応援体制の強化

○ 県は、災害時における県内の広域応援及び全国の消防機関により編成された緊急消防援助隊による県外からの応援が速やかに行われるよう、神奈川県消防広域応援基本計画を必要に応じて見直します。 [安全防災局]

○ 県は、消防隊等の広域応援を支援するため、県総合防災センターの機能の充実を図ります。

[安全防災局]

○ 県は、市町村が行う消防救急無線共通波のデジタル化整備を支援します。 [安全防災局]

8 資機材・装備の強化

○ 県は、災害時の活動に必要な防災資機材等の整備や備蓄、無線機の増強等警察装備の充実を図ります。 [安全防災局、警察本部]

資 料

3-3 市町村消防計画の基準

第4節 警備・救助対策

【現状】

- 神奈川県警察は、東海地震注意情報が発表された場合には早期に警備体制を確立し、大地震が発生した場合には県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とする各種の応急対策を迅速・的確に実施し、県民の生命、身体、財産の保護、混乱の早期収拾を図るなどにより、県民の社会生活の安定に努めます。また、被災地における治安維持を図るため、警備体制の整備、装備・資機材の充実等の施策を推進し、初動体制の強化を図っています。
- 大規模災害時における情報収集活動を拡充するため、ヘリコプターテレビ撮影装置を導入し、情報収集機能を強化しました。
- 海上においては、第三管区海上保安本部が、東海地震注意情報が発表された場合における海上交 通安全の確保、避難対策、社会秩序の維持、船舶等への情報提供及び地震災害が発生した場合にお ける人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通安全の確保、避難対策、救 援物資等の緊急輸送、治安の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等を行います。
- 県警察、第三管区海上保安本部は、各種防災訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の強化に努めています。

【課題】

○ 大地震が発生した場合における避難措置、救出救助活動、緊急交通路確保活動等の応急対策を迅速・的確に実施するためには、情報収集用資機材、救出救助用資機材等をより一層充実させていく 必要があります。

また、東海地震注意情報が発表された場合には、発災に備えた行動を迅速・的確に行う必要があります。

【取組の方向】

- 県警察は、各種の応急対策に必要な装備・資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関と の連携の強化等の推進を図り、警備体制を一層強化します。また、県警察本部庁舎が被災した場合 に備えるため、代替施設を整備します。
- 第三管区海上保安本部は、災害応急活動において、関係機関との連携を図ります。

【主な事業】

1 警察署等の耐震化

○ 県警察は、大規模災害発生時に、指揮本部や活動拠点となる警察署等の耐震性の強化に計画的に取り組みます。また、県警本部庁舎が被災した場合を想定して、通信指令機能や警備本部の指揮機能を備えた代替施設を整備します。 [警察本部]

2 救出救助用資機材の整備

○ 県警察は、大規模災害時における迅速・的確な人命救助を実施するため、情報収集用資機材、 救出救助用資機材等必要な装備・資機材の整備を進めるとともに、警備部隊の非常用食糧、飲料 水、燃料、電池その他の災害警備用物資の備蓄及び調達体制の整備を図ります。 [警察本部]

3 応援部隊の受入体制の確立

○ 県警察は、他都道府県警察からの広域緊急援助隊等の部隊を迅速に受け入れる体制を確立します。 [警察本部]

4 協力体制の確立

○ 第三管区海上保安本部は、関係機関との連携体制の整備を図り、発災時に防災業務を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関の災害対策本部等に職員を派遣する体制を整備する等の協力体制を確立します。

第5節 避難対策

【現状】

- 神奈川県は、広域避難地(注)の選定基準を定めるとともに、市町村と調整し、広域避難地等の避難場所として県施設を提供しています。
- 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう「避難計画」を策定し、避難勧告等の基準、伝達方法、避難地や避難路の指定等を行っています。避難所として小・中学校等の公的施設を中心に 2,119 箇所 (平成 23 年 4 月 1 日現在)、広域避難地として公園等を中心に 562 箇所 (平成 23 年 4 月 1 日現在) の指定を行い、施設の整備や備蓄の増強を図っています。
- 県は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、応急的な住居として応急仮設住宅の供給や 住宅の応急修理を行うため、関係団体と協定を締結しています。
- 県は、大規模災害の発生に際し、応急仮設住宅を迅速・的確に供給するための神奈川県応急仮設 住宅供給マニュアルや住宅の応急修理マニュアルなどの被災時の住宅対策に関する各種マニュア ルを作成しました。

【課題】

- 大規模な都市型地震の場合、大量の被災者が出ること、さらには避難生活が長期にわたる場合には、避難所の不足、ごみ・し尿の滞積、災害対策本部との情報の途絶、食糧や生活必需物資の配布の遅れなどが生じるおそれがあります。
- また、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、高齢者、障害者等の災害時要援護者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮する必要があります。
- さらに、地下街、ターミナル駅等の不特定多数が利用する都市施設において、施設の内外における混乱を防止し、的確な避難誘導を行うためには、各施設の管理者は、情報伝達体制の確保、従業員への防災教育、防災訓練の実施、平常時からの利用者への広報等の安全確保対策を地元の市町村と連携して効果的に行う必要があります。
- 応急仮設住宅の供給にあたっては、必要な戸数を必要な場所に迅速かつ的確に供給することが必要です。このため、建設による応急仮設住宅の供給とあわせて、公営住宅や民間賃貸住宅なども活用して、被災者のニーズに配慮した多様な対策がとれるよう、市町村や関係団体との連携による供給体制や事前対策が必要となります。
- 大規模災害により飼主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、 猫等の動物を保護、収容する等の対策が必要となります。

【取組の方向】

- 県は、市町村における避難場所(避難所と避難地の総称)の指定拡大に協力するとともに、避難場所の耐震化、物資の備蓄、ごみ・し尿処理などへの支援体制の整備を図ります。あわせて、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する支援及び男女双方の視点に配慮した避難対策を充実します。
- 県及び市町村は、応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、事前対策を進めます。
- 地下街、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する都市施設等の施設管理者は、各施設における地震時の安全性の確保対策、震災時の応急体制の整備を進めます。
- 県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かっ確実に受け取ることのできる体制の整備を図ります。

⁽注) 広域避難地とは、大地震時に周辺地区からの避難者を収容し、地震後発生するおそれのある市街地火災から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等の空地(オープンスペース)を指します。

【主な事業】

1 避難場所の確保及び整備

- 県は、市町村が広域避難地を選定する場合には、県が定めた選定基準に基づき行うよう指導します。 [安全防災局]
- 市町村は、県立施設や民間施設等を避難場所として指定する場合は、協定等の締結により、施 設管理者との役割分担の明確化を図ります。
- 県は、大規模地震発生時において、市町村単独では避難所の確保が困難となった場合や二次災害発生の危険がある場合に、市町村域を超えた広域的な避難の支援ができるよう、市町村と共同して体制の整備を図ります。 [安全防災局]
- 県は、市町村による避難場所の指定に協力できるよう、また、帰宅困難者や被災者の一時受入など地域における防災対策の拠点として活用できるよう、県立学校及び公の施設の耐震化や備蓄の充実に努めます。 「教育局ほか関係局」
- 県は、アドバイザーの派遣等により避難所として使用する公共的施設のバリアフリー化を促進します。避難所に指定されている施設の管理者は、当該施設のバリアフリー化に努めます。

[保健福祉局]

- 県は、避難所の指定・整備を行う市町村に対し、災害時の燃料備蓄という観点から液化石油ガスの有用性の周知を図るとともに、物資の備蓄、耐震性貯水槽、非常用電源等の整備を支援します。 「安全防災局」
- 県は、市町村と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、避難所に指定されている施設への 太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進します。 [環境農政局]
- 県は、市町村による避難場所の指定に協力できるよう、指定管理者制度により県立施設を管理する指定管理者との協定に、避難場所等に指定される可能性及びその運営に協力すること、緊急の必要がある場合には指定管理者においても自らの判断により適切な災害対応に努めることを盛り込みます。 [総務局ほか関係局]
- 県は、市町村、防災関係機関、地域住民と連携・調整し、県立都市公園ごとに来園者の避難誘導や避難者の受入対策などについて検討し、マニュアルづくりや防災訓練の実施に取り組みます。 [県土整備局]

2 避難計画の策定

○ 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難計画を策定します。

3 避難所の運営

- 県は、より良い避難所運営を実現するため、必要に応じて県避難所マニュアル策定指針を見直します。 「安全防災局」
- 市町村は、県避難所マニュアル策定指針を参考に、男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する 避難所運営委員会を設置し避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営を行います。
- 県は、市町村の避難所運営を支援するため、生活必需物資等の備蓄を進めるとともに、避難所 運営を円滑に行うための物資や防災用資機材の整備を進める市町村の取組を支援します。

[安全防災局]

4 住民への周知

○ 市町村は、地震災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路、避難指示方法についてあらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知

するよう努めます。

5 避難訓練

○ 市町村は、避難場所への避難訓練を実施し、発災時における混乱防止を図ります。

6 応急仮設住宅等

- 県は、応急仮設住宅の建設に迅速にとりかかることができるよう、津波にも配慮した建設可能 地の土地情報を市町村の協力のもとで充実します。また、関係団体との協議を深め、発災時にお ける供給体制を確立します。 [県土整備局]
- 県及び市町村は、従来のプレハブ型の応急仮設住宅のほかに、地元の工務店等を活用した新たな工法や供給体制についても検討します。 [県土整備局]
- 県及び市町村は、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備します。 [安全防災局、県土整備局]
- 県は、応急仮設住宅の入居者選定基準、運営方法等について、地域の実情に応じた市町村との 役割分担と協力関係を明確にします。 [安全防災局、県土整備局]
- 県は、市町村及び関係機関と連携し、応急仮設住宅(建設型・民間賃貸住宅借上げ型)の供給 に関する訓練を実施します。 [安全防災局、県土整備局]

7 ペット対策

- 県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、 災害時に備えます。 [保健福祉局]
- 市町村は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面 に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項 を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づけます。

8 地下街、ターミナル駅等の対策

○ 県及び市町村は、各施設の管理者に対して、施設利用者の避難対策等の安全確保対策について 適切な指導等を行うとともに、定期的に訓練を行うなど、日頃からの連携に努めます。

[安全防災局]

- 3-5-(1) 市町村別避難場所(地)選定状況一覧表
- 3-5-(2) 災害時における関東郵政局と神奈川県の相互協力に関する覚書
- 3-5-(3) 市町村避難計画の主な策定項目
- 3-5-(4) 神奈川県大震火災避難対策計画の概要
- 3-5-(5) (社)プレハブ建設協会における応急仮設住宅建設能力一覧表
- 3-5-(6) 避難所マニュアル策定指針の概要
- 3-5-(7) 市町村別避難所(施設)選定状況一覧
- 3-5-(8) 県立施設の指定管理者と締結する基本協定書標準例抜粋

第6節 帰宅困難者対策

【現状】

- 神奈川県の地震被害想定調査結果では、冬の12時に想定地震が発生した場合には、70万人を超える帰宅困難者が発生すると想定しています。
- このような大量の帰宅困難者が、外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、大きな混乱 の発生が懸念され、徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩場所等の不足 も想定されます。
- 帰宅困難者対策については、東日本大震災の教訓を踏まえ、国、地方公共団体、民間企業等が、 それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題について検討するため、国、近隣都 県市、民間企業等で構成する首都直下地震帰宅困難者等対策協議会(以下「国の協議会」という。) が設置され、県も参画しています。現在、平成23年11月に策定した「一斉帰宅抑制の基本方針」 に基づき検討を進めています。
- 東日本大震災では、首都圏においても大量の帰宅困難者が発生し、駅周辺を中心に混乱等が発生しました。国の協議会の推計では、本県でも約 67 万人の帰宅困難者が発生したと考えられています。
- 本県では、大規模な地震の発生が懸念されており、こうした地震に備えて帰宅困難者対策を行政、 防災関係機関、民間などあらゆる主体が協力して、一層具体化していく必要性があります。

【課題】

- 帰宅困難者対策は、一斉帰宅の抑制、安全な徒歩帰宅のための支援など多岐にわたりますが、膨大な数の帰宅困難者等への対応は、地震による多数の死傷者・避難者が想定される中にあって行政による「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が必要です。
- 帰宅困難者対策をさらに推進するためには、国、地方公共団体、企業等(団体を含む。以下同じ。) がそれぞれ実施するだけでなく、連携・協働して取組を進めることが必要です。
- 一斉帰宅を抑制するとともに、従業員等の安全を確保するためには、地震が発生し交通機関が当分の間復旧の見通しが立たない場合には、企業等は、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認のうえ、従業員等を一定期間事業所内に留めておく必要があります。
- 県内には、横浜、鎌倉、箱根等有数の観光地と、多くの人が利用する横浜駅、川崎駅などがあり、 地震の発生時には多くの観光客、通勤、通学者等の帰宅困難者の発生が予想され、帰宅困難者に対 する情報の提供や家族の安否確認に対する支援、避難場所の提供や応急収容、代替交通の確保も含 めた帰宅支援等の多岐にわたる対策が必要となります。

【取組の方向】

- 県は、帰宅困難者の発生を抑制するため、市町村とも連携しつつ、企業・県民に対し、一斉帰宅 抑制の周知を図ります。
- 県は、企業ごとに作成する事業継続計画(BCP)における帰宅困難者対策の取組を促進します。
- 県は、市町村が開設する一時滞在施設の不足に備えて、駅周辺の県有施設を一時滞在施設として 提供することとし、そのための整備に取り組みます。
- 県は、帰宅困難者のための一時滞在施設運営のための飲料水等の物資を整備する市町村の取組を 支援します。
- 県は、主要ターミナル駅を中心として、帰宅困難者対策を検討するために鉄道事業者、警察等関係機関が参加した地域協議会等の設置が進むよう、市町村と連携して取り組みます。
- 県は、引き続き、国の協議会に参画し、国の協議会構成団体の取組に係る情報を市町村、鉄道事業者等の関係機関と共有するとともに、横断的な課題について検討します。

【主な事業】

1 一斉帰宅抑制の周知

- 県及び市町村は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急 活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始 しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、一斉帰宅抑制の徹 底を促します。 [安全防災局]
- 九都県市は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用 伝言板や災害用伝言ダイヤル「171」等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段 を決めておく必要性について周知します。 「安全防災局」

2 企業等の取組の促進

○ 県及び市町村は、企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食糧、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の固定の促進を図ります。

[安全防災局]

○ 県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画(BCP)の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進します。 [商工労働局]

3 避難対策

○ 県及び市町村は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や 運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進めます。

[安全防災局ほか関係局]

- 県及び市町村は、帰宅困難者が発生した場合の地域ごとの対応を検討・協議するため、県内のターミナル駅等を中心に、県、市町村、鉄道事業者、県警察、駅周辺事業者等で構成する地域協議会の設置を進めます。 [安全防災局]
- 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報 伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に 情報を提供できるよう、対策の検討を行います。 [安全防災局]

4 徒歩帰宅者対策

○ 九都県市は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して水、トイレ、交通情報等の提供を行う災害時帰宅支援ステーションの協定締結先の拡充を図ります。 「安全防災局」

5 訓練の実施

○ 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。 [安全防災局]

- 3-6-(1) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定(四県市・神奈川県石油協同組合)
- 3-6-(2) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(九都県市)
- 3-6-(3) 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書(四県市・日産自動車)

第7節 災害時要援護者等に対する対策

【現状】

○ 神奈川県は、高齢者、障害者、児童等が利用する施設の安全確保対策として、県立社会福祉施設 の耐震診断を実施して、要補強施設について順次耐震工事を行うとともに、災害時の緊急食糧や防 災資機材の整備を行ってきました。

また、民間社会福祉施設の耐震診断、耐震工事に対する支援を行っています。

- さらに県は、市町村における高齢者、障害者等への災害時における支援体制を整備するためのガイドラインを示した「要援護者支援マニュアル作成指針」や障害者とその周囲の人たちのための「防災対策行動マニュアル」を作成するとともに、被災者の健康やこころのケア、難病患者、人工透析患者、周産期・小児問題等への対応について定めた「災害時要援護者対応マニュアル」を作成しています。
- 社会福祉施設の管理者は、定期的に防災訓練教育を実施するとともに、災害時に適切な行動がとれるよう利用者及び施設に実態に応じた防災訓練を実施しています。
- 県は、病院、診療所等の施設管理者に対し、入院中の寝たきりの高齢者及び新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、ナースステーションに隣接した病室やできる限り低層階の避難救出が容易な病室に収容するなどの指導を行っています。
- また、県は、津波予報区の東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に津波警報が発表された場合、該当する津波予報区沿岸地域のNTTドコモの携帯電話に、津波警報の発表を一斉メール配信することとしており、これにより、聴覚障害者も津波に関する緊急情報を確認できるようになっています。
- 県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速・的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報を実施し、避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育、外国人の雇用または外国人との交流機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援を行っています。

【課題】

- 社会福祉施設や病院、診療所における施設の耐震化や設備の安全性を確保する必要があります。
- 市町村は、地震等災害発生時の在宅の高齢者、障害者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、 乳幼児等の一時的保護及びケアを行うため、所在確認を行います。県及び市町村は、緊密な連絡体 制の確保と医療、保健福祉情報等の情報提供システムの整備、さらには社会福祉施設、病院、診療 所、保健所等関連施設の機能の強化を図る必要があります。
- 新潟県中越地震では、車中避難を行った人の中から、エコノミークラス症候群による死者が発生しているため、こうした災害関連死への対策を図る必要があります。
- 東日本大震災では、死者数のうち約 65%が 60 歳以上の方であり、高齢者をはじめとした災害時要援護者に係る津波対策を進める必要があります。

また、本県においても、多くの帰宅困難者が発生し、保育園児等の保護者の所在が確認できなくなったため、災害発生時における保育所における乳幼児の保護等について、対応を図る必要があります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、地震等災害発生時に災害時要援護者の避難誘導、救助を優先して行います。 また、各種マニュアルの見直しについて検討します。
- 市町村は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図ります。

- 県及び市町村は、高齢者、障害者等の生活を確保するため、社会福祉施設や県立特別支援学校等の活用、福祉避難所の指定、病院、診療所、保健所等における高齢者、障害者等の支援システムの整備、さらには応急仮設住宅の優先入居に努めます。
- 県及び市町村は、地震等災害発生時における外国人への広報や相談など支援体制を整備します。

【主な事業】

1 所在情報の把握

- 市町村は、事前に民生委員、自治会等の活動を通じて、在宅の高齢者、障害者等の所在を「名簿」、「マップ」方式等により個人情報に配慮しつつ把握し、災害時に迅速に避難できるよう努めます。
- 県は、保育所や放課後児童クラブにおける児童の安全確保等のため、市町村と連携し情報交換 を深めながら、災害時の対応や保護者との情報共有の取組を促進します。 [保健福祉局]
- 保育施設の管理者は、災害時における保護者との連絡方法を定め、日常的に訓練を行うなどして、双方の協力により、保護者及び乳幼児等の安否情報・所在情報を確実に把握できるように努めます。

2 避難誘導、搬送等

○ 市町村及び施設の管理者は、高齢者、障害者、乳幼児等の自力避難が困難な者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

3 避難対策

- 県及び市町村は、避難所において高齢者、障害者等が安心して生活できるよう支援体制の整備 に努めます。 [保健福祉局]
- 市町村は、あらかじめ避難所の指定にあたっては、高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所(福祉避難所)の指定に努めます。
- 市町村は、高齢者、障害者等の二次避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定を結ぶことに努めます。
 - また県は、必要に応じて協定の促進に努めます。

[保健福祉局]

○ 県及び市町村は、高齢者、障害者等に配慮した構造、設備を整えた応急仮設住宅(福祉仮設住 宅を含む)の設置に努めるとともに、高齢者、障害者等が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。 [保健福祉局、県土整備局]

4 社会福祉施設等の対策

- 社会福祉施設等の管理者は、地震等災害発生時に迅速・的確な対応を行うため、新たな津波浸水予測図等を踏まえて作成された市町村の地域防災計画などを参考に、同施設における避難計画を作成するとともに、防災組織を強化し、市町村との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等との連携に努めます。県は、必要な情報提供を行います。 [保健福祉局]
- 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や 災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。
- 県は、県立社会福祉施設の耐震診断、耐震工事を実施するとともに、民間社会福祉施設の耐震 化に対して財政的支援を行います。 [保健福祉局]
- 入所施設はもとより、保育所等の通所施設においても、保護者等による引き取りまでの間の通 所児童等の保護のために、県や市町村との連携のもと、災害発生時に必要となる備蓄や電源の確 保等に努めます。

5 医療体制の整備

○ 県は、人工透析患者の医療が確保できるように、災害時における医療支援体制の整備に努めます。 [保健福祉局]

6 外国人への対応

- 県は、外国人のための防災対策をさらに促進するため、県内及び県外の自治体や国際交流協会等と協力した支援体制の構築に努めます。 [県民局]
- 県は、外国人の防災意識の向上を図るため、外国人等を対象とした防災講座を開催します。 [県民局]

7 マニュアルの修正

○ 県は、「要援護者支援マニュアル作成指針」や「災害時要援護者対応マニュアル」などのマニュアル等について適宜見直しを行い、支援体制等の整備に努めます。 [保健福祉局]

第8節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の供給対策

【現状】

- 災害時には水道施設が大きな被害を受けることが考えられます。そのため市町村では、住民の身近な場所に耐震性の貯水槽を整備し、あるいは小・中学校のプールの鋼板化を進めています。1人1日あたりの飲料水必要量を30とすると、飲料水の確保量は約43日分に相当しています。また、生活用水の確保のため、応急復旧が迅速に行えるような体制づくりに努めています。
- 災害時の被災者用食糧の備蓄は市町村で行っています。例えば、県内で約174万食のサバイバルフーズ (注1)をはじめとして、約100万食のアルファ米 (注2)、約80万食の乾パン、粉ミルクや缶詰等を応急食糧として備蓄しています。また、生活必需物資の備蓄も市町村で行っています。例えば、仮設トイレや簡易トイレ(全県で約4万1千個)のほか炊き出しに必要な炊飯器、鍋、釜などを備蓄しています。
- 神奈川県は、災害救助法に基づき、災害救助基金の積み立て運用を行っています。災害救助基金の一部は物資(毛布)に換え災害時の供与品として、平成23年4月1日現在で約5万9千枚を備蓄しています。
- さらに県は、県内の企業等と応急食糧の取扱いに関する協定等を締結するとともに、県や市町村では、地元業者や各種組合と生活必需物資の流通在庫を利用した調達の協定を結んでいます。
- 県では、災害時に救援物資の調達及び円滑な配送を行うために必要な事項を定めたマニュアルを 作成しています。

【課題】

- 全県的には備蓄は進んでいるものの、備蓄物資を更新していく必要があります。とりわけ大量の 被災者が集中した場合や孤立化した地域等での備蓄に課題が残ります。
- 東日本大震災では、道路被害や燃料供給の停滞によって、県から市町村の集積場所への輸送や市町村から避難場所までの配送が滞り、避難場所等で物資が不足する状況が発生しました。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、県民一人ひとりに、災害に備え3日分の飲料水や食糧、非常持出品(救急箱、 懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備に努めるよう要請します。
- 市町村は、住民のニーズや地域性を考慮し、計画的な飲料水の確保や避難場所用資機材、応急食糧の備蓄を進めます。
- 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ 迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。

【主な事業】

1 飲料水、食糧及び生活必需物資等の確保

- 市町村は、計画的に飲料水や生活用水を確保するとともに、避難所として指定した施設等にあらかじめ避難所設置用資機材や水、食糧、生活必需物資の備蓄を進めます。県は、市町村の避難 所運営を支援するため、生活必需物資の備蓄を進めるとともに、市町村の物資の備蓄を支援しま す。 [安全防災局]
- 県は、災害救助基金の適正な運用に努めるとともに、緊急時の水の確保のため、市町村の依頼に基づき、防災用井戸及び家庭用井戸について、飲用の適否を検査します。また、緊急時の水の確保のため、防災対策上拠点となる県立施設への非常災害用井戸の設置を進めます。 [関係局]

⁽注1) 簡単な調理法で食べられる長期保存(10年)食

⁽注2) 水またはお湯を加えるだけでご飯にもどる保存食

○ 県は、市町村等への支援をできる限り行うために協定品目の拡充や協定企業等の拡大に努めます。また、災害時に調達を円滑に行うために、協定企業等との連絡体制の整備に努めます。

[県民局、環境農政局、商工労働局]

○ 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとともに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的に実施し、連携の強化を図ります。 [企業庁]

2 高齢者、障害者等への配慮

○ 市町村は、食糧、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児等や季節性 に配慮した備蓄品目の検討を行い、整備を進めます。

3 物資の供給体制の整備

○ 県は、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図ります。

[安全防災局、県民局、環境農政局、商工労働局]

- 3-8-(1) 食糧・飲料水備蓄状況一覧表
- 3-8-(2) 衣料・寝具・日用雑貨備蓄状況一覧表
- 3-8-(3) 応急対策・生活用資機材備蓄状況一覧表
- 3-8-(4) 配水池数量及び有効容量一覧表
- 3-8-(5) 水道事業者別応急給水用資機材整備状況一覧表
- 3-8-(6) 市町村別応急給水用資機材整備状況一覧表
- 3-8-(7) 飲料水兼用耐震性貯水槽設置状況一覧表
- 3-8-(8) 耐震性受水槽設置状況一覧表
- 3-8-(9) 配水池設置状況一覧表
- 3-8-(10) 鋼板プール設置状況一覧表
- 3-8-(11) ろ水機(単独)配置状況一覧表
- 3-8-(12) 災害救助用備蓄物資一覧表
- 3-8-(13) 井戸水検査状況一覧表
- 3-8-(14) 生活必需物資の災害時調達先一覧表
- 3-8-(15) 応急食糧の調達協定締結先一覧
- 3-8-(16) 応急食糧の調達協力企業等一覧

第9節 医療・救護・防疫対策

【現状】

- 神奈川県では、大規模な災害が発生した場合に、負傷者等に対する迅速で適切な医療救護、防疫 活動が実施できるよう、医療救護計画を定めるとともに、災害時には、県災害対策本部保健福祉部 の機能として、医療救護本部を設置し、医療救護に関する窓口の一元化を図っています。
- 災害時に負傷者の受入れ、救護班の派遣など医療救護活動の中心的な役割を担う施設として災害 医療拠点病院 33 箇所を指定しています。
- 県では、災害の急性期(概ね災害発生後 48 時間以内)に活動できる機動性を持ち専門的なトレーニングを受けた医療チーム(神奈川DMAT)を編成する「神奈川DMAT指定病院」15 箇所を指定しています。
- 医療機関の被害状況など、医療救護活動に必要な情報を医療機関や行政機関等で把握することができる「広域災害・救急医療情報システム」を整備しています。
- 各県立病院では、医薬品及び非常食を概ね7日分備蓄するとともに、災害用医療資材や折りたた みベッドなどを整備し、災害時の負傷者の受入れに備えています。
 - また、救護所などに派遣される救護班用として応急衛生材料セットを備蓄し、救護班を派遣できる体制を整えています。
- 県立病院を災害医療拠点病院や周辺地域の医療救護を行う病院として整備することとし、建築物の耐震診断と耐震化工事、ガラス飛散防止工事などを行っています。
 - また、災害時にも病院機能を継続して維持できるよう、水は受水槽等に通常使用の約 0.5 日~1.5 日分を確保し、受水槽、高架水槽、院内配管の耐震化を行うとともに、井戸や造水機を設置しています。さらに、非常用自家発電設備の改修や移動式小型発電機の配備などを行い、ライフライン系統の不測の事態に備え、水及び電力等の確保に努めています。
- 災害時に救護所となる県保健福祉事務所の機能を充実・強化するために、防災倉庫を設置し、災害用医療資材、テント、折りたたみベッド、造水機、発電機、簡易トイレ、食糧などを備蓄しています。
- 県では、救護活動に必要な医薬品等を優先的に供給するため、県医薬品卸業協会、県内製薬メーカー10社と協定を結んでいます。
 - さらに、災害発生時における円滑な医薬品等の確保・供給を図るため、県医薬品卸業協会と共同で迅速な在庫の把握・出荷を可能とする体制を整備しています。
 - また、血液製剤については、日本赤十字社神奈川県支部と 20,000 単位 (200ml 献血換算 20,000 本分) の供給を行う協定を締結しています。
- 県では、災害時に災害医療拠点病院、県立病院、日本赤十字社神奈川県支部、国立病院機構病院、 公立病院、県医師会等に救護班等の派遣を、神奈川県DMAT指定病院に神奈川DMATの派遣を 要請します。
 - また、速やかに救護班を派遣するため、県医師会、県歯科医師会、県病院協会、県薬剤師会、県看護協会、県柔道整復師会と災害時の医療救護活動についての協定を締結しています。
- 神奈川県自治体病院開設者協議会を組織する県及び県内9市は、「県自治体病院災害時相互応援 に関する申合せ」を行い、相互応援体制を確立しています。
- 近隣都県等との相互応援協力について、九都県市災害・救急医療連絡会(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)において「広域医療連携マニュアル」を作成し、具体的方策も含めた体制を整えています。
- 防疫対策としては、日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、県は市町村との連携のもとに患者への適切な療養の指導、患者宅の消毒、接触者の菌検査や疫学調査などの予防措置を迅速・的確に講じています。また、原則、入院治療が必要な感染症について、一類感染症(ペスト等)については、都道府県単位で指定する第一種感染症指定医療機関で入院治療を行い、二類感染症(急

性灰白髄炎等)及び新型インフルエンザ等感染症については、2次医療圏単位で指定する第二種感染症指定医療機関で入院治療を行うことにより、医療体制の確保を図っています。

【課題】

- 医療救護活動においては、災害発生直後の初動対応が重要であり、いかに迅速に医療救護本部の 初動体制を確立するか、情報機能をどのように充実・強化していくかが重要です。また、医療救護 活動は行政、警察、消防、自衛隊等との連携が必須であり、その事前の準備が重要です。
- さらに、迅速に医療救護本部の初動体制を確立し、同本部のもとで県全域の医療機関の協力を得て、組織的に活動できるよう、平常時からの訓練の積み重ねも重要です。
- 災害医療拠点病院には、災害時に多数の傷病者が集中することから、建物、医療用機器等の施設・ 設備の整備のほか、医薬品、食糧の備蓄等の災害時医療機能の充実が必要です。

さらに、災害医療拠点病院の機能を強化するため、要員の訓練・研修が重要です。

- 発災時に速やかに「広域災害・救急医療情報システム」を通じて、各医療機関との情報受伝達を 行うため、災害時運用体制の確立が必要です。
- 大規模な災害時には病院の機能低下が懸念されます。そのため、緊急に手術等を必要とする重篤 患者等を被災地外の医療機関に搬送するため、国の「広域医療搬送計画」と連携した県内の体制の 確立が必要です。

また、都道府県間の相互応援協定に基づく医療救護活動の具体的連携体制の確立が必要です。

- 各2次医療圏の医療機関及び災害時に設置される救護所の体制づくりが重要です。
- 医療救護の内容は、阪神・淡路大震災の場合、発災時は外科系が主であり、3日目以降は感染症などの疾患が増加してきました。また、避難等により慣れない集団生活の中でのストレスや地震に対する精神的なダメージを訴える被災者が目立ち、精神科系の医療や環境の悪化に起因する疾患や持病の悪化などの慢性期の医療を必要とするようになりました。

このことから、救護班等の派遣や医薬品の供給などにも被災者のニーズに合わせた医療救護活動体制が重要になります。

また、被災地における医療機関の機能の保全と速やかな復旧のための準備が必要です。

○ 災害時においては、感染症が発生しないよう、予防のための消毒などを実施する体制づくりが必要です。

また、感染症患者が発生した時に、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、感染症指定医療機関等において入院治療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することも必要です。

○ 大規模災害時には、遺体の検案、安置、火葬、埋葬等が課題となります。

【取組の方向】

- 県は、災害時の電話回線の不通、輻輳等に備え、医療救護本部、災害医療拠点病院、医療救護関係機関の間の通信手段の多重化を推進します。
- 県は、発災時の医療救護活動に必要な医療機関の情報を迅速に収集、提供するため、「広域災害・ 救急医療情報システム」を運営します。
- 県は、災害医療拠点病院や神奈川DMAT指定病院の追加指定、災害医療拠点病院が被災した場合の応援体制の強化に向けて取り組むとともに、医療の応援について近隣都県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備や実践的な訓練等を通じて、災害時医療活動等の支援体制の整備に努めます。
- また、災害医療拠点病院の災害医療機能の充実を図るため、施設等の整備を促進するとともに拠点病院間のネットワーク化を推進します。
- 県は、重篤患者等の被災地外への広域医療搬送が円滑に行えるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保、同乗医師の確保、搬送機関等との連携など具体的な対応方策を検討します。

- 県は、医療施設の耐震化、病院内防災マニュアルの整備、防災訓練の実施について、医療機関での取組を促進するため、継続的に啓発指導を行います。
- 県は、医療救護活動を円滑に実施するため、県保健福祉事務所を医療救護支援の拠点として位置 づける方向で機能強化を図ります。
- 県は、感染症の発生及びまん延防止を目的として迅速・的確に所要の措置を講じるため、県保健 福祉事務所等を拠点として被災地内の関係機関の協力を得て、迅速な医療機関の確保、防疫活動、 保健活動等を実施します。
- 県は、災害時における医療救護活動を効果的に行うため、関係機関、関係団体と連携して、「神 奈川県医療救護計画」を推進します。

【主な事業】

1 情報伝達手段の整備

県は、災害医療拠点病院、県保健福祉事務所等医療救護機関への無線装置等情報通信機器を計画的に整備します。【保健福祉局】

2 災害医療拠点病院の機能強化等

○ 県は、災害医療拠点病院の施設の耐震化や災害医療に必要な施設整備及び医療機器等の設備整備に対して助成します。

また、災害医療拠点病院の救護班が携帯する医薬品、資機材等を計画的に配備するとともに、 情報の共有化、ネットワーク化を進めるため、災害医療拠点病院連絡協議会を運営します。

[保健福祉局]

- 県及び神奈川県立病院機構は、県立病院の施設の耐震化を進めるとともに、水、電気、燃料などのライフラインが途絶した場合に備えて、非常用自家発電設備の改修などを計画的に進めます。 また、災害時医療資材の更新を進めます。 [保健福祉局]
- 県は、災害医療拠点病院や神奈川DMAT指定病院の追加指定に向けて、国及び関係機関と調整を進め、災害時医療救護体制の強化に取り組みます。 [保健福祉局]

3 医療機関相互の連携強化

- 県は、「広域災害・救急医療情報システム」の円滑な運用に努めるとともに、操作等の研修・ 訓練を定期的に行います。 [保健福祉局]
- 県は、広域医療搬送関係機関と連携方策について協議を進めるとともに、情報の共有化、訓練の実施により具体的対応の習熟に努めます。

また、近隣都県と相互応援協力の具体的方策について協議を進めます。 [保健福祉局]

○ 県は、医療従事者を対象とした災害時医療に関する研修会を開催し、災害時に的確に対応できる知識や技能の習熟を図ります。

また、啓発資料の配布等により訓練実施などの病院内での実践的な防災対策の取組を促進します。 [保健福祉局]

○ 県は、大規模災害発生時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係 機関が連携する救急医療訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練(ビッグレスキューかな がわ)を実施します。 [安全防災局ほか関係局]

4 保健福祉事務所機能の強化

○ 県は、災害時における県保健福祉事務所機能を強化し、市町村、関係団体等との連携を図りながら、医療ボランティアの受入れ調整などの医療救護に関するコーディネート機能を備えるとともに、医療救護活動に必要な医療情報の収集・提供、被災者に対する健康管理、防疫活動、食中毒予防等の拠点として体制の整備を進めます。 「保健福祉局」

- 県は、災害時に精神科医療機関の被災が想定されるため、県保健福祉事務所等への精神科救護 所の設置・運営、精神科相談等体制の確保などを進めます。 「保健福祉局」
- 県は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防の対応のため、防疫用品等の備蓄に努めます。 [保健福祉局]

5 災害用医薬品等の確保対策の推進

- 災害時用の医薬品の備蓄については市町村が行いますが、県は、市町村から要請された支援を 行うため、医薬品等の確保を図るとともに、県薬剤師会、県医薬品卸業協会等と連携し、医薬品 等の需給情報の的確な収集、医薬品等の適正な供給体制の整備を進めます。 「保健福祉局」
- 県は、医療用ガス、医療機器及び歯科用品を確保するため、一般社団法人日本産業・医療ガス 協会、県医療機器販売業協会及び県歯科用品商協同組合と連携し、医療用ガス、医療機器及び歯 科用品の適正な供給体制の整備を進めます。

また、災害時、県と県薬剤師会、県医薬品卸業協会及び協会員との間の迅速・適切な情報伝達 手段を確保し、医薬品等の円滑な供給を可能とするために整備したMCA無線装置の維持・管理 等を行います。 「保健福祉局」

6 広域火葬体制の強化

○ 市町村は、災害時における遺体の処理を進めるため、神奈川県広域火葬計画に基づき棺の調達、 遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行い、県は、広域的な協力体制をとります。 [保健福祉局]

- 3-9-(1) 医薬品の供給に関する協定先一覧
- 3-9-(2) 血液製剤の供給血液センター及び供給地域一覧表
- 3-9-(3) 防疫用備品配置状況一覧表
- 3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関
- 3-9-(5) 災害医療拠点病院一覧表
- 3-9-(6) 医療救護関係機関との協定
- 3-9-(7) 神奈川県医師会救護隊規程
- 3-9-(8) 神奈川県医師会救護隊規程施行細則

第10節 文教対策

【現状】

- 神奈川県教育委員会では、この計画に基づき、災害時並びに東海地震注意情報及び東海地震予知 情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合等における児童・生徒等の生命・身体の 安全確保や緊急事態に備え、迅速・的確な保護対策等について、「学校防災活動マニュアルの作成 指針」を定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を 市町村教育委員会に示しています。
- また、県では、私立学校の防災計画等の作成のため、国や県教育委員会の取組等について情報提供しています。
- 県立学校が作成する学校防災計画等では、災害時における学校及び教職員の果たす役割を明確に するとともに、学校における対策本部の設置、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、的確な対策を講 じることとしています。
- また、県教育委員会では、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料を作成し、市町村教育 委員会や県立学校に配付しています。
- この他、防災教育や防災訓練、通学路の安全点検を通じて、日常的に児童・生徒等の防災意識の 向上を図っています。

【課題】

- 災害に対する日頃からの心構えの大切さと防災に関する正しい知識などについて学ぶ防災教育 や、家庭や地域と連携した防災訓練の実施を通じた啓発が必要です。
- 東日本大震災では、津波等の被害により、多くの児童・生徒等が犠牲になりました。そのため、 学校における防災教育の一層の充実を図る必要があります。
- 児童・生徒等が在校時に災害が発生する場合を想定した学校の施設、設備の安全性の確保が必要です。また、児童・生徒等の保護や帰宅に関し、通学路の安全性等の情報の把握並びにこれに基づく的確な判断及び指導が求められます。
- 避難場所としての機能と学校教育の場としての調整を図る必要があります。

【取組の方向】

- 公立学校は、防災教育の充実や家庭・地域と連携した防災訓練を推進します。
- 公立学校は、学校施設、設備の耐震化を図るとともに、通学路の安全点検を推進します。
- 公立学校は、学校における地震防災体制の充実を図るため、各学校で作成している学校防災計画 等の見直しを行います。
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校の避難場所としての果たすべき役割や学校教育活動 との関係を明確にするとともに、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校の防災計画等の充実を 促進します。

【主な事業】

- 1 学校における防災体制の整備
 - 公立学校は、防災教育及び家庭・地域と連携した防災訓練を実施します。

[教育局]

○ 公立学校は、児童・生徒等の通学路の安全点検を行います。

[教育局]

- 公立学校は、災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各学校で作成している学校 防災計画等の見直しを行い、実効性のある避難実施計画を定めます。 [教育局]
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、特別支援学校等の障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。 [教育局]

- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。 「教育局」
- 県教育委員会は、教職員及び特別支援学校の児童・生徒分の食糧の備蓄及び更新を行います。 「教育局」
- 県教育委員会及び市町村教育委員会は、公立学校の施設・設備の安全点検を実施し、計画的に 耐震補強工事を実施します。 [教育局]
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災体制の 整備を促進します。 [県民局]
- 私立学校は、各学校の状況に応じた避難訓練を実施します。
- 県は、私立学校の耐震診断、耐震補強工事に対して支援します。

「県民局]

2 防災教育の充実

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 「教育局」
- 公立学校は、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し、防災教育を進めます。 「教育局」
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の 充実を促進します。 [県民局]

3 学校等における避難場所の開設

- 県は、避難場所に指定された県立学校等が災害時において有効に機能するため、県立学校等と 市町村との役割分担や避難場所開設の方法等について、双方が連携して行う防災訓練等を通じて 確認できるよう、連携の強化を図ります。 「安全防災局、教育局」
- 県は、避難場所に指定されていない県立学校等においても、災害時に適切な対応をとることができるよう、県立学校等と市町村との連携の強化を図ります。 [安全防災局、教育局]

4 文化財の保護

○ 県教育委員会及び市町村教育委員会は、文化財の震災対策を確立し、文化財を保護するため、 地域における文化財の所在情報の充実、整理を行い、防災関係機関等と情報を共有化するととも に、具体的な震災対策の検討を連携して進めます。 [教育局]

第11節 緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策

【現状】

- 発災時における災害応急活動及び警戒宣言発令時の対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的緊急輸送を円滑に行うためには、幹線道路、物資受入れ港及びヘリポートの3つの確保が極めて重要です。
- 東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、救急・救援や復旧に役立つなど、「いのちの道」としての機能を発揮しました。
- 神奈川県警察では、救出救助、消火、物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要な県道等のうち 54 路線を緊急交通路指定想定路線として選定しています。大震災発生時及び警戒宣言発令時には、被災状況等を勘案のうえ、必要な区間について災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制を行い、道路管理者と連携し、緊急通行車両の円滑な運行の確保に努めます。

このため、指定された緊急交通路では緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止、制限の交通規制を受けることになります。

- また、県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、県現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する342路線を緊急輸送道路として事前に指定するとともに、これらの路線を優先して橋りょうの耐震補強を進めています。
- 県及び道路管理者並びに県警察は、「緊急輸送道路管理マニュアル」を策定し、地震災害後の復 旧、緊急輸送の確保に係る手順を整理しました。
- 海上輸送として、県内で9つの物資受入れ港(港湾及び漁港)を指定し、海上からの緊急輸送が 可能になるように備えています。
- ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。県及び市町村は、大規模災害発生時に利用可能なヘリコプターの臨時離着陸場を選定し、ヘリコプターの効果的な運用ができるよう努めています。
- 県警察は、県全域においてヘリコプターを効果的に運用できる体制を整備するため、海上自衛隊 厚木航空基地内に分散基地を確保しています。

【課題】

- 大規模災害が発生した場合、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急通行車両の通行や緊急輸送の確保に向けた幹線道路の事前の地震対策が必要となります。
- 現在の緊急交通路指定想定路線や緊急輸送道路は、県外からの支援体制や現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等との連携を考慮して指定していますが、今後は、耐震性の向上はもとより、路線の多重性や代替性を考慮しながら、総合的に整備していく必要があります。
- 船舶による海上からの大量輸送は重要になりますが、岸壁など港湾施設の十分な耐震性の確保が 課題となります。
- ヘリコプターの緊急輸送は、発災時初期にはその機動力で大きな威力を発揮しますが、そのため にはヘリコプター臨時離着陸場の整備、拡充や燃料の確保が必要となっています。

特に大型へリコプターによる緊急輸送の場合、かなりの広いスペースが必要であり、市街化の著しい地域ではその確保が難しく、確保できた場合でもそこに多くの避難者がいる場合も考えておく必要があります。

【取組の方向】

○ 県警察は、緊急交通路について的確な交通情報、効果的な交通規制、緊急通行(輸送)車両の事前届出制の運用などにより災害時の交通規制の円滑化を図ります。

- 県警察は、災害時における大幅な交通規制を迅速に行うため、規制、検問用の資機材の整備に努めます。
- 県、市町村及び道路管理者は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、さらなる整備を進めます。
- 県及び市町村は、緊急輸送の確保を早期に確実に図るため、主要な市街地と高速道路のアクセス 強化等ネットワーク機能の向上、道路防災対策、各関係機関との情報連絡体制の強化等を通じて、 安全性、信頼性の高い道路網の整備を図ります。
- 県は、災害時に、港湾、ヘリコプター臨時離着陸場の機能が十分に発揮され、緊急輸送の代替性が確保できるよう、施設の利用計画について管理者と事前調整を図るとともに、平常時からの施設整備や円滑な航行の確保に努めます。
- 県及び県警察は、緊急交通路を迅速に確保できるように、交通規制、検問用資機材等の改良に努めます。

【主な事業】

1 緊急交通路等の耐震化及び復旧体制の整備

2 緊急交通路等の機能確保のための施設整備

○ 県警察は、交通監視用テレビカメラ、車両感知器等を活用し、道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、移動式の交通情報表示システム(サインカー)を導入します。また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を強めるとともに、災害時の信号機、交通情報の収集を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

「警察本部〕

3 緊急通行(輸送)車両の事前届出

○ 県及び県警察は、緊急交通路における緊急通行(輸送)車両の事前届出手続きの推進を図り、 当該車両が発災時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行(輸送)車両事前届出制度の活 用に努めます。 [安全防災局、警察本部]

4 ヘリポート等の整備

○ 県及び市町村は、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めていきます。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。 [関係局]

5 港湾の整備及び復旧体制の整備

○ 港湾管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、耐震強化岸壁の整備に努めるとともに、関係機関と連携のもと、発災時の港湾機能の維持・継続のための対策を検討します。また、その検討に基づき、港湾の危険物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講じるよう努めます。 [県土整備局]

6 輸送活動に関する関係機関相互の情報共有化

○ 県、県警察及び道路管理者は、緊急性の高い輸送対象、道路啓開の優先度の高い路線等について、関係者間で情報の共有化を図ります。

また、緊急輸送道路の機能の確保に向けた整備を図るほか、県警察、消防、自衛隊、警備業協会との適切な連携を進めます。 [安全防災局、県土整備局、警察本部]

- 3-11-(1) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等取扱要領
- 3-11-(2) 物資受入れ港
- 3-11-(3) 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 3-11-(4) 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表
- 3-11-(5) 陸上自衛隊へリコプター離発着の為の最小限所要地積
- 3-11-(6) 防災対応離着陸場選定基準
- 3-11-(7) 神奈川県県土整備局災害対応車両保有台数一覧表
- 3-11-(8) 仮設橋保有数量及び連絡先一覧表
- 3-11-(9) 大震災発生時における緊急交通路指定想定路線一覧表
- 3-11-(10) 緊急交通路路線図
- 3-11-(11) 緊急輸送道路
- 3-11-(12) 緊急輸送道路網図

第12節 建築物等対策(危険度判定、応急修理)

【現状】

- 地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊、落下物等や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止し、被災住民の不安を解消するためには、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、さらに、被災建築物の応急修理が必要となります。
- 地震で被災した建築物による人的二次災害の防止対策については、被災建築物の安全性を判定する応急危険度判定制度の整備を進めており、平成4年度から応急危険度判定士の養成を行い、平成22年度末現在10,909名の判定士を養成しました。さらに平成8年度からは、民間判定士の活動時の災害補償に備えた保険に加入し、判定調査表など判定資機材の備蓄を進めています。
- 地震または降雨により被災した宅地の崩壊による人的二次災害の防止対策については、被災宅地の安全性を判定する被災宅地危険度判定制度の整備を進めており、平成10年度から被災宅地危険度判定士の養成を行い、平成22年度末現在2,057名の被災宅地危険度判定士を養成しました。
- 危険度判定の全国組織として、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度 判定連絡協議会」を設置し、判定方法の標準化、都道府県相互の支援等に関し事前に調整するなど 判定の実施体制の整備を進めています。また、県内においては県内全市町村が参加する協議会を設 置し、判定士養成講習会を開催したり、模擬訓練を実施するなど制度の充実を図っています。
- 災害により住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない被災世帯について、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分に対する応急修理を行うこととしており、実際に行う場合を想定しマニュアルを整備しました。

【課題】

- 応急危険度判定士の常時 10,000 名体制及び判定技術水準の維持が必要となっています。
- 発災後、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が迅速に活動体制に入れるように、判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、判定資機材の確保対策が必要になっています。さらに、地震等の発生時には、判定士自らが被災者になる可能性があり、全国協議会の検討を踏まえ、広域的な相互支援体制の拡充が必要となっています。
- 応急修理については、できる限り早期に修理できる対策が必要になっています。
- 被災宅地危険度判定については、実際に行う場合を想定して、市町村との協議やマニュアルの整備が必要になっています。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、人的二次災害を防止するため、応急危険度判定士による判定を共同住宅及び長屋、被災個人住宅すべてを対象として実施します。また、被災宅地危険度判定士による宅地の被災度の調査を、被災宅地を中心に実施します。
- 県は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指導、支援を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成、資機材の確保などを進め、その実施体制、連絡体制及び判定制度相互の連携体制などの整備を今後さらに充実していきます。
- 県は、阪神・淡路大震災の教訓から広域的な支援体制の確立が不可欠であり、全国協議会の検討 を踏まえ、今後相互支援の体制を整備していきます。
- 県は、東日本大震災で応急危険度判定士の支援が広域的な連携で成果をあげた実績を踏まえ、危 険度判定の広域支援体制のより一層の充実を図ります。
- 県は、市町村と連携して、被災建築物の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進めます。
- 県は、被災宅地危険度判定制度については、市町村との役割分担を明確化していくと同時に、緊 急時に備えるようマニュアルの整備を図っていきます。

【主な事業】

1 判定士の養成及び体制の整備

○ 県は、大規模な地震災害に備えるため、また市町村をはじめ他の都道府県との広域的な相互支援など、より充実した判定活動が可能となるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び体制整備を行っていきます。 [県土整備局]

2 災害補償制度の維持と資機材の整備

○ 県は、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して任務が遂行できるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備します。 [県土整備局]

3 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成

○ 県は、迅速な判定活動が行えるよう、想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮、監督等を行う判定コーディネーター及び宅 地判定調整員を養成します。 「県土整備局」

4 相互支援の体制整備

- 県は、阪神・淡路大震災の経験から、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に対しては、全国的、広域的な支援体制が不可欠であるという認識から、全国協議会での検討を踏まえ、近隣都県等との相互支援及び県内市町村間相互支援の体制整備を図ります。 [県土整備局]
- 県は、全国協議会で行う応急危険度判定の広域支援を想定した連絡訓練への参加等により、広域支援体制のより一層の充実を図ります。 [県土整備局]

5 マニュアルの整備

○ 県は、市町村が被災宅地危険度判定のために必要なマニュアルを整備する際に、情報提供等の 支援を行います。 「県土整備局」

資 料

3-12 応急危険度・被災宅地危険度判定活動体系図

第13節 ライフラインの応急復旧対策

【現状】

○ 神奈川県においては、地震災害が発生した場合に、県民生活に欠かすことのできない水道、電気、ガスなどのライフラインを早期に回復するため、各施設の安全強化対策と併せて、災害時の応急復旧体制の整備などの対策を進めてきました。

また、県、ライフライン事業者等による「県・ライフライン事業者・交通事業者地震防災対策推進協議会」を平成11年6月1日に設置し、情報連絡体制等を検討し、衛星電話や県防災行政通信網等を活用した情報連絡体制を確保しました。

○ 上水道については、発災により電力の供給が停止した場合に備え、浄水場に非常用発電機装置等 の設備や応急復旧資機材の整備を進めています。

また、県営水道では、災害用指定配水池の指定と緊急遮断弁の設置、各水道事業者間の相互応援や工事業者との協力に関する協定の締結、応急復旧用資機材の整備などを進めてきました。

○ 下水道については、災害を未然に防ぐため、管渠の保守点検を行い、必要に応じて補修又は改良 に努めています。

ポンプ場及び処理場においては、停電のためポンプ機能が停止した場合に備え、2系統受電設備や自家発電式設備を配置し、機能停止による排水不能事態が起こらないよう努めていきます。また、管渠の破損等で排水能力が低下又は不能になった時の応急措置として使用する可搬式ポンプ及び土木機材、作業用具及び夜間照明の器材等の備蓄を進めています。

○ 電気については、東京電力㈱において他電力会社との相互応援体制、各地の資材センター等への 復旧用資機材の備蓄と輸送用車両、ヘリコプター、船舶や応急復旧用の発電機車、移動用変圧器車 などの確保、非常災害対策要員の確保などの対策を進めています。

なお、ヘリコプター、船舶については、非常時緊急出動用として社外と委託契約を締結し、対応 可能となっています。

- 都市ガスについては、東京ガス㈱において要員の確保、臨時供給のための移動式ガス発生設備等の整備、資機材の確保、日本ガス協会を通じた他のガス事業者からの応援体制の整備などの対策を進めています。また、他の都市ガス会社においても応急復旧体制の確保などの対策を進めています。液化石油ガスについても(公社)神奈川県エルピーガス協会が中心となって被災地への応急復旧体制の整備を進めています。なお、県と同協会との間で締結した協定に基づき、避難所等への液化石油ガス応急供給体制の確保などの対策を進めています。
- 電話・通信は、NTT東日本においては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、移動無線車及びポータブル衛星車等の配備を行います。NTTコミュニケーションズにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車等の配備を行います。NTTドコモにおいては、停電時に備え、非常用発電機と蓄電池を配備するとともに、移動電源車、可搬型無線基地局装置を配備し、KDDIにおいては、停電時に備え、非常用発電機とバッテリーを配備するとともに、移動電源車を配備するなど、各社ともに電話・通信の輻輳時(電話のかかりにくい状態)における優先通信の確保と一般電話の利用制限の設定など応急活動のための対策を進めています。

また、災害発生直後は電話回線が輻輳し、被災地との安否確認等が困難になる場合が考えられる ため、NTT東日本では災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者で は災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等は、報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。

【課題】

○ 東日本大震災では、広範囲にわたって電気、ガス、水道などのライフライン施設に被害が発生するとともに、余震等の発生により復旧に時間を要しました。そこで、復旧用資機材の備蓄強化など

応急復旧が迅速に行えるようなさらなる体制の充実が必要です。そのため、各事業者においては、 対策を進める必要があります。

○ ライフライン事業者が個々に進める対策とは別に、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震 防災対策推進協議会」において、応急復旧活動拠点の確保等についての検討が必要です。

【取組の方向】

- 県、市町村及びライフライン事業者は、ライフライン施設が県民生活に欠かすことのできない施設であるため、その安全性の向上に努めていますが、地震災害が発生した場合には、被害が生じることも想定して、できるだけ早期にかつ安全に復旧できるよう、応急復旧用の資機材の備蓄強化や応急活動体制の整備を進めるとともに、関係事業者間の連携、他都道府県との応援協力体制の整備などの応急復旧対策を進めていきます。
- 県及びライフライン事業者は、「県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会」において、地震等の大規模な災害発生に備えて、応急復旧活動拠点の確保等、地震防災対策の推進に関する課題の解決に向けた取組を進めていきます。

【主な事業】

1 上水道対策

○ 県営水道では、県内水道事業者や近隣都県などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような応援受入れや復旧活動に係る計画を必要に応じて見直します。

また、復旧用資機材の備蓄を進め、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し早期に復旧するよう対策を進めます。さらに、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への自家発電機の整備を進めます。 [企業庁]

2 下水道対策

○ 県及び市町村は、下水道について具体的な復旧活動のマニュアル整備や近隣都県などとの広域 的な支援体制の充実、復旧用資機材の備蓄強化を進め、災害時には、まずは、汚水を排水する機 能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復 旧するよう対策をさらに進めます。 [県土整備局]

3 電気及びガス対策

○ 電気及びガス事業者は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、被 災地域の県民に復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や県災害対 策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

4 電話、通信対策

○ NTT東日本は、避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。また、NT Tドコモは、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸し出しに努めます。

通信設備を収容するNTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモのビルは、 震度7クラスの地震にも耐えるよう設計されており、また通信ネットワークの信頼性向上のため、 伝送路のループ化・多ルート化、交換機の複数分散設置、有線伝送路のとう道への収容等の対策 を行っています。また、停電時には予備の蓄電池が作動し、その後非常用発電機や移動電源車に よりバックアップを行います。

災害時には防災関係機関等の重要通信を優先的に確保するため、一般加入電話については利用 制限等を行います。

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合、安否確認等の情報を円滑に伝達できるよう、NTT東日本では災害用伝言ダイ

ヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者は災害用伝言板の運用を開始します。 なお、提供条件等は報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知します。

- 3-13-(1) ライフライン事業者の応急復旧活動拠点一覧表
- 3-13-(2) 県・ライフライン事業者・交通事業者地震・防災対策推進協議会要綱

第14節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

- 県では、がれきなどの災害廃棄物等(災害廃棄物、ごみ及びし尿)の処理に関し、平成8年にその基本的事項を定めた「神奈川県災害廃棄物処理基本大綱」を策定、平成9年に「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」及び「市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル」及び「市町村災害廃棄物等処理業務マニュアル(モデル)」をそれぞれ策定し、災害廃棄物等の円滑かつ適正な処理の推進を図ってきました。
- 市町村においても、災害廃棄物等処理計画を策定するなど、対策を進めています。

【課題】

- 東日本大震災では、宮城、岩手、福島の東北3県で約2,300万トンの災害廃棄物が発生しましたが、本県で想定する地震・津波が発生した場合においても、大量の災害廃棄物の発生が予想されます。
- 災害廃棄物等は、原則として市町村が処理を行いますが、一部の市町村では、その基本となる災害廃棄物等処理計画が未策定です。
- また、これまでの災害廃棄物等の処理体制では、県は、主に連絡調整などの側面支援を担ってきましたが、甚大な災害時において、県が災害廃棄物等の処理に主体的に関わることも想定した対応が必要です。
- 非常時におけるごみ処理に関しては、地域県政総合センター所管区域ごとに相互援助協定を締結 していますが、災害廃棄物やし尿を対象としていないこと、広域的な災害への対応ができない可能 性があることから、処理に係る体制を再検討する必要があります。

【取組の方向】

- 市町村は、災害廃棄物等の処理・処分の手順や方法等を定めた災害廃棄物等処理計画を策定する ことなどにより、災害時における応急体制の確保に努めます。
- 市町村は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄 に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。
- 市町村は、仮設トイレやその管理に必要な物品の備蓄に努めるとともに、その調達を迅速かつ円 滑に行う体制の整備に努めます。
- 県は、市町村災害廃棄物等処理計画未策定の市町村に対し、計画策定に関する働きかけを行います。また、策定に係る助言も行い、未策定市町村の支援をします。
- 県は、県内市町村間の広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うととも に、民間の産業廃棄物処理業者などの関係団体と、災害廃棄物処理に関する体制の整備を行います。
- 県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、県域を越えた広域処理体制の確立に努めます。

【主な事業】

1 一般廃棄物処理施設の耐震化等

○ 市町村は、ごみ処理施設及びし尿処理施設の耐震化、浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

2 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等

- 市町村は、生活ごみや震災によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、 災害廃棄物等の処理・処分計画をあらかじめ策定することなどにより、震災時における応急体制 の確保に努めます。
- 県は、市町村の災害廃棄物等処理計画の策定を促します。

[環境農政局]

3 震災時の相互協力体制の整備

- 市町村は、周辺の市町村や廃棄物関係団体と調整し、震災時の相互協力体制の整備に努めます。
- 県は、市町村等とともに、災害廃棄物等の処理に係る新しい協力体制の構築について検討します。 [環境農政局]

4 指針等の見直し

○ 県は、「神奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」等を見直し、充実を図ります。[環境農政局]

第15節 広域応援体制等の拡充

【現状】

- 神奈川県では、発災時における人的、物的資源を確保するため、日ごろから自衛隊との連携、近隣自治体との相互応援に関する協定の締結及び訓練の実施、建設業協会等民間関係機関との業務協定の締結、緊急通行車両の事前届出の推進、医薬品、食糧、生活必需物資等の調達に関する関係機関との協定締結等を実施しています。
- 九都県市では、各都県市単独では対応が困難な大規模災害が発生した場合に備えて、九都県市が 共同で取り組むべき発災時及び平常時の活動を定めた九都県市広域防災プランを定めています。
- 県及び市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に備え、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック相互間の協力体制を強化し、県と市町村が連携した被災地域への応援体制を整備しています。
- 県では、大規模災害時において消防の広域応援が迅速かつ円滑に行えるよう「神奈川県消防広域 応援基本計画」を策定しています。
- また、県では、平成 20 年に在日米海軍司令部及び陸軍司令部と「災害準備及び災害対策に関する覚書」を締結し、在日米軍との相互応援体制の強化・向上を図っています。
- 県では、厚木市内に整備した県総合防災センターを災害活動中央基地として、救援物資、協定物 資の受入れ、配分等を行うとともに、応援機関要員の待機場所として活用することとしており、そ の分散、補完施設として、広域防災活動備蓄拠点を、小田原市の小田原合同庁舎、茅ヶ崎市の衛生 研究所、横須賀市の鎌倉三浦地域児童相談所に設置しています。

また、地域の救援等の前線基地として、県内8箇所に応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を設置するとともに、市町村においては、広域応援部隊が被災地近くで円滑に救助、救出活動を進められるよう、県内171箇所(平成23年4月1日現在)の県立高等学校等を広域応援活動拠点に指定しています。

○ 市町村においても、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

【課題】

- 阪神・淡路大震災では、広域的な応援は救援・救護、応急・復興対策に多大の貢献をしたものの、 応援機関の職員が現地の地理に不案内であったり、使える道具が特殊であったため、効率的な応援 がスムーズに実施されなかったことが指摘されています。
- また、応援機関の職員の寝食を賄う施設、体制について十分な準備ができていなかったことが、 活動職員の安全対策のための課題となりました。
- 東日本大震災では、各関係機関による「救助・救急・消火」、「医療・救護」、「支援物資」等の多岐にわたる支援が長期間実施されました。関係機関の応援は、発災直後から実施され、被災自治体は混乱の中で、応援機関・部隊との調整等が必要となるため、県と市町村が連携した被災地域への応援体制の充実を図るとともに、迅速かつ円滑に多機関からの応援を受入れる、受援体制を整備する必要があります。

また、長期にわたる応援が実施された場合に備えて、その活動を支えるための後方支援を充実させる必要があります。

- 自衛隊、海上保安庁等が円滑に応援活動を実施できるよう、平常時から訓練等による連携を図っておくことが必要です。
- 広域応援活動が円滑に進むためには、応援の拠点となる施設について、その役割に応じた機能の 充実が必要であるとともに、あらかじめ、発災時における連携方策を構築しておく必要があります。
- 地震防災対策の推進にあたっては、防災関係機関との一層の連携強化が必要であるとともに、より幅広い連携が必要となっています。

【取組の方向】

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県及び市町村は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携強化に努めます。なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の自治体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間の協定締結も考慮します。
- 県は、応援機関とともに訓練を実施し、計画の検証を行っていきます。
- 県及び市町村は、応援機関が必要とする機材、器具等の整備を進めます。また、他県等への支援 の経験を活かして本県の広域的応援の円滑な受入れのための受援体制のさらなる充実を図ります。

【主な事業】

1 広域応援の受入体制等の強化

- 県は、本県が大規模地震で被災した場合に、円滑に他機関からの応援を受け入れるための広域 受援計画を作成します。 [安全防災局]
- 県は、被災市町村への応急活動を実施するため、防災資機材の備蓄、他の市町村、都道府県等からの人的、物的支援の受入れなど、災害活動中央基地としての役割を担う県総合防災センターを運営するとともに、その機能の充実を図ります。 [安全防災局]
- 県は、津波等の大規模災害で沿岸部が広域に被災した場合に備え、足柄上合同庁舎及び総合防 災センターを後方応援拠点に位置づけ、人命救助に必要な資機材を整備するとともに、市町村の 避難所運営を支援するための生活必需物資の整備を進めます。 [安全防災局]
- 県は、市町村の消防本部から構成される緊急消防援助隊の活動環境の整備を支援します。

[安全防災局]

- 県は、上空から重要拠点や被災場所を把握できるよう、主な施設の屋上にヘリサインとして施設名を表示します。また、市町村も同様に施設名の表示に努めるものとし、県は、市町村の取組を支援します。 [安全防災局]
- 県は、市町村及び防災関係機関とともに、情報の共有、広域応援部隊や応急活動用備蓄資機材 の被災市町村への配分方法や各市町村での部隊の効率的運用方法等について検討していきます。 「安全防災局〕
- 九都県市は、カウンターパート方式などの相互応援体制について検討を進めます。

[安全防災局]

- 市町村は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。
- 県は、医療救護本部において迅速、的確に災害医療拠点病院等の救護班及び神奈川DMATの 派遣、活動の調整等ができるような体制を整備していきます。 [保健福祉局]

2 応援機関との連携の強化

- 県は、各応援機関等と連携して、図上訓練等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るととも に、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。 [安全防災局]
- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連携体制の充実と具体的要請内容を想定した実践的訓練を実施します。 [安全防災局]
- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や 防災訓練などを実施します。 「総務局、安全防災局」
- 県は、九都県市域の相互応援を円滑に行うため、平常時から、応援受入体制の整備や情報の共 有を行います。 [安全防災局]
- 県及び市町村は、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。 [安全防災局]

3 市町村との応援体制の強化

- 県及び市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。 [安全防災局、地域県政総合センター]
- 県は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・ 市町村合同総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化に向けて取り組み ます。 [安全防災局]
- 市町村は、他の市町村を迅速に応援できるよう応援体制を整備します。

- 3-15-(1) 神奈川県消防広域応援基本計画
- 3-15-(2) 総合防災センター・消防学校の概要
- 3-15-(3) 神奈川県広域防災活動拠点運営要綱
- 3-15-(4) 神奈川県広域防災活動備蓄拠点運営要綱
- 3-15-(5) 広域応援活動拠点指定状況一覧
- 3-15-(6) 県西部地震対策応急資機材倉庫一覧
- 3-15-(7) 県西部地震対策応急資機材倉庫防災資機材一覧

第16節 県民の自主防災活動の拡充強化

【現状】

- 神奈川県内には、平成 23 年4月1日現在で、県民及び工場、事業所などの自衛消防組織、自主 防災組織、婦人防火クラブなどの組織が 82,339 組織あり、消防機関に協力して各種防災活動を積 極的に展開しています。
- 特に、企業防災組織としての自衛消防組織は 74,744 組織あり、うち、31 組織は消防法第 14 条の 4 に基づく自衛消防組織です。
- 市町村が行う自主防災組織の育成、活性化に向けた取組を支援するため、市町村の取組状況や各 自主防災組織の活動事例を「かながわの自主防災組織活動事例集」として作成しています。

【課題】

- 大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応 が重要となることから、地域の防災力の向上を図る必要があります。
- 阪神・淡路大震災においては、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、消火、被災者に対する救援活動などに県民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が再確認されましたが、本県の場合、これらの組織が未設置の地域があったり、組織の高齢化あるいは被雇用者が多いなど、その活動力の低下が懸念されています。
- 東日本大震災においては、地域の人々の呼びかけにより津波からの避難を行っており、地域の防災リーダー等の育成が必要です。一方で、住民の避難誘導を行っていた消防団員が津波に巻き込まれ、犠牲となったケースが多発し、活動時における安全確保が課題となっています。

【取組の方向】

- 県民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」の 考え方を持つことが大切であるため、県は市町村とともに、こうした自主防災意識の向上及び自主 防災活動の条件整備の向上に努めます。
- 県及び市町村は、自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとします。また、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常的な活動や、訓練の実施を促します。その際、女性の参画の促進に努めます。

【主な事業】

1 県民への周知等

- 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等の実施、消火器、風呂への水の確保等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。 [安全防災局]
- 県、市町村、自主防災組織等は、大規模災害を想定した広域防災訓練、市町村域、コミュニティレベルで多様な場面を想定した防災訓練を実施し、平常時から地域での防災意識や連帯意識の高揚を図り、災害発生時に県民の役割が明確になるよう努めます。あわせて、防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。 [安全防災局]

2 自主防災組織の育成

○ 県は、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織育成基本方針に沿って県総合防災 センターの研修課程を充実し、市町村と共にリーダー研修に努めます。また、自主防災組織への 女性の参加の促進に努めます。

[安全防災局]

○ 市町村は、自主防災組織の防災資機材等の整備に努めます。

3 消防団の機能強化

○ 県は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々や、女性の入団を進めるため、市町村と協力し、県民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。

[安全防災局]

- 市町村は、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。
- 県は、消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の資機材整備や訓練の 充実に取り組む市町村を支援します。 [安全防災局]

4 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- 県は、災害時における来客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済 活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画(BCP)の作成、施設及 び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食糧等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の 実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスを行い ます。

また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の従業員の防災意識の向上を図るとともに、防災活動に対する表彰を通じて企業における防災力の向上に努めます。

[安全防災局、商工労働局]

- 3-16-(1) 自主防災組織育成基本方針
- 3-16-(2) 市町村自主防災組織状況一覧表

第17節 災害救援ボランティア活動の充実強化

【現状】

- 阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア 活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した新潟県中越沖地震などの大災害においても、災 害救援を行うボランティア活動は、被災地の人々の生活再建などに貢献してきました。
- 県内では、大規模災害の発生に備えて、「神奈川災害ボランティアネットワーク」をはじめ、多くのボランティア団体が活動しています。
- 県では、災害時には、かながわ県民活動サポートセンターに「神奈川県災害救援ボランティア支援センター」を設置し、ボランティア活動に必要な支援を行うこととしており、平常時からボランティア活動や関係機関との連携の強化に努めています。

また、災害時において、災害救援ボランティアがニーズに即した活動を効果的に展開することが できるよう、平常時から災害救援ボランティアコーディネーター等の人材育成に取り組んでいます。

【課題】

○ 東日本大震災においても、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、一般ボランティアと専門ボランティア・NPO・企業等との連携強化、育成したボランティアの活用、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになりました。

【取組の方向】

- 県は、市町村等による災害ボランティアセンターの設置及び後方支援体制の構築に向けた基盤づくりや、ボランティアニーズの的確な把握のための行政機関と民間機関が連携した情報収集・発信の仕組みづくりを進めます。
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア、様々な分野のNPO等との連携強化 や情報通信、物資調達運搬など企業等が持つ専門性を生かした支援活動との協力体制の構築を進め ます。
- 県は、各種ボランティア養成講座等により育成した災害救援ボランティアコーディネーター等の 人材のネットワーク化を進めます。
- 市町村は、地域の実情に応じて、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との連携 の促進を図ります。

【主な事業】

1 災害救援ボランティア受入体制の整備

- 市町村は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害救援ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニーズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、市町村地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。
- 県は、発災直後、被災地におけるボランティア活動の拠点となる市町村災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を支援するため、災害救援ボランティアコーディネーター等によって組織される先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図ります。 [県民局]
- 県は、市町村との協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努めます。 [安全防災局、県民局]

2 ネットワークづくりの推進

○ 県は、災害時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供 や相談などの支援を行います。 「安全防災局、県民局」

- 県は、災害時のボランティア活動が効果的に行われるようにするため、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携によるボランティア情報の収集・発信システムの構築を進めます。 [県民局]
- 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNP ○ 等との連携強化のためのシステム作りを進めます。 [県民局]
- 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを 活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存 の協定の改定等を進めます。 [県民局]
- 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害救援ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

3 人材の育成と活用

○ 県は、大規模地震の発生時に救援活動等が行えるよう、災害救援ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣します。また、人命救助に必要な基礎的技能等を身につけるセーフティリーダーの養成を行っている神奈川県災害救援ボランティア推進委員会を支援します。

[安全防災局]

○ 県は、災害時におけるボランティアの需給調整等を行う災害救援ボランティアコーディネーター の養成講座をかながわコミュニティカレッジ講座等において災害救援ボランティア支援団体と協 働で実施します。

また、受講者が、実践の場を踏み即戦力となれるよう、地域の災害ボランティア活動等に積極的 に携わるための相談や情報提供など受講後のフォローアップに取り組みます。

さらに、市町村と協力し、受講者に限らず、災害救援ボランティアコーディネーターとしての経験や能力を持つ人材の掘り起こしとネットワーク化に努めます。 [県民局]

○ 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時 における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

4 マニュアルの作成等

○ 県及び市町村は、大規模な災害が発生した際に、県内外から駆けつける多くのボランティアを円滑に受け入れ、効果的な支援活動が展開できるよう、それぞれ社会福祉協議会等と協働して、災害時におけるボランティアセンターの運営等に関するマニュアル (手順書)等を作成します。

[県民局]

○ また、県及び市町村は、ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した防災訓練を実施し、作成した災害救援ボランティア支援マニュアルの検証・見直しを行います。 [安全防災局、県民局]

資 料

3-17 神奈川県災害救援ボランティア支援センター設置・運営マニュアル

第18節 防災知識の普及

【現状】

- 県及び市町村は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種広報媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、県民に対する防災知識の普及を図っています。
- 県では、県総合防災センターにおける災害状況の疑似体験や防災関連の展示、防災関係情報の提供、防災研修などの実施や、温泉地学研究所における地震活動等に関する学習コーナーの設置など、 防災知識の普及啓発に努めています。
- 県内事業者等に対しては、自衛消防組織等の整備など、企業防災についての啓発を行ってきました。

【課題】

- 東日本大震災では、これまでの想定を超える津波が発生し、大きな被害が発生しましたが、一方で、適切な避難行動をとることにより被害を防止又は軽減できた事例も見られました。強い揺れや長い揺れを感じた場合には迷うことなく迅速かつ自主的に避難するなど、津波発生時の避難行動等に関する知識の普及啓発が必要です。
- 東日本大震災が発生した際には、首都圏では、ターミナル駅周辺などで多数の帰宅困難者が発生 しましたが、こうした帰宅困難者の発生を抑制するためには、平常時から、「むやみに移動を開始 しない」という基本原則の周知と、従業員が会社に留まるための環境整備が必要です。
- 大規模災害発生時においては、公助による応急活動に限界があり、「自助」・「共助」による対応 が重要となることから、県は、様々な機会を通じて防災知識の普及に努め、県民の防災意識の向上 を図ることが必要です。
- 県、市町村、防災関係機関の職員に対する研修等を通じて、平常時から災害時における業務の習 熟を図ることが必要です。
- 企業の自主防災の徹底を図るとともに、社会福祉、医療施設など防災上重要な施設の管理者に対する防災意識の向上を図ることが必要です。

【取組の方向】

- 県民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」「共助」 の考え方を持つことが大切であるため、県は、あらゆる機会を通じ、こうした自主防災意識の向上 に市町村とともに努めます。
- 県、市町村及び防災関係機関は、職員に対して災害時における役割、行動について、より一層の 周知徹底を図ります。
- 県及び市町村は、企業の自主防災体制整備についての周知徹底を図るとともに、福祉や医療施設 職員等に対する防災研修を進め、防災対策の充実を図ります。

【主な事業】

1 地震防災戦略の普及啓発

○ 県は、地震防災戦略で定めた減災目標の達成に向けて、市町村や防災関係団体と連携・協力し、 積極的に広報を行うことで、県民や事業者等の防災意識の向上を図ります。 [安全防災局]

2 県民等への防災知識の普及

- (1) 県民への防災知識の普及
 - 県は、県民の防災意識の向上を図るため、神奈川県の広報番組や生涯学習活動などにおいて 防災学習の機会を確保するとともに、災害時要援護者等への十分な配慮や、被災時の男女のニ ーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう各種広報紙や研修会等を通じて情報提供し、

防災知識の普及を図ります。

[安全防災局、県民局、保健福祉局、教育局]

- 県は、県総合防災センターにおいて、災害状況を疑似体験する各種体験コーナーや防災情報 展示コーナー、啓発イベントの実施などにより、県民の防災意識の向上を図るとともに、防災 情報展示コーナー等の充実及び設備の改善を行います。 [安全防災局]
- 県は、温泉地学研究所における地震活動及び火山活動の観測や調査研究の成果、地震の歴史 やメカニズムなどを分かりやすく県民に広報し、県民の防災知識の向上を図ります。

[安全防災局]

- 県は、国と連携して、県の置かれた自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、地 震活動、プレート活動、活断層等に関する情報の普及啓発に努めるとともに、地震被害想定調 査で想定された震度分布等についての周知を図ります。 「安全防災局」
- 県は、緊急地震速報受信装置の設置を促進するとともに、緊急地震速報発表時の対応等について周知を図ります。 [安全防災局]
- 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存すると ともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。また、災害に関する石碑やモニュメント 等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。 [安全防災局]
- (2) 家庭における身近な防災対策等の普及
 - 県は、市町村や防災関係機関と協力して、県民自らが実施する防災対策として、3日分の食糧、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、常備薬、お薬手帳、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等家庭での予防、安全対策、災害時行動についての周知徹底を図ります。

 「安全防災局、県土整備局」
 - 県及び市町村等は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努めます。 [安全防災局]
 - 市町村は、地域の防災的見地からの防災アセスメント(注)を行い、地域住民の適切な避難や 防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等をわかりや すく作成し、住民等に配布するとともに研修を実施するなど、防災知識の普及啓発に努めます。
- (3) 津波防災に関する普及啓発
 - 県及び沿岸市町は、新たな津波浸水予測図を踏まえた津波情報看板の設置に努めます。

「県土整備局〕

- 沿岸市町は、新たな津波浸水予測図及び津波ハザードマップ作成の手引きを踏まえて津波ハザードマップを作成し、住民等へ継続的に周知を図ります。県は、沿岸市町によるハザードマップの作成を支援します。 [安全防災局、県土整備局]
- 沿岸市町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分 検討します。また、県及び沿岸市町は、津波浸水予測図や津波ハザードマップが土地取引にお ける活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めます。 [県土整備局]
- 県及び沿岸市町等は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえて、津波警報、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。特に「津波防災の日」(11月5日)においては、積極的に広報を実施します。 [安全防災局ほか関係局]

⁽注) 防災アセスメントとは、災害誘因(地震、台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業のことです。

- (4) 液状化対策及び耐震診断、耐震改修等の普及啓発
 - 県は、地震被害想定調査結果による液状化想定図や古地図による土地の利用状況に関する情報提供を行うとともに、ホームページ等を活用した普及啓発を行います。 [安全防災局]
 - 県は、独自に作成した「建築物の液状化対策マニュアル」により液状化対策の普及を図ると ともに、今後国等の新たな対策を踏まえ、必要に応じてマニュアルの見直しを行います。

「県十整備局]

- 県は、県民の耐震相談に的確に対応できるよう、市町村や建築関係団体との連携を図りながら、耐震相談コーナーを充実、強化するとともに、耐震診断、耐震改修についての普及啓発を図るため、セミナーを開催します。 [県土整備局]
- 県及び市町村は、住宅性能表示制度の普及啓発に努めます。

「県土整備局]

- (5) 高層建築物における防災対策の周知
 - 県は、高層マンションをはじめとした高層建築物の居住者等に対し、長周期地震動やエレベーター停止に備え、家具の転倒防止、ガラスの飛散防止や、非常食・飲料水の備蓄などの防災対策について、普及啓発を行います。 [安全防災局]
- (6) 帰宅困難者に関する普及啓発
 - 県及び市町村は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則の県民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。
 「安全防災局」
 - 九都県市では、帰宅困難者対策リーフレットやポスターを作成し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、安否確認のための災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法、 徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション等について周知を図ります。

「安全防災局〕

(7) 自主的な防災活動の普及

○ 災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のため、「防災とボランティアの日」(1月17日)及び「防災とボランティア週間」(1月15日~1月21日)において、県、市町村、防災関係機関及びボランティア団体が協力して講演会、講習会、展示会等の行事を実施します。

(8) 東海地震対策の普及啓発

○ 県及び市町村は、東海地震の予知に関する知識や東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報(以下「東海地震に関連する情報」という。)等の内容、予想される震度・津波に関する知識、東海地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、津波・がけ崩れ等の危険地域、避難地・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。

「安全防災局」

3 企業等の防災体制の確立等

- 企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予測被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めます。
- 県は、災害時における顧客、従業員に対する安全確保、地域防災活動への協力、さらには経済 活動の維持等を目標とした企業ごとの防災マニュアルや事業継続計画(BCP)の作成、施設及 び設備の耐震化や機能の分散化、防災資機材や食糧等の備蓄などの防災体制の確立、各種訓練の

実施を、地域の経済団体等と協力して周知・徹底するとともに、防災に関するアドバイスを行います。

また、県は、企業との情報交換や連携を進め、企業の全職員の防災意識の向上を図るとともに、 防災活動に対する表彰を通じて防災力の向上に努めます。 [安全防災局、商工労働局]

4 学校、社会福祉施設等における防災教育の推進

- 県教育委員会は、児童・生徒等が各教科や特別活動を含めた学校教育活動全体を通じて、様々な災害時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動力を身に付けるために、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等を作成し、公立学校に配付するとともに、教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。 [教育局]
- 公立学校は、防災教育指導資料や津波防災に関する指導資料等を活用し、防災教育を進めます。 「教育局」
- 県は、国や県教育委員会の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における防災教育の 充実を促進します。 [県民局]
- 社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や 災害時対応について、理解や関心を深めるため防災教育を推進します。 [保健福祉局]

5 職員に対する研修

- 県及び市町村は、職員に対する災害対策本部配備要員必携カードや職員配備表等の配布、職員 向けホームページの作成を通じて、災害時における参集、配備及び応急活動における役割等を周 知するとともに、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成を図るため、防災研修、防災 講演会等により防災教育を行います。 [関係局]
- 県及び市町村は、災害時に感染症が発生した場合の対応について、職員に対して様々な被災場面を想定した研修等を実施します。 [保健福祉局]

資 料

3-18 地震災害の防災知識の普及事項

第19節 防災訓練の実施

【現状】

- 神奈川県は、毎年、防災週間中に、県民、市町村、県警察、自衛隊、防災関係機関等と協調して、 大規模地震災害の発生を想定した県・市町村合同総合防災訓練や、広域的応援についての九都県市 合同防災訓練を実施しています。
- また、県は、東海地震等に備え、山静神(山梨県、静岡県、神奈川県)合同防災訓練や、緊急消防援助隊緊急集結訓練を毎年実施しています。
- 県及び市町村は、災害時応急活動を迅速・的確に行うため、東海地震に関連する情報の発表や警戒宣言の発令、大規模地震災害の発生等を想定した各種対策本部の運営訓練や職員の緊急参集訓練、 津波対策訓練、防災気象情報等の情報受伝達訓練及び図上訓練等を実施しています。
- 県警察は、災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救助救出、交通規制等の訓練を実施しています。
- 市町村は、防災週間を中心に、自主防災組織や県警察、防災関係機関等と連携し、地域密着型の 防災訓練を実施しています。

【課題】

- 様々な災害や地域の特性を想定した多様で実践的な訓練を実施し、県民、地域の主体的参加を求めるとともに、県、市町村、防災関係機関、事業所、地域住民、ボランティア団体等の連携による 防災力の向上を図る必要があります。
- 高齢者、障害者等に配慮した防災訓練を実施し、災害時における高齢者、障害者等の安全が確保 される体制づくりが必要です。
- 多様な場面を想定した緊急参集訓練、図上訓練等を積み重ね、職員の防災業務に対する習熟を図る必要があります。

また、各種防災訓練の成果を着実に蓄積するには、訓練目的の明確化や目的達成に必要な具体的な訓練実施項目の設定など、適切な訓練の管理を行うとともに、県災害対策本部と県現地災害対策本部、市町村災害対策本部との連携を図ることも大切になります。

【取組の方向】

- 県及び市町村は、地域防災計画の習熟、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化、さらには企業、県民の防災意識の向上等を図るため、東海地震の警戒宣言発令前からの準備段階、警戒宣言発令時及び大規模地震発生時を想定した防災訓練を実施します。
- 県及び市町村は、夜間等様々な条件に配慮し、地域や職場、学校等と協調したきめ細やかな訓練を定期的に実施するとともに、関係機関における訓練実施を指導し、地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図ります。
- 県及び市町村は、発災時における迅速、的確な災害対策本部活動を実施するため、その意思決定 から現地での救助、救援など一連の応急活動を対象とした総合防災訓練を実施します。
 - また、各地域における発生の可能性が高い災害を想定した訓練、地域防災計画、各種マニュアル、 応援協定や地域の防災関係施設の有効性の検証を目的とした訓練など、実践的な訓練の実施により 地域住民や防災関係機関の対応能力の向上を図ります。
- 県及び市町村は、明確な訓練目的と具体的な訓練実施項目の設定、訓練目的達成のための実践的、 合理的な訓練実施要領の作成、確実な訓練実施結果の分析と次期訓練への反映、訓練基盤の整備な ど、適切な訓練の管理及び着実な成果の蓄積による防災力の向上を図ります。

【主な事業】

1 多様な訓練の実施

○ 県及び市町村は、地震被害想定調査の結果や地域の実情を踏まえ、大規模災害を想定した広域防災訓練や市町村域・コミュニティレベルで、大規模火災や津波など多様な場面を想定した防災訓練を実施します。

また、地下街等の不特定かつ多数の者が利用する地下施設等の防災訓練、災害時要援護者や被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮した防災訓練や避難訓練を実施します。 [安全防災局ほか関係局]

○ 県、市町村及び防災関係機関は、様々な場面を想定した災害対策本部等の運営訓練、情報受伝達 訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練や緊急地震速報対応訓練等を重ね、非常時に臨機応援に対応 できるよう努めます。 [安全防災局]

2 実践的な訓練の実施

○ 県、市町村及び防災関係機関は、積極的かつ継続的に防災訓練を実施します。実施にあたって、 訓練の目的を設定した上で、地震・津波やその被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設 定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについ て具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよ うに努めます。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めます。 [安全防災局ほか関係局]

3 広域応援機関と連携した訓練の実施

- 県は、各応援機関等と連携して、災害活動中央基地(県総合防災センター)や広域防災活動拠点 等において緊急参集訓練や広域応援活動訓練を実施し、応援機関等の受入れに関するノウハウの習 熟を図ります。 「安全防災局、地域県政総合センター」
- 県は、市町村と協調して緊急消防援助隊の対応訓練を実施します。 [安全防災局]
- 県は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、連絡体制の充実と具体的要請内容を想定した 訓練を実施します。 [安全防災局、保健福祉局]
- 県は、大規模災害発生時の医療支援体制を強化するため、自衛隊医療関係部隊と他の医療関係機関が連携する救急医療訓練を主体とした県・市町村合同総合防災訓練(ビッグレスキューかながわ)を実施します。 [安全防災局ほか関係局]
- 県は、在日米陸軍及び海軍との相互応援が円滑に行えるよう、両軍との定期的な会合の開催や防 災訓練などを実施します。 [総務局、安全防災局]

4 地域特性に応じた訓練の実施

- 県及び市町は、協調して津波情報伝達訓練、避難訓練、津波監視訓練等を、県警察、第三管区海 上保安本部や民間の救護組織と連携して実施します。[安全防災局]
- 県及び市町村は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況 の広報、運営管理のための訓練を実施します。 「安全防災局」
- 県は、中山間地における災害発生を想定した訓練を実施します。 [安全防災局]
- 市町村は、特に災害発生時の初期対応の徹底を図るため、自主防災組織育成基本方針に定める情報収集・伝達、避難、救出救護、消火訓練を重点的に実施します。

5 東海地震対応訓練の実施

○ 県及び市町村は、東海地震の警戒宣言発令前の準備段階から警戒宣言発令時及び災害発生時に県

民の役割が明確になるよう努めます。あわせて防災資機材の利用方法などの習熟に努めます。

[安全防災局ほか関係局]

- 市町村は、東海地震の警戒宣言発令前の準備段階から警戒宣言発令時及び地震災害発生時における消防活動が円滑に行えるよう、救助・救急、消火、避難誘導等の訓練を実施します。
- 県警察は、東海地震の警戒宣言発令前の準備段階から警戒宣言発令時及び地震災害発生時における災害警備活動の円滑な遂行を図るため、警備要員の招集、救出救助、交通規制等の訓練を実施します。 [警察本部]

6 関係機関の訓練への参加

○ 県警察及び第三管区海上保安本部は、各種災害訓練に積極的に参加し、防災関係機関との連携の 強化に努めます。 [警察本部]

第4章 災害時の応急活動対策

- 大規模な地震災害が発生した場合、発災直後の応急対策活動を適切に実施するため、被害規模等の 概括的な情報をいち早く把握することがその後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。
 - 県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。
- また、県民や企業等が適切な行動をとるためには、地震や津波に関する情報や交通情報等の情報が 必要となります。そのため、県では、市町村や関係機関等と連携し、必要な情報の迅速な提供に努め ます。
- なお、災害対策本部が設置された際には、職員の2割以上が出勤できない状況を1つの目安として、 同本部が神奈川県業務継続計画の発動を決定します。
- 応急対策活動の実施にあたっては、生命・身体の安全を守ることを最優先に、災害の拡大や再発といった二次災害の防止や救助・救急、消火及び医療救護活動を進めます。また、避難所の設置等の避難対策、食糧、水等の確保対策等の生活支援対策を進めるとともに、そのための条件としての交通確保対策を進めます。

ライフラインの応急復旧活動、さらに被災地の社会的混乱や心理的動揺の防止に向けて、正確な情報の提供や災害相談の実施等、時間経過に沿った対策を進めます。

○ なお、巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生する恐れがあることを十分留意しつつ、災害応急対策を行います。

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

地震発生後、県は速やかに地震情報を収集・伝達するとともに、県、市町村及び防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況を迅速に収集・連絡し、災害対策本部の設置等必要となる体制の整備を進めます。

災害対策本部設置後、県、市町村及び防災関係機関は、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき事態の推移に合わせた災害応急活動を行います。

1 地震情報等の収集・伝達

- (1) 県内の震度情報は、震度情報ネットワークシステム (注1) により即時に把握します。また、震源や地震の規模、津波情報等を含めた地震情報等 (注2) は気象庁から伝達されます。
- (2) 県では、24 時間体制により災害の発生に備えています。時間外、休日等に災害が発生した場合には、まず安全防災局の当直員が地震情報等の収集・伝達を行います。地震情報等の伝達については、次の基準により対応します。

市町村等への地震情報等伝達基準

| | 2 申引行す ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | |
|----|---|----------------|-------|-----------|--|-------------------------|--|
| | Ì | 県内最大震度2以下 | | | 伝達は行わない | | |
| 地震 | | 県内最大震度3以上 | | | 地震情報等並びに震度情報ネットワークシステムによる 「地震発生状況」を伝達 | | |
| 津 | Ý | 津 | 津波注意報 | | 沿岸 15 市町等へ伝達 | | |
| | - 名 | 津波警報等 | 津波 | 津波 | 沿岸 15 市町等へ伝達 | | |
| | | 等 | 警報 | 大津波 | 沿岸 15 市町等へ伝達 | | |
| 波 | | 沖朮敷却笠の翌 主ぶわい担入 | | さの登まがわい担合 | 沿岸 15 市町で最大震度 3 以下を 観測 | 伝達は行わない | |
| | 1 | 津波警報等の発表がない場合 | | | 沿岸 15 市町で最大震度 4 以上を 観測 | 沿岸 15 市町等へ津波 注意喚起の伝達 | |

※津波警報等については、津波予報区の東京湾内湾(注3)又は相模湾・三浦半島(注4)において 発表された場合が対象となります。

⁽注1) 震度情報ネットワークシステムとは、県内各地に配置した震度計からリアルタイムで震度情報を収集し、市町村ごとの震度を迅速に把握するとともに、収集した地震情報を消防庁及び気象庁へ送信するシステムです。

⁽注2) 地震情報等とは、津波警報等{津波警報(大津波)、津波警報(津波)、津波注意報}及び震度速報、震源・震度に関する情報、 各地の震度に関する情報等の地震・津波に関する情報をいいます。

⁽注3) 東京湾内湾とは、東京湾内の千葉県富津岬以北(富津岬先端を除く)・東京湾・神奈川県観音崎以北の沿岸の区域のことです。

⁽注4) 相模湾・三浦半島とは、神奈川県 (観音崎以北の東京湾を除く) 沿岸の区域のことです。



津波予報区



震度•地殼歪観測施設

凡例

◎ 横浜地方気象台 ■ 震度観測施設 ◆ 地殼歪観測施設

(3) 県内最大震度4以上が観測された場合又は気象庁が津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波注意報又は津波警報を発表した場合、県は防災行政通信網を通じて直ちに市町村等に地震情報等を伝達するとともに、災害情報管理システムにより被害情報を収集する旨の連絡を行い、被害の早期把握と情報の共有化を図ります。

なお、沿岸市町への津波注意報又は津波警報の伝達は、NTT東日本及び県警察本部(地元警察署)からも伝達されるほか、全国瞬時警報システム(J-ALERT)(注1)による情報配信も行われます。

- (4) 県は、気象庁が、東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に津波警報を発表した場合、該当する沿岸地域のNTTドコモの携帯電話に、津波避難に関する緊急情報を一斉メール配信します。(注2)また、海岸利用者や沿岸部の道路利用者に対し、津波情報盤や道路情報板により津波情報を伝達します。
- (5) 関係機関及び県は、地震情報等について、地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達します。
- (6) 市町村は、全国瞬時警報システムなどにより地震情報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告や指示等の措置を行います。
- (7) 県は、地震調査研究推進本部等の国の機関の地震情報等や、温泉地学研究所で収集した発災時の 地震情報及び群発地震発生時の発生回数等の情報を、市町村や関係機関に伝達します。

⁽注1) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは、津波警報、緊急地震速報といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて市町村等へ送信するもので、市町村は、これを防災行政無線等と接続し、人手を介さずに国から住民まで緊急情報をサイレンや音声放送により瞬時に伝達できるようにしています。緊急地震速報や津波警報は、原則として自動的に発報されます。

⁽注2) 今後、NTTドコモ以外の携帯電話にも配信できるシステムづくりを進めます。

県防災行政通信網の運用

1 災害時の通信連絡

気象予警報並びに災害時における災害情報の伝達、及び被害情報の収集その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等を県が行う際には、県主要機関、市町村及び防災関係機関に整備した県防災行政通信網により行います。

2 県防災行政通信網の運用

県防災行政通信網の運用は、「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要綱」や「神奈川県防災行政通信網の運用及び管理に関する要領」により行いますが、通信の種類と手段は次のとおりです。

(1) 通信の種類

ア 緊急通信 地震その他緊急の事態が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに行う緊 急を要する通信

イ 一般通信 緊急通信以外の通信

ウ 一斉通信 複数の通信局に対して同時に一方的に行う通信

エ 個別通信 個別の通信局間で行う通信

(2) 通信の手段

通信は、音声又はファクシミリにより行います。

〇 災害情報管理システムの運用

1 被害情報の収集・伝達

災害情報管理システムは、市町村や県の各機関と災害対策本部室をオンラインネットワークで結び、災害発生時には、市町村等が把握した被害情報を、災害発生当初の速報からその後の詳細な被害内容まで、リアルタイムで県災害対策本部や他の防災関係機関で情報共有するためのシステムです。

これらの情報は、コンピュータ処理により必要な形に加工でき、こうした情報に基づき災害 応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

2 災害情報管理システムの運用

災害情報管理システムの運用は、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行います。 利用できる情報は次のとおりです。

- (1) 防災基礎情報 (病院等の施設、道路、河川等の基礎的な情報)
- (2) 被害情報、被害復旧情報(道路被害・復旧、河川被害、学校被害等)
- (3) 応援要請情報、応急措置情報(自衛隊派遣要請、緊急消防援助隊派遣要請、各機関の応急措置)
- (4) 災害状況資料(被害情報等を基に加工した災害状況資料)

2 配備体制

- (1) 原則として、県内最大震度4を観測した場合又は気象庁が津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波注意報を発表したときには、県安全防災局では、指定された職員が警戒体制に入るとともに被害情報を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。また、県の各局及び関係地域県政総合センターの指定された職員は待機体制に入ります。
- (2) 県内最大震度5弱若しくは5強を観測した場合又は気象庁が津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に「津波」の津波警報を発表したときには、各局及び関係地域県政総合センターの指定された職員は応急体制に入り被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

〇 県職員の配備体制

1 配備基準及び配備内容

| 区分 | 体制 | 配備基準 | 配備内容 |
|-------------|---------|---|--|
| 災害対策本部が設置され | 警戒体制 | 1 気象庁が県内最大震度4を観測発表したとき 又は震度情報ネットワークシステムで最大震度 4を観測したとき 2 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に津 波注意報が発表されたとき | 被害状況の把握に必要な人 員を配備する。 |
| | 第1次応急体制 | 1 気象庁が県内最大震度5弱を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱を観測したとき 2 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に「津波」の津波警報が発表されたとき 3 その他状況により必要があるとき | 被害状況の把握及び連絡調 整に必要な人員を配備する。 |
| ていない時 | 第2次応急体制 | 1 気象庁が県内最大震度5強を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムで最大震度5強を観測したとき 2 その他状況により必要があるとき | 被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を全県的に配備するとともに、事態の推移 に伴い速やかに人員を増員 し、本部が設置できる体制 |
| 災害対策本部 | 第1次本部体制 | 1 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に「津波」の津波警報が発表され、又は気象庁が県内最大震度5弱若しくは震度5強を観測発表し、若しくは震度情報ネットワークシステムで最大震度5弱又は震度5強を観測し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき2 その他状況により必要があるとき | 被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的に配備する。 |
| が設置された時 | 第2次本部体制 | 1 県下全域にわたり大規模な災害が発生したとき 2 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に「大津波」の津波警報が発表されたとき 3 気象庁が県内最大震度6弱以上を観測発表したとき又は震度情報ネットワークシステムで最大震度6弱以上を観測したとき 4 その他状況により必要があるとき | 被害状況の把握、連絡調整及び応急対策業務に必要な人員を全県的かつ原則として職員全員を配備する。 |

2 職員の配備体制

- (1)指定された職員は、配備基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに配備体制につきます。
- (2) 警戒体制に関する指揮監督は、安全防災局長が行います。
- (3) 県災害対策本部長は、職員の配備内容を決定したときは、直ちに各局長及び各地域県政総合センター所長等に通知します。
- (4) 各局長及び各地域県政総合センター所長は、県災害対策本部長が職員の災害対策本部配備内容を決定したときは、あらかじめ定める配備編成計画に基づく配備体制をとります。

3 配備人員

配備人員は、各局長及び各地域県政総合センター所長等が定める配備編成計画により配備体制別に定めます。

4 緊急参集等

職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知

したときは、配備編成計画に基づき直ちに所属又はあらかじめ指定された場所に参集し、配備につきます。

ただし職員は、災害の状況により所属又はあらかじめ指定された場所に参集できないときは、 次に掲げる県の機関に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、 その業務を実施します。

- (1) 自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- (2) 県庁又は各地域県政総合センター
- (3) 県総合防災センター
- (3) 市町村及び防災関係機関等においても、各機関等が定める配備計画等に基づき配備体制をとるとともに、被害情報等を収集し、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

3 地震発生直後の被害情報の収集・連絡

- (1) 県、市町村等は、地震発生直後において、庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。
- (2) 知事が必要と認める場合は、現地に広域災害時情報収集先遣隊を派遣し、情報収集を行います。
- (3) 市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに災害情報管理システム等により県へ報告します。その他の防災関係機関においても、各種の被害情報等を防災行政通信網等により県へ報告します。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ連絡します。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域(海上を含む。)内で行方不明となった者について、県警察等関係機関として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は県に報告します。
- (4) 市町村その他の防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- (5) 県は、市町村との通信が途絶するなど、市町村からの被害情報等の報告が十分になされていない と判断される場合等は、必要に応じて調査のため職員を派遣して被害情報等の把握に努めます。
- (6) 県は、防災行政通信網等により、市町村及び防災関係機関の配備体制の把握を行うとともに、災害情報管理システム等による被害状況の収集・分析を行い、その結果を状況に応じて知事、副知事へ連絡し、その指示により災害対策本部設置のための準備を進めます。

あわせて、「火災・災害等即報要領」等により、その結果を消防庁に報告するとともに、必要に 応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡します。

- (7) 市町村は、「火災・災害等即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告します。
- (8) 市町村は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告します。

〇 消防庁への報告先

被害状況等の報告に係る消防庁への連絡先は次のとおりです。

(NTT回線) 電話 03-5253-7527 (平日 9:30~18:15)

03-5253-7777 (上記以外)

FAX 03-5253-7537 (平日 9:30~18:15)

03-5253-7553 (上記以外)

(消防防災無線) 電話 7-90-49013 (平日 9:30~18:15)

7-90-49101~2 (上記以外)

FAX 7-90-49033 (平日 9:30~18:15)

7-90-49036 (上記以外)

(地域衛星通信ネットワーク)

電話 9-048-500-90-49013 (平日 9:30~18:15)

9-048-500-90-49101~2 (上記以外)

FAX 9-048-500-90-49033 (平日 9:30~18:15)

9-048-500-90-49036 (上記以外)

〇 消防庁災害対策本部等連絡先

(NTT回線) 電話 03-5253-7510

FAX 03-5253-7553

(消防防災無線) 電話 90-49101~49102

FAX 90-49036

(地域衛星通信ネットワーク)

電話 9-048-500-90-49101~49102

FAX 9-048-500-90-49036

(中央防災無線) 5017 (兼応急対策室) 5041 (FAX)

- (9) 県警察は、被害規模の早期把握のための情報収集活動を行い、必要に応じてヘリコプターテレビ 等による映像情報の収集を行うとともに、県災害対策本部室に配信します。
- (10) 県、横浜市及び川崎市は、ヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報を相互に 提供し、被害情報を共有します。
- (11) 県は、収集した地震発生直後の情報を消防庁に報告するとともに必要に応じて市町村、他の都道府県及び関係省庁に連絡します。また、県警察は、被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡します。
- (12) 市町村は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県に連絡します。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡します。
- (13) 県及び公共機関は、必要に応じて指定行政機関を通じて官邸(内閣官房)及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、国の非常災害対策本部等の設置後は、これを非常災害対策本部等に連絡します。

4 災害対策本部及び現地災害対策本部等の設置

(1) 県災害対策本部の設置

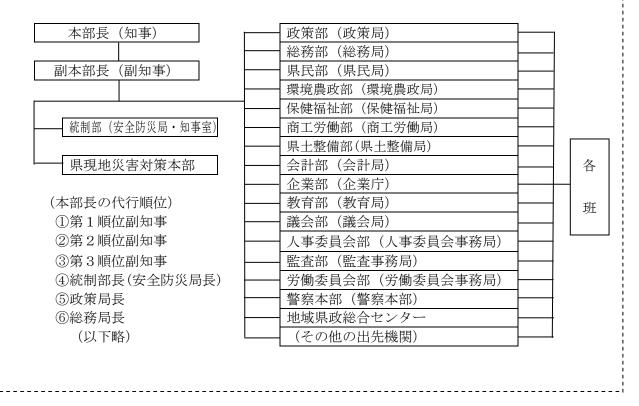
(ア) 知事は、地震災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、県災害対策本部を県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における措置が概ね完了したと きは、県災害対策本部を廃止します。

| \sim | ID /// == 1 / 1 | _ |
|--------|-----------------|---|
| () | 県災害対策本部等設置基準 | Ė |

| 2 | | | | | |
|----------------------------|------------------|--|--|--|--|
| 本部の設置基準 | 備考 | | | | |
| 1 気象庁が県内最大震度6弱以上を観測発表したとき | 各局及び各地域県政総合センタ | | | | |
| 又は震度情報ネットワークシステムで最大震度 6 弱以 | 一等は、事態を承知したときは、本 | | | | |
| 上を観測したとき | 部設置決定通知等を待たず、第2次 | | | | |
| 2 「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に「大津 | 本部体制をとる。 | | | | |
| 波」の津波警報が発表されたとき | | | | | |
| 3 気象庁が県内最大震度5弱又は震度5強を観測発表 | 各局及び各地域県政総合センタ | | | | |
| したとき若しくは震度情報ネットワークシステムで最 | 一等は、本部設置決定通知に基づ | | | | |
| 大震度5弱又は震度5強を観測し、かつ、県内に大規 | き、第1次本部体制又は第2次本部 | | | | |
| 模な被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき | 体制をとる。 | | | | |
| 4 気象庁が津波予報区の「東京湾内湾」又は「相模湾・ | | | | | |
| 三浦半島」に「津波」の津波警報を発表し、かつ、県 | | | | | |
| 内に大規模な被害が発生し、又は発生のおそれがある | | | | | |
| とき | | | | | |

〇 県災害対策本部



- (イ) 知事は、県災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣(消防庁経由)及び消防庁 長官に報告するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。
 - 市町村長
 - ・指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - ・陸上自衛隊第31普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令
 - · 国土交通大臣
 - 隣接都県知事等
- (ウ) 災害対策本部長に事故がある場合には、第1順位副知事がその職務を代行します。さらに、第 1順位副知事に事故があるときは、第2、第3順位副知事、統制部長(安全防災局長)等が順次 その職務を代行します。

- (エ) 県安全防災局は統制部として被害状況、応急対策実施状況等の情報収集を行い、関係局にまた がる対策の調整を行います。
- (オ) 県災害対策本部は、県庁第二分庁舎の災害対策本部室に設置しますが、被災等のため県庁舎で の活動が不可能となった場合には、県総合防災センターに災害対策本部を設置します。
- (カ) 県は、県災害対策本部が設置された場合には、県総合防災センターに災害活動中央基地を設置 し、市町村支援等の災害応急対策を実施します。

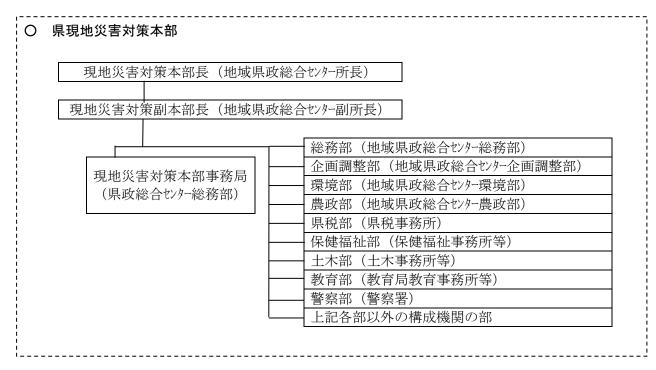
(2) 県現地災害対策本部等の設置

(ア) 県災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認めた地域県 政総合センターに、県災害対策本部の組織として現地災害対策本部を設置します。

なお、津波対策として県現地災害対策本部を設置する場合は、横須賀三浦地域、湘南地域、県 西地域県政総合センターのうち、設置が必要な地域県政総合センターとします。

また、県災害対策本部の設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認める地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

災害対策本部長は、当該地域において災害の拡大するおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止します。



(イ) 県は、県災害対策本部を設置したときは、市町村の行う医療救護活動の総合調整と市町村の能力を超えた場合の応援、補完を行うため、県庁内に県医療救護本部を設置するとともに、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、かながわ県民活動サポートセンターに県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(3) 関係県職員の参集・配備

- (ア) 県職員は、勤務時間外、休日等において県内で地震を覚知したときは、報道情報を確認し、県内最大震度6弱以上の場合には、配備編成計画に基づき直ちに所属又は事前に指定された県の機関に参集し、配備につきます。ただし、災害の状況により参集できないときは、自己の業務に関連する最寄りの県の機関等に参集し、当該機関の長又は当該機関の長が指定する職員の指示に従い、その業務を実施します。
- (イ) 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に「大津波」の津波警報を発表したときも同様とします。

(ウ) 県内最大震度5弱若しくは5強を観測し、県災害対策本部の設置を決定した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部の設置を決定した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集、配備させます。

また、県現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。

(エ) 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島に「津波」の津波警報を発表した場合であって、県 災害対策本部の設置を決定したときも同様とします。

(4) 市町村の災害対策本部

市町村長は、地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該市町村域に係る災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条に基づき市町村災害対策本部を設置します。

(5) 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、地震災害等が発生した場合、又は発生するおそれがあり、必要があると認めたときは、その所管に係る災害応急対策を円滑に行うため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

(6) 県災害対策本部とその他災害対策組織との関係

県災害対策本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった災害対策本部組織の運用を図ります。

5 災害広報の実施

災害発生時には、被災地住民をはじめとした県民等に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動ができるようにする必要があります。

県、市町村及び防災関係機関は、速やかに広報部門を設置し、連携して適切かつ迅速な広報活動を 行います。なお、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等は多様であることから、情報を提供 する際には、様々な媒体を活用するよう配慮します。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段 が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、 適切に情報提供がなされるよう努めます。

(1) 県の広報

ア 広報の内容

県は、流言飛語による社会混乱の防止のため、地震や津波に関する情報のみならず、被災状況、 応急対策の実施状況、県民のとるべき措置等について積極的に広報します。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられますが、被災者等のニーズに応じた 多様な内容を提供します。

- (ア) 発生した地震、津波に関する情報
- (イ) 余震等地震の発生に関する今後の見通し
- (ウ) 津波の発生に関する情報
- (エ) 被災状況と応急対策の状況
- (オ) 避難の必要性の有無
- (カ) 避難所の設置状況
- (キ) 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- (ク) 帰宅経路等に関する情報
- (ケ) ライフラインの状況
- (コ) 医療機関の状況
- (サ) 防疫活動の実施状況
- (シ) 食糧、生活必需品の供給状況
- (ス) 相談窓口の措置状況
- (t) 被災者生活支援に関する情報

(ツ) 県民・企業等が当面とるべき対応等

例:「むやみに移動を開始しない」「自動車や不急な通信の使用自粛」等

イ 広報の方法

県は、次により広報活動を行います。

(ア) 放送機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、日本放送協会横浜放送局、㈱アール・エフ・ラジオ日本、㈱テレビ神奈川、横浜エフエム放送㈱に対して広報を要請します。

また、県民への県災害対策本部設置の伝達、混乱防止のために知事談話の放送を要請します。

〇 要請の窓口

| 放 送 機 関 名 | 県庁内線 | 加入電話及び担当窓口 | | | |
|---------------|---------|--------------------|--|--|--|
| 日本放送協会横浜放送局 | 8 5 7 3 | 045-211-0737 放送部 | | | |
| ㈱アール・エフ・ラジオ日本 | 8 5 7 4 | 045-231-1531 総務部 | | | |
| (株) テレビ神奈川 | 8 5 7 5 | 045-681-7242 報道部 | | | |
| 横浜エフエム放送㈱ | _ | 045-223-2585 ニュース室 | | | |
| | | 045-223-2562 マスター | | | |
| | | (夜間) | | | |

(イ) 報道機関への要請

「災害時等における報道協力に関する協定」に基づき、テレビ局、ラジオ局、新聞社に広報を要請します。

協定締結先一覧(各横浜支(総)局・支社)

日本テレビ㈱、㈱東京放送、㈱フジテレビ、テレビ朝日㈱、㈱テレビ東京、㈱ニッポン放送、朝日新聞社㈱、㈱毎日新聞社、㈱読売新聞社、㈱産業経済新聞社、㈱東京新聞社、㈱日本経済新聞社、㈱日刊工業新聞社、㈱日本工業新聞社、Ѡ共同通信社、㈱時事通信社

(ウ) 一般広報

- a 記者発表、県の災害情報ホームページによる広報
- b 市町村等の広報媒体を活用した広報
- c 県広報車(放送設備のある車両)による広報
- d 必要に応じたヘリコプターによる広報
- e 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- f 新聞紙面購入による広報
- g ファクシミリ、上記以外のインターネット等による広報

(2) 市町村の広報

市町村は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、同報無線や広報車、協定を締結するケーブルテレビやコミュニティFM放送局、自主防災組織との連携等により、住民等に対して次の事項等について広報します。

- ア 災害の状況に関すること
- イ 避難に関すること
- ウ 応急対策の活動状況に関すること
- エ その他住民生活に必要なこと

(3) 防災関係機関の広報

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、住民、利用者に対して、交通に関する情報やライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、市町村及び報道機関に広報を要請します。

6 県災害対策本部における災害応急活動の決定

(1) 地震発生直後(初動期)

- ア 警戒体制等から移行して県災害対策本部を設置した場合、災害情報管理システムにより収集した被害情報及び国、県機関、市町村、県警察、消防、公共機関等から入手した情報等により、各種災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。
- イ 県内最大震度6弱以上の地震、又は「大津波」の津波警報により県災害対策本部を自動設置した場合、当面は県警察及び横浜、川崎両市消防局のヘリコプターあるいは両市の高所監視カメラ、県警の衛星通信用映像送信装置からの映像情報や県機関、市町村からの概括的な被害情報等から被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い、必要な措置を決定します。
- ウ 県災害対策本部は、通信の途絶等により市町村等からの情報の入手が困難な場合は、イの映像情報や現地に派遣した職員からの情報等により被害状況を推定し、各種災害応急対策の検討を行い必要な措置を決定します。この場合、「かながわ減災プロジェクト」やアマチュア無線による現地情報の入手、県民、報道機関、企業、職員等からの情報の活用も視野に入れます。

(2) 被害情報の収集等(被害情報収集期)

- ア 県現地災害対策本部、市町村、その他の防災関係機関は、県災害対策本部に対して、各種の被害情報等を災害情報管理システム、防災行政通信網等により報告します。
- イ 県現地災害対策本部は、必要に応じて職員を市町村へ派遣し、衛星携帯電話等を活用して必要 な情報の収集、伝達を行います。
- ウ 市町村、その他の防災関係機関は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通 信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めます。
- エ 県災害対策本部は、各種被害情報の分析を行い、本部員の現地派遣、緊急交通路及び緊急輸送 道路等の確保、関係機関への応援要請等の応急対策の方針を決定し、現地災害対策本部、市町村 及び防災関係機関に連絡します。
- オ 県災害対策本部は、被害規模に関する情報等を消防防災無線により消防庁に報告するとともに、 必要に応じ関係省庁に連絡します。
- カ 県災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び国の非常(緊急)災害対策本部に連絡します。
- キ 国の非常(緊急)災害対策本部の現地災害対策本部が設置された場合には、県は、国の現地災害対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。
- ク 知事は、応急対策上必要があると認めるときには、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は 関係指定公共機関(特定独立行政法人に限る。)の長に対し、当該職員の派遣を要請し、若しく は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求 めます。同様に、市町村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定 公共機関(特定独立行政法人に限る。)の長に対し、当該職員の派遣を要請します。
- ケ 県災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、災害対策本部会議に防災関係 機関の職員の出席を求めます。
- コ 県災害対策本部長は、応急対策上必要があると認めるときには、自衛隊の連絡担当官の派遣を 要請します。

(3) 応急活動情報等の収集(応急活動情報の収集期)

- ア 地域において逐次把握した具体的な被害の内容、応急対策の活動状況は、現地災害対策本部、 市町村、その他の防災関係機関から県災害対策本部に報告されます。
- イ 県災害対策本部は、これらの情報をもとに必要な対策を検討し、自ら実施する応急対策を決定 するとともに災害救助法の適用を検討します。
- ウ 県災害対策本部は、自ら実施する応急対策の活動状況を必要に応じて現地災害対策本部、市町 村及び防災関係機関に連絡します。
- エ 県災害対策本部は、国の防災関係機関に応急対策の活動状況を随時連絡します。

7 通信手段の確保

県及び市町村は、災害発生時において、災害情報の連絡通信を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。

(1) 災害時の通信連絡

- ア 県、市町村及び防災関係機関が行う災害に関する情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として防災行政通信網及び災害情報管理システムにより速やかに行います。
- イ 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信 の運用に支障のないよう努めます。
- ウ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT東日本が指定した災害時優先電話を利用します。

また、通信の緊急度に応じ非常又は緊急通信として電気通信事業者や非常通信機関に通信を依頼します。

O NTT東日本の措置

加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るための措置を行います。

(2) 各種通信施設の利用

ア 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。

イ 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網等が使用不能になったときは、 あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通 信施設を利用します。

ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

エ 放送機関への放送要請

県は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、災害対策基本法第 57 条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に対し連絡のための放送を要請します。

オ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

資 料

- 4-1-(1) 地震災害シナリオ
- 4-1-(2) 神奈川県震度情報ネットワークシステム概要図
- 4-1-(3) 神奈川県災害情報管理システム運営要綱、運用手順
- 4-1-(4) 被害の分類認定基準
- 4-1-(5) 地震情報等の受理伝達系統図

- 4-1-(6) 被害状況等の収集・報告内容及び報告系統図
- 4-1-(7) 神奈川県職員の配備体制別配備人員一覧表
- 4-1-(8) 気象庁震度階級関連解説表(抜粋)
- 4-1-(9) 安全防災局における警戒体制・応急体制及び気象情報等受伝達体制要領
- 4-1-(10) 神奈川県災害対策本部条例
- 4-1-(11) 神奈川県災害対策本部要綱
- 4-1-(12) 神奈川県災害対策本部要綱及び神奈川県地震災害警戒本部要綱の運用について
- 4-1-(13) 火災・災害等即報要領
- 4-1-(14) 現地災害対策本部所管区域及び構成機関
- 4-1-(15) 災害時における放送要請に関する協定書
- 4-1-(16) 地震災害時における知事の談話
- 4-1-(17) 災害時等における報道協力に関する協定書
- 4-1-(18) 災害時の災害広報計画推移表
- 4-1-(19) 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定
- 4-1-(20) 神奈川県非常通信運用要領

参考

- 3-1-(1) 防災行政通信網構成機関及び回線系統図
- 3-1-(2) 神奈川県企業庁無線系統図
- 3-1-(3) 市町村防災行政無線整備状況一覧
- 3-1-(4) 神奈川県・横浜市・川崎市災害時映像情報相互提供システムの運用に関する覚書
- 4-16 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法

第2節 救助・救急、消火及び医療救護活動

地震発生後、県民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」、「失火防止に努める」とともに、被災者の救 出・救護、消火活動を行い、災害の拡大の防止に努めるものとします。

また、県、市町村及び防災関係機関は、派遣内容や物資等の必要量等の活動内容をあらかじめ被害想定に基づいて災害に備えることとし、発災後速やかに、一体となって、救助・救急、消火及び医療救護活動を行います。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行います。 なお、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとします。

1 救助・救急、消火活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

ア 県民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努めます。

イ 県民及び自主防災組織は、近隣において救出・救護を行うとともに、発災時の初期段階で消火 活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 自衛消防隊の役割

企業等の自衛消防隊は、発災時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとと もに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(3) 市町村による救助・救急、消火活動

- ア 市町村は、事前に定めた災害時の警防計画等により消防活動を実施しますが、消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、最も効果的な運用を図ります。
- イ 市町村は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の防災組織等と連携して救助・救急活動を行います。特に、被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関の協力のもと「神奈川県救急医療情報システム(広域災害・救急医療情報システム)」を活用して、広域的な救急活動を実施します。
- ウ 市町村は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定めます。
- エ 消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。
- オ 市町村は、消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請します。
- カ 市町村は、大規模な災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防御地域等の優先順位を決め、 迅速に連絡します。
- キ 市町村は、東海地震注意情報が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の公表があった 場合、必要な準備等を行います。

(4) 救助・救急、消火活動への県の支援

知事は市町村長の要請又は自らの判断により、次の措置を行います。

- ・ 消防庁に対する緊急消防援助隊の派遣等の広域的応援要請
- ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
- 自衛隊に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- 在日米軍に対する救助・救急、消火活動の応援要請
- ・ 国の非常(緊急)災害対策本部等と連携した、自衛隊の行う救助・救急、消火活動の円滑化 のための総合調整
- 国及び他都道府県への救助の応援要請

2 医療救護活動

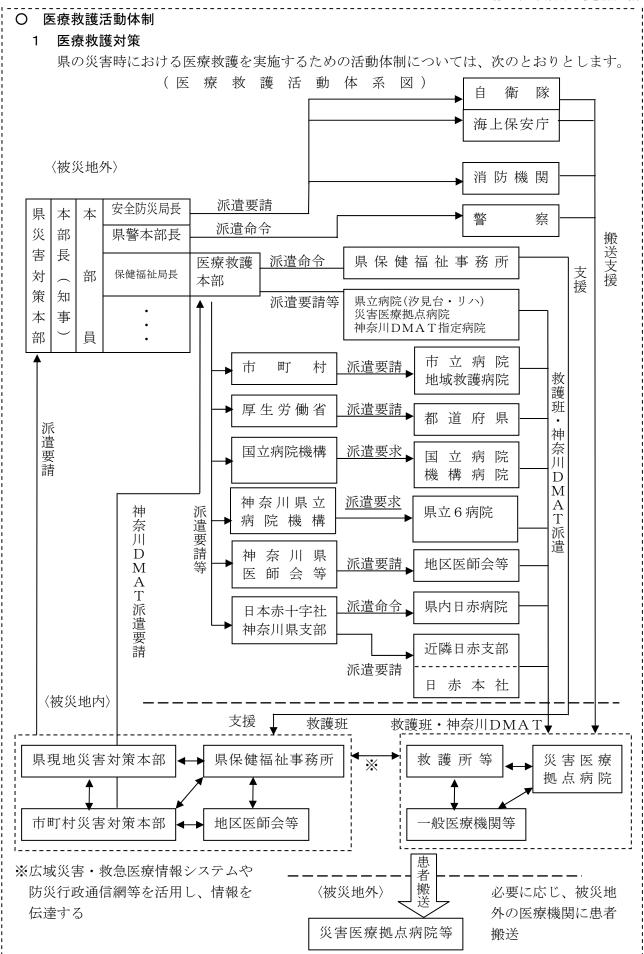
(1) 医療機関による医療救護活動

- ア 県は、神奈川県医療救護計画に基づき医療機関等の協力を得て医療救護活動を行います。
- イ 医療機関は、備蓄医療資材、医薬品等を活用し地域における医療救護活動に努めます。特に災害医療拠点病院は中核的役割を果たします。また、国立病院機構及び日本赤十字社は、被災地内の国立病院機構病院、日赤病院等において医療救護活動を行います。
- ウ 県は、原則として、被災市町村等からの要請に基づき、災害医療拠点病院に対し救護班の派遣を要請するとともに、神奈川DMAT指定病院に対して神奈川DMATの派遣を要請します。
- エ 県及び市町村は、水道施設が被災した場合、医療機関には優先的な給水活動を行います。
- オ 県は、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報を広域災害・救急医療情報システム (注) により、リアルタイムに収集・交換することにより効果的な医療救護活動を確保し、必要に応じ 被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- カ 県及び消防機関は、救急患者の搬送に際し、必要に応じ被災地域以外の医療機関等に協力を求めます。
- キ 県は、国(自衛隊等)、隣接都県等と連携協力しながら、航空機等を活用して重篤患者の迅速な 広域医療搬送を確保します。
- ク 被災医療機関は、医療施設、医療設備の応急復旧を実施し、必要に応じライフライン事業者等 に速やかな応急復旧を要請します。
- ケ 県及び市町村は、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ及び救命措置等を行うために救護班及 び神奈川DMATを確保します。

(2) 救護所の設置

- ア 市町村は、迅速な医療救護活動を実施するため救護所を設置し、自ら救護班を編成します。な お、保健所を設置している市は、状況に応じ保健所に救護所を設置します。
- イ 県は、市町村の要請又は自らの判断により救護班を派遣するとともに、被害状況に応じて医療 救護の必要を認めたときは、県保健福祉事務所に救護所を設置します。
- ウ 知事は、市町村長の要請に基づき、必要に応じ国の非常(緊急)災害対策本部等に対し、救護 班の派遣要請を行います。

⁽注) 広域災害・救急医療情報システムとは、被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことです。



2 医療救護活動

(1) 県

- ア 県は、地震発生後、気象庁や震度情報ネットワークシステム等から得られた地震に関する情報により被災地を推定するとともに、医療救護活動の必要性を迅速に判断し、災害対策本部内に医療救護本部を設置します。
- イ 県は、地震情報や被害状況に応じて、医療救護の必要を認めた時は、県保健福祉事務所 に救護所を設置します。
- ウ 県は、市町村等から医療救護に関する協力要請があった時、又は医療救護を必要と認めた時は、災害医療拠点病院等から救護班を、特に災害発生直後においては神奈川DMAT 指定病院から神奈川DMATを派遣するとともに、必要に応じて関係機関に協力を要請します。

エ 救護班の業務内容

- (ア) 傷病者に対する応急措置
- (4) 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定(トリアージ)
- (ウ) 転送困難な患者及び避難場所等における軽症患者に対する医療
- (エ) 助産
- (オ) 死亡の確認
- (カ) 遺体の検案
- オ 県は、災害後、被災地及び被災地周辺の病院、災害医療拠点病院の被災状況を迅速に把 握し、その後の医療需要推定に即した対応に努めます。

(2) 市町村

ア 市町村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じて地区医師会等の協力を得て救 護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行います。

また、市町村は、災害の程度により必要と認めた時は、県及びその他の関係機関に協力を要請します。

イ 市町村は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めた時は、県に対し て迅速・的確な医療救護について要請を行います。

(3) 指定地方行政機関等

ア 国立病院機構

- (ア) 国立病院機構は、県の要請に基づき国立病院機構病院の救護班を派遣して救護活動を 行います。
- (イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

イ 神奈川県立病院機構

- (ア) 神奈川県立病院機構は、県の要請に基づき、その運営する県立病院の救護班を派遣して救護活動を行います。
- (イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。
- ウ 神奈川県内の災害医療拠点病院
 - (ア) 神奈川県内の災害医療拠点病院は、県の要請に基づき、救護班を派遣して救護活動を 行います。
 - (イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。
- 工 神奈川DMAT指定病院
 - (ア) 神奈川DMAT指定病院は、県の要請に基づき、神奈川DMATを派遣してDMAT 活動を行います。
 - (イ) 神奈川DMATの業務内容は、神奈川DMAT運営要綱によるものとします。

才 日本赤十字社神奈川県支部

- (ア) 日本赤十字社神奈川県支部は、県の要請に基づき救護班を派遣して救護活動を行うものとします。
- (4) 救護班の業務内容は、「医療救助等委託契約書」の定めによります。
- (ウ) 近隣都県支部からの応援の業務等については、県支部と同様の取扱いとします。
- 力 神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県歯科医師会
 - (ア) 神奈川県医師会、神奈川県病院協会及び神奈川県歯科医師会は、県又は市町村からの協力要請もしくは自らその必要を認めた時は、地区医師会・地区病院協会等に救護活動を要請します。
 - (イ) 救護班の業務内容は、県の救護班と同様とします。

キ 神奈川県薬剤師会

神奈川県薬剤師会は、県、市町村又は医師会等から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品等の確保に努めます。

ク 神奈川県看護協会

神奈川県看護協会は、県又は市町村から医療救護活動に必要な看護の協力要請があった場合には、救護班の一員として、看護の実施に努めます。

(4) 重症者等の搬送方法

ア 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として地元消防機関で実施します。

ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及び救護班等で確保した車両により搬送します。

イ 道路の破損等の場合又は遠隔地への搬送については、自衛隊等のヘリコプター等により 実施します。

3 医薬品等の確保

(1) 市町村

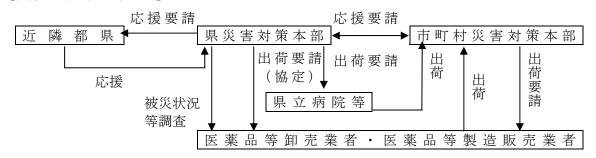
市町村は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等の活用及び調達計画に基づき調達しますが、不足が生じる時は、県及び関係機関に応援を要請します。

(2) 県

ア 県は、市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けた時は、「医薬品等の供給に 関する協定書」に基づき調達するとともに、状況に応じて県立病院等に協力を要請し、そ の所有している医薬品等を活用します。

イ 県は、災害時に速やかに医薬品等の取扱業者の被害状況を把握するとともに、関係機関 との連携を図り医薬品等の調達に努めます。

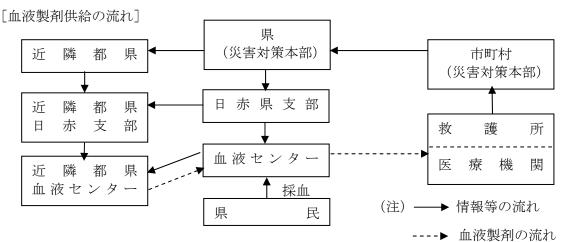
[医薬品等の伝達系統図]



4 血液製剤の確保

県は、災害時に速やかに県内血液センター施設等の被災状況を把握するとともに、日本赤十字社神奈川県支部を中心として、状況に応じた血液製剤の確保を図るため次のことを行います。

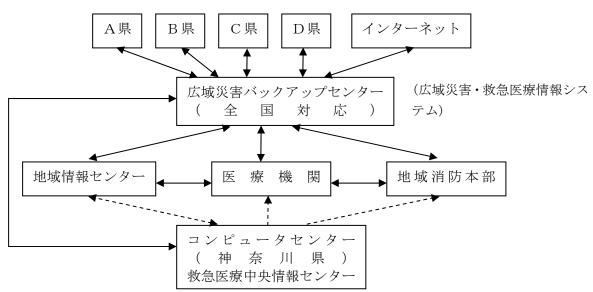
- (1) 被害の軽微な地域に採血車の出動を要請し、県民からの献血を受けます。
- (2) 近隣の都県及び日本赤十字社都県支部に応援を依頼し、県外からの血液製剤の円滑な導入を図ります。
- (3) 血液製剤輸送にヘリコプターを必要とする場合には、自衛隊、消防機関等に対し派遣を要請します。



5 広域的救護活動の調整

県は、災害時における医療救護活動が医師等の不足、医薬品等の不足により円滑に実施できない場合、県内他地域又は県外からの応援など広域的な調整を図り、医師等の確保及び医薬品等の調達に努めます。

「広域災害・救急医療情報システム]



バックアップセンターと接続することにより、他の都道府県が本県の被災情報等にアクセスする ことが可能となる。

※ 災害時には平常時の **◆---**▶ に加えて **◆---** のシステム(広域災害・救急医療情報システム)が使えるようになる。

資 料

- 4-2-(1) 神奈川県下消防相互応援協定
- 4-2-(2) 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領
- 4-2-(3) 東京湾消防相互応援協定書

第3節 避難対策

市町村は、地震発生後、人命の安全を第一に被災住民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所及び避難路や津波による浸水が予想される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

県民は、あらかじめ指定されている避難場所を日頃から把握するとともに、避難の勧告又は指示が出された場合には、直ちに避難します。また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

1 避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認められるときは、危険地域の居住者等に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な勧告 又は指示を行います。

(1) 市町村長の措置

市町村長は、管轄区域内において危険が切迫し、必要があると認めるときには、その地域の居住 者等に対し立ち退きの指示又は勧告を行います。この場合、避難すべき場所を指示することができ ます。これらの措置をとったときは、その旨を知事に報告します。

なお、居住者等に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を発表することができます。

また、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、 応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該 地域からの退去を命ずることができます。

(2) 警察官等の措置

警察官又は海上保安官は、災害現場において市町村長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態(連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合)、 又は市町村長から要求があったときは、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をすることができます。 この場合、その旨を市町村長に速やかに通知します。

なお、警察官は、人命若しくは身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に 対して避難の措置を講ずることができます。この場合、その旨を県公安委員会に報告します。

(3) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講じます。

また、市町村長(若しくはその委任を受けた吏員)又は市町村長からの要求により、市町村長の職権を行うことのできる警察官、海上保安官がいない場合に限り、警戒区域を設定することができます。これらの避難措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長に通知します。

(4) 知事の措置

知事又はその命を受けた職員、若しくは水防管理者は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができます。 この場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

また、市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難準備情報の発表、避難の勧告、指示、警戒区域の設定を市町村長に代わって行います。

2 避難の勧告、指示の内容

市町村長等避難の勧告、指示を実施する者は、原則として次の内容を明示して行います。

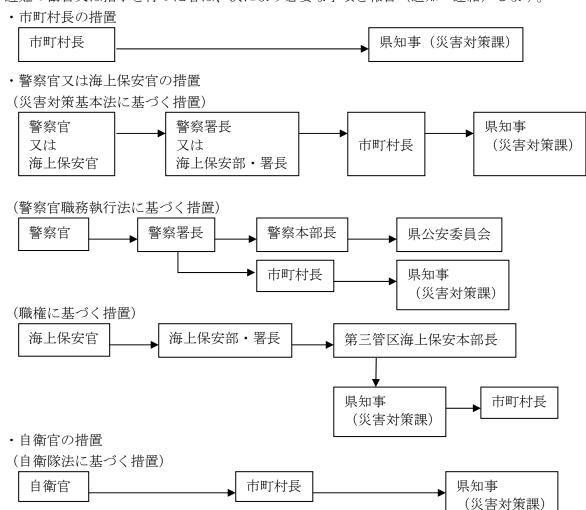
- ・ 避難を要する理由
- 避難勧告、指示等の対象地域

- ・ 避難先とその場所
- 避難経路
- 注意事項

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難の勧告又は指示を行った者は、次により必要な事項を報告(通知・連絡)します。



(2) 県民への周知

県及び市町村は、自ら避難の勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、同報無線や広報車等による災害広報により県民への周知を実施します。なお、避難の必要がなくなったときも同様とします。

4 避難所の開設

市町村は、被災者に対する救援措置を行うため、必要に応じて避難所を開設します。

(1) 避難所の開設場所

市町村は、災害の態様に応じて安全適切な場所を選定して避難所を開設します。

ただし、緊急の場合は、自主防災組織等の判断により、あらかじめ指定された避難場所に避難所を開設できるものとします。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所を開設します。

さらに、災害が長期にわたることが見込まれる場合には、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めます。

(2) 避難所の周知

市町村は、避難所を開設した場合においては、速やかに地域住民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊、海上保安庁等関係機関に連絡します。

(3) 避難所の運営管理

- ア 市町村は、県の避難所マニュアル策定指針を参考に、男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営を行います。避難所の運営にあたっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めます。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めるものとします。
- イ 県は、市町村の要請に応じて被災者を一時入所させるため、あらかじめ指定された施設以外の 県立施設についても可能な範囲で提供するものとし、当該施設管理者は市町村が行う避難所の設 置運営に協力します。
- ウ 市町村は、各避難所の避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに 来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等に報告を行います。また、避難者の生活環境に 注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状 況等の把握に努め、必要な対策を講じます。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めます。さらに、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めます。

- エ 市町村は、避難場所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持等、被災者の収容及び救援対 策が安全適切に行われるよう措置します。
- オ 市町村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、県災害救援ボラン ティア支援センターやボランティア団体のネットワーク組織等と連携して対応します。
- カ 市町村は、避難所のライフラインの復旧に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による 孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討します。
- キ 市町村は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、個人情報に配慮しつつ、避難者の リスト作成等を実施します。また、避難生活が長期にわたる場合に備えて、国、県の協力のもと、 公営住宅や民間賃貸住宅などの空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設可能地をリストア ップします。
- ク 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、 旅館やホテル等への移動を避難者に促します。
- ケ 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅 の迅速な建設と、公営住宅、民間賃貸住宅などの活用により、避難所の早期解消に努めることを 基本とします。
- コ 市町村は、避難所における避難者の避難生活が長期間に及ぶ場合には、空きスペースの状況を 勘案し、子どもの遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努めます。

5 避難路の通行確保と避難の誘導

市町村は、あらかじめ想定した避難路の安全確認を行うとともに、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努めます。なお、その際は、避難措置の実施者の安全確保に留意します。

6 帰宅困難者への対応

(1) 県及び市町村の対応

- ア 市町村は、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行 うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行います。 また、帰宅困難者を施設へ誘導する際には、道路状況など安全の確保に特に留意します。
- イ 県は、市町村の要請等を受けて、施設管理者と調整のうえ駅周辺の県所管施設を帰宅困難者用 一時滞在施設として開設し、帰宅困難者に対して飲料水等の提供をします。
- ウ 県は、帰宅困難者が発生した場合、市町村等と協力して避難所等に関する情報や鉄道等の運行、 復旧状況など、必要な情報提供等を行い帰宅困難者対策に努めます。

また、徒歩帰宅が困難な高齢者等の避難場所の確保や輸送対策等に努めます。

エ 県は、協定を締結している事業者・団体等に対して、必要に応じて飲料水やトイレ等の施設の 提供について協力を求めます。

(2) 企業・事業所等の対応

- ア 企業・事業所は、発災時に災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に 伝達するよう努めます。また、「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもと、施設の安 全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確 認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。特に施設内の災害時要援護者に対しては、その 対応を徹底します。
- イ 旅館、ホテル等の宿泊施設及びデパート、ホール等の不特定多数の者が利用する施設の管理者 は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要 に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。
- ウ 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び駅周辺帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機 関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用 するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所を案内するものとします。なお、 災害時要援護者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

7 広域的避難

大規模な災害が発生し、市町村単独では避難場所の確保が困難となった場合に、県は、他の市町村の協力のもとに市町村域を越えた避難場所の確保について広域的な調整を行います。さらに、県外への避難が必要であると判断した場合には、他都道府県への協力を求めるとともに、必要に応じて非常(緊急)災害対策本部等を通じて、又は避難収容関係省庁(警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁)に広域的避難に関する支援を要請します。

8 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市町村は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅(建設型、民間賃貸住宅の借上げ型)の必要戸数と公共賃貸住宅及び民間賃貸住宅の活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅(建設型及び民間賃貸住宅の借上げ型)を供給する 必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

(3) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速や かに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁 (農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省) にその調達について協力を要請します。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

県及び市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、当該市町村の協力のもとに行います。 この際、災害時要援護者優先の観点から入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引き こもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めると ともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。ま た、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(5) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その 所有者に建物の提供について協力を要請します。

(7) 住宅の応急修理

災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。

9 ペット対策

県では、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。

10 高齢者、障害者等への配慮

- (1) 県及び市町村は、避難誘導、避難所での生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては高齢者、障害者等に十分配慮します。特に福祉避難所の指定、高齢者、障害者等の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先入居、福祉仮設住宅の設置等に努めます。また、高齢者、障害者等に向けた情報の提供についても十分配慮します。
- (2) 市町村は、高齢者、障害者等に対して、必要に応じて社会福祉施設等の利用、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力のもとに実施します。また、在宅の高齢者、障害者等の所在情報を把握し、迅速に避難ができるよう努めます。
- (3) 市町村は、避難所の運営にあたって、高齢者、障害者等健康に不安のある避難者に対する身体的 ケアを実施するとともに、精神的、心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に 努めます。
- (4) 県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたって、留学生など外国人に 十分配慮します。
- (5) 市町村及び施設管理者は、在宅又は施設利用の高齢者及び障害者の安否確認及び避難対策について、地域の自主防災組織と協力して実施します。

11 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保

- (1) 県及び市町村は、被災時の男女のニーズの違いを踏まえた男女双方の視点や参画に十分配慮し、 避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。
- (2) 市町村は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用のトイレや専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及び設置場所の工夫、生理用品、女性用下着の女性による配布など、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。

資 料

- 4-3-(1) 災害時における応急仮設住宅建設等についての協定書
- 4-3-(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理
- 4-3-(3) 災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する 協定書((社)全日本不動産協会神奈川県本部)

第4節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

被災者の健康保持のため、県及び市町村は必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮 します。

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- (3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
- (4) 県及び市町村は、地震災害による被災者のこころのケアを行うために、精神科医をはじめとした 医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被 災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じて的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第6条に規定された感染症について、一類感染症(ペスト等)、二類感染症(急性灰白髄炎等)又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに患者を医療機関に移送します。また、三類感染症(コレラ、細菌性赤痢等)のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。
- (3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
 - ねずみ族、昆虫の駆除
 - 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得たうえでの予防内服薬の投与
- (4) 県及び保健所設置市は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と密接な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図ります。

所轄保健所は、被災地等において積極的疫学調査を行い、その結果必要があれば健康診断を行います。

(5) 県は、被災市町村に対し、必要に応じて薬品、器具等の調達をあっせんします。

〇 防疫実施の方法

1 防疫体制の確立

県及び市町村は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携 して対処方針を定めて、防疫体制の具体的な確立を図ります。

2 感染症指定医療機関の確認

県は、災害の発生による感染症患者、又は保菌者等の多発に備え、被災地域の感染症指定医療機関の収容力の把握に努めるとともに、患者移送に関して迅速かつ適切な指示体制の整備を図ります。

3 治療勧告及び入院措置

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市町村に指示します。

4 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、県又は市町村は、その発生状況及びその防疫活動等につき速やかに広報活動を実施します。

5 積極的疫学調査

- (1) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき、災害地域所轄の保健所と緊密な連絡を取り、実情に即した防疫活動の推進を図ります。
- (2) 所轄保健所は、災害の規模に応じて1班あるいは数班の疫学調査班を設け、被災地並びに避難所等における疫学調査を行います。調査の結果必要がある時は、健康診断を実施します。
- (3) 疫学調査班は保健師等をもって編成し、調査にあたっては調査班の稼働能力を考慮のうえ、緊急度に応じて計画的に実施します。
- (4) 所轄保健所のみで班の編成が困難な場合は、被災地外の保健所の協力により班を編成します。

6 清潔方法及び消毒方法の指示

県は、感染症予防上必要と認めた場合、市町村に対し清潔方法及び消毒方法の指示をします。

(1) 清潔方法

- ア 市町村は、清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝渠、公園等公共の場所を中 心に行います。
- イ 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に 応じ、市町村長は的確な指導あるいは指示を行います。
- ウ 市町村は、収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等衛生的に適切な処分をします。 この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水道終末処理場の処理施設を利用する等の方法によ り、不衛生にならないようにします。

(2) 消毒方法

- ア 市町村は、消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。
- イ 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜 の場所に配置します。

7 ねずみ族、昆虫の駆除

- (1) 県は、必要と認めた場合には、法令の定めるところにより、ねずみ族、昆虫の駆除についてその実施を市町村に指示します。
- (2) 県及び市町村は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

8 予防接種の実施

- (1) 県は、感染症予防上必要と認められた時は、予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種を市町村に対し指示します。
- (2) 市町村は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保などを迅速に行い、時機を失しないように措置します。

3 遺体の処理等

市町村は、遺体の処理については、適切な対応を取るため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

〇 遺体の処理方法

1 広報

市町村及び所轄警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

2 通報

市町村は、遺体を取扱った場合には所轄警察署に通報します。

3 見分・検視

所轄警察署は、遺体の見分・検視を行います。

4 検案

遺体の検案は、監察医、法医学専門医、警察協力医、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。なお、検案後、市町村は必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行います。

5 遺体の収容

市町村は、所轄警察署と協議し、あらかじめ適当と認められる公共施設のうち、遺体の検視、 検案及び遺族などへの引渡し等、実施のための施設を選定のうえ、遺体収容・安置施設として 指定し、災害時には直ちに開設します。市町村は捜索により収容された遺体を遺体収容・安置 施設へ搬送します。

6 身元確認、身元引受人の発見

市町村は、所轄警察署、地元自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

7 遺体の引渡し

所轄警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族 又は関係者に引渡し、身元が確認できない遺体を市町村に引渡します。

この際、市町村と所轄警察署は遺体の引渡し作業を協力して行います。

8 身元不明遺体の処理

市町村は、身元の確認ができず警察から引渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行います。

資 料

- 4-4-(1) 神奈川県広域火葬計画
- 4-4-(2) 多数遺体収容施設一覧表

参考

- 3-9-(3) 防疫用備品配備状況一覧表
- 3-9-(4) 第一種及び第二種感染症指定医療機関

第5節 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動

県民の非常用備蓄等にもかかわらず、災害の規模により食糧等(飲料水、生活用水、食糧及び生活必需物資等)の不足が生じた場合、市町村は、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用さらには広域的な支援を受け、被災者に早期に必要な食糧等を供給します。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとします。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとします。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食糧、飲料水及び生活必需物資等の円滑な供給に十分配慮します。

1 飲料水及び生活用水の確保・供給

(1) 給水方針

県及び市町村は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日30 の応急給水を行います。

(2) 飲料水の確保

- ア 県は、水道事業者等に対して、飲料水の確保を指示します。
- イ 市町村は、水道事業者に要請して飲料水の確保を行うとともに、自ら湧水、井戸水、河川水等 を浄化処理して飲料水を確保します。
- ウ 水道事業者は、応急給水用飲料水及び水道施設の確認に努めます。

(3) 飲料水の供給活動

ア 応急給水

- (ア) 市町村は、給水班を組織し、県及び市町村の水道事業者が確保した飲料水のほか、非常用飲料水貯水槽、鋼板プールの水、井戸水等を活用して応急給水を実施します。特に医療機関への速やかな給水を優先的に配慮します。また、市町村は、給水が困難な場合は、県に対して支援を要請します。
- (4) 県は、市町村の水道事業者の応急給水についての指示及び連絡調整を行うとともに、応急給 水用飲料水の衛生指導を行います。

飲料水の確保が困難な場合は、必要に応じて、災害時、震災時の相互応援に関する協定を締結している九都県市、関東地方知事会若しくは厚生労働省又は国の非常(緊急)災害対策本部等に支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。

これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで、関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

(ウ) 県営水道は、応急飲料水の確保に努め、災害用指定配水池における応急給水を支援するとと もに、県営水道給水区域内の市町と災害時の応急給水に関する訓練などを定期的に実施し、連 携の強化を図ります。

また、給水区域内の市町からの要請に基づき、他の都県市水道事業者に支援要請を行います。 イ 応急復旧

水道事業者は、被災者の生活に欠かすことのできない水道施設を復旧し、一日も早く給水装置 を通じて給水できるようにします。また、必要に応じて他の水道事業者等に応援要請を行います。

(4) 応急飲料水以外の生活用水の供給

県及び市町村は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

2 食糧の調達・供給

(1) 供給方針

市町村は、備蓄食糧等を活用するとともに、主要食糧及び副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給します。

(2) 食糧の調達・供給活動

ア 市町村の対策

- (ア) 備蓄食糧等を活用した食糧品等の提供に努めるとともに、不足した場合には、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した食糧及び広域応援協定等により調達した食糧や、全国からの支援物資等を被災者に供給し、又は応急給食を実施します。
- (イ) 必要な食料品等の調達が困難な場合は、県に対して支援を要請します。 ただし、政府所有米については、交通・通信の断絶により県の指示が得られない場合、直接 農林水産省(生産局農産部貿易業務課)に要請します。

イ 県の対策

- (ア) 応急物資の取扱いに関する協定を締結している卸売業者、小売業者及び応急食糧の調達協力 企業、団体に対し、在庫米の売り渡しの要請をします。
- (イ) 農林水産省(生産局農産部貿易業務課)に対し、政府所有米の放出を要請します。
- (ウ) パン、即席麺、粉ミルク等、米以外の食糧についても、応急物資の取扱いに関する協定を締結している企業、団体及び応急食糧の調達協力企業、団体に対し、売り渡しの要請をします。
- (エ) なお、塩については、災害が起きた場合、災害救助法適用地域を対象として、県の申請に基づき側塩事業センターから提供されます。
- (オ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、 関東地方知事会若しくは農林水産省又は国の非常(緊急)災害対策本部等に支援等を要請しま す。

また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等について事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

(カ) また、必要に応じて自衛隊に炊飯等を要請します。

〇 応急物資の調達に係る協定

県は、食糧の調達の円滑を期するため、関係者と「災害救助法が発動された場合の応急物資の 取扱いに関する協定書」等を締結しています。

県が協定を締結している食糧

米、食パン、粉ミルク、味噌、醤油、梅干、沢庵、麺、即席麺

〇 協定締結先一覧

神奈川県主食卸商組合 神奈川県パン協同組合連合会 神奈川県麺業協同組合連合会 日清食品ビジネスサポート㈱ 東洋水産㈱

神奈川・埼玉味噌工業協同組合

中央醤油工業協同組合 神奈川県漬物工業協同組合 ビーンスターク・スノー(株) (株明治 森永乳業(株)

(平成23年9月1日現在)

| \cap | 応急食糧0 | の調達物力 | 企業. | 田休一覧 | = |
|--------------|-------|----------|--------|------|---|
| \mathbf{C} | 心忌及種り | ノがは手げがノル | 11:未 " | 回体一员 | |

| 7678及是76626675至不 日刊 完 | |
|-----------------------|-------------|
| 農林水産省 | 敷島製パン㈱ |
| 山崎製パン㈱ | ㈱ミツハシ |
| ㈱中村屋 | ㈱ジャンボリア |
| フジパン(株) | (社)神奈川県乳業協会 |
| 第一屋製パン㈱ | |

(平成23年9月1日現在)

(3) 調達食糧等の集配と配分

ア県

主要食糧等は、市町村の防災拠点や避難場所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に主要食糧等を集積し、市町村に配分します。

イ 市町村

主要食糧等を受入れ、被災者等に対して応急給食を実施します。

3 生活必需物資等の調達・供給

(1) 供給方針

県及び市町村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

(2) 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料、炊事用具、食器類、日用品雑貨、光熱材料、燃料等

(3) 生活必需物資等の調達及び供給

ア 市町村の対策

- (ア) 備蓄生活必需物資の活用を図るとともに、調達計画に基づき地区内小売業者等から調達した 生活必需物資、広域応援協定等により調達した生活必需物資及び応援物資等を被災者に供給し ます
- (4) 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

イ 県の対策

- (ア)生活必需物資の調達に関する協定を締結している販売業者及び液化石油ガスの調達に関する協定を締結している(公社)神奈川県エルピーガス協会に対して、生活必需物資及び液化石油ガスの調達を要請します。
- (4) 県は、生活必需物資の調達及び安定供給を行うため、災害時における県民生活の安定に関する基本協定を締結している神奈川県生活協同組合連合会に対して、情報の提供及び必要な要請を行います。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、災害救助用備蓄物資保管倉庫等にある毛布を供給します。
- (エ) 調達が困難な場合は、災害時、震災時等の相互応援に関する協定を締結している九都県市、 関東地方知事会若しくは経済産業省又は国の非常(緊急)災害対策本部等に支援等を要請しま す。また、これらの活動を実施するため、被害想定に基づき、あらかじめ不足する物資等につ いて事前に確認したうえで関係機関相互間で情報交換し、体制の整備に努めます。

〇 協定締結先一覧

㈱高島屋横浜店

㈱横浜岡田屋

㈱さいか屋

㈱小田急百貨店藤沢店

㈱丸井

㈱そごう・西武そごう横浜

店

㈱三越伊勢丹 伊勢丹相模

原店

㈱ダイエー

㈱東急ストア

㈱京急ストア

ユニー株

小田急商事㈱

オーケー㈱

㈱イトーヨーカ堂

相鉄ローゼン(株)

㈱マルエツ

㈱ヌマヤ

㈱田原屋

イオンリテール(株)

㈱中村屋

㈱小田原百貨店

マックスバリュ東海㈱

㈱ヨークマート

富士シティオ㈱

㈱CFS コーポレーション

ヤオマサ(株)

㈱カインズ

生活協同組合コープかながわ

協横浜総合卸センター

協横浜マーチャンダイジン

グセンター

協川崎钼センター

小田原卸商業団地(協)

(株)セブンーイレブン・シェャパン

㈱ローソン

(株)サークル K サンクス

㈱スリーエフ

(株)ファミリーマート

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

(4) 調達した生活必需物資等の集積と配分

ア県

生活必需物資等は、市町村の防災拠点や避難所等へ直接配送します。ただし、直接配送できない場合には、県総合防災センター及び広域防災活動拠点に生活必需物資等を集積し、市町村に配分します。

イ 市町村

生活必需物資等を受入れ、被災者に対して配分します。

資 料

- 4-5-(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)
- 4-5-(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)
- 4-5-(3) 応急物資の取扱いに関する協定書
- 4-5-(4) 九都県市災害時相互応援に関する協定
- 4-5-(5) 震災時等の相互応援に関する協定
- 4-5-(6) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書
- 4-5-(7) 神奈川県災害対策支援本部要綱
- 4-5-(8) 生活必需物資の調達に関する協定書
- 4-5-(9) 生活必需物資(LPG)の調達に関する協定書
- 4-5-(10) 災害時における県民生活の安定に関する基本協定書

第6節 文教対策

災害時には、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、 教員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

県教育委員会では、児童・生徒等保護対策及び学校等における避難場所の開設について、原則として 次のとおりとしています。詳細は、「学校防災活動マニュアルの作成指針」に定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を市町村教育委員会に示しています。

1 児童・生徒等保護対策

校長は、災害時においては、避難実施計画に基づき児童・生徒等の保護に努めます。

(1) 公立学校の対応

- ア 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- イ 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・ 生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、 保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。

なお、学校種や震度に応じて、あらかじめ対応を定めておきます。

- ウ 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。
- エ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動を行います。

(2) 公立学校教職員の対処、指導基準

- ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。
- イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。
- ウ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。
- エ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・ 人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- オ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動にあたります。

(3) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた応急活動を実施します。

2 学校等における避難場所の開設

- (1) 避難場所に指定された県立学校等は、市町村と連携して避難場所を開設し、避難者の安全確保を図ります。
- (2) 避難場所に指定されていない県立学校等においても、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市町村と連携して対応します。

3 応急教育対策

(1) 応急教育の実施

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害時において学校教育の実施に万全を期すため、教育施設、教員及び学用品等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図ります。

(2) 被害状況の把握及び報告

学校等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童・生徒等及び施設設備の被害状況を 把握し、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、 当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(3) 教育施設の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断する ことを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用します。

ウ 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図ります。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設を利用して、授業の早期再 開を図ります。

この場合、県は関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図ります。

(4) 教員の確保

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった 場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保します。

ア 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとします。ただし、交通途絶で参集不能な場合は、最 寄りの学校(小・中・高・特別支援学校)に参集します。

(ア) 参集教員の確認

各学校において、責任者(学校付近居住者)を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握します。

(イ) 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等について、県教育委員会又は市町村教育委員会に報告します。また、市町村教育委員会においては、当該市町村について取りまとめのうえ、県教育委員会に報告します。

(ウ) 県教育委員会の指示

県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及 び市町村教育委員会(教育事務所を通じ)に対し教員の配置等を適宜指示連絡します。

(エ) 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整えます。

イ 退職教員の活用

災害により教員の死傷者等が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用する などの対策をたてます。

(5) 学用品の確保のための調査

ア 県教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を市町村教育 委員会を通じて調査します。

イ 県教育委員会は、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な市町村に対して、教科書等の 学用品を供与するために、文部科学省及び県内図書取次店への協力要請等必要な措置を講じます。

(6) 児童・生徒等の心的症状の対応

校長は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び 教育相談機関等との連携により、校内相談を実施します。

(7) 私立学校

私立学校の設置者又は校長は、速やかに児童・生徒等及び施設の被害状況を把握し、県に報告するとともに、公立学校の応急教育対策を参考に各学校の状況に応じた応急教育を実施するものとします。

(8) 大学の協力

大学の設置者は、その施設機能、人的資源を活用し、応急教育活動を支援します。

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

地震発生後、特に初期には、救急・救助、消火及び医療救護活動を迅速に行うために緊急通行車両の通行を確保する必要があり、そのため、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、 緊急輸送路の確保に努めるなど、総合的な緊急輸送を実施します。

1 交通の確保

(1) 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 危険防止及び混雑緩和の措置

大震災発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、県及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 大震災発生時の交通規制等

大震災発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があり、被災地又は被災地周辺地域における交通規制は、時系列別に次により対応します。

a 被災地等への流入抑制

大震災が発生した直後においては、次により避難路及び緊急交通路について優先的にその 機能の確保を図ります。

- ・ 混乱防止及び被災地への流入抑制のための通行禁止区域又は通行制限区域(以下「通行禁止区域等」という。)を設定し、交通整理又は交通規制を行います。
- ・ 流入抑制のための交通整理又は交通規制を行う場合には、隣接都県と連絡を取りつつ行います。
- ・ 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止します。
- b 緊急交通路確保のための交通規制

大震災が発生した直後は、道路交通が混乱し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

c 道路管理者等への通知

緊急交通路を確保するための通行の禁止又は制限を行う場合、道路管理者及び関係都県公安委員会への通知を速やかに行います。

d 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、 災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがある時は、道路管理者の協力を得て、必 要に応じて当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防職員

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官又は消防職員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなどの必要な措置を命令するほか、相手方が現場にいない場合は当該措置を行います。当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウその他

道路管理者は、「緊急輸送道路管理マニュアル」に基づき、通行規制や応急啓開等必要な対策 の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 交通情報の収集等

ア 交通情報の収集

県警察は、被災地の交通混乱の防止及び緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し、情報を収集します。

イ 交通情報の広報

県警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、携帯用拡声器等を利用して積極的な現場広報に努めます。また、広報担当者は、テレビ、ラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して周知に努めるほか、航空機による広報、あるいは必要に応じて市町村の協力を求めます。

(3) 道路の応急復旧等

ア国等

(7) 国土交通省関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じてう回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

(イ) 中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱

中日本高速道路㈱及び東日本高速道路㈱は、災害発生時に、非常災害対策本部を設置し、次により災害応急対策を実施します。

- a 県、市町村及び防災関係機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち相互協力を行います。
- b 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用 者に広報します。
- c 災害のため道路が被害を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施 に努めます。
- d 災害発生時に消防機関が行う救急活動に協力します。

(ウ) 首都高速道路㈱

首都高速道路㈱は、災害が発生した時は、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図ります。

- a 災害が発生した時は、首都高速道路㈱は県公安委員会の交通規制に協力し、かつ規制状況 等を利用者に広報します。
- b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努めます。
- c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じて応急復旧 に努めます。
- d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じます。
- e 県、市及び関係防災機関との情報交換等について、密接な連絡を保ち、相互協力を行います。

イ県

県は、災害協定業者等と衛星携帯電話等の活用による災害時の情報収集体制を強化し、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、障害物の除去や応

急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。また、他の道路管理者の管理する道路についても 早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。なお、 農道、林道及び臨港道路の管理者は、道路の機能確保に努めます。

さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。

具体的な復旧作業については、県土整備局の土木事務所ごとに、各地区建設業団体等との間に 締結した災害協定に基づき応急復旧を実施します。

復旧状況については、速やかに県災害対策本部県土整備部指令班に報告又は通報します。

ウ 市町村

市町村は、それぞれの計画の定めるところにより、速やかに応急復旧作業体制を確保し、道路機能の確保を図ります。

エ その他

- (ア) 道路管理者は、建設業者との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、 資機材等の確保に努めます。
- (4) 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、市町村消防機関及び自衛隊等は、状況 に応じて協力して必要な措置をとります。

(4) 航路の障害物除去

- ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、 漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、 障害物除去等に努めます。
- イ 関東地方整備局は、開発保全航路について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県災害対策本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めます。
- ウ 第三管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は 生ずるおそれがある時は、その旨を県災害対策本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急 措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するた めの措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況 を把握し、県災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じて応急復旧を行います。なお、港湾施設については、国土交通省(関東地方整備局)及び港湾管理者が必要に応 じて応急復旧等を行います。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出した時は、速やかに復旧に努めるほか、 必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(6) 海上交通安全の確保

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生ずるおそれが ある時は、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異状を生じたおそれがある時は、必要に応じて調査を 行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(7) 物資受入れ港の確保

物資受入れ港の管理者は、地震災害時の海上輸送を円滑に行うため、物資受入れ港としての機能 を確保します。

(8) ヘリコプター臨時離着陸場

県及び市町村は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプター臨時離着陸場を開設するとと もに、防災関係機関等への周知徹底を図ります。

(9) 鉄道の応急復旧等

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県災害対策本部等に 報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県の緊急輸送

県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を次のとおり確保します。

ア 車両の確保

- (ア) 県保有車両の利用
- (イ) 「緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対する調 達・あっ旋依頼
- (ウ) 関係業者(特殊車両等保有業者)に対する協力要請

イ 船舶の確保

- (ア) 関東運輸局長に対する調達・あっ旋依頼
- (イ) 神奈川県漁業協同組合連合会に対する協力要請
- (ウ) 神奈川県水難救済会に対する協力要請
- (エ) 海上自衛隊及び第三管区海上保安本部に対する要請
- ウ 航空機(ヘリコプター)の確保
 - (ア) 県警察及び他自治体保有ヘリコプターの利用
 - (4) 陸上自衛隊、海上自衛隊及び第三管区海上保安本部等に対する要請
 - (ウ) 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間へリコプター会社に対する 協力要請
- エ 鉄道車両の確保

県は、鉄道による輸送手段を確保するために鉄道事業者に対し協力を要請します。

(2) 市町村の緊急輸送

市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請及び調達・あっ旋を依頼します。

(3) 防災関係機関の緊急輸送

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

3 輸送対象の想定

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下の とおりとします。

(1) 第1段階(発災直後から2日目までの間)

- ・ 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資
- 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等 初動の災害応急対策に必要な要員・物資等
- ・ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ・ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階(発災後3日目から概ね1週間の間)

- 上記第1段階の続行
- 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- ・ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階(発災後概ね1週間以降)

- 上記第2段階の続行
- ・ 災害復旧に必要な人員及び物資
- 生活必需品

4 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両(確認対象車両)

緊急通行車両は、災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保
- ケ その他災害の発生の防御、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次によります。

- ア 県の保有車両及び調達車両については、県知事(災害対策課、各地域県政総合センター)が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知します。
- イ 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会(県警察本部交通規制課、 第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所)が行います。

5 障害物の除去

(1) 実施機関

ア 市町村は、各種応急措置を実施するため障害となる工作物及び山(がけ)崩れ、浸水等によって住家、又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行います。実施困難なときは、県に対し応援協力を要請します。

イ 道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行います。県管理の道路、 河川等については、県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て行います。 ウ その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行います。

(2) 障害物除去の対象

災害時における障害物(工作物を含む)除去の対象は、おおむね次の場合とします。

- ア 県民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 障害物の除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建設業者等の協力を得 て、速やかに行います。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後 に支障の起こらないよう配慮して行います。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮しますが、概ね次の場所に集積廃 乗又は保管します。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とします。 ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用します。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適当な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因にならないような場所
- エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 除去に必要な機械、器具の整備等

ア 障害物の規模並びに範囲により、それぞれ対策を立てます。

- イ 県は、比較的小規模なものについては、土木事務所等において処理し、大規模なものについて は、建設業者等の協力を得ながら、おおむね次により実施します。
 - (ア) 建設業協会等との提携

県は、建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供について土木事務所ごとに、建設業協会 支部との協定に基づき、資機材等を確保します。

(イ) 資機材の生産、販売業者との提携

県(県土整備局)は、応急復旧のための資機材の生産及び販売業者との資機材の優先提供に 関する協定に基づき、調達の確保を図ります。

(ウ) 調達資機材の集積場所及び人員の集合場所

県(土木事務所)と建設業協会との協定により調達された資機材等の集積場所、又は人員の 集合場所は、各土木事務所とします。

また、生産、販売業者との協定に係る資機材の集積場所は、応急復旧に要する各種情報を総合的に判断して県土整備局長が指示します。

(6) 障害物除去に関する応援、協力の要請

県は、市町村等から県民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があった時は、必要に応じて適切な措置を講じます。

資 料

- 4-7-(1) 神奈川県警察本部災害時応急活動計画
- 4-7-(2) 県土整備部職員の行動マニュアル
- 4-7-(3) 各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の災害応急工事に関する業務協定
- 4-7-(4) 地震等の災害応急活動に関する協定書
- 4-7-(5) 建設資機材等の調達に関する協定書
- 4-7-(6) 地震災害応急復旧用仮設橋に関する協定書
- 4-7-(7) 鉄道事業者の応急対策(地震災害)
- 4-7-(8) 緊急輸送道路管理マニュアル(抜粋)
- 4-7-(9) 緊急車両の調達又はあっ旋に関する覚書
- 4-7-(10) 災害時における民間航空機の協力要請に関する協定書
- 4-7-(11) 首都高速道路株式会社の特別巡回及び交通規制基準等
- 4-7-(12) 地震発生時の交通規制計画
- 4-7-(13) 陸上自衛隊航空機の能力基準
- 4-7-(14) 陸上自衛隊施設器材関係の能力基準
- 4-7-(15) 海上自衛隊艦艇・航空機の能力等
- 4-7-(16) 第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準
- 4-7-(17) 神奈川県トラック協会地区支部別車両保有台数一覧表

参考

- 3-11-(2) 物資受入れ港
- 3-11-(3) 神奈川県内のヘリコプター臨時離着陸場一覧表
- 3-11-(4) 神奈川県警察及び協定締結航空会社の保有ヘリコプター一覧表

第8節 警備・救助対策

1 陸上における警備・救助対策

県警察は、東海地震注意情報が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速・的確な災害応急対策等を実施することにより、県民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 県警察は、東海地震注意情報が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警察本 部に県警備本部を、各警察署に警察署警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

イ 県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用 を行います。

(2) 陸上の災害応急対策

県警察は、県災害対策本部等関係機関と連携して次の対策を実施します。

ア 情報の収集・連絡

災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

イ 救出救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市町村及び消防等の防災関係機関と協力して、被災者の救出救助活動を実施します。また、被災地を管轄する警察署長は、消防等防災関係機関の現場責任者と随時捜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

ウ 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

工 津波対策

津波警報等が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、迅速かつ正確な津波警報等の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。

才 交通対策

被災地域における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、地震の被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保など必要な交通規制を実施します。

力 危険物等対策

大規模災害発生時に、石油コンビナート等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設、地下街等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

キ 防犯対策

被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における 混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強 化、避難所等の定期的な巡回等を行います。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生 活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の 社会秩序の維持に努めます。

さらには、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めます。

ク ボランティア等との連携

自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

ケ 広域応援

県公安委員会は、発生した地震の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

2 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたります。

(1) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に 重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じ た時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った 時は、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに 周知します。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、 積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

(3) 活動体制の確立

必要な職員を直ちに参集させ、対策本部を設置する等、必要な体制を確立します。

(4) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

(5) 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に 基づき、迅速かつ積極的に実施します。

(6) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があった時又はその必要があると認める時は、「国土 交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」(平成 18 年 1 月 31 日国土交通省令第 4 号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与します。

(7) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をします。

(8) 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認める時は、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められる時は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

(9) 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、 船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

(12) 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行います。

第9節 ライフラインの応急復旧活動

発災後、直ちに専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに行います。

災害対策本部は、水道、電気、ガス等のライフラインを早期に回復するために、ライフライン各事業者に対して応急対策活動を要請するとともに、各事業者の被害及び復旧状況を把握し、異なる施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防ぐため、連携を図りながら復旧するよう調整します。

各事業者は、あらかじめ相互の応援体制を整備し、必要に応じて電力等の融通等について検討するとともに、被害状況、復旧〔見込み〕状況及び安全確認のための情報を県民等に広報・周知し、二次災害の防止、利用者の不安解消に努めます。

1 上水道施設(上水道事業者)

- (1) あらかじめ定められた計画により要員を確保し、水道施設の復旧を速やかに行います。
- (2) 施設の破損等により給水を停止する場合、又は断水のおそれが生じた時は、県、市町村及び県民等に対して、影響区域や復旧期について速やかに周知します。
- (3) 応急復旧工事に必要な資材の調達、工事の実施等については、協定等に基づき、他の事業者、工 事業者等へ協力を要請します。
- (4)被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。
- (5) 送配水管等の復旧については、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に主要な配水管等を順次復旧します。
- (6) 応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓 を併設します。

2 下水道施設(下水道管理者)

- (1) 災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき要員を確保し、直ちに被害状況の調査、 施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのある場合については応急復旧を行います。
- (2) 流域下水道では、県と関連市町が連携して、被害状況の調査、施設の点検を行います。
- (3) 施設の実状に即した応急対策用資材の確保に努め、応急復旧の緊急度等を考慮し、関係機関と協力した応急復旧を実施します。
- (4) 施設の被害状況及び復旧見込み等について、県、市町村及び県民等に対して広報し、利用者の生活排水に関する不安解消に努めます。

3 電力施設(東京電力(株))

- (1) 地震災害により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。
- (2) 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定等について各報道機関や広報車並びに防災無線等を通じて広報します。
- (3) 災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 災害時における復旧資材を次により確保します。
 - ・ 現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要と する資材は可及的速やかに確保します。

- ・ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両、船艇等により行いますが、不足する 場合は、他業者及び他店の協力を得て輸送力の確保を図ります。
- 災害時においては、復旧資材置場としての用地を確保します。
- (5) 災害復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先します。

4 都市ガス施設等

- (1) 東京ガス㈱は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。
- (2) 東京ガス㈱は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。
- (3) 東京ガス(㈱は、ガス漏えいにより被害拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。
- (4) 東京ガス(㈱は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を報道機関を通じて行うほか、地方自治体等の関係機関とも連携を図ります。
- (5) その他の都市ガス業者(厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱及び湯河原瓦斯㈱)は、それぞれの計画に基づき必要な応急復旧措置を講じます。
- (6) 液化石油ガス業者は、都市ガス業者同様、必要な応急復旧措置を講じます。

5 電話(通信)施設(NTT東日本、NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ及びKDDI(株))

(1) 災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事などの応急復旧対策を行います。

また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への特設公衆電話の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出しなどの応急措置を実施します。

- (2) 特設公衆電話の臨時設置にあたっては、り災者の利用する避難所を優先します。
- (3) 災害復旧の実施にあたっては、原則として治安、救援等の最重要機関及び防災機関を優先します。

資 料

- 4-9-(1) 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書
- 4-9-(2) 神奈川県企業庁と千葉県水道局との災害相互応援に関する協定
- 4-9-(3) 神奈川県企業庁と静岡県企業局との災害相互応援に関する覚書
- 4-9-(4) 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール
- 4-9-(5) 東京電力㈱の応急活動対策
- 4-9-(6) 東京ガス㈱の応急活動体制(地震災害)
- 4-9-(7) 東日本電信電話㈱の応急活動体制(地震災害)

参考

- 4-5-(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(1)
- 4-5-(2) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)

風水害

11-1-1 都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

第10節 災害廃棄物等の処理対策

県及び市町村は、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。

1 必要な人員の配置

県及び市町村は「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、対策組織に必要な人員 を配置します。

2 連絡体制の確立

県及び市町村は「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、相互間の連絡体制を確立します。

3 ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

市町村は、災害発生後速やかにごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握し、その状況を関係機関に報告します。

4 仮設トイレの設置

- (1) 市町村は、住民の避難状況や上下水道の被災状況と復旧の見通し等の情報に基づき、仮設トイレの必要性や配置を考慮しながら、速やかに仮設トイレを設置します。
- (2) 市町村は、備蓄している仮設トイレ数が不足する場合は、し尿収集の委託業者の備蓄分や、仮設トイレのリース業者からの調達を検討するとともに、県への支援の要請を検討します。
- (3) 県は、市町村から仮設トイレに関する支援の要請があった場合は、県内の他市町村と調整を行うなど、必要な支援を行います。

5 し尿及びごみ処理

- (1) 市町村は、避難場所の収容人数及び断水地域の在宅住民の人数等から、し尿収集対象発生量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図ります。
- (2) 市町村は、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊又は稼働不能な場合等は、県への支援の要請を検討します。
- (3) 県は、市町村からし尿又はごみ処理に関する支援の要請があった場合は、県内の他市町村と調整を行うなど、必要な支援を行います。

6 災害廃棄物処理

県は、災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理、処分に関連する民間の産業廃棄物処理業者の被災状況の概要を把握し、地区別、施設の種類別に整理した上で、市町村の求めに応じて情報提供します。

第11節 被災者等への情報提供、相談、物価の安定等に関する活動

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災地住民をはじめとする県民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、女性や外国人等にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

1 被災者等への情報提供

県及び市町村は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して流言、飛語等による 社会的混乱を防止し、県民の心の安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、県民等 の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

(1) 県災害対策本部及び県現地災害対策本部

ア 発災時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、 被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネット等によるほか、放送事業者、通信社、 新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、観光客、高齢者、障害者、外国人等にも配慮した伝達を行います。

- (ア) 地震の被害、余震の状況
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関などの生活関連情報
- (カ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制等に関する情報
- イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。
- ウ 報道機関のためのプレスルームを設置し、報道機関へ知事談話などの放送を要請するとともに、 経時変化する情報を速やかに情報提供します。
- エ インターネット等を利用して24時間情報を提供する体制を整備します。

(2) 市町村

ア 住民等に対して、地震災害の状況、避難所情報、交通機関やライフラインの復旧情報、その他 生活に必要な情報の広報活動を行います。

イ 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

(3) 集配郵便局等

住民等に対して、「災害時における相互協力に関する覚書」に基づいて、県や市町村から提供された情報を必要に応じて広報します。

(4) 防災関係機関

それぞれの機関で定めた災害時の広報計画に基づき、住民や利用者への広報を実施します。

(5) 県、市町村及び防災関係機関

情報の公表や広報活動の際、その内容について相互に通知し情報交換を行います。

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

ア県

被災住民から寄せられる生活上の不安や要望に応えるため、災害相談について市町村と協力す

るとともに、地域県政総合センター等において臨時災害相談所を開設して被災住民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、その早期解決に努めます。その際には、女性、外国人等が相談しやすいよう、配慮します。

また、かながわ女性センター等において、女性の総合相談窓口を設置するとともに、災害多言語支援センターにおいて外国人が相談しやすい専門の窓口を設置します。

イ 市町村

地域の被災住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、県と相互に連携して臨時 災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を 実施します。

ウ 県及び市町村

相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、 外国人への対応についても配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、発災時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食糧・水・衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活や心の悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

3 応急金融対策の実施

(1) 民間金融機関に係る措置

ア 通貨の円滑な供給の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災 地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図 るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う等により、通貨の円滑な供 給の確保に万全の措置を講じます。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷補助貨幣の引換えについては、状況に応じ職員 を現地に派遣する等必要な措置を講じます。

イ 輸送、通信手段の確保

日本銀行横浜支店は、被災地における現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある時は関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図ります。

ウ 金融機関の業務運営の確保

日本銀行横浜支店は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業開始を行い得るようにあっ旋、指導等を行います。また、必要に応じて金融機関相互間の申し合わせなどにより、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導します。

日本銀行横浜支店は、災害の状況に応じて、必要な範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行います。

エ 金融機関による非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所と日本銀行横浜支店は、被災地の便宜を図るため、金融機関に対し、 以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の 迅速化、貸出金の返済猶予など災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(イ) 預金の払戻及び中途解約に関する措置

預金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、預金者であることを確認して払戻に応じること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動 預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮すること。

(エ) 汚損銀行券に関する措置

汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(オ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼動させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

オ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換措置等については、関係行政機関と協議のうえ、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(2) 郵便事業㈱及び郵便局㈱の措置

災害時において郵便局長は、被災地の郵便局における被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、次のとおり非常取扱いを行います。

ア 為替貯金業務関係

郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内 における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取りを行います。

イ 簡易保険業務関係

簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等を行います。

(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、保険会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証券(共済証書)、届出印鑑等を喪失した契約者等については、可能な限り便宜措置を 講ずること。

(4) 保険金(共済金)の支払及び保険料(共済掛金)の払込猶予に関する措置 保険金(共済金)の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料(共済掛金)の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。

(ウ) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

(4) 第一種金融商品取引業者(証券会社等)に係る措置

ア 非常金融措置の実施

関東財務局横浜財務事務所は、被災地の便宜を図るため、証券会社等に対し、以下に掲げる措置をとるよう要請します。

(ア) 届出印鑑喪失の場合の措置

届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を講ずること。

- (イ) 有価証券喪失の場合の措置
 - 有価証券喪失の場合の再発行手続きについて協力すること。
- (ウ) 預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の措置 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合、可能 な限り便宜措置を講ずること。
- (エ) 営業停止等における対応に関する措置 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等の告示、 新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。
- (オ) その他の措置 顧客への対応について十分配意すること。
- イ 各種金融措置に関する広報

関係機関は、上記災害応急対策について、速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の 復旧に役立てます。

4 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食糧をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による 買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

また、県及び市町村は、コンビニエンスストアなどの小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう、物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努めます。

資 料

4-11 放送機関の応急対策(地震災害)

第12節 広域的応援体制

県は、被害の規模に応じて、迅速・的確に国や他都道府県に応援を求め、被災地域における被害の軽減や被災者の援護など広域的な応援体制をとります。

1 広域的な応援体制

(1) 広域的な応援要請

ア 市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対して応 援要請を行い、若しくは知事に対して応援要請又は応急措置の実施を要請します。

他市町村長へ応援要請を行うにあたり、県は、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。

イ 市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の 派遣要請を要求します。

この場合、必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知します。なお、市町村長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知します。

- ウ 市町村長は、知事の自衛隊への派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛 大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。この通知を受けた防衛大臣、地域担 任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣をします。 なお、市町村長は、この通知をした時は速やかにその旨を知事に通知します。
- エ 知事は、特に必要があると認める時は、被災市町村長に対して応急措置について必要な指示を し、又は他の市町村長に対して被災市町村を応援するよう指示します。
- オ 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対して広域応援の要請を行います。
 - (ア) 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請「警察法第60条]
 - (イ) 消防庁長官への要請(他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等)「消防組織法第44条]
 - (ウ) 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請
 - (エ) 厚生労働省、関係省庁及び他都道府県への広域医療搬送に係る要請
- カ 消防庁長官は、災害の規模等から緊急を要し知事からの要請を待ついとまがない場合や、人命 救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の必要性を認めた 場合、他の知事や市町村長へ消防の応援要請を行います。
- キ 知事は、必要があると認める時は、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関 (特定独立行政法人に限る。)の長に対して職員の派遣を要請し、若しくは内閣総理大臣に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求めます。同様に、市町村は、必要があると認めるときには、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関(特定独立行政法人に限る。)の長に対し、当該職員の派遣を要請します。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行います。

- ・ 派遣を要請(あっ旋)する理由
- 派遣を要請(あっ旋)する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項
- ク 知事は、災害の規模や収集した被害情報及び市町村の通信途絶の状況から判断し、人命又は財産の保護のため自衛隊の災害派遣が必要であると認める場合には、防衛大臣又はその指定する者

に対して「自衛隊応援要請マニュアル」に基づき災害派遣を要請します。

要請範囲はおおむね次のとおりです。

- ・ 被害状況の把握
- ・ 避難の援助
- 遭難者等の捜索活動
- 水防活動
- 消防活動
- ・ 道路又は水路の啓開
- 応急医療・救護・防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- ・ 炊飯及び給水
- ・ 救援物資の無償貸与又は譲与
- ・ 危険物の保安及び除去
- ・ その他知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

〇 自衛隊への要請先及び救援活動に要した経費

1 要請先

- ・ 陸上自衛隊の派遣を要請する場合
- ・ 陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の別を特定しない派遣要請をする場合

| 担当区域 | 要請先 | 担当窓口/所在地 NTT電話/防災行政通信網 |
|------|-------------|---|
| | 第 31 普通科連隊長 | 第 31 普通科連隊第 3 科 横須賀市御幸浜 1 - 1 046 (856) 1291/9-486-9201 内線 (630/634) |
| 県内全域 | 第1師団長 | 東京都練馬区北町 4-1-1 03(3933)1161/9-485-9201・9 内線(239) |
| | 東部方面総監 | 東京都練馬区大泉学園町 048(460)1711 内線(2256) |

・ 海上自衛隊の派遣を要請する場合

| 担当区域 | 要請先 | 担当窓口/所在地 NTT電話/防災行政通信網 |
|-------------------------------|---------|---|
| 県内海岸地域 | 横須賀地方総監 | 横須賀地方総監部防衛部オペレーション室 横須賀市西逸見町1丁目無番地046(822)3500/9-637-9201・9 内線(2222/2223) 046(823)1009(直通) |
| 県内海岸地域 主として航空機を 必要とする場合 | 第4航空群司令 | 第 4 航空群指令部 綾瀬市無番地 0467 (78) 8611/9-490-9201・9 内線 (2245/2246) |

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりです。

- ・ 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材(自衛隊装備に係るものを除く)等の 購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- ・ 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた(自衛隊装備に係るものを除く)損害の補償
- ・ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。
- ケ 知事は、必要があると認める時は、県内各地の災害に対処するため、在日米軍に対し「災害準備及び災害対策に関する覚書」に基づき応援を要請します。
- コ 県が九都県市首脳会議の構成都県市への応援要請を行うにあたり、九都県市は共同運営による 応援調整本部を設置し、物資の提供や人員派遣等の総合調整を行います。
- サ ライフライン事業者等は、必要に応じて、応急対策に関する広域的応援体制をとるように努めるものとします。
- シ 高速道路会社は、高速道路のサービスエリア等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物 資運搬搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとします。

(2) 広域応援の受入れ

県は、大規模な災害が発生し、災害対策本部が設置された場合又は本部設置に至らなくても必要があると認める時には、直ちに県総合防災センターに災害活動中央基地を設置するとともに、災害活動中央基地の分散、補完施設である広域防災活動備蓄拠点及び地域の救援等の前線基地として耐震性貯水槽や応急活動用資機材等を整備した広域防災活動拠点を開設します。また、市町村は、県内 171 箇所(平成 23 年 4 月 1 日現在)の県立高等学校等を指定した広域応援活動拠点を開設し、広域応援部隊(自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊)等の受入体制を整えます。

県は、広域応援部隊に対して、ヘリコプター臨時離着陸場や広域防災活動拠点等に関する情報を 提供します。

県及び市町村は、これら拠点相互の連携を図り、災害応急活動を実施します。

実施する対策は次のとおりです。

- ア 備蓄防災資機材・物資の配分、搬送調整
- イ 救援物資の受入れ、配分及び搬送調整
- ウ 協定物資の受入れ、配分及び搬送調整
- エ 輸送車両・ヘリコプターの誘導、物資の搬送調整
- オ 救援・復旧等対策に携わる災害応急活動要員等の集結、待機、出動調整
- カ その他必要な災害応急活動

(3) 広域応援活動の調整

県は、市町村からの応援要請に基づき、広域応援部隊との広域応援活動の調整を行います。

2 海外からの支援の受入れ

県及び市町村は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、 その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

資 料

4-12-(1) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

- 4-12-(2) 緊急消防援助隊運用要綱
- 4-12-(3) 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱
- 4-12-(4) 神奈川県緊急消防援助隊応援等実施計画
- 4-12-(5) 神奈川県緊急消防援助隊受援計画
- 4-12-(6) 神奈川県災害活動中央基地要領
- 4-12-(7) 神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱
- 4-12-(8) 神奈川県緊急消防援助隊部隊編成表
- 4-12-(9) 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定

参考

- 4-5-(4) 九都県市災害時相互応援に関する協定
- 4-5-(5) 震災時等の相互応援に関する協定
- 4-5-(6) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定書

第13節 災害救援ボランティアの支援活動

大規模災害が発生し救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合においては、県及び市町村等は、関係団体などと連携し、災害救援ボランティアの活動を支援する市町村災害ボランティアセンター及びその支援を行う県災害救援ボランティア支援センターをそれぞれ設置・運営し、ボランティアニーズ情報の受発信、ボランティアの受入れ・コーディネート等により被災地におけるボランティア活動の効果的な支援に努めます。

1 ボランティア活動支援拠点の設置

(1) 県災害救援ボランティア支援センターの設置

県は、県災害対策本部を設置した時は、災害救援ボランティア活動への支援を行うため、神奈川 県社会福祉協議会、災害救援ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポート センター(災害等の状況により設置しがたい場合は、予め定めた別の場所)に県災害救援ボランティア支援センターを設置します。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村、市町村社会福祉協議会及び災害救援ボランティア団体等は、それぞれの実情に応じて、 発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害ボランティアセンターを設置します。

○ 県災害救援ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターの主な役割

- 1 県災害救援ボランティア支援センターの主な役割
 - ・災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信
 - 被災地域災害ボランティアセンターの設置及び運営支援
 - ・市町村災害ボランティアセンターと災害救援ボランティアとの連絡・調整
 - ・災害救援ボランティア活動への支援

2 市町村災害ボランティアセンターの主な役割

- 被災地・被災者のボランティアニーズ情報の収集・発信
- ・災害救援ボランティアの受入れとコーディネート
- ・災害救援ボランティアへの資機材等の提供等の活動支援
- ・市町村域内外の災害救援ボランティア団体・行政機関と、地域住民等との連絡調整

2 情報の収集・発信

(1) 発災直後における被災地情報等の収集

県は、発災後速やかに災害救援ボランティアコーディネーター等により組織された先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況やボランティアニーズ、災害ボランティアセンターの設置に向けた状況等を把握します。

(2) 県ホームページによる情報の収集・発信

県災害救援ボランティア支援センターは、神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部、災害救援ボランティア支援団体等と連携して、被災地域災害ボランティアセンターの設置・運営状況、災害救援ボランティアの受入れ希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供します。

(3) 登録ボランティア(個人・団体)に対する情報配信

県災害救援ボランティア支援センターは、災害救援活動を希望するボランティアに対して、電子 メールやファックス等の通信手段により、ボランティアニーズ等に関する情報の配信を行います。

⁽参考) 被害が甚大かつ広域に及ぶ場合、県は、被災地域の災害ボランティアセンターと協働又は連携して県災害救援ボランティア支援センター現地事務所を設置します。

3 災害救援ボランティアの受入れ

県は、災害救援ボランティアの受入れに際して、各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて災害救援ボランティア支援団体に対して活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

市町村においても、関係団体等と協力し、災害救援ボランティアに対する活動場所や、必要に応じ、 資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう支援 に努めるものとします。また、消防機関においても、元消防団員等の経験や能力を有した災害救援ボ ランティアとの連携に努めるものとします。

県外からの支援の受入れについては、県は市町村と連携し、迅速に受入体制を整えるとともに、最 大限の便宜を図ることとします。

4 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援

行政とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動を行うため、県及び市町村は、 災害救援ボランティア支援団体との協働・連携を進めるとともに、その活動に必要な場所・資機材・ 資金等の確保に対する便宜の提供に努めるものとします。

第14節 災害救助法関係

災害救助法適用の災害が発生した場合、知事は災害救助法の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序 の保全を目的として救助を実施します。

また、県民生活の安定のため、県及び市町村は、義援物資・義援金の受入れ等を行います。

災害時に全国の多くの人々から寄せられる義援物資は、被災者の状況を慮った善意によるものです。 しかし、不規則かつ大量に届けられる小口の義援物資を適切に処理するには多くの人手や時間を要す ることや、刻々と変化する被災者のニーズに合わせて処理していくことが困難であることなど、多く の課題が指摘されています。

県及び市町村は、個人等から寄せられる小口の義援物資については原則として受入れないこととするなど、義援物資を効率的に活用する体制づくりに努めます。

1 災害救助法

(1) 災害救助法の適用

ア 市町村長は、その被災状況によって災害救助法に基づく応急措置を実施する必要があると認める時は、知事に対してその旨要請します。

イ 知事は、必要があると認めた場合、災害救助法を適用します。

〇 災害救助法適用基準

災害救助法の適用基準は、同法施行令第1条に定めるところによりますが、県における具体的な適用基準は次のとおりです。

- 1 市町村の区域(注1)内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が5の基準1号以上であること。
- 2 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で当該市町村の滅 失世帯数が基準 2 号以上に達したとき。
- 3 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が 12,000 世帯以上に達した場合又は災害が隔絶 した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令 で定める特別の事情(注2)がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準(注3)に該当するとき。
- 5 市町村別の災害救助法適用基準は、次のとおりとなります。

【人口は、平成22年10月1日国勢調査結果に基づく】

| 市町村名 | 人口 | 世帯数 | | 市町村名 | Į. | П | 世帯数 | |
|-------|-------------|-----|----|------|----|----------|-----|----|
| | | 1号 | 2号 | 川川竹石 | 八 | П | 1号 | 2号 |
| 横浜市 | 3, 688, 773 | 150 | 75 | 横須賀市 | | 418, 325 | 150 | 75 |
| 鶴見区 | 272, 178 | 100 | 50 | 平塚市 | | 260, 780 | 100 | 50 |
| 神奈川区 | 233, 429 | 100 | 50 | 鎌倉市 | | 174, 314 | 100 | 50 |
| 西区 | 94, 867 | 80 | 40 | 藤沢市 | | 409, 657 | 150 | 75 |
| 中区 | 146, 033 | 100 | 50 | 小田原市 | | 198, 327 | 100 | 50 |
| 南区 | 196, 153 | 100 | 50 | 茅ヶ崎市 | | 235, 081 | 100 | 50 |
| 保土ヶ谷区 | 206, 634 | 100 | 50 | 逗子市 | | 58, 302 | 80 | 40 |
| 磯子区 | 163, 237 | 100 | 50 | 三浦市 | | 48, 352 | 60 | 30 |
| 金沢区 | 209, 274 | 100 | 50 | 秦野市 | | 170, 145 | 100 | 50 |

⁽注1) 指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。

⁽注2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

⁽注3) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

| 市町村名 | , D | 世帯数 | | 市町村名 | Į. | | 世帯数 | |
|------|-------------|-----|----|------|----|----------|-----|----|
| 川町村石 | 人口 | 1号 | 2号 | 印町竹石 | 人 | | 1号 | 2号 |
| 港北区 | 329, 471 | 150 | 75 | 厚木市 | | 224, 420 | 100 | 50 |
| 戸塚区 | 274, 324 | 100 | 50 | 大和市 | | 228, 186 | 100 | 50 |
| 港南区 | 221, 411 | 100 | 50 | 伊勢原市 | | 101, 039 | 100 | 50 |
| 旭区 | 251, 086 | 100 | 50 | 海老名市 | | 127, 707 | 100 | 50 |
| 緑区 | 177, 631 | 100 | 50 | 座間市 | | 129, 436 | 100 | 50 |
| 瀬谷区 | 126, 913 | 100 | | 南足柄市 | | 44, 020 | 60 | 30 |
| 栄区 | 124, 866 | 100 | 50 | 綾瀬市 | | 83, 167 | 80 | 40 |
| 泉区 | 155, 698 | 100 | 50 | 葉山町 | | 32, 766 | 60 | 30 |
| 青葉区 | 304, 297 | 150 | 75 | 寒川町 | | 47, 672 | 60 | 30 |
| 都筑区 | 201, 271 | 100 | 50 | 大磯町 | | 33, 032 | 60 | 30 |
| 川崎市 | 1, 425, 512 | 150 | 75 | 二宮町 | | 29, 522 | 50 | 25 |
| 川崎区 | 217, 328 | 100 | 50 | 中井町 | | 10, 010 | 40 | 20 |
| 幸区 | 154, 212 | 100 | 50 | 大井町 | | 17, 972 | 50 | 25 |
| 中原区 | 233, 925 | 100 | 50 | 松田町 | | 11,676 | 40 | 20 |
| 高津区 | 217, 360 | 100 | 50 | 山北町 | | 11, 764 | 40 | 20 |
| 多摩区 | 213, 894 | 100 | 50 | 開成町 | | 16, 369 | 50 | 25 |
| 宮前区 | 218, 867 | 100 | 50 | 箱根町 | | 13, 853 | 40 | 20 |
| 麻生区 | 169, 926 | 100 | 50 | 真鶴町 | | 8, 212 | 40 | 20 |
| 相模原市 | 717, 544 | 150 | 75 | 湯河原町 | | 26, 848 | 50 | 25 |
| 緑区 | 176, 192 | 100 | 50 | 愛川町 | | 42, 089 | 60 | 30 |
| 中央区 | 266, 988 | 100 | 50 | 清川村 | | 3, 459 | 30 | 15 |
| 南区 | 274, 364 | 100 | 50 | | | | | |

住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

(2) 災害救助法の適用手続

- ア 災害に際し、市町村における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当する見込みのある時は、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告します。
- イ 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに知事に情報提供します。
- ウ 知事は、救助を迅速に行うために必要があると認める時は、下記に掲げる救助の実施に関する 事務の一部を市町村長が行うこととすることができます。この場合、救助の期間、内容を市町村 長に通知します。
- エ 知事は、災害救助法を適用した時は、当該市町村及び各部局に指示するとともに関係指定地方 行政機関等に通知し、厚生労働省社会・援護局長に報告します。

〇 「災害救助法施行細則による救助の程度等」(県告示) における救助の種類

- 避難所、応急仮設住宅の供与
- ・ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ・ 医療及び助産
- ・ 災害にかかった者の救出
- ・ 災害にかかった住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- ・ 死体の捜索
- ・ 死体の処理
- ・ 障害物の除去
- ・ 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

2 義援物資及び義援金

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口義援物資については、原則受入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

イ 義援金

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(2) 指針の策定

県は、義援物資、義援金の受入れ、配分に関して、迅速な対応を図るための指針を策定します。

3 災害弔慰金等

- (1) 市町村長は、一定規模以上の地震災害により死亡した住民の遺族に対しては災害弔慰金の支給を、 一定規模以上の地震災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対しては災害障害見舞 金を支給します。
- (2) 市町村長は、災害により家屋等に被害を受けた世帯等に対して、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。
- (3) 県社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時に「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けます。
- (4) 市町村長は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、 被災者にり災証明を交付します。

資 料

4-14 災害救助又は応援の実施に関する委託契約書

第15節 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等 に備え、二次災害防止施策を講じます。

1 水害・土砂災害対策

県及び市町村は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対する点検を行い、応急対策を実施します。また、土砂災害等の危険箇所の点検については、必要に応じ専門技術者等を活用して行います。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行います。

さらに市町村は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県は、必要に応じて土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施します。

国は、天然ダムや火山噴火による土石流等大規模な土砂災害が急迫している場合に、また、県は地すべりによる大規模な土砂災害が急迫している場合に、緊急調査を実施して、被害の想定される土地の区域・時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を住民への避難勧告・指示の判断に資するために、市町村に通知するとともに、住民等への周知を行います。

2 建築物及び敷地対策

- (1) 県及び市町村は、余震等による建築物等の倒壊や余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的 二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等 に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その判定結果を 標識で表示し、住民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、 速やかに適切な避難対策を実施します。
- (2) 建設業者等も、ボランティア、調査活動等で、自社施工の建築物、構造物の危険性を調査し、一定の役割を果たします。

3 津波対策

県及び沿岸市町は、津波による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事を行います。なお、防潮門扉等の閉鎖作業者等の安全確保に留意します。

沿岸市町は、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

(1) 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次 災害防止のため、施設の点検や応急措置を行います。また、爆発等のおそれが生じた場合は、速や かに関係機関に連絡します。

さらに県は、市町村と協力して県内の工場等の立入調査を実施し、安全確認に努めます。

(2) 県、市町村又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行います。

第16節 津波対策

沿岸住民及び海岸利用者等は、日頃から、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台への避難を心がけるなど、津波に対する防御意識が大切です。沿岸市町他防災関係機関は、津波が発生するおそれがある場合、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。

1 津波情報の伝達

(1) 津波警報等の種類、解説及び津波の高さ

気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表します。 津波警報等の種類、解説及び津波の高さは、次のとおりです。

< ※気象庁では、津波警報の発表方法等の見直しの検討を現在進めており、今後見直しがなされた場合は、次の記載を修正します。 >

| 情報の種類 | | 解説 | 津波の高さ | | |
|-------|-----|-------------------------|---------------------------|--|--|
| 津波警報 | 大津波 | 高いところで3m程度以上の津波が予想される。 | 3 m、4 m、6 m、 8 m、10m以上 | | |
| 伴伙言和 | 津波 | 高いところで2m程度の津波が予想される。 | 1 m, 2 m | | |
| 津波注意報 | | 高いところで 0.5m程度の津波が予想される。 | 0.5m | | |

(注 $1 \sim 3$)

(2) 津波情報の受理伝達

沿岸市町他防災関係機関は、津波警報、避難勧告等を確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図ります。

- ア 気象庁が津波予報区の東京湾内湾若しくは相模湾・三浦半島に津波警報等を発表した場合、県は防災行政通信網を通じて沿岸市町等に地震情報等を伝達するとともに、災害情報管理システムにより被害情報を収集する旨の連絡を行い、被害の早期把握と情報の共有化を図ります。
- イ 県及び防災関係機関は、津波情報を地震情報等の受理伝達系統図により迅速・的確に伝達します。
- ウ 県は、津波警報を受理したときは、該当する津波予報区沿岸地域のNTTドコモの携帯電話に、 直ちに津波警報の発表を一斉メール配信により伝達します。また、海岸利用者や沿岸部の道路利 用者に対し、津波情報盤や道路情報板により津波情報を伝達します。
- エ 沿岸市町は、全国瞬時警報システムなどにより津波警報等を受理したときは、防災行政無線等を通じて、気象業務法に従ったサイレンにより、直ちに住民等に伝達するとともに、避難の勧告や指示等の措置を行います。
- オ 県及び沿岸市町は、民間の団体と連携し、マリンスポーツなどで海岸から離れたところにいる 人たちに津波からの避難を促すため、オレンジフラッグのような視覚に訴える情報伝達も活用し、 多様な手段で避難を呼びかけます。

⁽注1) 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配なし」の旨又は「高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない」旨について地震情報に含めて発表します。

⁽注2) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意解除」として速やかに通知 します。

⁽注3) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

2 沿岸市町の措置

- (1) 沿岸市町は、強い地震(震度4程度以上)又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ を感じて避難の必要性を認める場合、直ちに避難勧告を行うなど、速やかに的確な対応を行います。 なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難 や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達します。
- (2) 沿岸市町は、予想される津波到達時間を考慮しつつ、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、防潮水門の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行います。
- (3) 沿岸市町は、津波のための避難勧告・指示等をした場合、速やかに県にその旨を報告するとともに、隣接沿岸市町に連絡するものとします。

3 その他防災関係機関の措置

- (1) 県警察は、津波警報が発表されたとき又は津波による浸水が発生すると判断した場合において、 沿岸市町長が避難勧告・指示をすることができないと認めるとき又は沿岸市町長から要請があった とき、若しくは危険が切迫していると自らが認めるときは、直ちに沿岸住民及び海岸利用者等に避 難の指示を行います。
- (2) 第三管区海上保安本部は、津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、 船舶、航空機等を巡回させ、拡声器、たれ幕等により情報を周知します。

資 料

4-16 気象庁における津波警報・注意報、津波情報、津波予報の実施方法

参考

4-1-(5) 地震情報等の受理伝達系統図

第5章 復旧·復興対策

- 阪神・淡路大震災は、戦後最大の大都市直下型の地震であり、大都市地域における震災対策を一層 推進する必要があることを再認識した災害でもありました。
- 大規模な都市型地震災害は、県民の生活、財産、生活基盤等に直接の被害をもたらすだけではなく、その被災規模が大きいため、その爪痕は社会・経済活動に長期間影響を及ぼし続けます。 大震災後の県民生活の再建、都市の復興、さらには経済活動の復興を早期に実現するには、県民、地域コミュニティやNPO、県や市町村などの行政機関が協働して、復興対策に取り組むことが必要となります。
- また、東日本大震災は、国内観測史上最大規模の地震やそれに伴う大津波で甚大な被害が発生し、 被災地が広範囲に及んでいるほか、戦後最大の人的被害が生じ、まさに未曾有の大災害となりました。
- 東日本大震災からの復興にあたっては、被災者、被災地の住民のみならず、県民全体が相互扶助と 連携のもとでそれぞれの役割を担っていくことが不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復 旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要です。
- そこで本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、震災後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。
 - なお、詳細な手順、手法等については、神奈川県震災復興対策マニュアルにおいて定めています。
- 震災復興対策は、被災直後から量的・質的な変化を伴いつつ、連続的かつ段階的に進んでいくものであり、災害対策本部が担う応急・復旧対策のうち、震災復興にも関係する対策については、連携して進めます。
- また、復興対策の実施にあたっては、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織における 女性の参画に努めます。
- 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係 行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力 団排除活動の徹底に努めます。

第1節 復興体制の整備

大震災後、迅速かつ的確に震災復興対策を実施するため、震災復興体制を整備します。

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

県及び市町村は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織(震災復興本部)を庁内に設置します。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当局において、復興計画作成方針の検討、復興計画に係る庁内案の作成、既存計画(施策)との整合性の確保、庁内各部局の調整を行います。

2 人的資源の確保

本格的な復旧作業及び震災復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、被災職員による減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係局と協議・調整し、弾力的かつ集中的に人 員配置を行うとともに、臨時職員等の雇用を行います。

(1) 派遣職員の受入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、九都県市災害時相互応援に関する協定 等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受入れます。

(2) 専門家の支援の受入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価などの土地に関する法律的な問題など、様々な問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県は、「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して県又は市町村が開催する相談会への相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士などの専門家の支援を受入れます。

資 料

5-1 大規模災害時における相談業務の応援に関する協定書

第2節 復興対策の実施

市街地及び都市基盤施設等の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を実施します。

1 復興に関する調査

本計画第4章の「災害時の応急活動対策」において、地震災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めていますが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活再建支援など、復興対策及び復興対策に係わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行います。

(1) 建築物の被災状況に関する調査

市町村は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告します。

県は、市町村の行う調査に対し職員の派遣を行うとともに、必要に応じて、国や他の自治体等の協力を得ながら、派遣要請等を行います。

(2) 都市基盤復興に係る調査

ア 公園・緑地等の被災状況調査

国、県、市町村は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査します。

イ その他都市基盤復興に係る調査

国、県、市町村は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害 廃棄物の状況について調査します。

(3) 住宅の復興対策に関する調査

市町村は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告します。

県は、市町村でとりまとめた結果と被災者の実態をもとにして、災害公営住宅の必要量及びその 他必要となる住宅対策について把握します。

(4) 生活再建支援に係る調査

ア り災証明用住宅被災状況調査

市町村は、災害見舞金等を支給するために必要なり災証明を発行するため、「全壊、焼失、半壊建築物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

なお、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、 災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被 害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付します。

イ 震災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握します。

ウ その他生活再建に係る調査

県及び市町村は、災害時要援護者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の 把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要 となる被災状況について調査します。

(5) 地域経済復興支援に係る調査

県及び市町村は、被災地全体の概要の把握に努めますが、特に中小企業の工場や商店街の商店等

の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

ア 事業所等の被害調査

市町村は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被害について調査を行います。

イ 地域経済影響調査

市町村は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握します。

(6) 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたりますが、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なります。そこで、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将 来への意向等を復興状況等に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正します。

2 復興計画の策定

県及び市町村は、大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

復興計画を策定する際には、①復興の基本方針の策定②分野別復興計画の策定③復興計画の策定という3つのステップを経て行います。

なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被 災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に 配慮するものとします。

(1) 復興の基本方針の策定

ア 復興理念と基本目標の設定

県民、事業者、自治体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興 に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となります。そこで、復興の 目標となる復興理念(スローガン)及び基本目標を設定します。

イ 地域全体の合意形成

復興は、地域が一体となって行っていくものであり、地域全体の合意形成を図ることが必要なため、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図る必要があります。

(2) 分野別復興計画の策定

社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、 産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要があるので、都市復興、住 宅復興、産業復興、生活再建など、個別具体的な計画が必要な分野については、分野別復興計画 を策定します。また、計画の策定にあたっては、各計画の整合性を図ります。

(3) 復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要です。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要があります。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりです。

- ① 復興に関する基本理念
- ② 復興の基本目標
- ③ 復興の方向性
- ④ 復興の目標年
- ⑤ 復興計画の対象地域

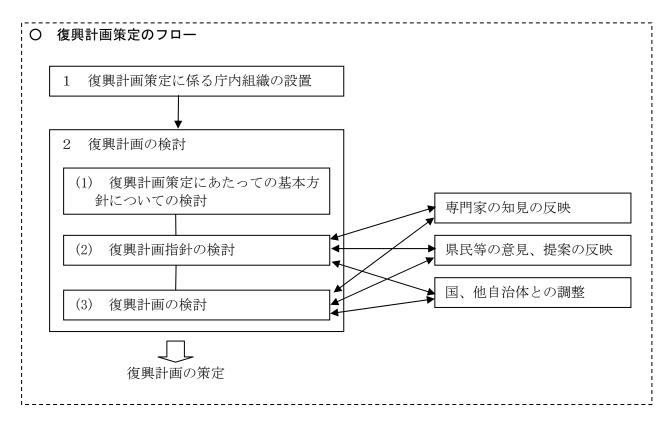
- ⑥ 個々の復興施策の体系(被災市街地、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等)
- ⑦ 復興施策や復興事業の事業推進方策
- ⑧ 復興施策や復興事業の優先順位

(4) 復興計画策定のプロセス

- ア 復興計画の策定にあたっては、復興に関する事務等を行う組織(震災復興本部)の長は、震災 復興専門委員会(仮称)を招集し、復興計画の理念等を諮問します。その後、震災復興専門委員 会(仮称)の答申を踏まえ復興計画策定方針を作成し、関係局において案を作成します。
- イ 復興計画に県民の意見を反映するとともに、市町村や関係機関に対しても意見を求めます。その後、意見を集約し、分野別復興計画、市町村の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定 します
- ウ 震災復興本部長は、復興本部会議の審議を経て、復興計画及び分野別復興計画を決定し、公表 します。

(5) 復興計画の公表

県民や市町村などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、県・市町村広報誌等により復興施策を具体的に公表します。



3 復興財源の確保

(1) 財政方針の策定

被害状況の把握と対応策の検討と同時に、応急・復旧事業、復興事業に係る財政需要見込を算定します。

また、財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて適切な対応が図れるよう、機動的かつ柔軟な予算執行や編成を行うこととします。

(2) 財源確保対策

復旧・復興対策に係る財政需要に対応するため、財政基金(大規模災害対応分)の活用や他の事業の抑制などにより財源の確保を図るほか、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債措置、交付税措置など、十分な支援を国へ要望していきます。

4 市街地復興

被災した市街地を迅速に復興するには、被災者が住んでいた地域にとどまって、自ら立ち上がっていくことが必要となります。

市街地復興の決定にあたっては、まず、被災地区の被災状況、地域の従前の基盤施設の整備状況、 既存の長期計画、広域計画における位置づけ、関係者の意向等をもとに迅速な復旧を目指し、かつ、 どのようにして災害に強いまちづくりを行うかといった中・長期的な計画的市街地復興方策を検討し ます。

さらに、市街地復興を行う基本方向が決定された地区については、市街地復興の方針、目的、手法等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。

特に市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧ではなく、 合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

なお、津波による被害を受けた被災地については、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加のもと、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行います。

〇 市街地復興のフロー

- 1 被災状況の調査
- 2 都市復興基本方針の策定及び復興整備条例の制定
- 3 復興対象地区の設定・調整及び建築制限の実施
- 4 都市復興基本計画の策定



市街地に係る復興事業の推進、住宅対策の推進

(1) 都市復興基本方針の策定

県及び市町村は、各地の被災状況、地域の従前の都市基盤施設の整備状況、既定の長期計画・広域計画における位置づけ等を踏まえ、原状復旧を行う地区とするか、計画的復興地区とするのかを検討して基本方針を策定し、公表します。

(2) 復興整備条例の制定

市町村は、都市計画区域外の市街地の無秩序な復興を防止し、都市復興の理念を公にするため、必要に応じて復興整備条例を制定します。条例には、市町村・住民・事業者の責務、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、県及び市町村は、被災状況調査や既存の都市計画における位置づけ、都市 基盤整備状況等に基づき、復興対象地区の地区区分を設定します。

(4) 建築制限の実施

県及び市町村は、都市計画区域内の被災の程度や従前の状況によって、都市計画、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防ぐことを目的として、建築基準法等に基づき区域を指定し、建築制限を実施します。この場合、住宅等の復興に関して情報提供を行うため、建築相談所等を開設します。

(5) 都市復興基本計画の策定、事業実施

県及び市町村は、県民の意見の集約を図りながら、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備

方針、市街地復興の基本方針など、具体的な復興施策を示す都市復興基本計画を策定します。 市町村は、復興対象地区ごとに、地区復興都市計画を策定します。

(6) 仮設市街地対策

県及び市町村は、地域の本格復興が完了するまでの間、住宅の応急修理や仮設店舗等の建設、応 急仮設住宅の建設等により、住民の他地域への疎開を減らし、被災前のコミュニティをできる限り 守るため、仮設市街地計画を策定します。

(7) 住宅対策

生活の基盤である住宅の再建は、地域経済の復興にも大きく関わってくるため、県及び市町村は、 持ち家、マンション等の再建支援、災害公営住宅の供給及び公営住宅等への特定入居等を行います。 また、公営住宅の入居対象外の住民に対して、民間賃貸住宅の供給促進及び入居支援を行います。

(8) 復旧・復興の基本方針を早期に決定するための支援

県は、被災市町村が、被災状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方等県民の意見を踏まえて、迅速な原状復旧かあるいは災害に強いまちづくりを目指す計画的復興を早急に検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう、人的、技術的支援を行うとともに、財政的な援助を国と協調して進めます。

さらに、国や他の自治体による人的支援の調整を行います。

5 都市基盤施設等の復興対策

都市基盤施設の復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいは、防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向にそって施策を実施します。

(1) 被災施設の復旧等

ア 県は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、県管理の公共施設の復旧や被災市町村に対する 人的、物的な支援を進めます。

イ ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復 旧に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化などの耐震性の強化、さらには建築物や公共施設の耐震、不燃化などを基本目標とします。

ア 道路施設

県及び市町村は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化、中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、復旧・復興方針を作成します。

なお、計画道路については、被災状況や市街化の動向等を勘案し、幅員やルート、線形の変更 も含めて再検討します。

イ 公園・緑地

県及び市町村は、被災市街地・集落の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法などと調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を作成します。また、都市計画決定されている公園緑地の整備を進め、既存公園に防災施設の整備・拡充を行うとともに、防災拠点となる公園を整備します。

ウ 港湾・漁港施設

県は、港湾施設については、各港湾管理者と協力しながら被災状況を把握し、必要に応じて復興への支援を行います。各港湾管理者は、迅速な原状復旧を目指すか、耐震性の強化や中・長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討して基本方針を決定し、復旧工事を実施します。また、漁港施設についても同様の検討を行います。

エ ライフライン施設

県及び市町村は、被害状況や緊急性を考慮して、各ライフライン事業者と調整を図り、施設の 早期復旧・復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

オ 河川・砂防施設・急傾斜地崩壊防止施設・海岸保全施設・森林等

県及び市町村は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・ 復興を目指すとともに、耐震性の強化など防災性の向上に努めます。

カ 災害廃棄物等

大規模地震により災害廃棄物が発生しますが、特に、津波被害が生じた場合は、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、必要に応じて広域的な処理を検討するとともに、環境負荷のできるだけ少ない方法を検討し、迅速かつ適切に処理を進める必要があります。

(ア) 災害廃棄物等処理基本方針等の策定

県は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物等の処理を実施するため、「神 奈川県災害廃棄物等処理計画策定指針」を踏まえて、発災後早期に災害廃棄物等の処理に係る 基本方針を策定します。

基本方針を策定する際、腐敗・悪臭の防止・公衆衛生確保の観点から被災地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再生利用、アスベスト等の適正処理、復興対策への優先度を考慮します。市町村は、建設業協会等の関係機関と協力して、基本方針等を基に災害廃棄物等処理実施計画を作成します。

(イ) 災害廃棄物等の処理

市町村は県と協力して、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、 仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の 円滑かつ適切な処理を行います。災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことによ り、可能な限りリサイクルに努めます。

また、県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言します。

なお、家屋等の解体は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市 町村は県及び関係機関と調整のうえ解体処理実施計画を作成し、受付窓口等を設置して、分別、 運搬等について周知し、広報を行います。

6 生活再建支援

被災者の生活復興は、震災前の状態に復元することが第一目標となりますが、心身や財産、就業場所の被害が甚大なため、元の生活に戻ることが困難な場合があります。そこで、新たな生活を再建するためには、行政、県民、民間機関が連携し、協働することが大切です。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための 仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心 身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要があります。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう努める必要があります。

(1) 被災者の経済的再建支援

県及び市町村は、被災者の生活再建が円滑に進むよう、福祉、保健、医療、教育、労働、金融等総合相談窓口を設置し、さらに被災者生活再建支援金や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金や生活福祉資金の貸付け及びり災証明の交付をはじめとする各種事務執行体制を強化するとともに、必要に応じて税や保険料の納期の延長、徴収猶予、減免をします。

ア 被災者生活再建支援金の支給

被災者の自立的生活再建が速やかに図れるよう、市町村は、被災者生活再建支援金の支給申請等に係る窓口業務を行います。また、県は、これを受けて被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

O 被災者生活再建支援制度

1 目的

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金(全都道府県からの被災者生活再建支援法人への拠出金及び基金の運用益と国からの補助金を原資とする)を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

2 適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村にお ける自然災害
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- オ ア〜ウの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

(2) 対象となる世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)

3 支給額

次の(1)及び(2)の支援金の額(世帯人数が1人の場合は、3/4の額)の合計額になります。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

| 住宅の | 全壊 | 解体 | 長期避難 | 大規模半壊 |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 被害程度 | (2(2)アに該当) | (2(2)イに該当) | (2(2)かに該当) | (2(2)エに該当) |
| 支給額 | 100 万円 | 100 万円 | 100 万円 | 50 万円 |

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

| 住宅の | 建設・購入 | 補修 | 賃貸 |
|------|--------|--------|----------|
| 再建方法 | | | (公営住宅以外) |
| 支給額 | 200 万円 | 100 万円 | 50 万円 |

4 支給金の支給申請

(1) 申請窓口

市町村

(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金:り災証明、住民票 等

イ 加算支援金:契約書(住宅の購入、賃借等) 等

(3) 申請期間

ア 基礎支援金:災害発生日から13月以内 イ 加算支援金:災害発生日から37月以内

5 支援金の支給に係る事務手続き

- (1) 市町村は、被害認定、支援金の支給申請に係る窓口業務等を行い、県はこれらをとりまとめ、被災者生活再建支援法人へ送付します。
- (2) 県は、発生した災害が同施行令第1条各号に定める自然災害となることが明白であるか、 又はその可能性があると認められる場合には、必要な事項について市町村からの報告をとり まとめのうえ、速やかに国及び同基金あてに報告を行います。
- (3) 県は、市区町村からの報告を精査した結果、発生した災害が同施行令第1条各号に定めるいずれかの自然災害に該当するものと認めた場合には、必要な事項について速やかに国及び同法人あて報告するとともに、公示を行います。

イ 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

市町村は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、条例に従って災害援護資金の貸付けを行います。

- ウ 社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には「生活福祉資金貸付制度要綱」 に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸付けます。
- エ 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市町村は、災害による死亡者の遺族に対し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、 条例に従って災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対しては、同法に基づき、条例に従って災害障害見舞金を支給します。

オ 義援物資の受入れ及び配分

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、 受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用して物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、 その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報 道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載要請な どを行います。

カ 義援金の受入れ及び配分

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を、必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

キ 生活保護

県及び市町村は、被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、 申請漏れが発生しないよう、相談窓口の設置等により生活保護制度の周知を行います。また、 被災の状況によっては申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して 要保護者の把握に努めます。

ク 税の減免等

県及び市町村は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、個人事業税、自動車税、 固定資産税、不動産取得税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免など の納税緩和措置について検討します。

ケ 社会保険関連

市町村は、国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施します。

(2) 雇用対策

ア 雇用状況の把握

県は、事業施設や地域経済の被害により、事業継続の困難による倒産や従業員の解雇等が予想されることから、神奈川労働局等の国の機関と連携を図り、雇用状況の把握に努めます。

イ 雇用の維持

県は、離職者をできるだけ発生させないため、雇用維持の要請、各種助成金制度等の活用促進、労働保険料の徴収の延期について国に対して要請します。

ウ 離職者の再就職等の支援

県は、離職者が早期に再就職できるよう、雇用保険制度の適切な活用促進に向けた対応のほか、国の機関や経済・労働関係団体等の協力を得ながら、地域における求人情報等の収集・提供、各種公的支援制度の活用を図ります。また、復興過程で創出される求人の開拓に努めます。

エ 新たな支援制度の検討等

県は、雇用の維持、離職者の生活支援、離職者の再就職支援のために法制度等の活用促進を 図るとともに、必要性が認められる場合、速やかに制度の検討・創設を行います。

また、既存の法制度では対応できない場合には、速やかに状況の調査・検討を行い、国に対して要請します。

(3) 精神的支援

ア 被災者の精神的な不調に関する相談及び訪問相談等の実施

県及び市町村は、被災を体験したことにより精神的に不安定になっている被災者に対して相談 窓口等を設けて、医師、保健師、精神保健福祉士等がこころの相談に応じるとともに、必要に応 じて訪問相談を行います。

イ 被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置

県及び市町村は、被災者のこころのケアに長期的に対応するための地域拠点を設置して地域 に根ざした精神保健活動を行います。

ウ 災害時のこころのケア啓発冊子の作成・配布

被災に関わるこころの変化について、被災者、行政関係者、ボランティア等に周知を図るため、既存の冊子や新たに作成した冊子を配布します。

エ 被災児童・生徒等のこころのケア事業

県及び市町村は、災害時に特に影響を受けやすい児童・生徒等に対して、相談窓口の設置や 電話相談の開設、スクールカウンセラー等による巡回相談等を実施します。

(4) 災害時要援護者対策

ア 高齢者、障害者、児童への支援の実施

県及び市町村は、高齢者、障害者、児童等の要援護者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスやショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

また、障害等の種類、程度によっては、情報の入手に支障が生じ、必要な手続きができないことも考えられるため、そうした方への支援も実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

県及び市町村は、言葉の壁がある外国人被災者が情報を入手できるよう、応急仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった被災後の生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信するとともに、災害時に開設される臨時災害相談所において、通訳ボランティア等の協力を得て、可能な限り多言語で、帰国手続き、り災証明、義援金等の金銭給付、就労、労働、住宅等に関する相談に応じます。また、各種公的サービスを提供する行政機関などにおいて、通訳ボランティア等による支援を行います。

県は、(公財) かながわ国際交流財団等と連携して災害多言語支援センターを設置し、外国人 被災者等に対する情報提供や相談受付を行います。

(5) 医療機関

県は、地域の医療需要に対応するため、民間医療機関の再建にかかる補助や融資、利子補給等を 検討するとともに、市町村の仮設診療所への支援を行います。また、県及び県立病院機構は、県立 病院の機能回復を早期に行います。

(6) 社会福祉施設、社会復帰施設等

ア 地域の福祉需要の把握

県及び市町村は、要援護者、介助者、住宅、施設等の被災による新たな福祉需要の発生や、 既存の福祉サービスの供給能力の低下など、増大する福祉需要に対応するため、地域の福祉需 要の把握に努めます。

イ 社会福祉施設、社会復帰施設等の再建

県及び市町村は、社会福祉施設や社会復帰施設等を早期に再建し、入所・通所者への適切なサービスを確保するため、社会福祉法人等への再建支援を実施します。

ウ 福祉サービス体制の整備

県及び市町村は、被災後の生活環境の変化等による社会福祉施設等への入所・通所者の増加に 対応するため、新たな人員、設備の確保や施設の新設、既存施設の増設等を検討します。

(7) 生活環境の確保

ア 食品・飲料水の安全確保

県及び市町村は、水道施設の復旧が完了するまでは、非常用飲料水や貯水槽等の水を飲料水として利用することから、感染症の発生等を防止するため、飲料水の安全確保のための指導を行うとともに、水道施設の復旧支援を行います。

また、食料品についても、炊き出し等による健康被害が発生しないよう、食品衛生確保のための指導を行います。

イ 公衆浴場等の情報提供

県及び市町村は、公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握し、情報提供を行います。

(8) 教育の再建

ア 学校施設の再建、授業の再開

県及び市町村は、被災地での授業の早期再開を図るため、校舎等の補修箇所等を確認し、修繕や建替等の復旧方策を検討するとともに、学校周辺の被災状況等を把握し、再建復興計画を作成します。

また、仮設校舎の設置や公共施設の利用等により授業実施の場を確保します。

私立学校についても、施設の再建や運営費等の支援を行います。

イ 児童・生徒等への支援

県及び市町村は、児童・生徒等の心的影響、経済的影響、学用品の不足等に対して支援を行います。また、転入・転出手続きについても弾力的に取り扱います。

入学者選抜等に際しては、交通機関等の影響を考慮し、日程変更や再受検の措置など、受検者間に不公平が生じないよう、書類締切の延長や入学検定料納入の猶予、検査日程・会場の変更等を行います。

(9) 社会教育施設、文化財等

県及び市町村は、被災施設の再建支援を行うとともに、収蔵品の保管場所の確保、破損した収蔵品の補修計画を策定します。また、文化財についても、破損、劣化、散逸を防止し、復旧対策を推進します。

(10) 歴史的公文書の修復等

県は、歴史的公文書等の修復や破損防止を行うため、市町村等に対して修復方法等の情報提供を 行うとともに、職員派遣等の支援を行います。

(11) 災害救援ボランティアの活動支援

ア 災害時要援護者に対するボランティア活動支援

被災者が一時避難所から仮設住宅に移り、さらに自立できる人達から仮設住宅の退去が進む復 興期においては、高齢者や障害者、親を失った子ども達など災害時要援護者の個別化が進み、個々 の災害時要援護者をサポートするには、行政のみの対応では限界があります。

このため、県では、市町村や社会福祉協議会、民間企業等と協働で、個別ケアなどに取り組むボランティアやNPOが円滑かつ効果的に活動を行うことができるよう、必要な情報の提供などの支援に努めます。

イ 被災地のボランティア団体に対する支援

被災地の復興に向けては、地域の住民や団体が主体となって長期的に取り組んでいくことが必要です。

こうしたことから、県は、市町村等と連携して、災害時要援護者に対する支援や、まちづくり、 産業振興など、様々な課題に関わる地元のボランティアやNPOのネットワーク化や組織強化な どに対する支援に取り組みます。

(12) 情報提供、県民相談

県及び市町村は、行政の行う施策のほか、被災地域の生活関連情報等を整理し、ホームページ や広報紙等を利用して提供します。

また、臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じます。

7 地域経済復興支援

地域経済の状況は、そこに住む県民にとって、雇用、収入、生活環境の確保の面において密接に係わってくるもので、被災した県民の生活再建にも大きな影響を与えます。また、財政面から見ると、地域経済が復興し、税源を涵養できれば、自治体の復興財源の確保にもつながります。地域経済を復興するには、元いた地域に人々がとどまり、人々が戻ってくる中で経済活動が行われることが重要であり、住民の生活、住宅、市街地の復興などとの関係に留意した地域経済の復興を進めることが求められます。

特に行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が脆弱な中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等があげられます。

| 〇 地域経済の復興支援施 | 策の体系 |
|--------------|--|
| 地域経済復興支援策つ | - (1)地域全体に波 7 産業復興方針の策定 |
| | - (2)金融、税制面 ア 資金融資の簡易迅速化・条件等の緩和での支援 イ 既存融資制度等の活用の促進 ウ 金融機関の資金円滑化を図る支援の実施 エ 新たな融資制度の検討 オ 金融制度、金融特別措置の周知 |
| | - (3)事業の場の確 7 仮設賃貸店舗の建設 保 イ 共同仮設工場・店舗の建設支援 ウ 工場・店舗の再建支援 エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供 オ 発注の開拓 カ 物流ルートに関する情報提供 キ 港湾機能の確保及び水上での物的・人的輸送 ルートの確保 ク 新たな支援制度の検討・創設 |
| | - (4) 農林水産業者 7 災害復旧事業等の実施に対する支援 イ 既存制度の活用の促進 ウ 新たな融資制度の検討・創設 市場・業界団体への物流ルートに関する情報 提供 |

(1) 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

ア 産業復興方針の策定

県は、被災した事業者等が速やかに事業を継続し、再開できるよう、既存の計画を尊重しながら、市町村・関係団体等と協力して、被災状況に応じ、県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した新たな産業復興方針を策定します。

イ 相談・指導体制の整備

県及び市町村は、雇用の確保、事業継続、事業の再建に不安を抱えている事業者が、安心して 復興を図ることができるよう、情報提供や様々な問題の解決を助ける相談・指導体制を整備しま す。相談にあたっては、商工会議所など各種関係団体と協力するとともに、経営の専門家を活用 するなど、総合的な支援を行います。

ウ 商談会、イベント等の活用

県は、被災により沈滞化した産業全体の復興の機運を盛り上げるため、販路拡大や消費者の誘致を目的とした商談会等を実施します。

また、県及び市町村は、各種団体との協力体制を確立し、情報発信に取り組むとともに、観光フェア、イベントの活用等により、観光や地場産業の PR を行い、観光客やコンベンションの誘

致をめざします。

エ 新分野進出、事業転換等への支援

県は、成長分野の起業を促すとともに、既存産業の高度化を促進するため、事業者の新分野進出、事業転換等の動きを積極的に支援します。また、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、地域ニーズにあった創業に関する情報提供や相談・指導を行います。

(2) 金融・税制面での支援

ア 資金融資の簡易迅速化、条件等の緩和

既存の貸付制度により融資を受けている事業者は、被災により返済資金の調達が困難になり、 償還が困難になることが予想されるため、県及び市町村は、国等の関係機関に対して償還条件 の緩和など特例措置を要請します。

また、被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、 償還期限の延長など特別な取扱いを行うよう要請します。

イ 既存融資制度等の活用の促進

県及び市町村は、事業者が速やかに事業を再建できるよう、既存融資制度等について周知し、 活用促進を図ります。

ウ 金融機関の資金の円滑化を図るための支援の実施

県及び市町村は、震災復興時の旺盛な資金需要により、金融機関の資金が不足することが想定されますので、金融機関(一般金融機関及び政府系金融機関)と協調して融資を行い、資金の円滑化を図ります。

また、県は、資金需要の増加に伴う保証需要の増加に対し、信用保証協会の基本財産の造成を検討し、基本財産の造成支援のための出損を行う場合は、市町村や金融機関に対して要請するとともに財政措置を講じます。

エ 新たな融資制度の検討

県及び市町村は、本格的な復興資金需要に対応するために、被害状況調査、資金需要の把握、 事業者や業界団体等の意見を踏まえ、低利での融資など新たな融資制度の創設について検討しま す。

オ 金融制度、金融特別措置の周知

県及び市町村は、速やかに事業所の再建を図るため、国や県等の既存融資制度を含む各種の 融資制度についての情報提供を行うとともに、リーフレット等を作成します。

カ税の減免等

県及び市町村は、災害の状況に応じて、個人事業税などの地方税について、申告等の期限延長、徴収猶予及び減免などの納税緩和措置について検討します。

(3) 事業の場の確保

ア 仮設賃貸店舗の建設

県及び市町村は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災(倒壊、焼失など)により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び市町村は、倒壊又は焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

県及び市町村は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び市町村は、業界団体等に対して賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、県ホームページ等を活用して情報提供を行います。

オ 発注の開拓

県及び市町村は、取引企業の被災、交通事情の悪化等により被災していない事業所(特に中小企業)の経営状況が悪化することが予想されるため、被害状況や団体の意見を踏まえ、受注拡大に向けた発注の開拓を図ります。

カ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路等の利用制約により、原材料等の仕入れ、商品等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

キ 物流機能の確保、水上での物的・人的輸送ルートの確保

県及び市町村は、できる限り早急に港湾機能の確保が図られるよう、国に対して特例措置を 要請します。また、道路等を利用した輸送を補完するため、海上や河川を利用した輸送ルート についても活用します。

ク 新たな支援制度の検討・創設

県は、被害状況、資金需要予測、事業者等の意見を踏まえ、支援制度の拡充、創設等の必要性と 可能性について検討します。

新たな支援制度を実施する場合、取扱機関や相談窓口等に対して制度の内容等について周知するとともに、マスコミ等を活用して事業者等に広報します。

(4) 農林水産業者に対する支援

ア 災害復旧事業等の実施

県及び市町村は、被災した農林水産業の再建に加え、生鮮食料品の安定供給を図るため、国 等が行う各種の農林水産業施設の再建費用への助成制度を活用し、災害復旧事業等を行います。

なお、津波災害は沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、 農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等に十分留意するものとします。

イ 既存制度活用の促進

県及び市町村は、被災した農林水産業者が速やかに生産等を再開できるよう、農林水産団体等を通じて各種の融資制度の趣旨や内容を周知し、活用を促進します。

ウ 新たな融資制度の検討・創設

県は、被害状況や農林水産業者等の意見を踏まえ、利子補給制度など新たな支援制度の拡充、 創設等の必要性と可能性について検討します。

エ 物流ルートに関する情報提供

県及び市町村は、長期にわたる道路利用等の制約により、生産物等の出荷が滞ることを防ぎ、経営の安定化を図るため、道路等の被害・復旧状況、緊急物資輸送ルートなどの物流ルートに関する情報提供に努めます。

資 料

- 5-2-(1) 災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書((社)神奈川県建築士会)
- 5 2 (2) 災害時における住宅再建に係る相談業務等に関する協定書 ((独)住宅金融支援機構首都圏支店)

第6章 東海地震に関する事前対策

第1節 計画の目的

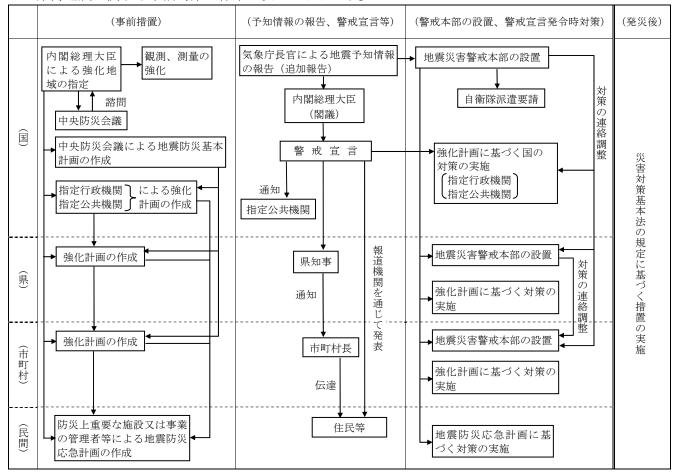
1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法(以下「大震法」という。)第6条の規定に基づき、東海 地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、警戒宣言等が発せられた 場合にとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定めるとともに、強化地域に指定され ていない地域における事前対策についても必要な事項を定め、連携のとれた東海地震の予防体制の推 進を図ることを目的としています。

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するために、全県域を対象として、県、市町村及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定めます。
- (2) この計画中、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」 (以下「強化計画」という。)とします。
- (3) この計画は、東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報(以下「東海地震に関連する情報」という。)の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震発生までの間における事前応急対策を定めます。
- (4) 市町村及び関係機関は、この計画に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施します。

2 東海地震に関する事前対策の体系

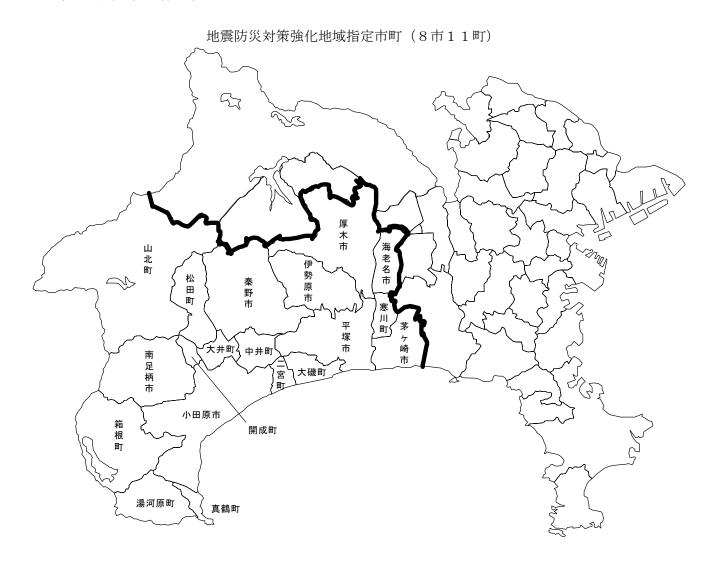
東海地震に関する事前対策の体系は次のとおりです。



3 地震防災対策強化地域

大震法第3条の規定に基づき指定された本県の強化地域は、次の8市11町です。

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同二宮町、足柄上郡中井町、同大井町、同松田町、同山北町、同開成町、足柄下郡箱根町、同真鶴町、同湯河原町



第2節 予防対策

本節では、強化地域に係る緊急整備事業の推進及び警戒宣言発令時等の対策を円滑に行うための地震 防災応急計画の作成並びに地震予知や警戒宣言等に関する正確な知識の普及について定めています。

なお、その他東海地震の事前対策については、第2章都市の安全性の向上、第3章災害時応急活動事 前対策の充実に基づいて実施します。

1 緊急整備事業

大規模な地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設を はじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要があります。

このため、県、市町村及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとします。

- (1) 県及び強化地域内市町は大震法第6条第2項の趣旨を踏まえ、同法施行令第2条の規定に基づく 地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定め、その整備に努めます。
- (2) 県及び市町村は、大震法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防 災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努めます。

2 地震防災応急計画の作成

(1) 計画作成義務等

大震法第7条及び同法施行令第4条の規定に基づき、病院、映画館、デパートなど不特定多数の者が出入りする施設、学校、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の災害防止と社会的混乱を避けるため、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

(2) 強化地域外の事業所等

強化地域外の事業所等にあっても、防災計画等(消防計画、予防規程及びその他の規程を含む。) において、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられ た場合の対応措置についてあらかじめ定めます。

3 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

県及び市町村は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めるとともに、警戒宣言が発せられた場合等に住民等が的確な判断に基づいて行動ができるよう、第3章第18節防災知識の普及に規定するもののほか、以下の知識の普及に努めます。

- ア 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 東海地震の予知に関する知識
- ウ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- エ 予想される地震及び津波に関する知識
- オ 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、並びに地震が発生した場合の 出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

第3節 警戒宣言発令時等対策

県、市町村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、強化地域内において警戒宣言発令時対策を実施します。

また、強化地域外においても同様の対策を実施します。

警戒宣言が発せられた場合には、県、市町村及び防災関係機関は、東海地震の発生後に災害応援協定に基づいた応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。県警察は、県、市町村及び防災関係機関が実施する警戒宣言発令時対策に協力するとともに広域緊急援助隊の出動体制を、消防は緊急消防援助隊の広域応援出動体制を整えます。

警戒宣言発令時対策の実施にあたっては、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響 並びに高齢者、子供、病人等の災害時要援護者への配慮に努めていきます。

なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、県、市町村及び防災関係機関は、その情報内容に 応じて、職員の参集や事前の準備行動などの必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じます。

1 東海地震に関連する情報が発表された場合の対応

(1) 情報の内容と県、市町村及び防災関係機関の対応方針

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、速やかに必要な対策が 行えるよう次の体制をとります。

| 情報の 種 類 | 情報の内容 | カラ- 発表 | -レベル 終了 | 配備体制 |
|---------------------------|--|-----------|------------|---|
| 東海地震に関 連する調査情 報(定例) | 毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定 会において評価した調査結果について発表される 情報 | 青 | 青 | _ |
| 東海地震に関連する調査情報(臨時) | 東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報 | 青 | 青 | 平常時の活動を維持 しつつ、事態の推移に 伴い人員を増員し、必 要な対策が行える体 制 |
| 東海地震注意情報 | 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報 | 黄 | 丰円: | 情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制 |
| 東海地震予知情報 | 東海地震が発生する恐れがあると認められ、「警戒 宣言が発せられた場合に発表される情報で、東海地 域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、 プレスリップによるものと判定会で判断した場合 等に発表される情報 | 赤 | 丰月 | 事前の応急対策及び 地震が発生した時、災 害対策が円滑に行え る体制 |

(2) 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合の対応

気象庁から東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合には、県安全防災局は当番班による警戒体制をとり、防災行政通信網による市町村等への一斉指令、本部連絡員への連絡、気象庁 (横浜地方気象台)、消防庁等関係機関からの情報収集を行うとともに、各局及び地域県政総合センターの警戒体制要員は待機体制に入ります。

なお、東海地震に直ちに結びつくものではないと判断された旨の東海地震に関連する調査情報 (臨時)が発表された場合には、その体制を解除します。

(3) 東海地震注意情報が発表された場合の対応

ア 気象庁から東海地震注意情報が発表された場合、知事は、警戒宣言発令時の事前の準備行動を 実施するため、県東海地震注意情報時対策本部要綱に基づき、県東海地震注意情報時対策本部(以 下「県注意情報対策本部」という。)を設置します。

また、県注意情報対策本部長(知事)は、本情報の解除に係る情報が発表された場合、県注意情報対策本部を廃止します。

なお、大震法第9条の規定による警戒宣言が発せられた場合も廃止されたものとしますが、その業務は県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)に引き継がれるものとします。

- イ 県注意情報対策本部長は、必要があると認めた時は、地域県政総合センターに、県東海地震注 意情報時現地対策本部(以下「注意情報現地対策本部」という。)を設置します。
- ウ 県注意情報対策本部長は、各地域における警戒宣言発令時の事前の準備行動等の実施状況を把握するとともに、国、市町村、防災関係機関に対する総合調整を行い、必要な指示を行います。
- エ 県注意情報対策本部の設置場所
 - (ア) 県注意情報対策本部は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。
 - (イ) 注意情報現地対策本部は地域県政総合センターに設置し、設置場所は合同庁舎内とします。

2 警戒宣言が発せられた場合の対応

(1) 県の地震災害警戒本部

ア 知事は、東海地震予知情報に基づき警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第16条の規定に基づき、県警戒本部を設置します。

また、県警戒本部長(知事)は、警戒解除宣言が発せられた場合、県警戒本部を廃止します。 イ 県警戒本部長は、各地域における警戒宣言発令時対策を実施するため、地域県政総合センター に県警戒本部の組織として県警戒本部現地対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置し ます。

- ウ 県警戒本部長は、各地域における警戒宣言発令時対策等の実施状況を把握するとともに、国、 市町村、防災関係機関に対する総合調整を行い、必要な指示を行います。
- エ 県警戒本部の設置場所
 - (ア) 県警戒本部は、県庁第二分庁舎6階の災害対策本部室に設置します。
 - (イ) 現地対策本部は地域県政総合センターに設置し、設置場所は合同庁舎内とします。

(2) 県警戒本部とその他災害対策組織との関係

県警戒本部長は、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部と一体となった県警戒本部組織の運用を図ります。

(3) 市町村の地震災害警戒本部

ア 強化地域内市町の地震災害警戒本部

強化地域内市町長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震 法第 16 条の規定に基づき市町地震災害警戒本部 (以下「市町警戒本部」という。)を設置します。

また、市町警戒本部長(市町長)は、警戒解除宣言が発せられた場合、市町警戒本部を廃止します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、市町警戒本部を設置できる体制をとります。 ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

イ 強化地域外市町村の地震災害警戒組織

強化地域外市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策を実施するため、市町村災害対策本部を設置します。

また、市町村災害対策本部長(市町村長)は、警戒解除宣言が発せられた場合、市町村災害対策本部を廃止します。

なお、東海地震注意情報が発表された場合には、市町村災害対策本部を設置できる体制をとります。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長(以下「防災関係機関の長」という。)は、警戒宣言が発せられた場合、その所管に係る警戒宣言発令時対策を実施するため、あらかじめ定めた災害対策組織を設置します。

また、防災関係機関の長は、警戒解除宣言が発せられた場合、災害対策組織を廃止します。なお、東海地震注意情報が発表された場合には、災害対策組織を設置できる体制をとるものとします。ただし、本情報の解除に係る情報が発表された場合は、その体制を解除します。

3 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められた場合、国はその旨を公表します。その場合、県、市町村及び防災関係機関は、救急・救助・消火部隊等の受入れ・派遣 準備や物資の点検、児童・生徒等の帰宅、旅行の自粛など、必要な準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表された場合、国は準備体制の解除を発表します。その場合、 県、市町村及び防災関係機関は準備行動を終了します。

4 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達

(1) 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表された場合、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じてその情報が県に伝達されます。県は、東海地震に関連する情報の伝達を受けた場合、防災行政通信網一斉FAX等により速やかに各市町村に伝達します。

(2) 警戒宣言の伝達

気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認められた場合、内閣総理大臣は警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県に伝達されます。

県は、消防庁から警戒宣言発令の伝達を受けた場合、防災行政通信網一斉FAX等により速やかに各市町村に伝達します。

5 広報対策

(1) 基本方針

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて事前の防災措置を実施することになりますが、それに伴い、徐々に社会的混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混乱、電話の異常輻輳等の発生が考えられます。これらに対処するため、県、市町村及び防災関係機関は、次の項目に留意して、迅速、的確な広報を実施します。

また、災害時要援護者等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、外国語による表示、冊子、放送のほか、広報誌、広報車、懸垂幕など、様々な広報手段を活用するよう努めます。

なお、住民等に対する東海地震に関連する情報の広報に際しては、具体的にとるべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

- ア 冷静な行動をとること。
- イ 不要な火気の始末をすること。
- ウ 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること。
- エ テレビ、ラジオ等の情報に注意すること。
- オ 当座の飲料水、食料品等の持ち出しの準備をすること。
- カ 自動車による移動を自粛すること。

- キ 避難対象地区として市町村から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された 自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- ク電話の使用は自粛すること。
- ケ 東海地震に関連する情報の内容。
- コ その他生活関連情報等、住民等が必要とする情報。

(2) 県が実施する広報

ア 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合等における知事談話の発表 知事は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せら れた場合、横浜地区放送機関に対して知事談話の放送を要請し、県民に対し冷静な行動をとるよ う、テレビ、ラジオを通じて呼びかけを行います。

イ 情報の提供

県は、県の対策等について放送機関を通じ必要な情報を逐次提供するとともに、あらかじめ指定した窓口において県民等からの問合せに応じることで、人心の安定に努めます。

ウ 放送機関に対する放送要請

県は、前記ア及びイに定めた放送を行う時は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、各放送機関に要請します。

(3) 市町村が実施する広報

市町村は、住民に対して(1)の留意項目に準じた広報を実施します。

なお、広報手段については、テレビ、ラジオのほか、同報無線、広報車、自主防災組織等を活用 します。

また、特に重要な広報は、あらかじめ定めた広報例文・広報方法により実施します。

(4) 防災関係機関が実施する広報

防災関係機関は、住民等及び施設利用者に対して、東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等それぞれの機関が所管する業務に応じた広報を実施します。

(5) 各放送機関の放送対処方法

各放送機関は、東海地震に関連する情報、警戒宣言並びに県、市町村及び公共機関等の警戒宣言発令時等対策の実施に関する放送にあたっては、通常の放送を中断して特別番組を編成するとともに、社会的混乱防止を目的として迅速・正確に行います。

また、関係機関と協力して、強化地域内外の住民等に対し、冷静な対応を呼びかけるとともに、 東海地震に関連する情報の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、 火災防止など発災時における被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとします。

(6) 駅周辺等の混乱 (パニック) 防止

県及び市町村は、駅周辺等における不特定多数の住民等が情報の不足による不安、流言飛語等による混乱(パニック)を防止するための広報を行います。

ア 県の対応

県は、県内4か所の地域県政総合センター及びかながわ県民活動サポートセンターが市町村との連携のもとに必要な広報を実施します。

イ 市町村の対応

市町村は、同報無線等により広報を実施します。

6 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

- (1) 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の 実施状況等について県警戒本部長に報告します。
- (2) 県警戒本部長は、国の地震災害警戒本部に対して、消防庁を通じ市町村から報告を受けた避難措

置、避難の状況の概要を通知するとともに、地震防災応急対策の実施状況を報告します。

7 自衛隊派遣要請に係る調整

県は、国の地震災害警戒本部長が大震法に基づいて自衛隊の派遣要請をした場合、その要請内容が 迅速、的確に実施されるため、防衛省(自衛隊法第8条に規定する部隊等を含みます。)との間で、 必要に応じて派遣要請の具体的内容について調整を行います。

8 事前避難対策

(1) 事前避難の実施

強化地域内市町長等は、警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ指定した避難対象地区の住民等 に対し、避難の勧告又は指示を行います。

なお、避難の方法は原則徒歩としますが、山間地や半島部等、避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、地域の実情に応じて車両による避難も可能とします。

ア 事前避難措置の実施者は、大震法第 26 条の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行います。

(ア) 市町長の措置

強化地域内の市町長は、警戒宣言が発せられた時は、直ちに避難対象地区の住民等に対して避難の勧告又は指示を行います。

(イ) 警察官の措置

警察官は、当該市町長が前記(ア)の措置を行ういとまがない時、又は当該市町長から要請があった時は、直ちに避難対象地区の住民等に対し立ち退きを指示することができるものとします。

イ 避難の勧告・指示の内容

- (ア) 避難を要する理由
- (d) 避難勧告·指示対象地域
- (ウ) 避難先とその場所
- (工) 避難経路
- (オ) 注意事項

ウ 避難措置の周知等

避難の勧告・指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して勧告又は指示した旨を連絡 するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図ります。

(ア) 避難対象地区住民等への周知徹底

避難措置を実施した時は、当該実施者はその内容について避難対象地区の住民等に対して広報媒体や自主防災組織等を通じて周知徹底を図ります。

(イ) 県警察等との連絡

強化地域内市町長は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と相互に連絡をとります。

(ウ) 避難対象地区住民等の避難行動等

避難の勧告又は指示を受けた住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ速やかに 避難するとともに、避難生活の運営に努めるものとします。

市町は、避難した住民等が自主防災組織を中心として円滑に避難生活を運営できるよう、必要な支援を行います。

(2) 避難地 (避難所) における措置

ア 強化地域内市町長は、避難地(避難所)の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し次の 措置をとるよう努めます。

(ア) 東海地震予知情報の伝達

- (イ) 警戒宣言発令時対策の実施状況の周知
- (ウ) 飲料水、食糧、寝具等の供与
- (エ) 施設の秩序維持
- (オ) その他避難生活に必要な措置
- イ 強化地域内市町長は、避難生活に必要な生活必需物資等の調達・確保の方法及びこれに係る体制を整備します。また、避難者に対して避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合は、その旨を明示します。

(3) 事前避難体制の確立等

ア 事前避難体制の確立

強化地域内市町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう 事前避難体制の確立に努めます。また、県はこれに協力します。

- (ア) 避難にあたっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。
- (4) 強化地域内市町は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障害者、子供、病人等災害時要援護者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外国人、出張者及び旅行者等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。
- イ 災害時要援護者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子供、病人等災害時要援護者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとします。

ウ 避難計画の見直し

市町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すこととします。

(4) 災害救助法の適用

事前避難生活の状況に応じ、災害救助法を適用する場合の手続き等については、第4章第 14 節の定めにより行います。

(5) 強化地域外市町村の事前避難対策

強化地域外市町村にあっては、必要がある場合、前記(1)から(3)に準じて事前の避難対策を実施します。

9 火災、救急救助、津波対策

(1) 火災の防止等

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、平常時の消防業務(災害活動を除きます。)を停止又は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- ア 地震に備えての消防部隊の編成強化
- イ 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- ウ 資機材及び救急資機材の確保
- エ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- オ 施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- カ 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- キ 迅速な救急救助のための体制確保
- ク 火災、水災等の防除のための警戒
- ケ その他必要な事項

(2) 津波被害の防止

県及び市町は、警戒宣言が発せられた場合、津波による被害を軽減するため、次のとおり必要な

措置を行います。

- ア 要員の確保、配置
- イ 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- ウ 沿岸住民及び海浜利用者等に対する事前避難の勧告、指示
- エ 防潮門扉等の施設の点検
- オ 水防用資器材の点検整備及び緊急調達体制の確保
- カ その他必要な措置

10 施設、設備等の点検及び緊急にとるべき措置

県、市町村及び防災関係機関は、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、 必要に応じ緊急の措置を講じます。

11 警備対策

県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る県民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、県民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

(1) 警備体制の確立

ア 警備本部の設置

県警察は、東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報を受理した時は、直ちに警察本部に警察本部長を長とする警備本部を、各警察署に警察署長を長とする警察署警備本部を設置し、指揮体制を確立するとともに、警察署警備本部と市町村地震災害警戒本部は必要に応じてお互いに要員を派遣し、協力・連携体制を強化します。

イ 警備部隊の編成及び部隊運用

県警察は、別に定めるところにより警備部隊の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて 迅速、的確な部隊運用を行います。

(2) 警戒宣言発令時対策等

県警察が実施すべき東海地震に関連する情報が発表された時の措置及び警戒宣言発令時対策については、概ね次に掲げる事項を基準とします。

ア 情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速、的確に収集、把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため次の活動を実施します。

- (ア) 県、市町村が行う東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達への協力
- (イ) 各種情報の収集
- (ウ) 地震災害警戒本部及び関係機関との相互連絡

イ 広報

民心の安定と混乱防止のため、次の事項を重点として広報活動を行います。

- (ア) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報
- (イ) 道路交通の状況と交通規制の実施状況
- (ウ) 自動車運転の自粛と自動車運転手のとるべき措置
- (エ) 犯罪の予防等のために住民がとるべき措置
- (オ) 不法事案を防止するための正確な情報
- (カ) その他混乱防止のために必要かつ正確な情報

ウ 社会秩序維持

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃

盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、県警察は次の活動により社会秩序維持に万全を 期します。

- (ア) 正確な情報の収集及び伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止
- (4) 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防、取締り
- (ウ) 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防、取締り
- (エ) 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護
- (オ) 避難地、警戒区域、重要施設等の警戒
- (カ) 自主防犯活動等に対する指導
- エ 施設等の点検及び整備

警察通信施設、警察庁舎及び道路交通施設等について、発災に備えその機能を保持するため、 点検及び整備を実施します。

12 道路、海上交通対策

(1) 道路

県及び市町村は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不 急な旅行等の自粛を要請します。

県警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を 防止し、地域住民等の避難の円滑と防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸 送の円滑を確保するため、次により交通規制等の交通対策を実施します。

なお、強化地域内の交通規制については、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施することとします。

ア 交通規制措置

- (7) 基本方針
 - a 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。
 - b 強化地域内への一般車両の流入は極力制限します。
 - c 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。
 - d 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。
 - e 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路(一般道路である国道 271 号の小田原から平塚間を含みます。以下「高速自動車国道等」という。)については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。
- (4) 都県境における一般車両の流出入は次により措置します。
 - a 東京都内へ流出する車両は抑制せず、東京都内から流入する車両は状況により制限します。
 - b 山梨県内へ流出する車両又は山梨県内から本県に流入する車両は、状況により制限します。
 - c 静岡県内へ流出する車両又は静岡県内から本県に流入する車両は、状況により制限します。
- (ウ) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。

a 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられた場合は、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同 区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施しま す。

b 緊急交通路の確保

緊急交通路として指定する想定のある道路(指定想定路)54路線の中から、交通の状況に

応じて確保します。

イ 運転者のとるべき措置

- (ア) 走行中の車両は、次の要領により行動するものとします。
 - a 警戒宣言が発せられたことを知った時は、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - b 車両をおいて避難する時は、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道 路上において避難する時は、道路左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付 けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車する時は、避難する人の通行や地 震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。
 - c 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。
- (イ) 避難のために車両を使用しないこと。

(2) 海上

第三管区海上保安本部は、警戒宣言が発せられた場合は、次の措置をとります。

ア 警戒宣言等の伝達

- (ア) 強化地域周辺海域の在泊船舶に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡 声器、たれ幕等により周知します。
- (イ) 航行船舶に対しては、航行警報及び安全通報等により周知します。
- (ウ) 津波による被害が予想される沿岸地域の住民、海水浴客等に対しては、船艇、航空機等を巡回させ、拡声器・たれ幕等により周知します。

イ 海上交通安全の確保

- (ア) 船舶交通の輻輳が予想される東京湾内の航路及びその周辺海域の船舶交通の整理、指導を行います。
- (4) 船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、船舶交通を制限し、又は禁止します。
- (ウ) 船舶交通の混乱を避けるため、船舶の安全な運行に必要な情報を無線等により提供します。 ウ 危険物の保安措置
 - (ア) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止します。
 - (4) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等事故防止のための指導を行います。
 - (ウ) 危険物施設からの海上への危険物の流出を防止するための指導を行います。

13 緊急輸送対策

(1) 緊急輸送の実施

県、市町村及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次の要員、物資等の緊急輸送を実施します。

- ア 警戒宣言発令時対策要員
- イ 食糧、医薬品、防災資機材等の物資
- ウ その他必要と認める人員、物資又は資機材

(2) 緊急輸送路等の確保

県及び市町村は、緊急輸送を実施するため、あらかじめ指定した緊急輸送道路及び物資受入港を 関係機関と協力して確保します。

緊急輸送道路の確保にあたっては、道路及び沿道の危険度に留意するとともに、緊急交通路や他の輸送手段にも考慮します。

(3) 緊急輸送車両等の確保

ア 県の措置

県は、緊急輸送車両等の輸送手段を次のとおり確保します。

- (ア) 車両の確保
 - a 県保有車両の確保
 - b 「緊急輸送車両の調達又はあっ旋に関する覚書」に基づく関東運輸局神奈川運輸支局に対 する調達、あっ旋依頼
 - c 関係業者(特殊車両等保有業者)に対する協力要請
- (イ) 航空機(ヘリコプター)の確保
 - a 県警察及び他の自治体保有のヘリコプターの確保
 - b 「災害時における航空機の協力要請に関する協定」に基づく民間へリコプター会社に対す る協力要請

イ 市町村の措置

- (ア) 市町村は、地域の現況に即した車両等の調達を行います。
- (イ) 市町村は、必要な車両等の確保が困難な時は、県に対して要請及び調達、あっ旋を依頼します。
- ウ 防災関係機関の措置

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行います。

(4) 緊急車両

ア 緊急輸送車両(確認対象車両)

緊急輸送車両は、大震法第 21 条第 2 項に規定する地震防災応急対策(警戒宣言発令時対策) の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とし ます。

- (ア) 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示
- (イ) 消防、水防その他の応急措置
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護
- (エ) 施設及び設備の整備並びに点検
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持
- (カ) 緊急輸送の確保
- (キ) 地震が発生した場合の食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- (ク) その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置
- イ 緊急輸送車両に準ずる車両

アの緊急輸送車両のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急輸送車両に準ずる車両とします。

- (ア) 道路交通法施行令(昭和35年政令第207号)第13条に規定する緊急自動車
- (イ) 道路交通法施行令第14条の2に規定する道路交通維持作業用自動車
- (ウ) 医療行政及び感染症防疫のための車両
- (エ) 報道機関の緊急取材のための車両
- (オ) その他特に緊急を必要とする次の車両
 - a 郵便物の集配及び電報配達のための車両
 - b 金融機関の現金輸送のための車両
 - c 新聞の輸送のための車両
 - d 廃棄物の処理及び清掃のための車両
 - e 道路交通法施行令第26条の3に規定する通学、通園バス
- ウ 緊急車両の確認手続

大震法第24条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第12条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、次によるものとします。

- (ア) 県の保有車両及び調達車両については県知事が行い、確認車両台数等を県公安委員会に通知 するものとします。
- (4) 県知事が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会(県警察)が行うものとします。

14 鉄道等の公共輸送対策

(1) 鉄道

ア 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

- (ア) 強化地域内への進入を禁止します。
- (4) 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提に運行可能とします。
- (ウ) 強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保します。
- (エ) 警戒解除宣言が発せられた時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、 列車の運行を行います。

イ 列車運行措置

- (ア) 東日本旅客鉄道㈱(横浜支社)
 - a 強化地域に係る措置
 - (a) 列車の運転を中止します。
 - (b) 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。
 - (c) あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次の駅まで列車の運転継続を指令します。
 - (d) 停車場外に抑止した停車列車の収用方を指令します。
 - b 強化地域外に係る措置
 - (a) 強化地域外で震度5弱以上が予想される地域
 - ・ 強化地域内への列車の進入は、原則として規制します。
 - ・ あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行します。
 - · 近接する区間において運転を中止します。

東海道線・・・・・・・・・・茅ヶ崎駅~藤沢駅間

相模線・・・・・・・・・・・厚木駅~橋本駅間

中央線・・・・・・・・・・上野原駅~高尾駅間

- (b) 強化地域外で(a)を除く地域
 - 原則として運転規制を行わないものとします。
- (イ) 東海旅客鉄道㈱

(東海道新幹線)

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止します。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運転中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車 します。
- c 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続します。 この場合、強化地域内については安全な速度で運転します。

(在来線)

- a 強化地域への進入を禁止します。
- b 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して 停車します。

c 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し、区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続します。

(ウ) 例外措置

東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。

(工) 私鉄各社

| (工) 私鉄各住 | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|---|--|--|--|
| 機関 | 強化地域内 | 強化地域外 | | | | |
| | | 警戒宣言当日 | 翌日以降 | | | |
| 小田急電鉄㈱ | ○原則として最寄り駅まで安全な速度で運転 し、以後の運転を中止 | ○小田原駅〜相武台前駅間及び藤沢駅〜片瀬江ノ島駅間の列車は最寄り駅で運転を中止 ○新宿駅〜相武台前駅間(小田原線)、新百合ヶ丘駅〜唐木田駅間(多摩線)、相模大野駅〜藤沢駅間(江ノ島線)は、45km/h以下により運行。なお、特別急行列車及び急行列車は運転休止 | ○地震が 付を作成して、可能な範囲での運行に努める | | | |
| 相模鉄道㈱ | ○原則として運行中の列 車等は最寄りの安全な 停車場まで運転し、以 後の運転を休止 | □ ○横浜駅〜大和駅間、二俣川駅〜 湘南台駅間で、50km/h 以下に より運行 | ○地震ダイヤを作成して、可能な範囲で の運行に努める | | | |
| 東京急行鉄道㈱ 京浜急行鉄道㈱ 京王電鉄㈱ | | ○現行ダイヤを使用して減速走行 なお、輸送力は平常ダイヤより減 少 | ○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める | | | |
| 箱根登山鉄道㈱ | ○原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止 ○小田急列車については、原則として東海地震予知情報を受けた時点より乗入れは行わない | | | | | |
| 伊豆箱根鉄道㈱ | ○列車は別に指定する最 寄り駅まで 45km/h 以 下の速度で非常時注意 運転し、以後の運転は 休止 | | | | | |
| 江ノ島電鉄㈱ | | ○旅客の状況等を考慮し、地震ダ イヤを作成して運行を確保 | ○同左 | | | |
| 横浜市高速鉄道 (横浜市営地下 鉄) | | | ○地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努める | | | |
| 横浜新都市交通㈱ | | ○現行ダイヤによる減速運転 | ○同左 | | | |
| 湘南モノレール(株) | | ○東海地震注意情報で減速し、15 分間隔で運行。東海地震予知情報(警戒宣言発令)で最寄り駅 に停車・待機 | | | | |

ウ 旅客に係る措置

(ア) 基本方針

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者、滞留旅客に対する具体的な避難誘導、保護並びに食糧等のあっ旋、市町村が帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のために必要な対応をとるものとします。

また、不要不急の旅行等を控えるよう要請します。

(4) 東日本旅客鉄道㈱(横浜支社)

- a 駅舎内の旅客及び駅に停車した列車内旅客に対し、駅、車内放送、掲示等により警戒宣言の内容、停止の理由、旅行の中止、迂回のしょうよう及び近距離旅行者の徒歩帰宅の呼びかけを行います。
- b 駅施設内の旅客及び駅に停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を 除き、原則として駅施設内又は列車内を待機場所とします。
- c 列車の停止が長期間となった場合及び危険が見込まれる場合は、地方自治体が定める避難 地(避難所)へ旅客を避難させることとし、あらかじめ関係地方自治体と協議しておきます。
- d 旅客に対しては、必要に応じて食事のあっ旋を行うこととします。また、あらかじめ関係 自治体とも食事のあっ旋方法や体制等について協議しておきます。
- e 旅客等に急病人等が発生した時は、駅周辺の指定医療機関に収容することとし、その協力 体制を確立しておきます。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検すると ともに、救護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整えておきます。
- f 駅施設内及び列車内等の旅客の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況等を勘案の 上関係社員を適宜配備し、また、必要により警察の応援を求めて盗難等各種犯罪の防止に努 めます。

(ウ) 東海旅客鉄道(株)

a 旅客に係る措置

警戒宣言発令時、旅客に対しては、次の各号に掲げる措置を講じることとします。

- 1 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、あらかじめ定められた 方法及び内容により列車の運行状況について案内します。
- 2 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方自治体 の定める避難地へ避難させる等、必要な措置をとります。

b 警備体制

駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案の うえ関係社員を適宜配置し、また、必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に 努めることとします。

c 避難対策

津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等には列車を抑止させないこととします。また、この地域にある駅等の旅客公衆等をあらかじめ定めた避難場所に直ちに避難させることとします。

(2) 路線バス

ア 基本方針

- (ア) 強化地域内においては、警戒宣言発令後の運行を、各社の地震防災応急計画の定めるところ に従い中止します。
- (4) 強化地域外においては、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令 時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。
 - a 警戒宣言が発せられた時は、減速走行の措置をとります。

- b 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の 措置をとります。
- c 危険箇所等を通過する路線については、運行中止、折り返し、迂回等事故防止のための適切な措置をとります。
- d 警戒宣言が発せられた翌日以降についても、前項 a~c を踏まえ、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて運行中止等適切な措置をとります。

15 鉄道折り返し駅及び周辺の混乱防止対策

鉄道機関(東日本旅客鉄道㈱、小田急電鉄㈱、相模鉄道㈱)、県、各鉄道折り返し駅所在市(藤沢市、座間市、大和市)等は、警戒宣言が発せられた場合、鉄道折り返し駅となる藤沢駅、相武台前駅及び大和駅の3駅並びにその周辺の混乱を防止するため、それぞれ次の措置を講じます。

(1) 情報連絡本部の措置

駅及びその周辺の混乱防止対策の実施について連絡調整を行うため、各鉄道折り返し駅に関係機関(鉄道機関、県、市、県警察)が合同で情報連絡本部を設置します。

(2) 関係各機関の措置

ア 鉄道機関

(ア) 旅客に対する広報

始発駅から折り返し駅までの主要駅において、警戒宣言の内容を伝達するとともに、鉄道の 運行状況及び折り返し駅の状況等を広報します。

(イ) 乗降客の誘導

鉄道折り返し駅において、乗車客、降車客の混乱を防止するため、あらかじめ定めた乗降口を専用にし、一方通行により乗降客の整理、誘導を行うなど、適切な措置をとります。

イ 県(地域県政総合センター)

各鉄道折り返し駅所在市と連携して、警戒宣言の内容を伝えるとともに、避難地(避難所)への誘導等混乱防止のための広報を実施します。

ウ 各鉄道折り返し駅所在市

(ア) 折り返し駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の誘導

駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱を防止するため、必要に応じて警察官の協力を得て、 あらかじめ定められた避難地(避難所)に誘導します。

また、自らの意思で強化地域内の自宅等に徒歩帰宅を希望する者に対しては、安全な帰宅経路を示し、誘導します。

(イ) 避難地(避難所)の開設

あらかじめ定められた避難地(避難所)を開設し、帰宅困難者、滞留旅客を保護します。

工 県警察

駅周辺の帰宅困難者、滞留旅客の混乱を防止するため、必要に応じてあらかじめ定められた避難地(避難所)に誘導します。また、必要に応じて帰宅経路のパトロールも強化します。

才 報道機関

折り返し駅の状況、避難の状況等を報道するとともに、混乱防止のための呼びかけを行います。

(3) 強化地域内の市町の措置

あらかじめ定められた避難地(避難所)を開設し、帰宅困難者、滞留旅客を保護します。また、強化地域内の自宅等に徒歩で帰宅する者に対し、休憩所、救護所等を開設し、必要な救護活動を実施します。

16 児童·生徒等保護対策

東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合には、強化地域内外を問わず、平常時の活動を維持しつつ、情報等の収集に努めます。東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合には、児童・生徒等の安全確保に万全を期すため、次の措置を講じます。

県教育委員会では、原則として次のとおりとしています。詳細は、「学校防災活動マニュアルの作成指針」に定め、県立学校では、それに基づき学校防災計画等を作成しています。また、作成指針を 市町村教育委員会に示しています。

(1) 公立学校の対応

ア 校長は、対策本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報等の把握に努め、的 確な指揮にあたります。

イ 児童・生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校で児童・ 生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。

ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、 保護者が来校するまでは、学校で児童・生徒等を保護します。

なお、学校種に応じて、あらかじめ対応を定めておきます。

- ウ 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会に避難誘導等の状況を速やかに報告します。
- エ 学校施設の保安措置をとります。
- オ 初期消火及び救護・救出活動等の防災活動体制をとります。

(2) 公立学校教職員の対処、指導基準

ア 学級担任等は、学校防災計画等、あらかじめ決められた方法で、児童・生徒等の安全確保を図った後、避難誘導を行います。その後、対策本部の指示により、さらなる児童・生徒等の安全確保に努めます。

- イ 障害のある児童・生徒等については、介助体制などの組織により対応する等、十分配慮します。
- ウ 児童・生徒等の保護者への引き渡しについては、あらかじめ決められた方法で確実に行います。
- エ 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・ 人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- オ 児童・生徒等の安全を確保した後、対策本部の指示により防災活動体制をとります。

(3) 私立学校の対応

私立学校の設置者又は校長は、安全確保のために児童・生徒等を学校で保護した場合は、速やかに県に報告するとともに、各学校の状況に応じた防災活動体制をとります。

17 医療機関、福祉施設対策

(1) 医療機関の対策

医療機関は速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに 医療機能の維持に努めます。

ア 警戒宣言発令時の措置

(ア) 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知徹底を図ります。

(イ) 院(所)の防災指導

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施します。

(ウ) 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保措置を講じます。

(エ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については緊急や むを得ない場合を除き延期します。

(オ) 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院については診療を 継続できるものとします。

(カ) 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努める とともに、水、食糧、燃料等の確保も合わせて行います。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引き渡しを実施します。

イ 救護班の編成待機

県は、発災後、市町村からの医療救護に関する協力要請に備えるため次のことを実施します。

- (ア) 災害医療拠点病院、県所管の県立病院に対して救護班の編成及び待機の要請等をします。
- (イ) 神奈川DMAT指定病院に対して、神奈川DMATの編成及び待機を要請します。
- (ウ) 国立病院機構、神奈川県立病院機構及び日本赤十字社神奈川県支部に対して、救護班の編成 待機について要請を行います。
- (エ) 市町村、県保健福祉事務所に対して救護所開設準備の指示を行います。
- ウ 医薬品及び医療資機材の調達準備

県は、医療救護活動に必要な医薬品等の調達を行うため、医薬品卸業協会等の在庫量を確認する等、必要な措置を講じます。

(2) 社会福祉施設対策

ア 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期すため次の措置をとります。

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) 落下物等の防止措置
- (ウ) 飲料水、食糧等の確保
- (エ) 関係機関、保護者との連絡体制の確保

イ 発災後への備え

入所者等の保護等の方法については、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは家族への引き渡しを実施します。

18 不特定多数が出入りする施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の対応

ア デパート等の対応

警戒宣言発令時におけるデパート、スーパーマーケット及び小売店等における営業状況は、概 ね次のとおりとします。

なお、食料品及び日用雑貨等の生活必需物資を取り扱う小規模小売店舗については、食品について衛生上の確保を図りつつ、地域の需要に応えるためできるだけ営業の継続に努めます。

また、県及び市町村は、小規模小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な対策を講じるよう努めます。

(ア) デパート (百貨店協会)

デパートについては、各デパートごとにあらかじめ定めた方針により、耐震性を有するなど 安全性が確保されている場合には営業を継続できるものとします。 (イ) スーパーマーケット (チェーンストア協会)

施設の耐震性、従業員の確保状況により、個々の店舗ごとに継続、閉店を判断します。 なお、原則としては次のとおりとします。

- a 強化地域内については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続することができるものとします。
- b 強化地域外については、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合には営業を継続 します。
- (ウ) 小規模小売店(公益社団法人商連かながわ)
 - a 強化地域内で避難対象地区以外に立地する、食糧等の生活必需品などを扱う小規模小売店で生活型商店街に属するものは、できるだけ営業を継続するよう努めます。
 - b 強化地域外については、原則として営業を継続します。
- イ 野球場、映画館等の興行者の対応

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表あるいは警戒宣言が発せられた場合における 競輪場、競馬場、野球場及び映画館等の興行施設の措置は、基本的には各事業者等が定める地震 防災応急計画(地震防災規定を含む)によりますが、おおむね次のとおりです。

- (7) 東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合、原則として興行を中止します。
- (イ) 警戒宣言発令が開催日前又は開催日であっても、開催前である場合は、原則として興行を中止します。
- (ウ) 警戒宣言発令が開催中の場合は、主催者の判断で興行を中止します。

(2) 施設管理者の措置

不特定多数が出入りする施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに次の措置を講じます。

- ア 情報の収集
- イ 利用者等への情報伝達
- ウ 退避誘導の確保
 - (ア) 非常出口、退避方向の指示
 - (イ) 顧客の整理、誘導
 - (ウ) 退避場所及び経路の指示
- エ 施設の点検
 - (ア) 火気使用器具の使用停止
 - (イ) ボイラー等のバルブ閉止、燃料停止の確認
 - (ウ) ボンベ、燃料タンクの固定確認
 - (エ) 消防用設備等の点検、作動確認
 - (オ) 受水槽の確認、給水
 - (カ) 看板、ネオン、舞台装置、照明器具等の転倒、落下防止措置
 - (キ) 非常持ち出し品の準備
 - (ク) その他必要な措置

19 生活関連施設対策

(1) 電話(通信)の確保

電気通信事業者は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策上重要な電話(通信)の確保を図るため、地震災害警戒本部の設置、応急用資機材の事前配備、電源の確保、電話(通信)のそ通確保、安否確認に必要な措置等必要な体制を確保し、応急措置を実施します。

なお、これらの措置は、必要に応じて警戒宣言発令前からも実施します。

(2) 電力施設の確保

電力事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、その供給の継続を確保するため、地震災

害警戒本部の設置、資機材の確保、特別巡視、特別点検、通信網の確保、応急安全措置など、必要な電力を供給する体制を確保し、応急措置を実施します。

(3) 都市ガス施設等の安全等の確保

ガス事業者は、警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの製造、供給を継続しますが、発災後に備えて、要員・資機材の確保、施設の予防措置、広報の実施など、応急措置を迅速に講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

(4) 上・下水道施設の確保

ア 上水道施設の確保

水道事業者は、東海地震注意情報が発表された場合、あらかじめ取水量を増加させるなど需要量の増加に対する給水の確保、継続を図るとともに、住民に対して自ら飲料水の確保を図るよう広報します。

また、発災後に備えて、要員の確保、資機材等の事前配備、復旧体制の整備等、応急給水措置を講じる体制を確保し、応急措置を実施します。

イ 下水道施設の確保

県及び市町村は、地震発生に備えて、被害を最小限とするために下水道施設の保守点検並びに 応急復旧のための職員の配備及び資機材の点検、確保を行います。

20 金融機関の措置

(1) 民間金融機関に係る措置

関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、県と連携し、警戒宣言発令時における民間 金融機関の業務について、次に掲げる措置をとるよう要請します。

- ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所(以下「営業所等」という。)を置く金融機関の警戒宣 言発令時の対応等
 - (7) 警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金(総合口座を含む)の払い戻しを除く全ての業務を停止します。なお、普通預金の払い戻しについても、来店中の顧客の払い戻しが終了次第停止します。 ただし、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内でキャッシュサービス等(現金自動支払機等を含む)の営業を継続するよう努めます。

手形交換所における内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止し、不渡処分猶予等の措置を講じます。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、窓口営業の開始又は再開は行いません。ただし、この場合でも、関係機関と緊密な連絡を取りながら、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じます。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後の営業については、開店の準備が整い次第、可及的速やかに再開します。

- イ 強化地域外に営業所を置く金融機関の警戒宣言発令時の対応等
 - (ア) 原則として平常どおり営業を行います。
 - (4) 強化地域内にある営業所あての内国為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止します。なお、この旨を店頭に掲示し、協力を求めます。
- ウ 営業停止等の取引者への周知

営業停止等の取引者への周知については、それぞれの金融機関があらかじめ定めた方法で行います。

(2) 郵便局

ア 強化地域内に所在する郵便局の措置

警戒宣言が発せられた場合、郵便局における業務の取り扱いを停止します。ただし、強化地域内の居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、必要な範囲内で郵便貯金の払戻しの窓口取扱い等を行います。また、郵便貯金自動預払機等については、可能な限り取り扱いを行います。

なお、警戒解除宣言が発せられた場合又は地震発生後については、速やかに営業を再開します。

イ 強化地域外に所在する郵便局の措置

警戒宣言が発せられた場合も、強化地域外に所在する郵便局の業務の取扱いは平常どおりとします。

(3) 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険会社及び火災共済組合に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を 取りつつ、保険会社等に対し、以下に掲げる措置を要請します。

ア 強化地域内に本店又は支店等の営業所を置く保険会社等の警戒宣言時の対応等

(ア) 警戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、保険会社等において、営業所等における営業を停止します。

また、保険会社等は、営業停止等を行う営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載する等により、営業停止等を取引者に周知徹底します。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の保険会社等の円滑な遂 行の確保を期すため、保険会社等において、営業の開始又は再開は行いません。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、保険会社において、可及的速かに平常の営業を行います。発災後の保険会社の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じます。

イ 強化地域外に営業所を置く保険会社等の警戒宣言時の対応等

強化地域内の本店又は支店等が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置 をとった強化地域外の営業所は、平常どおり営業を行います。

(4) 第一種金融商品取引業者(証券会社等)に係る措置

関東財務局横浜財務事務所は、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を 取りつつ、証券会社等に対し、以下に掲げる措置を要請するものとします。

ア 強化地域内に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応等

(ア) 警戒宣言が発せられた場合の措置

営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、第一種金融商品取引業者において、営業所又は事務所の窓口における業務を停止します。

証券会社等において、業務停止等を行う店舗名等を、店頭掲示等の告示、新聞やインターネットのホームページに掲載する等により業務停止等を取引者に周知徹底します。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の証券会社等の円滑な遂 行の確保を期すため、証券会社等において窓口業務の開始又は再開は行いません。

(イ) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合には、証券会社等において、可及的速かに平常の営業を行います。

発災後の証券会社等の応急措置については、適時、的確な非常金融措置を講じます。

イ 強化地域外に営業所又は事務所を置く証券会社等の警戒宣言時の対応等

強化地域内の営業所又は事務所が営業停止の措置をとった場合であっても、当該営業停止の措置をとった強化地域外の営業所又は事務所は、平常どおり営業を行います。

21 事業所等の措置

(1) 警戒宣言が発せられた場合の事業所の対応

ア 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止し又は軽減するための体制を確立します。

- イ テレビ・ラジオ等から情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達します。
- ウ 地震防災応急計画ないし消防計画等に定められた分担に従って、地震災害を防止し又は軽減するため、次の措置を講じます。
 - (ア) 火気使用設備等地震発生により出火原因になるものについては、原則として使用を中止します。
 - (4) 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等を点検します。
 - (ウ) 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止を行います。
 - (エ) 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒、落下防止を行います。
- エ 火気使用店舗は原則として営業を自粛します。
- オ 飲料水、非常食糧、医薬品等を確保します。
- カーその他必要と思われる措置を講じます。

(2) 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所においては、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを 原則とします。やむを得ず従業員を帰宅させる場合は、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、 警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認したうえ、時差退社をさせま す。

ただし、近距離通勤者にあっては、徒歩又は自転車によるものとし、できるだけ交通機関の利用はしないものとします。また、自家用車による帰宅は行わないものとします。

なお、強化地域内では原則として鉄道の運行が中止されるので、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者についてはそれぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

22 救援対策等

(1) 食糧

ア 県は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて直ちに次のことを行います。

(ア) 食糧調達体制の点検、確認

農林水産省(並びに関東農政局横浜地域センター)、側塩事業センター及び「災害救助法が発令された場合の応急物資の取扱いに関する協定書」を締結している関係団体等と連携をとり、 食糧調達体制の確認を行うとともに、現在の食糧の保有数量等の把握に努めます。

(イ) 卸売市場の開場要請

生鮮食料品の安定供給を確保するため、公設市場開設市及び民営市場開設者に対して平常ど おり市場を開場し、生鮮食料品の取引業務を行うことを要請します。

(ウ) 集荷物の確保

生産地、出荷団体及び出荷者に対して市場への出荷要請を行います。卸売業者に対しては、 入荷量を確保するとともに、その保管する物資の放出を要請します。

イ 市町村は、警戒宣言発令とともに、地震災害の発生に備えて備蓄物資等の確認及び協定等を締結している関係団体と連絡を取り、食糧調達体制を確認するとともに食糧の保有数量等の把握並びに応急給食のための要員、資機材及び運搬手段などの確保を図ります。

(2) 給水

ア 飲料水の事前確保

県及び市町村は、警戒宣言発令とともにそれぞれの広報媒体並びに関係機関の協力を得て、需要家(一般家庭、その他の施設)に対して飲料水確保のための緊急貯水を呼びかけます。

イ 給水量の確保

- (ア) 県は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう指示します。
- (イ) 市町村は、東海地震注意情報が発表された場合、水道事業者に対して飲料水確保のための緊急貯水に応える体制をとるよう協力を要請します。

ウ 応急給水体制

- (ア) 県は、市町村に対して、地震災害発生に備えて応急給水体制をとるよう指示します。
- (イ) 市町村は、地震災害の発生に備えて、水道事業者等に飲料水の確保を要請し、また自力での 飲料水の確保を行うとともに、応急給水のための要員、資機材及び運搬手段等を確保します。
- (ウ) 鋼板プール並びにろ水機の管理者は、地震災害の発生に備えて速やかに使用できるよう体制を整えます。

(3) 生活必需物資等

- ア 県は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて災害救助用備蓄物資を点検するとともに、「生活必需物資等の調達に関する協定書」を締結している大規模小売店等と連絡をとり、物資保有数の把握に努め、市町村の要請に対処できる体制を整えます。
- イ 市町村は、警戒宣言発令とともに、地震災害発生に備えて備蓄物資を確認するとともに、協定 書等を締結している関係業者、団体等と連絡をとり、生活物資の調達体制を整えます。また、物 資保有数を把握して物資供給のための要員及び運搬手段等を確保します。

(4) 物価高騰の防止等のための要請

県及び市町村は、警戒宣言が発せられた場合に、食糧をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。また、県は、県民が落ち着いた消費行動が取れるよう生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

資 料

- 6-3-(1) 神奈川県地震災害警戒本部条例
- 6-3-(2) 神奈川県地震災害警戒本部要綱
- 6-3-(3) 神奈川県東海地震注意情報時対策本部要綱
- 6-3-(4) 東海地震に関連する情報
- 6-3-(5) 交通規制計画
- 6-3-(6) 東海地震に関する知事の談話

参考

- 4-1-(15) 災害時における放送要請に関する協定書
- 4-12-(6) 神奈川県災害活動中央基地要領

平成24年4月

神奈川県地域防災計画 -地震災害対策計画-

発 行 神 奈 川 県 防 災 会 議編 集 神奈川県安全防災局危機管理部災害対策課 横 浜 市 中 区 日 本 大 通 1電 話 045(210)1111